

此第一一書に、時味耜高彥根神、光儀花艶、映三丘二谷之間と見え、古事記に、猿田毘古神の事を、上光高高原、下光葦原中國之神、於是有と載せ、海宮遊行章第七一書、豐玉姬自馭大龜、將女弟玉依姬、光海來到と有り、神武天皇戊午年御紀に、至吉野時、有入出自井中、光而有尾、(中略)臣是國神、名爲井光、と見え、允恭天皇七年御紀に、弟姬容姿絶妙無比、其艶色徹衣而晃之、是以時人號曰衣通郎姬と書し、雄略天皇前御紀に、天皇産而神光滿殿と有るが如く、人世と成りても斯る事の有るを以て、天神御子と坐せる大御身には、其御光御在し坐して、國土を照させ給ふ程の大御稜威御在し坐しけむ事何かは疑ひ奉らむ、(私記に、光彥を天留比古と有れば、天津彦國と續く如く聞ゆれども、天字の訓を省かれたるのみにして別なるに非らず、良海本には天津彦の津字を脱せり、火を火と有るは例の穂々なり) ○天津彦根火瓊々杵根尊、第六一書に出たる其彦根又瓊々杵根と申す二の根は、傳十三に注し奉るが如く、大御父尊を天忍穗長根尊、又天忍穗長根尊とも申奉る根に同じく、物の根基の言に起りて、其即尊稱とは成れる者なり、次に天國饒石彦火瓊々杵尊と有る天國饒石は、第八一書に出でたる天饒石國饒石の略なり、此前文に、乃用眞床覆衾、裏皇孫天津彦根火瓊々杵根尊、而排披天八重雲以奉降、故稱此神、曰と有るを見奉れば、天津彦彦火瓊々杵尊と申奉るは、天上に御在し坐して天津日嗣の大御位に即かせ御在坐しける時の大御名にて、天國饒石と冠らせて稱へ奉れるは、天上にての大御裝束は申すも更なり、其の御天降の大御稜威の嚴めしく饒足へる事、天地の立定まりてより初めての壯觀なりけむから、然稱奉れるにぞ有るべかりける、饒速日命と申すも、天神本紀に所見たる如く、天物部を奉る供奉神を數多從へて天降り給へるに因れる御名なる可きをも互に思合す可し、其邇

岐志の事は次に説くべし、(良海本に彦火を彦入と誤れり、饒石は、邇岐志と訓む例猶有り、萬葉十七に、鳳至郡波饒石河之時作歌一首、伊毛爾安波受、比左思久奈里奴、爾藝之河波、云々と有る是なり) ○天之杵火火置瀨尊又天杵瀨尊と申す大御名、第七一書に出たり、天書には此尊を天杵尊と書し、神宮秘傳問答に、瓊々杵尊の荒魂を天上玉杵尊と申して、瓊々杵尊と同じ御船代に一座にして、御神體の御形は二座御座す、(下略)と云ふ事有り、此は正史には見えさせ給はざれども、然る神名をさへに私に作出る事有るべくも非らざれば、然る口傳の有りて神家に傳はれるなりけり、此三の杵共に穎の意あるなりけり、記傳十五(五丁)に、穎は祝詞等に、初穂乎波千穎八百穎奉置置とも、汁穎母穎とも云へる是なり、書紀に天之杵火火と申す御名の有るも、穂と穎とは同物なれども、富とは穂に出でたる貌を云ふ名、加比は其體を云ふ名なれば、穎穂穂と御名を重ねても申す可し、(補意)と云はれたる是なり、猶予が穎の事の委しき説は傳十二に注せりき、置瀨杵瀨の瀨は借字にて、稻字の義なり、又記傳に、杵は穎なり、瀨は稻の切りたるにて、和名抄に早稻和勢などの例なり、置は、祝詞に稻の事を奥津御年と有る奥の意か、(補意)と云はれたるにて甚能く通えたり、然れば置瀨は置稻にて、奥津御年と意を同じうし、杵瀨は穎稻にて、此も稲穂に因れる御名なりけり、楮又右の天上玉杵尊と申す若し荒御魂の御名に御在し坐せらむには、天上は天降の反にて、阿米能煩流と訓むべくして、此顯國を所知食す御事を訖させ御在し坐して、天神の御許に神上りして復命させ給ふ謂なる可く、玉杵は玉穎にて、歌詞に其物を美稱へて、玉松玉柳玉葛なども詠み、露に寄せて、稻をも玉稻と云ふ類も有れば、玉穎とも何どかは云はざらむ、其上繼體天皇の都を磐余玉穗宮と申す玉穗、即稻穂なる可きに思合す可き者なりかし、

(但此尊の御事は、後々の天皇尊等と同じ狀に此國土にて崩御し給へるなるを、上天に復命し給ふ由に云へるは、予が私言に似たりと雖も、其伊弉諾尊の現身にて登天報命し給へると、神靈にて登天報命し給ふと事は一なる由、下に注し奉るを見て辨ふ可し、偕又稻を志禰と云ふ事は、顯宗天皇御紀室壽御詞に、新墾之十握稻之穗と有り、其の通證に引かれたる和名抄祭祀具に、糝米離騷經注云、糝和名久萬之禰、精米、所以享神也と見え、新猿樂記には熊米を訓めり、同抄米類に、秣米、本草云、粳米、一名粳米、和名字流之禰など見えたる是なり、然れば和勢も、和訶志禰の切れるなれば、瀬を稻と見る事尤に當れり)○天饒石國饒石天津彦火瓊杵尊、第八一書に出でたる此天饒石國饒石を天國饒石とも申せる由、右に已に注せるを、其邇岐志と云へるは饒なる狀を云ふなり、其邇藝は傳八卷に注せるが如く、荒魂は此より彼に往くを云ひ、和魂は彼より此に來る意味にて、和魂の邇岐も此に同じく、物に寄副ひて大に成る義有り、繼體天皇元年御紀に殷富、欽明天皇前御紀に、饒富を邇岐波布と訓みたるも其同意なり、又其同天皇二年の下に和親を邇藝毘牟都夫と訓めるも、疎き物と相寄りて親しく成すを云へれば、饒はふ義なるにて、其例萬葉一(廿九丁)に、天皇乃、御命畏美、柔備爾之、家乎擇、云々と有りて、其住著て在りし藤原の故宅の饒はへりし事を云ひて、下に、我宿有、衣乃上從、朝月夜、清爾見者、栲乃穗爾、夜之霜落、磐床等、川之氷凝と詠みて、今京の新宅の萬に具足ざるを云へるにて、其表裡を述べたり、三(五十九丁)に、玉緒乃、不絶射妹跡、結而石、事者不果、思有之、心者不遂、白妙之、手本矣別、丹杼火爾之、家從裳出而、綠兒乃、哭乎毛置而と有るも、夫妻相並在し時を指して饒びにし家と云へるにて、常に云ふ饒はしき事を云ふなり、偕此の天饒石國饒石は、御天降の狀の饒はしき

由にて、火瓊杵と申すは、穗丹饒君の義なる迄には係らざる事、右に已に注せる事共を以て曉る可き者なり、聯ねて心得べきには非ざるぞかし、(字鏡集に、稼を爾岐波比と訓み、辟を爾岐良加奈理など有るも、物の聚まりて寂しからざる趣なり、又新撰字鏡に、伽人招反、豐也、饒也、由太介志、又爾支波々志と見え、常に豐饒を由太介志と訓むなど、互に思ひ合す可し)○古事記に、天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇邇藝命と有るは、中にも勝らして甚尊し、天津日高と申奉る例は、天津日高日子穗穗手見命天津日高日子波限建鷲葦草葺不合尊など有りて、天津日高は此に謂ゆる天津彦と同じくして、天津日嗣所知食させ給ふ大御位を指し奉る稱と見えたり、其海神宮段に、此人者天津日高之御子虚空津日高矣と有る、此人の申すは、彦火火出見尊の御事に御在し坐すを、虚空津日高と指し申せるにて皇太子の御名なるに合せて、天津日高と申すは天皇尊の尊號にて渡らせ給ふ御事を明らかめ奉る可し、偕此の號の起は第二一書に、天忍穗耳尊の御天降坐せる所に、故時居於虛天而生兒、號天津彦火瓊杵尊云々と有る、此御事に依りて皇太子を虚空津日高とは申奉れるなりけり、若て大倭日高見之國、又景行天皇二十七年御紀及び常陸風土記に謂ゆる日高見國、神名式に、陸奥國桃生郡日高見神社など云ふ土地の高く打晴れたる所よりは、天日を甚能く望見るを美稱云てふにて、日高とは續かず、俗に云ふ高見の事なれば、其とは別にて、日高と申すは天日の事なり、萬葉一(三十六丁)に、久堅之、天所知流君故爾と有るに並びて、我王者、高日所知奴と詠める高日と同じ事にて、傳十六に注せるが如く、我皇御孫尊を日御子と申すは然る物にて、其御座所を日宮と申し、日を所知食す義に取て日知とも申せると一にて、宇宙の間に無上く至尊き物は天日にて渡らせ給ふが故に、神代には當帝を指して天津日高と申し、備

君をば其次に置いて虚空津日高と稱奉りて、尋常の國神と其分を成したる者なりけり、然るに此御紀には、其三御代の御名の上に天津日高と冠らす事は無く、虚空津日高と申すをも換へて、海宮遊行章第二一書に虚空彦と書されたるは記傳にも粗云はれたるが如く、此御紀を撰ばれし時の元明天皇の御諱氷高皇女と申奉れりしかば、當昔漢風の盛に行はれし程なりければ、避奉りて天津日高の言を天津彦に換へられたるにて、甚々可畏き御事になむ有りける、(又記傳に、日高は飯高ならむの説も有れども、更に由無く、又日高見國に合せ説かれたるも相當らざるなり、又云はく、師云く、此御名を日本紀には天津彦々と有るを以て、此日高を比古と訓むべしと云ふ人有れど、此は天字より子字迄は皆訓なるに、高字一のみ音に訓むべき理無し、云々、)と云れたるは然る事なるを、猶其記に高志國又は高目郎女など、高を古に用ひたる例を引て、天津日高日子を天津彦々の如く訓みたる妄説猶世に在り、惑ふ事勿れ、)○欲立云云以爲葦原中國之主と有るを、古語拾遺には、天照太神高皇產靈尊崇養皇孫、欲降爲葦原中國主と有りて、共に同じ意味に書されたりと雖も、已に此卷首に論へるが如く、天神御子の天下に君主と爲て御在し坐さむ事は、天地の初二柱御祖神の此國土を生成し坐せる御時より起りて、甚假初の御事には御在し坐さざるなり、然る時は此に欲立爲と有りては、恐らくは其義を貫かざるに至る可し、已に第一一書に、天照太神勅曰、豐葦原中國、是吾兒可王之地也と有るが如く、彼の瑞珠盟約の御時より已に定まらせ給へるを以て、此に如此詔給ひて其御天降の御事を此に行はせ給へるなり、古事記に、天照太御神之命以、豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者、我御子正勝吾勝々速日天忍穗耳命之所知國、言因賜而天降也と有るが如く、此神事はしも上に云へるが如く佗神等に言更に議らせ給ふ迄の御事

にも非ざる程の事なるを、此時天下甚く喧げりしかば、其に就ての御政に就ては、高皇產靈神皇產靈二大神の神議に專依らせ給ふ御事と成れるにこそ有りけれ、新に君主を立つると云ふ謂には非ざるを、已にも云へる如く、外祖の御方より計らひ申して皇孫を立て給ふと云ふ如き首尾打合はざる事は出來れるなりけり、(且其の初は天忍穗耳尊を天降させ給ふに就て、凡ての御事共を掟させ給へるなるを、其御天降の期に臨みて瓊々杵尊は生出させ給へるを、奏し請ひて代て天降し給るを、始より御在し坐しし狀に書されたるも傳の誤なる事、上に已に辨たるが如し、)○葦原中國之主は、下に高皇產靈尊欲降皇孫君臨此地と有るに係けて見るべし、此は已に卷首に引たる四神出生章に、天下之主者と有るに同じくして、葦原中國又は大八洲國を以て云へるは、其宮都を敷かせ給ふ地を詔へるにて、實は天下萬國の大君主宰に定め奉らせ給へるなり、第一一書に、天照太神因勅皇孫曰、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉、行矣、寶祚之隆、當與天壤無窮者矣と有る大御命に、天地に係て詔給へるを見奉りても、葦原中國に御在し坐して、萬國を悉に統御させ給ふ神代の御幽契を想像奉る可き者なりかし、故に孝德天皇御紀大化元年八月詔に、隨天神之所奉寄、方今始將修萬國と有るは、右の神勅の任に皇化を萬國に及ぼし給はむ御心を述べさせ給へるなり、同二年四月詔に、夫君於天地之間、而宰萬民者、不可獨制、要須臣翼、由是代々之我皇祖等、共卿祖考、俱治、朕復思欲蒙神護力共卿等治と有て、君臣の大義を詔へるに蒙神護力と有るは、皇祖天神より天下の君主を立て給へるより、臣子の道定まる意を表はし詔給へるにて、續紀に載たる八幡大神の託宣に、我國家開闢以來君臣定矣と有ると同じ御意味の詔なり、又其三年四月詔に、惟神(惟神者謂

隨神道亦自有神道也。我子應治故寄、是以與天地之初君臨之國也、自始治國皇祖之時、天下大同、無彼此者也。有るは、全く此なる皇祖天神の御事依の御事を引かせ給へる者なるが、此皇祖と申すは瓊々杵尊に渡らせ給へる由、上に注せる事共を合せ讀みて明らか可き者なりかし、其惟神と云ふは當に然有るべき皇祖天神の道を云ひて、天地の初より已に天津日繼の起立つべき基本有りて成れる道を云ふなり、我子應治故寄は、天照太神の吾兒可王之國也と詔へる是なり、與天地之初君臨之國也とは、二柱御祖神の何不_レ生_二天下之主者_一歟、又此に、爲葦原中國之主と有る事共を詔へるなり、天下大同無彼此と有るは、其神隨の道に依りて立てる故に、天下に異論無き由を詔給へり、故に此天下の君上を立てさせ給ふとしては、其に就て臣下と云ふ者有りて仕奉る道此に起る可き事、今申すまでも非ずと雖も、已に君臣の義天地の初時より有りけり、彼伊弉諾伊弉册二大神はしも、國土を生み給ひ諸神を生み給ふと雖も、佗よりは雜はる者非ざりければ、親子のみにして未君臣の義有るには非ざるなり、故此に吾已生_二大八洲國及山川草木_一、何不_レ生_二天下之主者_一歟と詔給へるは、國土の主として諸神に君と御在し坐すべき珍御子を生み奉らせ給はむとなり、然して天照太神素戔嗚尊を御生坐して、天上と天下を特別けて所知食しめ奉給へる、是君臣の義有る始なり、然して素戔嗚尊は根國に御在し坐させ給ふとして、日神と天上に御誓約の御事有りて、天忍穗耳尊を生み奉らせ給へるを、天照太神の御子として養ひ奉らせ給ふ、其後素戔嗚尊の御荒びに依りて、天照太神天石窟に入らせ御在し坐し、かば、天地の内は悉く常夜往く世中と成れりし故に、天地の内在らゆるは八百萬千萬神等其處に參集ひて祈り申されけり、其出で坐すに及びて新宮を建て御門を造りて日宮の威儀を裝束ひ奉り、諸神此に仕奉らる、

由、傳十三、十七、廿に委しく已に注せるが如く、是全く天上に於て君臣の威儀備はれる始なりけり、故皇太神と稱奉りて、天照太神の天地の間に二無く甚至りて尊く畏く御在し坐す御事も、亦此に在るなりけり、故大殿祭詞なる皇祖天神の大御言に、皇我宇都御子皇御孫之命と有る皇我は、皇太神の我にて、其を本として皇御孫之命と申す尊號は出來れる者なり、此を以て古語拾遺に、天照太神者、惟祖惟宗、尊無_二一、因自餘諸神者、乃子乃臣、孰能敢抗、と有るは、右の大義を甘く得て云はれたりし者なりかし、天忍穗耳尊を天下の君主と爲て天降し奉り給はむとして、其御政御在し坐しける間に、御子瓊々杵尊を降して、天下の大君主と定め奉らせ給ふ時に、皇太神の磐戸隱の時に其の御祈に仕奉り給ふ縁に由て、天宮に親しく仕奉る神等を供奉神として配奉らせ給へり、第二一書に、又以中臣上祖天兒屋命、忌部上祖太玉命、猿女上祖天鈿女命、鏡作上祖石凝姥命、玉作遠祖玉屋命、凡五部神、使配侍焉、と有るを始として、諸の供奉神等は皇太神の使はし給へる神を、皇御孫尊に陪從て仕奉りしめ給へるにて、君臣の義此に定れり、彼の爲葦原中國之主と有るは君主の御事なりければ、臣下此に附屬ふ事、論を待たずして明らかなる者なり、右に引ける我國家開闢以來君臣定矣、と詔給へる是なり、中にも左右の大臣の如く上首たりしは天兒屋命太玉命等なり、其仕奉られし狀は、大中臣本系帳に、高天原初而皇神之御中、皇御孫之神中執持、伊賀志梓不傾本末、中良布留人稱之中臣者と有て、中臣氏の職掌是を以て世々仕奉れり、又拾遺に、宜_二太玉命率_三諸部神_一、供奉其職、如_二天上之儀_一、仍令_二諸神亦與陪從_一と有る其を承けて、是以群神奉_レ勅陪從_二天孫_一、歷世相承、各供_二其職_一と見えて、忌部氏を始として供奉諸氏の歷世に供奉る事、天降の古に異ならざる事を徴されたり、其神武天皇段に、是以中臣齋

部二氏俱掌三祠祀之職、猿女君氏供三神樂之事、自餘諸氏各有其職也と見えたるは、中洲に都し給へる後も、猶天上の儀に違はず其職を守りて仕奉れる由を、再懇切に注されたりし者なり、鈴屋大人の直日靈に、千萬御世の末の御世迄、天皇命はしも太御神の御子と坐しまして、天神の御心を大御心として、神代も今も隔無く神隨安國と平らけく所知食ける云々の所に、唯天津日嗣の然坐ますのみならず、臣連八十伴緒に至るまで氏姓を重みして、子孫の八十續其家々の職業を受繼ひつゝ祖神等に異ならず、唯一世の如くにして神代の任に奉仕れり、と云はれしは、實に天津神隨の君臣の大義を述べられたりし者なりけり、(然るを孝德天皇御世に當りて、何事も改新の御政御在し坐して、萬に古に違はせ給ふ御事と成りしより、事の狀は甚く異なる物から、唯君臣の大義のみ古も今も易らざれば、其君臣の大義を立て今云ふのみ、其沿革の如きは此に書盡す可くも非ざるなり、)皇極天皇四年御紀、中大兄尊の御言に、以三天地開闢君臣始有と所見たるは、彼八幡大神の我國家開闢以來君臣定矣、以レ臣爲レ君、未レ之有也と託宣へると同じ御意味の御言にて、國家の柱礎とも仰ぎ奉る可き古語なり、續紀養老三年十月詔にも、開闢以來法令尙矣、君臣定位、運有レ所レ屬と有るも右に同じ、此に君臣を伎美夜都古と訓めり、此説は鈴屋大人の詔詞解に、凡て君に對へて云ふ臣は皆夜都古と訓むべきなり、書紀にも然訓みたり、夜都古は賤しき者のみの稱には非ず、君に對へては凡人をば貴きをも皆夜都古と云へり、國造伴造なども國御臣伴御臣なり、但天皇に對へても、王をば夜都古とは云はず、然れど此は然る差異迄を云ふべきには非らず、唯漢國に云ふ君臣なり、皇太子親王諸王などの文に自臣と書き給ふなども漢様なり、楮臣を意美と云ふは、朝廷に仕奉る人を尊みて云ふ稱なり、と有るが如し、楮中古に出來れる親王諸王と申

すは、皇親にて渡らせ給へれば、同じく大君にて渡らせ給へり、此を除き奉りては、攝關大臣より始て百寮群官ともに悉く夜都古なり、其の中に御紀に謂ゆる卿は前津君なり、大臣は大前津君にて、其群卿より貴き謂なるが、此等に云ふ君は、姓氏錄に某公と云ふ姓多かるは、其地に就て長たる謂にて、彼天邑君など各其有つ處主る處有るに就て云ふに等しきを、然る由縁を云はずして打任せて君と申すは、唯皇御孫尊のみぞ御在し坐しける、君臣と云ふ時は右に云ふ如く、天皇と天下の遍きとの間にのみ限る事と知る可なり、然るを中古より人臣の威姑く盛大に成れるに心傲りて、其の家人を臣の如く、己を君の如く僭むる事と成りてより、人其が爲に惑を生ず事に至れり、然れども主従と云ふ者にて、君臣とは本より別なる謂有り、其は大臣の高官を極め、天下を恣に爲と雖も、其身即天皇の御奴たる事を免れず、其祿も亦天皇の天津日嗣たらざる事を得ざるが上に、其資人も天皇の御民たり、官位を辱く爲る時は、其主と共に従者も天皇の御奴たらざる事を得ざれば、譜第なるも今參なるも其を主として従へるなれば、主従の例なるにこそ有りけれ、私の君臣の名を以て開闢以來天地と無窮き君臣を亂る事、天地に容るべからざるの大逆罪なるに非ずや、家令職員令に、親王一品、文學一人云々、家令一人云々、扶一人云々、大從一人云々、少從一人云々、大書史一人云々、少書史一人云々と有りて、二品三品四品に至るまで各差有り、次に、職事一位、家令一人掌三家事、扶一人、大從一人、少從一人、大書史一人、少書史一人と有りて、二位と正從三位と各差有り、此は人臣の資人の限を云ふなり、崇峻天皇前御紀に、物部守屋大連資人、捕鳥部萬と云ふ人、其主の爲に忠誠を盡されたりけるに、朝廷より逆心有りとして此を討たしめ給ひける時に、萬爲三天皇楯、將レ效三其勇云々と申して死られしは、家從ならむ者

の心と爲べき事かとよ、(君臣は天地の初より定まりて、天地と共に盡る期有るべからざれば、其義の重き事、更に比抗る所有るべきに非ず、主従は時の勢威に依りて附屬たる者なれば、一日の論に係けても云ふまじき者なり、且主も天皇の御奴、従も天皇の御奴なれば、共に鳥捕部萬主の如く、天皇の御楯と爲て仕奉る可き事なり、然るに蘇我馬子の從東漢直駒は、其主の爲に天皇を殺し奉り、藤原賴經が從北條義時泰時の二賊は、三帝を流し二皇子を廢し奉り、其より代々潜亂の事多きを、高時と云ふ賊に至りては、天皇を遠島に遷し奉り、足利尊氏直義の惡逆は主従共に天地に容るべからざる事共にて、主従共に且て君臣の大義に背けるは、一時威福を盛大に爲と雖も、永く筆誅せられて天地と共に其罪を遁る可からざるは、憐む可く且惡む可し、下に此事を結べり、必見合す可き者なり、予此卷を書初めたるは、文久元年酉年八月廿五日なり、頃聞點虜に與して天朝を蔑する奸吏朝に充ち野に滿ちたり、皇妹の有栖川宮に御嫁がせ御在し坐すを、方便を以て離ち奉りて此を天朝に請奉ると雖も許し給はず、是を以て奸詐の言を巧みて奏しけらくは、方今夷狄を和親しむと雖も實は本意に非ず、叡慮の辱きを推戴きて近年の間に討却けむとす、其に就ては天下の大名小名に公武御合體の事を表じて天下の人心を純一に爲むとす、此に就て強て皇妹を降し賜らむ事を申せるに、京にても忠臣のみは難有くや有りけむ、終に其圖に乗りて龍眼を盲まし奉りりとか、然るに夷狄の交誼は大に厚く成行く任に、或は濱亭又御殿山など牙城とも爲べき地をさへに貸して戎夷の巢穴と爲して、天下の望を亡はせつつも、租税を高くし米價を尊くし金銀を賤くし方物を減少くする術計のみを力めて、悉く天朝に逆ひ奉りつゝも、猶皇妹を下し奉らむとす、其非理無法の甚しき事古より未^レ有る所なり、此聞其和學師とか唱ふめる塙某前田某と云

ふ物に令せて廢帝の例を探索しむ、其書成りて此五月に巳に上れりと云へり、又世俗に云ふに天皇を廢し奉る策已に成れりと云ふ、其若し信ならむには夷狄の爲に君上に迫り奉りて強て和親の勅命を下して、己が先に夷狄に従事れる逆罪をして天皇に負せ奉らむ、若し神國の古律を守らせ給ひて勅許し給ふ所無くは、天皇を廢して武威を耀かし天下の耳目を新く爲むとの愚策なる可きが憤ほろしくて在るに、思はずも此に至て君臣の大義を述るに至れるは、皇祖天神重胤が手を借りて此筆鋒を比々良木之八尋梓として然る不臣の者を筆誅せさせ給ふ運に至れるにやと潜かに奇しと思ふに合せて、今日筑前國宗像邊津宮の社人阿部某より宗像宮諸末社書記と云るを遣せたるを見るに、大神の枝社を從神と悉く書せるを見れば、天地開闢て君臣の分定まれる以來、神とは申せども主神從祀と云ふべき自然の定りは有るなりけり、と餘りに奇しく尊くてなむ、即今日は九月の六日如何なる吉日にや有らむかし) 故我が天神御子皇御孫尊をしも大君と稱奉る事古の制なり、又其皇親の限は何れも然申す御定なり、記傳四十(三十一丁)に、「天皇を始め奉りて皇子諸王まで通ひて大君と申して、皆君の列にして臣の列には非ず、故王と親とは君臣の差別有りて相混らず、萬の事尊卑甚異なりき、(取要)と有るが如く、君臣の名分甚正しかりしかば、天下の人民は唯に畏ひ敬ひ奉る可き者と思ひ居り、萬葉の歌共に、天皇は更にも申さず、其皇子などの命をも承りたる事を述ぶるには、何れも大君之、御命畏美、云々、と詠める事常なりき、其思の甚しき極に至りては、二(三十七丁)に、王者、神西座者、天雲之、五百重之下爾、隱賜奴、三(十二丁)に、皇者、神二四座者、天雲之、雷之上爾、廬爲流鴨、又(十三丁)皇者、神爾之座者、眞木之立、荒田中爾、海成可聞、と有りて、神とさへに稱奉れるも空言には非ず、現御神とも現人之神とも遠津神と

も申奉るが如く、眞に現御身にては渡らせ給へれども、其正實は太御神にて御在し坐すが故なり、又大君の御爲に臣下たる者の家訓と爲し事は、其十八(二十一丁)に、大伴能、遠都神祖乃、其名乎婆、大來目主登、於比母知且、都加倍之官、海行者、美都久屍、山行者、草牟須屍、大皇乃、敝爾許會死米、可弊里見波勢自、等許等太且、大夫乃、伎欲吉彼名乎、伊爾之敝欲、伊麻乃乎追通爾、奈我佐敝流、於夜能子等毛會、大伴等、佐伯氏者、人祖乃、立流辭立、人子者、祖名不絶、天君爾、麻都呂布物能等、伊比都雅流、許等能都可佐會、梓弓、手爾等里母知且、劍大刀、許之爾等里波伎、安佐麻毛利、由布能麻毛利爾、大王能、三門乃麻毛利、和禮乎於吉且、且比等波安良自等、伊夜多且於毛比之麻佐流、と有る如く、其家々に祖業を傳へて、天朝に忠貞に仕奉る可き古語をば傳へたりし者とこそ所思ゆれ、其十九(二十七丁)に、天地之、初時從、宇都會美能、八十伴男者、大王爾、麻都呂布物跡、定有、官爾之在者、天皇之、命恐、云々と有は、彼の拾遺に、群神奉勅、陪從天孫、歷世相承、各供其職、と有る意味にて、君臣の間の重く厚き事此を以て曉る可し、又五(七丁)に、阿米弊由迦婆、奈何麻爾々々、都智奈良婆、大王伊麻周、許能提羅周、日月能斯多波、阿麻久毛能、牟迦夫周伎波美、多爾具久能、佐和多流伎波美、企許斯遠周、久爾能麻保良叙、可爾迦久爾、保志伎麻爾々々、斯可爾波阿羅慈迦、と有るなどは、此大地に住む限の者の大君を仰ぎ戴き可畏み仕奉る道にして、實に上世の意なる者なり、直日靈に、古の大御代には、下が下まで唯天皇の大御心を心として、永ぶるに大命を恐み敬ひ順ろひて、大御愛くしみの御蔭に隠ろひて、各も々々祖神を齋祭りつつ、程々に在る限の職をして、穩しく樂しく世を渡らふ外無かりしかば、云々、と謂はれたる是なり、如此く君臣の大義天地の初より定まれるを、天

下國土の中に住みて此に背違奉る時は、己が祖先の神慮にも背違ふ事なる故に、立處に滅亡ぶる事影響の如し、其信驗有る所由は、下に此世人所謂反矢可畏之縁也の條に云へり、必此に合せ讀むべきなり、(其祖神を齋祭ると云ふは、祖先を祭りて祖先の職を承繼ぎ、天皇に仕奉る事なりければ、常に福を祈り禍を被ふとは異にして、朝廷に仕奉る道此に在る事なり、天神御子の天地と共に無窮く、天津日繼と傳へさせ給ふと共に、臣連伴造國造百八十部に至る迄、彌遠長に仕奉る其久しき間には、各氏々家々に盛衰の無きには非ず、又當時の勢家の資人と成るも有るべく、農商の間に身を寄するも有るべけれども、天地の初より君臣の御因有りて遁る可からざる道を思へらむには、主従の義に依りて君臣の大義を誤る事を得ざる者なりかし、)

然彼地 多有螢火光神及蠅聲邪神 復有草木成能言語 故高皇產靈尊 召集八十諸神而問之曰 吾欲令撥平葦原中國之邪鬼 當遣誰者宜也 惟爾諸神勿隱所知 僉曰天穗日命是神之傑也 可不試歟

荒振神を御言向の御政の起はしも、此には高皇產靈尊其の天神御子を天降し奉らせ給はむと所思しけるに、彼地に多に荒振神の所得て荒び居る事を豫て所知食て、先づ其撥平させ給はましく所思して云々の御政御在し坐しける趣なり、然るに第一一書には、天照太神勅天稚彦曰、豐葦原中國、是吾王可王之地也、然慮有殘賊強暴橫惡之神、故汝先

往平之と見えて、此には其斥候として天穗日命を天降させ給ひし事を漏らして、天稚彦が謂ゆる高津鳥の殃に依りて死ると引續きて、直に天忍穗耳尊御天降の御事有り、是時勝速日天忍穗耳尊、立_三于天浮橋_二而臨睨之曰、彼地未_レ平矣、不須也頗頭凶目杵之國敷、乃更登具陳_三不降之狀_二と有りて、此より征伐の御使を降さるゝ趣なるが、大抵は古事記に同じくて、其事の前後せるのみなり、第二一書には始より天穗日命と天稚彦の事とは無くして、天神遣_三經津主神武甕槌神_二、使_レ平_三定葦原中國_二時、二神曰、天有_三惡神_二、名曰_三天津彥星_二、亦名天香々背男云々、と有る其は此下に、大已貴神國避の後に、於是二神誅_三諸不順鬼神等_二と有る細書に、一云とて擧げられたる事なれば、此に云ふ荒振神の列には非ず、第六一書に、及_レ至_レ奉_レ降_三皇孫火瓊々杵尊於葦原中國_二也、高皇產靈尊勅_三八十諸神_二曰、葦原中國者、磐根木株草葉猶能言語、夜者若_三熾火_二而喧響之、晝者如_三五月蠅_二而沸騰之、と有りて、此正書の狀は別なるに非ずと有れども、卷首に論へる如く、其始は天忍穗耳尊を天降し奉らせ給ふ御政なりければ、瓊々杵尊に係けて書されたるは甚可畏くは有れども、事の略きに過ぎて其實を失ひ給へりと言はまし、(其の中に第一一書のみは其正しきを得たる狀なれども、其も亦事の前後せる差有るに依りて、條理の全くは通らざりける者なり、又此に、彼地多在_三螢火光神蠅擊邪神_二、復有_三草木能言語_二と有るも、其始天神の御許にても然る巨細なる事共所知食ざりしを、天穗日命を國體見に被_レ遣たるが、天下に見巡りて復奏し給へるに依りて天神にも所知食けるを、其後の事を前へ上げて傳へたる由、下に以_三天穗日命_二往平之の所に云ふを以て知るべし、)此運びに至りては、古事記に傳はる趣なむ實に首尾相契合て甚分明しかりける、天照太御神之命以、豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者、我御子正勝吾勝々速日天忍穗耳命之所知國、言

因賜而天降也、於是天忍穗耳命、於_三天浮橋_二多々志而詔云、豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者、伊多久佐夜藝氏有祁理告而、更還上請_三于天照太御神_二、爾高御產巢日神天照太御神之命以、於_三天安河之河原_二神_二集八百萬神_一集而、思金神令_レ思而詔、此葦原中國者、我御子之所知國、言依所_レ賜之國也、故以下爲於_三此國_二道速振荒振國神等之多在_一、是使_三曷神_二而將_三言趣_二、(下略)と見えたる、其始天照太御神の天忍穗耳尊を天降し奉らせ給へるは、本より天神御子の所知食べき大御食國たるに依て、荒振國神の障申さむ事の有るべしとは、思ほしも寄せ給はざる御事なるが故に、御一己の大御心を以て取行はせ給へる事、上に注せるが如し、天忍穗耳尊も其御心にて御在し坐すが故に、何の疑ひも御在し坐さず天降らせ給ひけるに、甚く喧擾ぎて有りしかば、還上りて申させ給へるに依りて、皇太神と共に高皇產靈神皇產靈二神の相加はりて政ごたせ給へるなり、此よりは取分けて其二神の物爲させ給ふが故に、御天降の事には、殊に神漏岐神漏美の命以てと云へる是なり、其に就て此國に残賊強暴横惡之神有り、と所聞食しより、天安河の河原に八百萬神等を集へさせ御在し坐して、思兼神を謀主と爲て、其言向させ給はむ狀を神議らせ給ひ、其群議に依て天穗日命を先づ巡察使に降し給ひ、次には天稚彦を征伐として使はし給ふに至れるなり、記傳十三(九丁)に、右の正書一書共を引て云はく、此等皆荒神の多有る狀にして、上に佐夜藝氏有祁理と詔はせるも、斯の狀を見行してなり、此時葦原中國は猶如此荒振神多くして未不平るは何故ぞと云ふに、須佐之男命の黄泉の汗穢の餘波有りて、未清淨き天照太御神の御徳化の至り及ばざる故なり、(取要)と云はれたるには論も有れども、實に黄泉の汗穢の餘波無しとは云ふべからざる者なり、(但其を素戔嗚大神に係けられたるは甚々味氣無し、此大神はしも、神性の健く雄々しきに就て

は、荒び坐し、御事共こそ有けれ、凡ては甚清明き大神に坐すが故に、彼石戸開の後に解除を負せられ給ひし後は、天下に比ぶ方無き御功坐す事、傳二十より始めて二十八卷に至る迄に注し明らか奉るが如し、且天照太神と共に天皇の遠祖神にて渡らせ給へる、如何は無禮げには、其は此下に、大己貴神より國避の御事を經津主神武甕槌神に聞えさせ給ふ所に、乃以平國時所杖之廣矛、授二神、曰、吾以此矛、卒有治功、天孫若用此矛治國者、必當平安、と所見たるは、傳八に注せるが如く、黃泉國の妖鬼を逐ひ給ふ岐神の御靈著たる御形代なり、其は第二書に、乃薦岐神於二神、曰、是當代我而奉從也と有りて、此には其平國之廣矛を主り給ふ神の身實を以て奉らせ給へるなり、故其次に、故經津主神以岐神爲鄉導、周流削平、有逆命者、即加斬戮、歸順者、仍加褒美と有るは、其廣矛を杖歩行して彼荒振神等を悉くに言向和平給へりし者なり、即常陸風土記信太郡高來里條に、天地權輿、草木言語之時、自天降來神名稱普都大神、巡行葦原之中津國、和平山河荒梗之類と見え、香島郡香島之宮の下に、豐葦原水穗國所依奉始留爾、荒振神等、又石根木立草乃片葉辭語之、晝者狹蠅音聲、夜者火光(當作盆)明國、此乎事向平定大神從上天降供奉之、と有るなどは、二神岐神を鄉導として荒振神等を驅除平定させ給へる趾是なり、其岐神はしも、道饗祭詞に、根國底國與里備疎備來物爾、相率相口會事無氏、下行者下乎守理、上往者上乎守理、夜之守日之守爾守奉齋奉禮止、と有るが如く、根國底國より疎び荒る妖鬼を阻障へ給ふ謂ゆる塞神にて坐すが故に、大己貴神の此を薦め奉り給へるなり、然る時は此御天降の以前に此國土に喧擾りし荒振神はしも、其黃泉の汗穢に成れりし邪神共なりし事、疑ひ無かる可くなむ有りける、(古事記石屋戸段、天照太御神の隠り坐し、所に、爾高天原皆暗、葦原中國

悉闇、因レ此而常夜往、於是萬神之聲者狹蠅那須皆滿、萬物妖悉發と有も、日神の大御光の御在し坐さざるに就て、黃泉國に在らゆる惡神の所を得て荒びたりしに因れる事、傳十七卷に已に注せり、) 偕其荒振神はしも、黃泉國に屬たる邪鬼なりと云ふは、傳八に注せるが如く、伊弉諾大神彼國より還らせ御在し坐しける時、其汗穢に觸れさせ給へりし物共を、悉くに投棄させ給へる其物共に因りて成れる神共有り、其一群は時置師神、煩神、開嚙神と云ふ三神有り、右等は氣と形と神とを犯して病ましむる邪神なる由は、傳二十七に已に云へり、又古事記の方には、其同時に成れる神に奥疎神、邊疎神、奥津那藝佐昆古神、邊津那藝佐昆古神、奥津甲斐辨羅神、邊津甲斐辨羅神と云ふ六神有り、右等は謂ゆる禍神の首窠者なりと見えたり、奥疎邊疎と云ふは、右詞に龜備疎備來物と有る是にて、彼征伐の御使と爲て降來つる天稚彦に率こりて天神の御使を射殺させ、返矢の御罰を得て立處に身死らせたる天探女など、決く右の類なり、和名抄に其を鬼魅類に收られたる是謂なり、若くて那藝佐は哭去にして、波瀲に居て妖を爲し、甲斐辨羅は誣滅にして峽邊に在て災を爲し行ふ神共にて、如此く水陸にて禍事を醸成せるなり、即此に謂ゆる多有螢火光神及蠅聲邪神、復有草木威能言語と有る共は、右の神等の成せる災異となむ所思しかりける、經津主武甕槌二神に岐神の鄉導と成りて、荒振神共を言向和平め給へる所由此に在る者なりけり、(但傳二十八卷に注せるが如く、寶劍出現章第六一書に、大己貴神云々、遂到出雲國、乃與言曰、夫葦原中國、本自荒世、至及磐石草木、威能強暴、然吾已摧伏、莫不順と有るが如く、本より其神の廣矛を杖歩行して荒振神を悉に摧伏せ給へりと雖も、悉く除去るには及ばれざりつらむを、今茲に至て除こり盡るに至れるにぞ有りけむかし、) 上に引ける古事記に、爾高御產巢日神天照太

御神之命以、於天安河之河原神集八百萬神集而、思金神令思而詔と所見たるは、其神議の場を書されたるなるが、此御紀には一として有る所無きを、此は全く古事記の賜物なり、萬葉二(二十七丁)に、天地之、初時之、久堅之、天河原爾、八百萬、千萬神之、神集、集座而、神分、分之時爾、天照、日女命(一云指上日女之命)天乎波、所知食登、葦原乃、水穗之國乎、天地之、依相之極、所知行、神之命等、天雲之、八重搔別而(一云天雲之八重雲別而)神下座奉之、高照、日之皇子波と有るは、此の故事を取立て、詠めるなるにて、同じく天安河を神集の所と爲り、然るに遷却崇神詞には、高天之原神留坐事始給、神漏伎神漏美能命以、天之高市爾八百萬神等乎神集々給比、神議々給比、と有りて、此には天之高市と有り、何れかは何れか否なりと云ふ事の知られざる如きを、已に傳十八に注せるが如く、天石戸段の神議も、其寶鏡開始章の正書には、于時八十萬神、會合於天安河邊と有るを、其第一一書には、故會八十萬神於天高市而問之時、有高皇產靈尊之思兼神云者、有思慮之智、乃思而白曰と見えて、凡ての狀此の趣に異なる所無きは、共に相考ふ可き所なるにて、其天安河の河原と云ふは全體の地を云ひ、天高市と云ふは其河邊に在る高岡なる所にして、皇太神の宮都に近くして、諸神等の輻湊の地を斥て云ふと所見たり、(此とは事は別なれども、崇神天皇七年御紀に、於是天皇乃幸于神淺茅原而、會八十萬神以卜問之と有るも、皇宮近き郊原へ出させ給へり、是上世事を議るには必爲し事なめり)偕此の神議も右の石戸の時に等しく、萬は思兼神に令思給へる古事記の極なるに、此正書には漏れて、唯第一一書天稚彦が報命さよりし所に、故天照太神乃召思兼神、問其不來之狀、時思兼神思而告曰云々、と一所出でたるのみこそ有りけれ、外には凡て此神の係列はせ給へる事の所見ざるは、

缺けたりと云はまし、偕其思兼神に令思給へるは其謀を用ひさせ給へる由、傳十七、十八に注せる彼處の狀は專別には非ざる也、偕此葦原中國の喧擾りしは、彼黃泉國に屬る荒振神の所爲なるが故に、其穢を殊に忌嫌はせ給ふ火産靈神に所縁有る思兼神ならぬ神の、得しも謀り得る所ならざるが故に、其神に令思て其謀に従はせ給へるなりけり、故古事記に、爾思金神及八百萬神議白之、天菩比神是可遣と有るは、斥候として遣はさるゝが、是は天照太神の御子にて御在し坐せば、本より火神には甚止事無き所以有るを以てなり、其思ひ得る所一なり、次には天菩比神、久不復奏、亦使何神吉、爾思金神答曰、可遣天津國玉神之子天若日子、と有る、其天津國玉神は傳九、二十に注せるが如く、天雷神に渡らせ給へれば、火産靈神の御裔なり、其次に天稚彦に終に復命さざる事と成りて、於是天照太御神詔云、亦遣揭神者吉、爾思金神及諸神白云、坐天安河河上之天石屋名伊都之尾羽張神、是可遣、若亦非此神者、其神之子建御雷之男神、此應遣と有る、其には經津主神の御名を脱せるが、其も火産靈神の子孫にて坐す事傳八其神の傳に就て注せるが如し、思兼神の思測る處此に在りて、其荒振神と云ふは、黃泉國より起れる者なる事を悉くに所知食が故に、其物の怖畏る可き神を以て平定させ給はむ事を謀らせるにて、是八意思兼神と坐す所以なりけるを、此正書に傳はらざるなむ甚味氣無しとは云ふなりける、(此を以て右に引ける鈴屋翁の説に、「此時葦原中國は、猶如此荒振神多くして未平るは何故ぞと云ふに、黃泉の汗穢の名殘有て云々と云はれしは、人世にして實に八意思兼神とも稱つ可き思測の智有る説なるが奇異しきに依て、今其言に本著て説を成せる者なり) ○螢火光神、良海本には光の下に赫字有り、此訓は、記傳七(二十一丁)に云はれたるが如く、次なる蠅聲邪神に佐婆閏那須と訓めるに對

へて、富多流那須と訓むべきなり、萬葉十三(三十四丁)に、螢成、髣髴聞而と有るは、如_レ螢の義なるに准らふ可し、第六一書に、夜者若_レ燐火_ニ而喧響之、晝者如_レ五月蠅_ニ而沸騰之と有りて、燐火此云_レ褒倍_ニと注され、又出雲神賀詞にも晝如_レ五月蠅_ニ水沸_支、夜如_レ火盆_ニ光神在_和と見え、又常陸風土記香島之宮條に、晝者狹蠅音聲、夜者火光明國と有るを、伴信友説に、「光字疑盆字訛、光盆字相似、當作_レ盆也」と云へる如くにて、火盆明國と有りしにて、右の例共に異ならざるなり、然れば此に謂ゆる螢火光神と云ふも、如_レ燐火_ニと傳はれるも、譬は其心々にて見立つる者にし在りければ、其言別にして其物一なりしなりけり、偕此説の古きは私記に、師説曰、以_レ神之威光_ニ喻_レ螢火之光_ニ者也と注し、口訣に、螢火光神及蠅聲邪神者、晝夜亂飛、小威之惡神と云ひ、纂疏には、螢乘_レ夜闇、蠅見_レ晝日、表_レ彼邪氣無_レ止時_ニ也と説かせ給へるなど、何れも其本より推究めざる説にして、甚甘なひ難くぞ所思えたる、其は已に傳八注るが如く、其二事はしも邪神の水陸に依り水火に就て妖を成せる状を云へるにて、上に例を擧たる類は、甚じき神等の御身には神隨の光明有りて、四邊へ照耀く計の御事なるに對へて、然る禍々しき鬼神共は、夜闇を待ちて微光を放ちて虚空を飛行く事、恰も夜陰に及びて僅に光有に喩へ給ひし者なりけり、通證に引ける夫木集に、葦原や螢炫く神までも、飛散るばかり被棄つなり」と有るも、此故事を取れるなり、倭姫命世記に、一書曰神倭磐余彦天皇御宇、惡神伊不加理_ト、人民火氣起而、天下不安、云々、此世不堪_レ火氣、云々、天日別命殺_レ戮荒振神_トと有るなども、然る類の妖氣有りて、人民を惑はせたりし者なりけり、即舒明天皇九年御紀に、大星從_レ東流_レ西、便有_レ音似_レ雷、時人云、流星之音亦曰_レ地雷、於是僧曼曰、非_レ流星_ニ是天狗也と有るなど、螢火光神の類なる可き事共猶傳三十五、如_レ

燐火_ニの下に云ふべからむを合せ見る可きなり、(右の如く二事に別れども、荒振神の本は其此と無く一にて、晝は五月蠅の如く音を以て成し、夜は光を放ちて飛行きなど、水火を借りて頻に妖氣を逞く爲つるなる可きにこそ、此訓を私記に、保太流比乃加々也久加美と有るは誤なり、和名抄に、螢一名熠燿、和名保太流と有りて一字の訓なるに、火字の添はれるに就ての訓ならめども、螢は火垂の義なるが故に、古くは保太流とのみ云へるを、後世の歌に保太流比と詠むなるは誤なる可き由、玉霞に云れたるが如し、) ○蠅聲邪神、私記に左波倍奈須と有るに依りて訓むべし、右に引ける第六一書に、晝者如_レ五月蠅_ニ而沸騰之、神賀詞に、晝如_レ五月蠅_ニ水沸_支、常陸風土記に、晝者狹蠅音聲と有る共は皆此と等しきが、沸騰と云ひ音聲と云ふは其甚く喧擾し状を云ふにて、事の別なるには非ず、傳十七に注せるが如く、古事記須佐之男命段に、是以惡神之音如_レ狹蠅_ニ皆滿、萬物之妖悉發と有るは、惡神の所作なりければ此と同じきを、其石戸段に、於是萬神之聲者狹蠅那須皆滿、萬妖悉發と有るは同じ事ながら、日神の大御光の隠らしたるに就て、諸神の愁迷ひ騒動れしを云なり、萬葉三(五十九丁)に、五月蠅成、驟騷舍人者、五(三十八丁)に、五月蠅奈周、佐和久兒等遠と有るなどの格なり、拾遺集に、「狹蠅なす荒振神も押並て、今日は名越の被なりけり」と有り、偕狹蠅の音なひ騒ぐ状の物に所見たるは、允恭天皇十四年御紀に、天皇獨_レ于淡路島_ニ時、麋鹿猿猪莫_レ紡_ニ于山谷_ニ、焱起蠅散と有る焱起を、火炎_カ之如久起理と訓み、蠅散を蠅之如久騒久と訓めるは、此の螢火蠅聲の喩に似たり、推古天皇三十五年御紀に、夏五月有_レ蠅聚集、其凝累十丈之、浮_レ虛以越_レ信濃坂_ニ、鳴音如_レ雷_ニ、則東至_レ上野國_ニ而自散、と有るは、此の蠅聲の喩を解くに足れり、齊明天皇六年御紀新羅御征伐の所に、科野國言、蠅群向_レ西飛、踰_レ巨坂、大

十圍計、高至蒼天、或知救軍敗績之恠と有る、此は恠事に取りたり、又肥前風土記に、神崎郡蒲田郷(在郡西)纏向日代宮御宇天皇行幸之時、御宿此郷西、薦御膳之時、蠅甚多鳴、其聲大聒、天皇勅云、蠅聲甚聒、因曰蠅郷、今謂蒲田郷訛也、と有るは、其鳴聲の聒しきにて蠅の性如此し、此を以て蠅聲邪神と云ひし者の音なひ甚聒しき状なりしを察ふ可くなむ有りける、且右に云へる螢火光神の妖は火に屬き、蠅聲邪神の妖は、神賀詞に水沸と有る義にて、水に就て種々の惡事共有りけむ事、次には草木を云へるに合せて思はゞ、其思半に過ぎなむ者なりかし、(私記に、葦原中國、惡神充滿、如五月之蠅、衆多之意也、と有れども、衆多の意を以て何ぞ蠅聲と云はむや、上に螢火と有りて相並べるには、決めて蠅聲に比ぶる意の無しとは云はる可からず、五月を佐と訓むは、播磨風土記に、揖保郡枚方里佐岡、所_レ以名_レ佐岡者、難波高津宮天皇之世、召_レ筑紫田部、令_レ攀_レ此地之時、此常以_レ五月_レ聚_レ集此岡飲酒宴、故曰_レ佐岡、と見えたる是なり、) ○邪神は、右なる螢火光神にも係りたる可し、下に二神遂誅_レ邪神及草木石類と有るに照し合せて知らるゝなり、但此に螢火の如く炫けるも、蠅聲の如く音なひ立つるも、草木石類をして言語しむるも、其の本は皆其邪神の所作にて、然る妖をば爲せる者と心得べし、次に葦原中國の邪神と云へると一物なればなり、此を私記に安之支加美と訓むべくして、古事記に謂ゆる荒振國神是なり、彼神賀詞に、晝波如_レ五月蠅_レ水沸、夜波如_レ火盆_レ光神在_レ利云々、と有るを承けて、荒振國神等乎撥平氣、と有れば、邪神を荒振神と訓むも然る事ながら、其須佐之男命段に、惡神之音如_レ狹蠅_レ皆滿と有るも、此邪神と其訓意共に同じかる可し、景行天皇御紀二十八年に、唯吉備穴濟神及難波柏濟神皆有_レ害心、以放_レ毒氣、令_レ苦_レ路人、並爲_レ禍害之藪、故悉殺_レ其惡神、並開_レ水陸之徑、と有るも、邪神と云ふに同じ、其四十年に、天皇詔_レ群卿曰、今東國不安、暴神多起と有る暴神を、荒振神と訓めるを、其を承けて下に、亦山有_レ邪神、郊有_レ姦鬼、遮_レ衢塞_レ徑、多令_レ苦_レ人_レと有りて、其暴神を邪神と姦鬼とに分て詔へれども、文簡にして其實は同じく邪神のみなめり、又其結は、即巧_レ言調_レ暴神、振_レ武以攘_レ姦鬼、と有りて、邪神を暴神に換へ給へるを以て、別ならざる事を曉る可し、(記傳七卷廿一丁に、此正書の文を引て荒神と訓まれたる其説に云はく、書紀の右の邪神も又邪鬼など有るも、皆阿良夫流神と訓むべし、舊訓は字に抱りて古言に叶はぬ事多しと云はれたれども、字に依りて様々に訓の異れ、ばこそ古言は遺り傳はれるなりけれ、其字と訓と正しく其得たる所に古意の味き所は有るなるをや、) ○復有_レ草木威能言語は、第六一書にも、葦原中國者磐根木株草葉猶能言語と有り、此二共に言語を、私記に毛乃以_レ不_レと訓めれども、次に引ける書共に依りて許登度布と訓むべきなり、此凡ての事は、已に傳二十八に注せる寶劍出現章第六一書に謂ゆる、夫葦原中國、本自荒芒、至_レ及磐石草木、威能強暴と有る是なり、出雲神賀詞には、石根木立青水沫事問_レ天荒國在_レ和と見えて、磐石草木之餘に青水沫さへに言語し事を載せたり、欽明天皇十六年御紀に、天地割判之代、草木言語之時、自_レ天降來、造_レ立國家之神也と見えたれば、已に素戔鳴大神の古より斯る事共有しなりけり、若て大殿祭詞に、以_レ天津御量_レ事問_レ之、磐根木根立知草能可岐葉乎言止_レ、大被詞に、國中爾荒振神等乎波神問_レ志爾問_レ志賜、神掃掃賜_レ比_レ、語問_レ志磐根樹立草之垣葉乎言止_レ、遷却崇神詞に、荒振神等乎神攘_レ給_レ比、神和_レ給_レ比、語問_レ志磐根樹立草之片葉毛語止_レと有るは更なり、常陸風土記に、天地權輿、草木言語之時云云、和乎山河荒梗之類、又荒振神等又石根木立草之片葉辭語之、云々、此乎事向平定など有る、右等は平定竟りて

後より云へる語共なるが、皆此の古傳なる者なり、纂疏に、所謂磐石草木威能強暴也、一謂鬼神依託也と注して、次に擧ぐる漢籍左傳を引かせ給へるは然る御事にて、已に萬葉二(十二丁)に、玉葛、實不成、樹爾波、千磐破、神會著常云、不成樹別爾と、見えたる玉葛は蔓草なり、花咲きて實を生は當然の事なり、然るに其實を結ばぬと云ふは、道速振る邪神の樹毎に依託るなりと云へるにて、然る古き諺の有りけむを傳へて詠める者とぞ思はる、(然るを釋紀に、先師申云、草祖草野姬、木祖句々廼馳、如此之類神捧邪神、對天命之義敷など云へるは、甚じき僻事なる者なり、又口訣に、神代草木有勢力而爲言語乎と云へるなども甚罷き説なり) 偕右の歌に千磐破神と有るは、第一一書に謂ゆる殘賊強暴橫惡之神の事なるが、其草木に依託て言語を成さしむるは、俗に云ふ樹神山鬼の類を云ふなる可し、和名抄神靈類に、樹神、文選蕪城賦云、木魅山鬼、今按、木魅卽樹神也、內典云樹神(和名古太萬)と見え、鬼魅類に、魍魎、山海經云魍魎(和名須太萬)鬼類也、野王云、魍魎老物精也、文選蕪城賦云、木魅山鬼(和名古太萬)と有りて、別には擧げたれども一物なる由なり、源氏手習卷(五丁)に、假令實に人なりとも、狐樹神やうの者の欺きて取以來らむにこそと有るを、河海抄に、樹神又木神又魍魎又魍魎又空谷響の字を當られたり、其怪物の磐石草木に依託て然る言語を令成るにぞ有りける、然して其樹神と云ふは、世に謂ゆる天狗是なり、偕其纂疏に引せ給へる左傳昭八年に、石言于晉魏榆、晉侯問于師曠曰、石何故言、對曰石不能言、或馮焉、と有る杜注に、有精神馮依石而言と有るにて此の趣を曉る可きなり、又法苑珠林四十三(十七丁)に、孔子曰、吾聞、物老則群精依之、六畜之物及龜草木、久者神皆依馮、能爲妖怪、故謂之五酉、酉者老也、故物老則爲怪矣と云ひ、又五十八(廿丁)に、抱

朴子曰、山中大樹能語者、非樹語也、其精名曰雲陽、以其名呼之則吉、山中夜見胡人者、銅鐵精也、見秦人者百歲木也、と有りて、磐石草木の言語は西戎にても有りしなりけり、但彼にては胡人とも秦人とも見ゆらめども各其國に依りて形の異なる可き事云ふも更なり、萬葉四(五十七丁)に、事不問、木尙味狹藍、諸茅等之、練乃村戶二、所詐來と詠みたるには、木に對へて紫陽草又茅草を云へるなれば、其も事不問して木を詐りたりとなり、五(十一丁)に、許等々波奴、樹爾波安里等母、云々、又(十二丁)許等々波奴、紀爾茂安里等、云々と云て、梧桐日本要を詠み、六(三十二丁)に、不言問、木尙妹與兄、有云乎と有るは、草木に男女の差別有りとなり、十三(二十八丁)に、御袖、往觸之松矣、言不問、木雖在、十九(十三丁)に、言等波奴、木尙春開、秋都氣波、毛美知遲良久波、と詠めるなど、草木は本より言語ふ可き物ならぬを、取立て、不言語と云へるは、已に神代には言語の事有りしを以てなりけり、又三(六十丁)に、辭不問、物爾波在跡、吾妹子之、入爾之山乎、因鹿跡叙思、と有は山に云へるなれど、此には磐石草木を含めて一に不言語と云へるにて、右の例に等しかる可くなむ有りける、(頃間或僧の書せる物を見るに、右の類の事甚多かり、婆娑曰、有威德者、便有宮宅、七寶莊嚴一切山河諸神悉有舍宅、依之住無威德者、如浮遊浪鬼、飢渴之徒悉無宅舍、權依塚墓、暫止叢林、草木巖穴、是其處所と有る、浮遊浪鬼是草木をして言語しむる者なめり、又大灌頂神咒經六に、其鬼物の事を或爲樹木雜物之精、無天福可受、地獄不攝、縱誕世間、浮遊人村、既無天饋、恐動於人、作諸變性、煽動人心、云々、人或橫死之鬼、無所附著、依以爲靈、或是樹木山林之精、既無飲食、往來人間、作諸變性、恐動於人、云々、起世本因經八に、諸比丘、一切街衢、四交道中、屈曲巷

陌、屠膾之坊、及諸巖窟、無_レ空虛、皆有_レ衆神及諸非人之所_レ依止、又棄_レ死屍林塚丘壑、一切惡獸所_レ行之道、悉有_レ非人在_レ中居住、一切林樹高至_レ一尋、圍滿_レ一尺、即有_レ神祇、在_レ上、依住以爲_レ宅舍、など、皆此の徴に取るべき事共なり、右等は然しもの幽冥好なる平田氏も云はぬ事なれば、此に引出でつ、其古今妖魅考と云へるを著したれども其本著く所已く神代に在る事を云はざるは如何ぞや、但然る禍々しき事共を口に唱へて、世に幽冥家と云ふ黨多く成にたり、勉々惑ふ可からずなむ。○八十諸神をば、八十諸神等の如く等字を添へて訓む事習なり、借良海本に八十萬代諸神と作る代字衍なり、第六一書に、八十諸神と有る諸字を與呂豆と訓めるは當らぬ事ながら、佗に八十萬神と有りし本の訓計り遺れるならむと所思しければ、此にも八十萬諸神とこそは有りつらめ、上に引ける古事記に、於天安河原、神集八百萬神、集而と有るに合せても、已に傳十七に注せるが如く、佗に八百萬神と有るをも、御紀には八十萬神と換へて書さるゝ文法なるに、此御天降の御事に限りて八十諸神と云はむは、餘に事の違ひたるを思ふ可し、其のみならず、萬葉二(二十七丁)に、天地之、初時之、久堅之、天河原爾、八百萬、千萬神之、神集、集座而、神分、分之時爾と詠み、大被詞に、高天原神留坐、皇親神漏岐神漏美乃命以_レ、八百萬神等_レ、神集々賜_レ、神議々賜_レ、遷却崇神詞に、天之高市_レ、八百萬神等_レ、神集々給_レ、神議々給_レ、と有る共を以て、此も元本には八百萬神と有りつらむを、八十萬諸神と換へて記されしが、其萬字を何時しか亡ひて、八十諸神と今本には傳はれるにぞ有りぬ可き、(然誤れらむと云ふ由は、第二一書に、是時歸順之首渠者大物主神及事代主神、乃合_レ八十萬神於天高市、帥以昇_レ天云々と有りて、次にも八十萬神と出でたり、然るに古事記大國主神の御言に、僕子等百八十神者、即八重事代主神爲_レ神

之御尾前_レ而仕奉者云々と有れば、其從神の限を合せて八十萬神と云べきかなれども、其よりは遙に多くして、在らゆる天上の諸神を指して僅に八十諸神とは云ふまじき者をや。○召集は、海宮遊行章第七一書に、召集鰐魚而問之曰と見え、古事記同段にも、是以海神悉召集海之大小魚、問曰、など有と同じ格なるが、私記に、召集女只津度倍且と訓めるに従ふ可し、右に引ける祝詞に神集々賜と有るは、神漏岐神漏美の命以なれば都度問なるを、萬葉なるは、其命令する神を云はざるが故に都度比なり、此等の事は傳十七、十八に注せり、○邪鬼、良海本には邪鬼神と作り、此は右に謂ゆる邪神の事なり、纂疏に、謂_レ螢光蠅聲之類と有るが如し、即下に經津主神武甕槌神の降り給へる結に、於是二神誅_レ諸不順鬼神等と有る是を謂ふなり、和名抄には邪鬼、日本紀云、邪鬼(和名安之岐毛乃)と有るに、私記には邪鬼(安之支毛乃惡神)と見えたるは、安之支毛乃と安之支加美とも二訓有るなりけり、借唯に物と云ひて鬼類の稱なる由は、已に傳十、廿七に委しく注せるを、少か摘出で、云はむには、御門神祈年祭詞に、疎夫留物能自_レ下往者下_レ守、自_レ上往者上_レ守、道饗祭詞に、根國底國_レ與_レ鹿備備陳備來物と云ひ、通證に引ける推古天皇十六年御紀に、含靈を豫美都母能とも豫母都母能とも訓めるは、黃泉津物と云ふ事にして、古事記に謂ゆる黃泉神の名に同じく、常陸風土記に此の邪神の事を山河荒梗之類と書し、邪祟を母能々氣と云ひ、蠱物を麻自母能と云ふは更にて、萬葉の鬼事を母能と云ふ假字に用へるなど、合せて其義を曉る可き者なりかし、(又此を雷と云ひ又醜女と云ひ日我女と云ひ於爾と云ひ魔と云ふなども、一物にして皆黃泉國に起れる鬼物なる由は已に云へれば、今注す限に非ず、通證に云はく、漢書武帝紀、物鬼變化、郊祀志能使_レ物卻_レ老、如淳曰、物謂_レ鬼物也、史記舍人惟_レ之、以爲_レ物而伺_レ之、注惟物也と云

れば、西蕃にても鬼魅を物とのみ云ひけるにこそ、○令_レ撥平_一は、私記に波良比牟介之女牟と有り、下に驅除平定と有ると此と一事なり、遷却崇神詞に、誰神乎先遣_レ波良比、水穗國能荒振神等乎神擡々平氣武止、神議々給時爾、と有るは此所なり、又出雲神賀詞に、荒布留神等乎、撥平氣とも有り、又萬葉十九(三十九丁)に、蜻島、山跡國乎、天雲爾、磐船浮、等母爾倍爾、眞可伊繁實、伊許藝都追、國看之勢志氏、安母里麻之、掃平と有るなど、所に依りては平字を多比良氣と訓む所も有るなり、波良比は其地を追退け令_レ去るを云ふ由、下に驅除平定の傳に云ふべし、牟介之女牟は此の令_レ撥平_一を、古事記には是使_レ何神_一而將_レ言趣_一と有り、記傳十三(十丁)に、將_レ言趣_一は許登牟氣麻斯と訓むべし、記中に多き言にて言向とも書けり、萬葉二十(五十丁)に、知波夜夫流、神乎許等牟氣とも有り、言意は、言は事にて事依事避などの事と同じ、牟氣は牟加世にて、背ける者を此方へ令_レ向るの言なり、背向_一は此反にて此所を後にして彼方へ向なり、(補意)と云はれたるが如し、傳三十、驅除をも事向と訓むに就て注してむを見合すべし、萬葉五(十三丁)に多良志比咩、可尾能彌許等、可良久爾遠、武氣多比良宜且、十八(二十一丁)に、毛能乃布能、八十伴雄乎、麻都呂倍乃、牟氣乃麻爾麻爾なども有り、(平字に牟氣と多比良宜と二訓有り)と雖も、其意は同じからず、牟氣は右の如く令_レ向る由なるが、多比良氣は物の平坦になる義にて別なるが故に、牟氣と多比良宜とを重ねても云なり、○遣_レ誰者_一宜也の誰者は、伊豆禮能迦微と訓むべし、古事記には、此を是使_レ何神_一而將_レ言趣_一と見え、其次にも亦使_レ何神_一之吉とも、又遣_レ曷神_一以問_レ天若日子之淹留所由_一とも、於是天照太御神詔云、亦遣_レ曷神_一者吉など有ると同じ狀の所なりければなり、風神祭詞には誰_レ神_一をも訓めり、(者_一字を神の如く訓む例は、四神出生章に謂ゆる天下之王者、又寶鏡開始

章第一一書に思兼神云者など有る是なり、舊く誰乎遣者と訓みて者_一字を辭と爲るは惡し、○惟爾は、第二一書にも、惟爾二神、亦同侍_レ殿内_一、善爲_レ防護_一と有り、私記に彌加波久波以米之と訓めり、續古今に、「願はくは花の本にて春死ぬ、其二月の望月の頃」と有るなど、誂へ求むる義なり、(但爾字は下へ屬て此は爾諸神、次なる爾二神の義なる事云ふも更なり、然るを上へ屬て惟爾と續け讀むは大なる誤事なり、古史徵に、惟爾を夜與伊末之と訓めるなどは、古言古意に疎き人の訓なれば云に足らず、)○爾諸神は、爾某と續け云ふ例は、傳十二に爾月夜見尊と有る下に注せるが如く、其命令を受持たしめ然らぬも、此事は其人を指著て云ふ時の事なり、偕此を諸神とは訓切らずして諸神等と讀み添ふる事習なり、古事記にも八百萬神と云ふ事を上に二所置けるのみにして、下は何方にも亦問_レ諸神等_一、又は於是諸神及思兼神答白、或は即示_レ諸神等_一詔者、又爾思兼神及諸神白云、と書せると此と同じければ、等字の有無に抱らず其意を得て訓むべき所なる者なり、(四神出生章第十一書に、大地海原之諸神、寶鏡開始章第三一書に、諸神又衆神と有るも其格なる事傳十一卷二十卷に注せり、)○勿_レ隱_一所_レ知_一は、官本に知牟乎勿_レ隱_一志坐會と訓み、私記には知禮流所乎勿_レ隱_一志坐會と注し、金澤本には知禮良牟所乎勿_レ隱_一志會と訓めり、此三の中には金澤本の訓古かる可く見ゆれば此に定めつ、右に云へる如く、古事記には思兼神の專と議申されし趣なるに、此には漏らされたるに就て思ふに、此諸神等の中に思測の智慧深き其神の在て、萬事を悉に知りて御在し坐すが故に、其知れらむ所を遺す事無く申せと詔給へる者なりけり、勿_レ隱_一は萬葉二十(五十一丁)に、加久佐波奴、安加吉許己呂乎、須賣良弊爾、伎波米都久之且、と有るが如く、其清明き心を盡し究むる事を云ふなり、(此は上より下へ令する所なるが故に、勿_レ隱_一を勿_レ隱_一志坐會と敬ひて

宣ふ可きならず、那加久志會と訓むに非ざれば相叶ふまじくこそ、○僉曰は、諸神等皆曰なり、海宮遊行章に、乃集大小之魚、逼問之、僉曰不識と有るを、其第四一書に、盡召諸廣鱈狹而問之、皆曰不知と有るにて曉る可し、口訣に僉皆也と注せり、○天穗日命、此御事は傳十三に注せるを、其御天降の御事に至ては、紀記二典の趣にては事の足はざる所の有りて、忠ならざる神の如くも見ゆめれども、思兼神の思測は甚忠ならざる状なる所に在りて、其義甚深きが故に人皆惑ふ事なれば、次に委しく注す可ければ、此には略く、○是神之傑也、私記に神乃須久禮太留奈利と有れども、次なる天稚彦を是壯士也と有るに並べれば是傑神也と無くては相對へらず、且良海本に、は是神傑矣と有りて、之字を挾めるの宜しきに就て思へば、右の私記の如くは、字も訓も共に漢文の格なりければ、字に抱はらず須具禮多流迦微也と訓むべきなり、金澤本には傑を伊佐袁と訓める、其は勇男の義にして、天武天皇元年御紀に、唯吹負留謂立名于一時、欲寧艱難、即招一二族及諸豪傑、僅得數十人、と有る豪傑を、伊佐袁斯と訓れば、此も然訓むまじきに非ざれども、此時天穗日命を遣されしは、天稚彦などの如く征伐に遣さるるにては無く、斥候に降されしなれば、勇士を以て差る可きならず、凡ての事に落目無く物爲給ふ神と選舉給へるなれば、八百萬神の中に尤勝れたる器量有る神なりけり、通證に傑過人也と云れしは然る言にて、第一一書に、猿田彦神の事を、時有三八十萬神、皆不レ得自勝相問、故特勅天鈿女曰、汝是目勝於人者也、宜往問之と有る目勝は、麻加知と訓む所なるが、目勝於人とも訓るを以て一例と爲べし、又綏靖天皇前御紀に、神八井耳命より神淳川耳尊に聞えさせたる語に、今汝特挺神武、自誅元惡、と有る特挺を須具禮と訓める、其をも二例と爲べし、又武烈天皇前御紀に希世之雄と有るを、

世爾須具禮多流多祁伎比登と訓るをも三例とも爲し、若て其須具流は、萬葉十三(二十四丁)に、斬髮與、和子乎過、橋之、末枝乎須具里と有るに同じく過在の義にして、其度を超えて物に過ぎたるを云ふ稱なるが故に、姓の村主を須具理と訓むも本は村長の謂なるを、其は村中より勝れたる人を選擧て任すに依れる稱ならむをも合せ兼ねて思ふ可くこそ、(今も物の中より其精粹を撰出すを、須具理出すと云へり、淡路の方言に、藁などの上皮を去りて其藁の宜しき所を撰みて物に用ふるに、藁を會具流と云ひ、其稱呼としては會具理藁と云ふも右の須具理に同じ、欽明天皇十三年御紀百濟王聖明が佛の事を虚譽しける言に、是法於諸法中、最爲殊勝と有る、勝字の用ひ状をも合せ見る可し、) ○可レ不レ試敷、良海本には不レ可レ不レ試敷と有り、此は試給波邪良米夜登白志伎と訓むべし、然訓む時は謂ゆる反語の例にて、此神を除きては佗に試る神無しと云ふ事に成りて、上には神之傑也と有るに合せて、其心深く聞ゆればなり、次なる天稚彦には是壯士也、宜レ試レ之と有るは、餘にも征伐として遣はす可き神の無きには非ざれども、先づ此神を遣して其所置を伺ひ見むとにて、其とは大に意の異なる者なり、(本に試給波邪流倍祁牟夜と有れども、其は無下に漢風なれば然は訓むべきに非ず、又不可不試敷の方にては、試給波受波有倍加良受と訓むべけれども、其にては、上には神之傑也と有るに應はずして意淺かめり、)

於是俯順衆言、即以天穗日命往平之。然此神佞媚於大己貴神。比

及三年尙不報聞（夫人此云于志）故仍遣其子大背飯三熊之大人（夫人此云于志）亦名武三熊之大人。此亦還順其父。遂不報聞。

天穗日命の天降らせ給ひし御事をしも、古事記には、爾思金神及八百萬神議白之、天菩比神是可遣、故遣天菩比神者、乃媚附大國主神、至于三年、不復奏、と有りて、趣は此と一事なりけれども、此神の不報聞るに就て、重ねて大背飯三熊之大人を被遣れし事を脱して、其末に至りて、爾天鳥船神、副建御雷神、而遣云々、故爾遣天鳥船神、徵來八重事代主神、而、問賜之、云々と有り、其は此下に、故以熊野諸手船（亦名天鳩船）載使者稻背脛遣之而、致高皇產靈尊救於事代主神云々と有る是なり、然るに遷却崇神詞には、諸神等皆量申久、天穗日之命乎遣而平氣武止申支、是以天降遣時爾此神被返言不申氏、次遣志健三熊之命毛隨父事、返言不申、と有りて此と合る物から、次に經津主神武甕槌神に副へて、其稻背脛命を被遣るゝ事を載すと雖も、然る事迄を委しく擧ぐる所ならざれば、紀記共に同じ傳と見て有りぬ可き事云ふも更なり、借此に次なる天稚彦の所に、此神亦不忠誠也と有る亦字は、先に被遣し天穗日命の忠誠ならざりしが上に、其神も亦忠誠ならぬ狀に書取られたるならめども、其は古語に非ざるを、撰者の其天稚彦の報命さぐる事を評して書かれたりし物から、古傳の害と成る事大凡ならずなむ有りける、故今天穗日命の御爲めに其冤を雪がむとす（古事記に、於是天若日子降到其國、即娶大國主神之女照比賣、亦慮得其國、至于八年不復奏と有りて、天穗日命に係けざるは、其神の天降給ひしと天稚彦が降れるとは、事の狀本より別なるを

以てなり、故出雲神賀詞に、高天神王高御魂神魂命皇御孫命、天下大八島國乎事避奉之時、出雲臣等遠祖天穗比命乎國體見爾遣時、天能八重雲乎押別氏、天翔國翔天下乎見廻返事申給久、豐葦原乃水穗國渡、晝波如五月蠅水沸支、夜波如火瓮光神在利、石根本立青水沫毛事問天荒國在利、然毛鎮平天、皇御孫命爾安國止平久所知坐之米牟止申氏、已命見天夷島命爾布都怒志命乎副天降遣天、荒布留神等乎撥平氣、國作之大神乎毛媚鎮天、大八島國現事顯事令事避支、と有る文を明らかに其詳説をば得べくなむ有ける、右に謂ゆる國體見と云ふは、後に謂ゆる巡察使の如くなむ有ける、其例は景行天皇御紀二十七年に、遣武内宿禰令察北陸及東方諸國之地形、且百姓之消息也と有て、其東陸之地形及百姓の消息を令察給へるなるに、其二十七年に武内宿禰自東國還之、奏言、東夷之中有日高見國、其國人男女並推結文身、爲人勇悍、是總曰蝦夷、亦土地沃壤而曠之、擊可取也、と有るは、前後三年にして復命して其地形及百姓の消息を見たる説なり、然れども此時武内宿禰は征伐の御使に非ざるが故に、其四十年に日本武尊を將軍と爲て令伐給へる例を姑く此に並べて心得べきなり、猶應神天皇九年御紀に、遣武内宿禰筑紫、以監察百姓、清寧天皇三年御紀に、遣臣連巡省風俗なども有が如く、巡察の事は實に重任なるが故に、思兼神より謀を奉りて、諸神の中より傑神と殊に抽て天穗日命をば天降し遣はされたるなりけり、記傳十三（十三丁）に、先初に此天穗日命を天降し遣し、は、次の天若日子が如き征伐の御使には非ずて、唯神賀詞に云へる如く、此國體を見て其狀に隨ひて宜しき様に令謀むことにぞ有りけむかし、其故は彼の天若日子を遣し、には弓矢など賜ひし事有るを、此神には然る事も無ければなり、若征伐の御使ならば、最初に此神を遣し給ふ所にぞ弓矢などの事は有るべき事なる、取要と云はれしは、實

に然る言になむ有りける、(然れば天稚彦と此神とは將軍と斥候との如き差別有るが故に、右にも云へるが如く、事の狀の一には成るまじき所なるを知るべし、此を一にして見る故に、此神をしも忠誠ならざる如くに云ふ惑はし言は出來れるにぞ有りける、)天翔國翔_天、天下乎見廻_天返事申給久と有りて、次に晝_天如五月蠅水沸_天、夜_天如_天火_天光神在_天利云々は、其巡省行はし、狀を奏し給ふ説なり、次に然毛鎮平_天、皇御孫命_天安國_天止平久所知坐之_天米_天止申_天は、其復命して天上にて申給へるなるが、此に媚_天附大_天巳貴神_天と云ふに當る語の見えず、又大背飯三熊之大人の追次て降りて、順_天父事_天と云ふ事をも載せざるは如何と云ふに、其次に、巳命兒天夷鳥命_天布都怒志命_天乎副_天天降遣_天と、有る天夷鳥命と三熊之大人とは、下に注すが如く同神なるが、布都主命を副て天降すと云ふは、先に御父神と共に彼國に御在して事謀らし、かば、案内_天として降し給へるにて、彼の順_天父事_天と云ふ事を別に擧げずして明かなる者なり、偕其荒_天布都神等乎撥平氣は、經津主武甕槌神の事なるが、國作之大神乎_天媚鎮_天天は、其始天穗日命の能媚和し置給へるを、次に天夷鳥神の天降るに及びて全く媚鎮め畢たる趣にて、如此く前後に照して聞くべき古文の妙有るが故に、打見には事の略に過ぎたりと思しき程の事なり、偕天穗日命國體見に天降り給ひけるに、右の如く荒振神有りけるが、所得て荒振る國には有れども、其地を主領き在す大_天巳貴神_天御在し坐して天下を經營らせ給ひ、國土に在らゆる神等を順へ給ひ、御父素戔嗚大神の御言任を奉りて、大國主大神に渡らせ給へるが上に、下に云へるが如く、始其國作給へる事は、皇祖天神の御命を蒙らせ給ひ、其御身を申せば、天照太神には御甥なり、今天降り奉らむと爲る天神御子の御爲にも巳命の爲にも、御從弟にして近き御族なり、又其后須勢理毘賣命は、謂ゆる三女神の御事にて御在し坐せば、殊に親しき御聞

にて渡らせ給へれば、其御近親の故に御私爲させ給ふ可き御心は御在し坐さずとも、其大_天巳貴神_天の天下國土の爲に大造の功績御在し坐すを見奉り給ひては、天照太神素戔嗚尊の御正統に御在し坐して、天地の初より神隨なる所由有りて、天津日嗣と定まらせ給へる皇御孫尊の御事とは申せども、大_天巳貴神_天を避らせ奉る道無くして如何は強申さる可き、本より大_天巳貴神_天も、此國をば天神御子の御爲に造堅めさせ置かして奉らむ御心に御在し坐す上は、荒振神と等並に撥平などは思ほしも寄らぬ事なるが故に、一向に御心を執申させ給へるに依りて媚附とは云へりしながらに、姦人の阿諛るなど、は本より日を同じくして云ふべからざる事共なりけり、(又右の如く近き御親戚の御間に渡らせ給へれば、大_天巳貴神_天の宇迦之山本宮に留まらせ給ひて、親しき御睦びなどは自然に御在し坐すべき事申すも更なるを、俗に天穗日命は不忠の忠臣など云ふめれども、然る淺々しき事には非ず、忠臣の中の忠臣とも稱擧げま欲うこそ、)然して其天穗日命は、三年が閑不復奏ざりしは右の如き謂に依る事なるを、天神の御許にては然る差別迄には及ばせ給はず、大_天巳貴神_天に於ては異義本より有るべくも思ほしたらざりければ、唯荒振國神を撥平させ給はむ御心坐すが故に、其子三熊之大人を引續きて天降し給へるを、天上にて其神の思ひとは案外の事なるが故に、其父事に順ひて共に計らでは得有るまじかりけるを以て、其事に係列はれし程に、次には天稚彦を征伐として降し給へるに引代りてぞ、天穗日命三熊之大人は國體を見畢て復命申させけらし、其委しき事は下に倭_天媚大_天巳貴神_天の所に云へり、記傳十三(十四丁)に「天穗日命の復奏し給ひしは三年を過ぎて後の事なれば、此記などには其閑甚久しく還り給はぬ程を云ひて、即次の天若日子の事に移れる故に、其後に此天穗日命の復奏し給へる事をば混らして傳へ脱せるなる可し、然後に雉名鳴女

を遣す時に、唯天若日子の事を令問る由のみ有りて、此天穗日命の猶久しく還らぬ所由を令問る事は見えざるを思へば、其以前に已に返事申給ひし事知られたり」と云はれたるは甚委しき考なるが上に、若し天穗日命の久しく留まり給はましかば、天稚彦が此後に降れるに然る恣なる所行共は爲しめ給はざらまし物をや、此を以て次に天穗日命に當て天稚彦が事に此神亦不忠誠也、と云へる亦字の大に義を誤る事を曉りて、其心す可き者になむ、祝詞考に、古事記日本紀などに、天穗日命は大名持命に媚附て三年まで復命申さずと有るを、今如此云へるは國造已が祖神なる故に宜しき様に云成せる人も有りなむ、然れども事もこそ有れ、大極殿に官々を列ねて天皇の聞食す此神賀詞に私説を擧げ申すべきに非らず、其僻事ならば神祇官より太政官に申して正す可きなり、故に思ふに此傳は彼記共に漏れて是に在るなりけり、若終に復命申さずは、天稚彦に次ぎたる罪も有るべきに、然は非で天津神玉の詔に大名持命の祭を成せむは、天穗日命と詔へるは能く媚和し給ひし故なり」と有るは然る説にて、此後に天鳥船神に經津主武甕槌二神を降して荒振神等を撥平げ、大國主大神に顯國を避奉らしめ給へるは、實に此天穗日命の御計らひに因れる者なりかし、(第二一書に、天神より大已貴神へ仰せ遣されし御言に、又當主汝祭祀者天穗日命是也と有るを以ても、大已貴神に媚附奉給ひし事の忠誠なりし程は知られたり、故に口訣に、天穗日命阿大已貴神造國大功と有るは、實に謂れたる説にて、古事記に、於是天若日子降到其國、即娶大國主神之女下照比賣、亦慮獲其國云々、と有とは日を同じうして語る可からざる事共なり、)偕天穗日命の天降らせ御在し坐す時、其御同胞に坐す天津彦根命も副ひて御在し坐しけるなりけり、其は出雲風土記に、意宇郡屋代郷、郡家正東三十九里一百二十步、天乃夫比命御伴天降來坐伊

支等之遠祖天津日子命詔、吾靜將坐社詔、故云社(神龜三年改字屋代)と有る天津日子命是にて、伊支は其裔孫なる由委しく明らめたる説有りて、已に傳十三に注せるが如し、又傳十六に注せるが如く、瑞珠盟約章第三一書又寶鏡開始章第三一書に、謂ゆる熯之速日命と申すはしも、天津彦根命の亦名にて御在し坐すなるに、其風土記に、大原郡斐伊郷屬郡家、種速日子命坐此處、故云種(神龜三年改字斐伊)と見え、官社に種社有り、未官知にも種社有るが、神名式に、斐伊神社同社坐斐伊波夜比古神社と見えて合へれば、是ぞ其天降り坐して姑く神在し坐しける地には有るべき、然るに姓氏錄(攝津國神別天神)に、服部連熯之速日命十二世孫麻羅宿禰之後也、又(河内國神別天神)服部連熯之速日命之後也と有りて、織妊の事にも由有るに就て猶深く探索るに、同風土記に、飯石郡波多郷、郡家西南一十九里、波多都美命天降坐處在、故云波多と有る、神名は機津持命なる謂にて由有るなるに、今も畑村と云ふに都留伎大明神とて舊社有るも殊に由有り、此の天津彦根命の御子天目一箇命はしも、古事記に謂ゆる天津麻羅命にして、鍛冶の遠祖神にも能く合へるを以て思ひ定むる事なり、(但四神出生章第六一書に、速日神、次熯速日神、次武甕槌神と有る其とは別なり、其は比波夜毘と訓み、此は比能波夜毘にて、中に之字の有ると無きとに依りて大に其意違ふ者なり、其由傳八卷に注せれば合せ見る可し、)若て其天穗日命の三年に餘りて此國に神在し坐しける御事跡を考ふるに、出雲風土記に、飯石郡飯石郷、郡家正東一十二里、伊毘志都幣命天降坐處、故云伊鼻志(神龜三年改字飯石)と有るを、内山眞龍説に、否鎮命と申す事にて、天穗日命なり」と云へるは、動くまじく所思ゆるに就て猶考ふるに、其並に三屋郷、郡家西北二十四里、所造天下大神之御門即在此處、故云三刀矢(神龜三年改字三屋)即

有正倉と云へるは、當昔大國主大神の天下を主領給ひし程は、此邊迄も住廣げて御在し坐し、かば、其處に御門の有りけるが故に、其郭外に天降らせ給へるなりけり、然して右に云へる天津彦根命の降り給へりと所思る波多郷も、同じ郡内の事にし有りければ愈由有りける事共なり、若て其御坐所は傳十三、廿七に注せるが如く、同記に、意宇郡野城驛家、郡家正東二十里八十歩、依野城大神坐故、云野城と有る、此地後に能儀郡野城郷と成て、神名式に同郡天穗日命神社と有る是なるが、其邊も古は熊野の地なりし故に、彼五男神の中に別神として出でたる熊野櫛樟日命と申すも、其地に因れる御名なる者なり、然して其天穗日命出雲へ天降坐す時、其后神をも携へさせ給へりと思しき由有り、其事は次に云ふを待ちて知るべきなり、偕其大神天翔國翔して天下を見廻り給ひしかば、出雲にのみは留まる可からず、其神趾の著明きは、傳十三に注せる近江國蒲生郡馬見岡神社是なり、紀貫之主の梁簡銘に、大嵩社者天穗日命神世之古趾也、と有る此一事を以て其餘を思ふ可し、又傳廿に注るが如く、同郡比都佐神社を社記に、天津彦根命、山津照命、日巢句比咩命三神と有るは、天津彦根命御夫婦と思しきを、野洲郡御上神社(名神大、月次新嘗)は其御子天御影神に坐すなどの所以少縁ならざるに、猶天上の地名に通ひて安河と云ひ彦根と云ふが有るをも思ひ合せて、天穗日命天津彦根命相共に天降らせ御在し坐しける事の正史に漏れて、彼風土記に傳はれる事を知るべき者になむ有りける(但天乃夫比命御伴天降坐云々と有れば、天穗日命は本より正使に坐すが上に、天神の御任とは無く唯に伴れて降り給へる故に、復奏しの遅きなど、天神の沙汰し給はざるにや有りけむ、但右に注せる如き所以有るを見れば、決く副使とも申す可き狀と思しきなり、偕右に引ける風土記に、大神の御門在りしと云ふ三屋郷は、同記に謂

ゆる南西道にて備後三次郡に通ふ道路なるが、其より今道二里許に多久和村と云ふ有て、其川傍に伊昆志都幣命の降坐し、と云ふ大岩を神體として飯石神社と崇め奉れるなり、其より波多郷は山を隔て、西南に當れるを、其間二里許もや有らむ、此は已去年萬延元庚申年七月十四日、男重兼を伴ひて大社より安藝に至るとて親しく往見たる趣なり) ○俯順衆言と有る衆言、は右に僉曰云々と有る其言に異議無きが故に其言に順はせ給へるなり、然れ共此句餘に漢めきたるは如何ぞや、此訓私記に、毛呂已止爾布只於毛爾利且と有る、毛呂已止は、諸神を毛呂迦微と云ひ衆人を毛呂比登と云へば、然云ふまじきに非ずと雖も、伏フシオモル佞と訓めるは何に佞諛る所か有る、甚心得ず、又金澤本には毛呂已止爾布志々多賀比氏と訓み、今本には布志氏毛呂々々能已止爾志多賀比氏と訓めれども、強に字に泥める者にして上古の言語の狀には非ず、故思ふに、右に諸神云々僉曰云々と有るに照らして、美那麻袁世流麻邇々々と訓むべきにや、古事記大國主神の御言に、僕子等二神隨白、僕之不違、此葦原中國者、隨命既獻也、又天忍穗耳命の御言より承て、是以隨白之、科詔日子番能邇々藝命云々と有る如く、白す隨と云ふは其宮に順給ふ由なるを以て、今此の訓をば定めつ、(凡て我が古語を書すとて、強て漢家の熟字を用ひて、其甘く當りたる所など訓に無理は出来る者なり、此は通證に引れたる南史宋武紀、俯順羣議と云ふを取られたるが故に、其字に就て僻訓は有なめり、) ○以天穗日命往平之は、上に欲令撥平と有る例に依りて、往氏牟氣志牟と訓むべきなり、右に注せるが如く、牟氣は令向にて、背向る物を此方に令向る義にて、強て兵を擧げて討つを云ふには非ざるなり、其は上に天神の葦原中國之邪鬼と詔給へるは、卷首に注せる如く此第一書天忍穗耳尊の御言に、彼地未平矣、不須也頗傾凶目杵之國歟と見

え、其事を古事記には、豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者、伊多久佐夜藝氏有禰理と有るが如く、此國に天降り著坐さずして、虛天より見行したる狀を白上給へる所なるが故に、天神より其正邪をも分させ給はず、天神に疎々しき限を大凡にして、彼大己貴神の如き大功の坐せるをも、何も一に道速振荒振神等とは詔給へるなり、然るに神賀詞に、天穗比命乎國體見爾遣時爾、天能八重雲乎押別氏、天翔國翔天下乎見廻返事申給久、豐葦原乃水穗國波畫波如五月蠅水沸支、夜波如火瓮一光神在利、石根木立青水沫毛事聞天荒國在利と有て、此始に高皇產靈尊の御命として、彼地多有螢火光神及蠅聲邪神、復有草木威能言語と有るは、其天穗日命の復奏を聞知して、天神の然る細しき事を所知看けるなるを、後の事を前に押廻らして書ける者なりければ、此に天穗日命を國體見に被遣れしは、其天神に疎々しき國神を天神の御許に令向よと詔給へる所にて、此は征伐の御心ならざれば、往平之は、誰に歸順へに遣し給へるなりけり、故此を牟氣志牟と訓みて能く叶へりとは云ふなり、(然れば次なる天稚彦を征伐として弓矢を賜ひて被遣たるとは、大に同じからざる者なり、此に天穗日命神之傑也と、諸神の中より此神ならずはと抽られ給へるは武勇の事には非ず、凡てを能く治め給ふ神は此神ぞと選舉られ給へるを思ふ可し)○倭媚於大己貴神は、古事記にも乃媚附大國主神と見えたり、出雲神賀詞には、然毛鎮平天、皇御孫命爾安國止平久所知坐之米乎申氏、已命兒天夷鳥命爾布都怒志命乎副天、天降遣天、荒布留神等乎撥平氣國作之大神乎媚鎮天、大八島國現事顯事令事避支と有るは、右に注せりし如く、先には天穗日命媚和し給ひ、後には其兒天夷鳥命をして大己貴神を媚鎮めて、此國土を天神御子に令奉避給へるなれば、此倭媚の大功はしも、世に比しへ無き御事になむ御在し坐ける、倭倭を意母禰理と訓むは面萎の義にして、古事記猿

田彥神段に、汝者雖有手弱女人、與伊牟迦布神面勝神、又玉垣宮段に、妾兄沙本毘古王問妾曰、孰愛夫與兄、是不勝面問、故妾答曰、愛兄歟、など有る面勝の反なり、其面勝の言は記傳十五(十四丁)に、一人と相對ひて愧す怖れず面の強くて負ぬなり」と云はれたる意なるを、倭は初より面を和らげ心靡かひて人に馴寄り近著く事なるが故に、其反にて面萎の義ならむとは云ふなり、媚は通證に戀振也と云はれたるが如く、己を屈めて一向に人に附従ふなり、(萬葉十六竹取翁歌序に、忽值煮羹之九箇女子也、百嬌無儔、花容無止と云ひ、遊仙窟に、千嬌百媚、造次無可比方と有るなど、女の容儀の美麗しきを云ふは人をして戀振する意にて、此より人に附くと佗より人をして令附るとの差は有れども其本一なり、字鏡に、嫵媚也、好也、古夫と有て古夫流とも活く言なり、又通證に詩大雅無爲爲夸毘、註夸毘屈己卑身而附人也と有るも、此媚の言を能く注せるに似たり、今も物の甚しく附添ひたるを媚附と云ふは常なり、良海本倭字を倭に作れり)倭天神の國體見に遣し給へる御心と其天穗日命の罷坐し、御所置の大抵を此に言舉申す可し、景行天皇御紀二十五年に、武内宿禰をして東北諸國の地形及百姓の消息を巡察せしめ給ひ、其四十年に、皇子日本武尊をして東夷を令伐に遣し給ふ詔に、願深謀遠慮、探姦伺變、示之以威、懷之以德、不煩兵甲、自令臣隸、即巧言調暴神、振武以攘姦鬼と有るをば、古事記には爾天皇亦頻詔倭建命、言向和平東方十二道之荒夫流神及摩都樓波奴人等と見えたり、若て其日本武尊の答奏し給へるに、今亦頼神祇之靈、借天皇之威、往臨其境、示以德教、猶有不服、即舉兵擊と有る語を此に借りて説くべきなり、右に探姦伺變、示之以威と有るは、次に振武以攘姦鬼と見えたる是にて、古事記に謂ゆる荒振神の所置なるにて、此は終に德教に従ふまじ

き者なる故に令_レ伐給ふ由なり、又懷_レ之以_レ德、不_レ煩_レ兵甲と有るには、次に即巧言調_レ暴神と承けて、其は右の古事記に謂ゆる不伏人に就ての御政なり、然して此には天神より天穗日命に然る事までは分ち給はず、全體の國土の未だ平定ざる所に就て往平之とは詔給へれども、彼螢火光神蠅聲邪神の如きは、武を振ひて攘はしめ給はむ御心にて有るべく、又大國主大神の如く決めて御功の大に坐すは、巧言にして其御心を和らげて、國土を滯る所無く避奉らしめ給ふ可く所思し、から、征伐使にては無く巡察使の如くして被_レ遣しなりけり、口訣に、天穗日命阿_二大_一貴神_二違_レ國大功と有るが如く、實に其大神の御徳を眼前に見行し坐しては、唯に従ひ奉りて其御心を調させ給ふ外なかりしかば、自然に佞媚とも媚附とも云ふ狀にこそは御在し坐したりけらし、是亦其天穗日命の傑たる所以にして、佗神などの係けても及ばざる所になむ有りける、(世人皆思へらく、右に欲_レ令_二撥平_一と有り、此に以_二天穗日命_一往平之と有るは、唯に荒振神を征伐て殺し棄るのみ云ふと心得れども然らず、此方へ背向く物を令_レ向て我有と成すを本とする事なるに、其にても徳教を以て導くに不_レ服る上は、止む事を得ずして討滅すに至れるにて、却りて其は常の道ならざるに心著かざりけるは如何ぞや)楮此に天穗日命を天降して平國の御事を仰せ給へるは、天照太御神高皇產靈尊神皇產靈尊の大命に依れる事今云ふ限に非ず、然るに此國土には大國主神在りて、國作の御功を立てさせ御在し坐す事私の御行には非ず、御父素戔嗚大神より御禪を受けさせ給へるが上に、傳廿七、廿八に注せるが如く、國作の御命は全く皇祖天神より蒙らせ給へるなり、其事は寶劍出現章第六一書、少彥名神の依來坐せる所に、乃_レ惟_二其物色_一遣_レ使白_二于天神_一、于_レ時高皇產靈尊聞之而曰、吾所_レ產兒、凡有_二二千五百座_一、其中一見最惡不_レ順_二教養_一、自_レ指_レ聞_二漏墮者_一、必彼

矣、宜_二愛而養_レ之、此即少彥名命是也と見え、又古事記には、故爾白_二上於神產巢日御祖命_一者、答告、此者實我子也、於_二子之中_一自_二我手股_一久岐斯子也、故與_二汝葦原色許男命_一、爲_二兄弟_一而、作_二堅其國_一、故自_二爾大穴牟遲與_一少名毘古那、二柱神相並、作_二堅此國_一と見えたる、是其の高皇產靈尊神皇產靈尊の御命を奉りて國土を作らせ給へる證なり、又一書、少彥名神の常世郷に渡り坐し、後に幸魂奇魂神の依來坐し、御事を、古事記にも、是時有_二光_一海依來之神、其神言能_二治我前_一者、吾能共與相作成、若不_レ然者、國難_レ成、爾大國主神曰、然者治奉之狀奈何、答曰、吾者伊_二都岐_一奉于倭之青垣東山上、此者坐_二御諸山上_一神也と見えたる、其は傳廿七に慥なる證有りて注せるが如く、幸魂奇魂神と申すは、高皇產靈神皇產靈神の相副ひて御在し坐す御靈を申奉るなり、(此を古くより大己貴命の和魂大物主神の依御在し坐しけるにて、幸魂奇魂と申すは和魂の徳用なりと云ふ説も有れども、甚じき僻事なる由已に辨へたるが如し、中にも其尤けきは、平田翁の説に離魂病と云ふ事の有る、其に引當て云へるなどは云ふにも足らぬ妄言なり、惑ふ可からず、)然るを此章に至りては、其大國主神の御事はしも、皇祖天神の全に所知食ざりげに書されたりけるこそ甚心得難き事なりけれ、故に思ふに彼の神賀詞に、天穗日命の天翔國翔りて天下を見廻りて返事申給はくと有る所に、豐葦原乃水穗國_二豐葦如_一五月蠅_二水沸_一支、夜_二如_一火_二瓮_一光神在_二和_一、石根木立青水沫_二事問_一天荒國在_二和_一、と申給ひ上げたる事は有りて、大己貴神の御事を聞え上げ給へる事の見えざるに心を著て考ふるに、其天神には本より大己貴神の此國を主領き御在し坐しつれば、其神を治め給ふ道も已に定め給はざるには非ざらめど、第一一書に、天忍穗耳尊の彼地未_レ平矣、古事記にも、水穗國者伊多久佐夜藝氏有_二祁理_一と申給へる事の有る其事に就て、天穗日命を國體見に遣し給へるに

荒芒たりし事、右の如くなりしなりけり、然るに其實劍出現章第六一書に、大己貴神乃興言曰、夫葦原中國、本自荒芒、至_レ及磐石草木、威能強暴、然吾已摧伏、莫_レ不和順、遂因言、今理_レ此國、唯吾一身而已と有るが如く、彼謂ゆる螢火光神蠅擊邪神の如き荒振神も、大己貴神には悉く歸順ひ奉りて在りしなりけり、上に注せるが如く、其神より岐神を經津主武甕槌二神に薦めて、其平國之廣予を天神御子に奉らせ給へるを以て、其然る所以は知られたり、此に天穗日命の國體見し給ひて、其荒振神は、往々天神御子の天下に君主と坐して所知食す顯國の爲に、惡かる可く見定め給へるに依りて、後に御兒天夷鳥命等を遣して撃て取るべしと其期を馳め、先づ指當りては其大己貴神の先に天神の御命を奉りてより、國土經營の御事には實に大造の功績御在し奉るに對へて其御徳を稱美へ、顯國をば天神御子に避奉らして、幽事を所治め奉る可くと佞媚て其御心を取り奉り給ひしかば、年の三年に過ぐる迄も猶復奏させ給ふには至らせ給はざりしなりけり、然れば此に大國主大神の御在し坐す御事は、天穗日命も始より知りて降り給ひしを、紀記共に、唯に荒振神を事向しめ給ふ可き事のみ有りと雖も、前後を能く照し應すれば、右の如き幽深き致を得る事有る者ぞかし、(故此に荒振神を言向しめ終へるは、國を顯國にし世を顯世にし、神と人とに世を別給ふ御政の謂なりけるを、其大己貴神の國避の御時に至りて、顯露事と幽事との差別全く立てる者なりけるを、此荒振神を言向させ給ふ所以を知らず、又大己貴神は皇祖天神の御命に依りて國土を主領き在す事を能くも知らせざるが故に、天穗日命をして忠誠ならざる神の如く、已に御紀にも書成され、又其説者も古より今に至るまで、一人として其願を探り得たるは非ざるなめり、)○比_レ及三年、尙不_レ報聞、は、古事記にも至_レ于三年、不_レ復奏、と見えたるが、次に大背飯三熊之大

人を遣はされたる事の無きは、脱たるなめり、此の趣は三年に至る迄其報聞の事無きに依りて、其三年に當る年に其子大背飯三熊之大人を遣はされたるが、其父神の御業を共々に輔相て共に取行ひ申されし故に、其報聞の御事も後れたりし間に、天稚彦を降されしなりけるが、其に行違ひ引代りて御父子二神共に報聞し給へる事、上に注せるが如し、然して天穗日命は、始より大己貴神を媚和し給はむには、數多の年序をも經させ給ふ可く所思したりけむ、其后神をも伴はせ給へりと見ゆ、其后神と申すは傳八、十三に注せるが如く、出雲風土記に、出雲郡伊努郷、郡家西北八里七十二步、國引坐意美豆努命御子、赤食伊努意保須美比古佐倭氣命之社、即坐_レ郷中、故云_レ伊農、(神龜三年改_レ字伊努)と有る、意美豆努命は素戔嗚大神なり、赤食伊努意保須美比古佐倭氣命と申すは、亦名を熊野大隅命と申せるに同じくして、其天穗日命の御名なり、然るに神名式に、伊努神社同社神魂伊豆乃賣神社と有るに、天穗日命と其后神を祀れると所見たり、其御名に伊努と負せ給へるは、同記に、秋鹿郡伊農郷、郡家正西一十四里二百步、出雲郡伊農郷坐赤食伊農保須美比古佐和氣命之后天甕津日女命國巡行坐時、至_レ坐此處、詔_レ伊農波夜、故云_レ伊努、(神龜三年改_レ字伊農)と有る后神の所由に依れり、若くて此天甕津日女命と其神魂伊豆乃賣神とは同神に渡らせ給へる事、此を以て著明きを、其は神魂命の配せ給へる由を以て神魂と冠らせ申すにて、其伊豆乃賣神と申すは、古事記御禊段に成坐せる伊豆能賣神即水戸神速秋津日命にて渡らせ給へるなり、是天上より其后神を伴はせ給へる證なり、(此は然しも用無き事の如くには有れども、此天穗日命の大國主神の御許近くに御在し坐しける御事跡を明らかにせむ爲に少か云ふなり、但其天穗日命の御在し坐す本所は、右に注せるが如く意宇郡野城と云ふ地是なり、即古は其も熊野の地の内な

りしなり、) 借此に謂ゆる大背飯三熊之大人はしも、全く其御子にて渡らせ給ふ可き事申すも更なり、猶女御子一柱も御在し坐せりと見ゆ、其は傳八、廿四に注せるが如く、古事記に、故其大年神娶三神活須毘神之女伊努比賣、生子云々と有りて、向日神の御祖神に坐するを、記傳十二(三十一丁)に、右の文を引きて伊努比賣を誤れる由云はれしは然る言なるに、山城國乙訓郡向日神社記に、向日神者、神須佐之男命子大歲神、娶三活須日神之女神須治囉姬命、生子也と有る活須毘神は、謂ゆる熊野樺樟日命の御事にて、即ち此天穗日命に渡らせ給ふ由、傳十三に注せるが如し、然る時は伊努比賣と神須治囉姬命は一神にして、古事記に香用比賣と別に出でたれども、亦名の混れて二柱の如く傳はれるなりけり、然れば大歲神は天穗日命の御婚なり、天穗日命は大歲神の御身にて坐せるなりけり、此に其の御女伊努比賣命を大歲神に娶せ給へるも、此時に非ずは何れの時とかは爲む、借其神はしも農作の事を掌り給ふ神に坐せば、彼の謂ゆる有草木能言語と有るを言止しむるは、此時に至りては愈其農作を弘め置て、天神御子の天津日嗣の瑞穂國をも狹に饒足はし給はむとの御所置なるにて、此等の事共を兼ねても、三年を超ゆる迄も其報命の後れさせ給へる者こそは思測り奉る御事なりけれ、豈此神をして不忠誠などは、忘れても言ふべき事にては非ざるぞかし、(然るは傳十二卷十三卷十七卷などに注せる、四神出生章第十一、一書に謂ゆる天熊人の事に就ては、去敢へぬ御事共の御在し坐す状なるにも心を著けて考合す可き者なりかし、先輩の諸注一として得たる所無きが如し、) ○仍は、志伎理爾と訓めり、頻字の義なり、即傳八に注せる四神出生章第六一書に、及之を志伎氏と訓めるも同義なり、垂仁天皇廿五年御紀に、是神風伊勢國則常世浪重浪歸國也と有る重字を、志伎と訓めるも頻の義なり、萬葉十五(十八丁)に、

於枳都之良奈美、多知之久良思毛、一云、美知之伎奴良思と有るも、浪の立頻り潮の満重る由なり、十八(廿丁)に、安乎能宇良爾、餘須流之良奈美、伊夜末之爾、多知之伎與世久、安由乎伊多美可聞、と有るも立頻り寄來る義なり、其外にも多く志久志久爾と云ふ語の有は頻々にて、重疊かさねの由なる者なり、(又累年或は連年などを志伎理能年と訓めるも、重ぬる意は右に同じ、私記に故仍を加留加由倍仁志岐利爾と有れども、故字此には加禮と訓むべし、又由倍は由惠ならずは違ふ可し、通證に仍敷也、重疊之意、字書仍舊草未_レ及、新草復生也と注されたり、) ○大背飯三熊之大人は、傳十二に注せるが如く、四神出生章第十一、一書に謂ゆる天熊人決く此神なる可し、大背飯は字の如くにて、其保食神の御身より化出でたる食物を背負て天上に致し給ふ由なる可く、三熊は眞稻マコにて、稻を久麻と云事ふ古言なり、大人は長者の謂なる由、傳八に已に注せるが如し、又口訣に此神名を威猛之稱也、と有るに依りて思ふに、次なる亦名を武三熊之大人と有るに合せて説見るに、大背飯の背は傳廿に注せるが如く、天背男命の背と同じく壓の義にて、天忍日命と申すも、天壓男命なると等しく武威を以て敵を壓ふ義なる可し、然れば大背飯は大壓靈と見て三熊の義を求むるに、三は例の眞に通へるにて、熊は猛獸の名なるも、荒く健き意を以て號けたる可きが、本は物の限有る所は表に測知り難く可畏き意に出でたるなる可し、神名式に、能登國羽咋那久麻加夫都阿良加志比古神社と云ふ有る、久麻には峻しき意有るには非じか、仁德天皇四十年御紀歌に、破始多氏能、佐餓始枳椰摩茂と有るは、梯立の如く峻しと續けるなるが、古事記同段には、波斯多且能、久良波斯夜麻衰、佐賀志美登と有るは、倉梯山の地名に係れるなれど、三句の峻しき響有り、然れば萬葉十六(二十八丁)能登國歌に、楷楯、熊來乃夜良爾、と熊の言に係れるは峻しく

可畏き意有ればなり、斯れば右の久麻加夫都は峻頗傾ツルカフにて荒と續く發語と見えたり、此義を求めて三熊も荒く健き由なるかと試に云ふなり、(又十四卷上野國歌に、伊加保世欲、奈可中次下、於毛比度路、久麻許會之都等、和須禮西奈布母と有る初句は、伊加保なる夫よにて女より指して云ふなり、二句は汝が中繁になり、三句は雖思オモヒなるを路は助辭に从はりたるなり、四句は隈こそ爲つにて隔て、過ぎる義なるか、結句は忘れ爲ぬ物をなり、此首尾を以て考るに、久麻と隔放る義と見ゆれば其峻しき意に本より通ふ可く所思ゆる、故に今此に傍證に引出るなり)○亦名武三熊之大人は、纂疏本小字に作り、此神名遷却崇神詞には健三熊之命、馬見岡社記には健御熊大人命と作り、神名式には因幡國高草郡阿太賀都健御熊命神社と所見たる、此御名の上に武と置きたるは例の武某と續ける共に異ならず、阿太賀都は敵勝にて、武勇の衆神に越え給へる由なる可し、地神本紀に素戔鳴尊八世孫阿田賀田須命と有る、若し敵勝ツムカサス爲ならむには同意也と雖も、此は猶吾田の地に因れるなる可し、即綏靖天皇前御紀に、吾是乃兄、而懦弱不能致果、今汝特挺神武、自誅元惡ツミナフツカラと有るを、古事記にも吾者不能殺仇、汝命既殺仇と有るが如く、此國に向ひ給ひて荒振神の元惡を誅なふ義を以て御名に冠らせ奉れるなりけり、三代實錄に、貞觀七年六月八日丁巳、因幡國無位阿太賀都建御熊神授從五位下と有る是なり、因幡志と云ふ物に末常保御熊村の山上に在り、其地僻岨の所に建つ、側に奇石有り、細長くして大さ屋宇の柱梁を削成せるが如し、其數何千と云ふ事を知らず、積て山岳を成す、因て柱大明神と號す、實は奇異の絶境なり、と云へるは、此神の天降り坐して仇討の爲に石城などを構給ひし趾なるが、式社にて此神を祀るは天下に當社のみなるが、神代の事に就て由有りげなる事共にこそ、(此に並びて天穗日命神社天日名鳥

命神社見え、大野見宿禰命神社と申すも見えたるは、皆此神に所以有り、又大和佐美命神社と云ふも有るは、同じく天穗日命の流にして出雲臣の遠祖ならむか、今知るべからず、神階も此社と同時に從五位下に成されたり、因幡志に、砂見莊上砂見村旗指大明神是なりと云傳ふと云へり、(傳傳十三に引ける近江國蒲生郡馬見岡神社に傳はる古祝詞に、奇日乃獄仁座天穗日命、西宮爾座天夷鳥命、椎殖仁座健御熊大人命止三柱神乃御名乎稱天と有りて、右の如く因幡國高草郡天穗日命神社、天日名鳥命神社、阿太賀都健御熊命神社と有るに合ひて、天穗日命に右の二柱御子御在し坐せる状なり、猶彼社記に、祭神三座天穗日命天夷鳥命二座は式内武御熊大人一座、式外云々、西宮は祭神一座天夷鳥命、天穗日命元子勸請年紀未詳云々、椎殖神社祭神一座武三熊大人命、天穗日命次子、此御社は飯室明神(彦健忍雄心命)出雲國より綿向大明神を供奉し給ひ始めて住み給へる時、其御祖神なる故に御祭有り、舊跡に依りて欽明天皇六乙丑年御社勸請の由相傳ふと云ひて、天夷鳥命武三熊大人命とを天穗日命の元子次子と云へり、然るに其飯室明神と申すは神主出雲宿禰の遠祖なるが、右の如くは古事記に、天菩比命之子建比良鳥命を此出雲國造云々之祖也、と有るに叶はず、然れども其出雲宿禰にして武三熊大人命を祖神と爲るは、天夷鳥命と一神と見る可き據とは成れり、其は上に注せるが如く、此に武三熊之大人を降さるゝ事は、此正書と遷却崇神詞とのみに在りて、古事記及神賀詞には見えぬ事なれども、有と爲る方なむ勝れりける、其は神賀詞なる天穗日命の御言に、然毛鎮平天、皇御孫命爾安國止平久所知坐之采止申天、己命兒天夷鳥命爾布都怒志命乎副天、天降遣天と有るは、先に御父子共に降り坐して此國土の事を知り給ふ神なるが故に、天降し遣はされしなりけり、此義理を明らむる時は、其同神に坐す事論を待たざる者なりかし、(然れ

ば、武三熊之大人と申すは先に降り坐し、時の御名、天夷鳥命と申すは次に降り坐し、時の御名と心得て有なむか、又は天夷鳥命と申すは本體、武三熊之大人と申すは荒魂か、何れにしても一神なるに違は有るまじくこそ。○天夷鳥命と申す御名、神代紀には佗御名にて傳はれるを、崇神天皇六十年御紀に至りて、武日照命（一云武夷鳥、又云天夷鳥）從_レ天將來神寶、藏_二于出雲大神宮_一、（下略）と有るを以て神代に考る時は、右の武三熊之大人より外に充つべき神なむ無かりける、故古事記に互りて考ふるに、天菩比命之子建比良鳥命を此出雲臣云々等之祖也と有りて、出雲臣等の出自を佗神に係けず、又其平國段には爾天鳥船神副_二建御雷神_一而遣と有るを、右の神賀詞に合すれば、天夷鳥命に至り其國避段に、故爾遣_二天鳥船神_一徵_二來八重事代主神_一而問賜と有るを、此には以_二熊野諸手船_一（亦名天鳩船）載_二使者稻背脛_一而致_二高皇產靈尊勅於事代主神_一と有れば、其同神に坐す事明かなる者なり、然るに神名式出雲國出雲郡杵築大社（名神大）の並に、同社大穴持御子神社、同社大穴持伊那西波伎神社と有て、事代主神と並ばせ給ひ、又別に阿須支神社の有る其並に、同社神阿麻能比奈等理神社と見えて別神の如くなれども、其遣し給ふ大已貴神の方にては稻背脛命と申す御名を以て祀り、阿須伎神と申すは此下に謂ゆる味耜高彥根神にして、事代主神と同神に坐す由、傳廿七に定め云へる如くなれば、其神の方にては天夷鳥命と申す御名の方を以て祀れるなれども、右にも注せる因幡國に、天日名鳥命神社、阿太賀都健御熊命神社と別て祀り、近江國馬見岡神社にても、天夷鳥命と武三熊大人命とを並べ祀る例有るを見て知るべきなり、（大三輪三社鎮座次第に、大物主神大已貴命少彥名命と三神なる由有りて、御本體と和魂と合せ祀り、大倭社注進狀に、大國魂神八千戈神御年神なる由有りて、其には御本體と荒魂とを並べ祭るなど、此

外にも例多き事共なり、諸此正書の文を舊事紀には、故以_二熊野諸手船_一載_二使者稻背脛_一、遣_二天鳥船神_一、徵_二來八重事代主神_一と有るは、紀記を取合せて何れをも捨てじと文を成せる者にて、證とは爲難し、（名義は記傳七（六十六丁）に、建比良鳥命、此御名武夷鳥命とも天夷鳥命とも武日照命とも諸書に在りて、何れも比那なるを、此記にのみ比良と有り、那と良とは横通音なり、歎辭の阿那を阿良と云ふも此例なり、名意は、此神天より降りて邊鄙を平げ給ひし功を美_テ鄙照と稱へしなる可し、照を登理と云へるは例の萬葉十四（三十三丁）に、比賀刀禮婆、阿米乎萬刀能須と詠める、日之照者雨乎如待なり、此記に鳥鳴海神、此神娶_二日名照額田毘道男伊許知邇神_一と有る日名照をも思合す可し、（補意）と云はれたる然る言なるが、予が心は鄙取の義なるを、鄙照と移れるならむかと思えたり、其鄙と云ふは、天に對へて此地を云ふに出でたる可し、第一一書下照媛の歌に、阿妹奈屢夜、乙登多奈婆多廼、云々と云て、御祖玉依姫命の御事を述べ、今一は天上より降來れる喪會者の歌なるにて、阿麿佐箇屢、避奈菟謎廼と云ては、下照姫命を指_テ天疎夷女_一と謠ひ給へる者なり、此を口訣に、天以_レ地云_レ爾、今云_二田舍_一と云へるは然る言なり、其事は傳三十に云ふべし、其より轉りて京より田舎を指して鄙と云ふ事とは成れり、古事記朝倉宮段三重姦が歌の始に、麻岐牟久能、比志呂乃美夜波、阿佐比能、比傳流美夜、由布比能、比賀氣流美夜と云ひて、都の事を天日に係て稱へ、下に麻紀佐久、比能美加度爾、比那閉夜爾、淤斐陀氏流、毛々陀流、都紀賀延波、本都延波、阿米袁淤幣理、那加都延波、阿豆麻袁淤幣理、志豆延波、比那袁淤幣理と有りて、鄙を云ふは都に對へたるなり、又崇神天皇御紀十年、四道將軍を遣さるゝ所に、其遣_二群卿_一遣_二于四方_一と有りて、十一年に、四道將軍以_二平_一我夷_一之狀_二奏焉_一と有りて、我夷を比那と訓

み、景行天皇二十七年御紀に、東夷之中有日高見國と有る夷をば比那と訓めり、萬葉十三(十九丁)に、天皇之、遣之萬々(或本云、王命恐)夷離、國治爾登(或本云、天疎夷治爾等)十九(二十七丁)に、天皇之、命恐、夷放、國乎治等と有るも、荒俗を治めに遣さるゝを云へり、又上世に邊僻の地を令治る長を置れたるを夷守と云ひけらし、景行天皇十八年御紀に、巡狩筑紫國に始到夷守と有りて、其地に兄夷守弟夷守の二人有り、主計式に謂ゆる日向國夷守驛是なり、又萬葉四(二十七丁)に、家持等相送驛使共到夷守驛家と有るは、同式に筑前國夷守驛と有る是にて糟屋郡なり、和名抄郷名に越後國頸城郡夷守(比奈毛里)と有り、延喜神名式に、美濃國厚見郡比奈守神社と云ふ見え、又大同類聚方九十八に、乃止瀬樂、越中國新川郡夷守宿禰云々と有りて、人の姓氏とも成りたるなど思ひ合す可し、(白石遺文に魏志を引て云はく、倭國官曰多狹、曰卑奴母離云々、此多狹は即伴造なり、卑奴母離は即夷守なり、凡伴造は國造の屬官、夷守は伴造の副職にして、夷服に在りて兵守を兼掌れり、因て夷守の號有り)と云へるが如くなる可し、因に云ふ、右に引かれたる鳥鳴海神は彼記にては、大國主神亦娶八島牟遲能神之女鳥耳神、生子鳥鳴海神云云と有れども、右の八島牟遲神と云ふは大己貴神と聞ゆれば、決めて誤れる傳なる可くや、且鳥鳴海神は天鳥船神に近く聞え、其御妻を日名照額田云々と申すも天夷鳥命に近く思ゆ、決めて天穗日命の御流の神々を然傳へ誤れるなる可し、(借此神代には皇孫尊の未だ都し給はざりつれば、何れを京畿とし何れを邊鄙と爲べきに非ざれば、此天夷鳥命の夷はしも、天上に對へて此顯國の限を云へるなり、鳥は取にて荒振神を討滅し給へる義なる可き事、神賀詞に、己命兒天夷鳥命布都怒志命乎副天、天降遣天、荒夫神等乎撥平氣、國作之大神乎毛媚鎮天、大八島國現事顯事令事避支と見

えたる是なり、記傳二十三(六十一丁)に、「殺を登流と訓む事は日代宮段に、詔之西方有熊會建二人、是不伏、无禮人等、故取其人等而遣と見え、又倭建命段に、取伊服岐能山之神、幸行と有り、又穴穗宮段に人取天皇と有る、此は目弱王の天皇を殺し奉れるなり、是等皆殺す事を取ると云へり、又倭建命段に、意禮熊會建二人、不伏无禮聞看而、取殺意禮詔而遣、と有るは取殺と書きたれども、例に依て二字を引合せて登禮と訓むべし、玉垣宮段に、擊沙本毘古命と有る擊をも然訓むべし、延喜十四年渡會神主本系帳に、卷向玉紀宮御宇天皇御世、越國荒振兎賊阿彥在天、不從皇化、取平仁罷止詔天、標劍賜遣支、即幡上罷行取平返事白時、天皇歡給天、大幡主名加給支、なども見え、萬葉六(二十五丁)に、千萬乃、軍奈利友、言舉不爲、取而可來、男常會思と有る、此は藤原宇合卿を西海道節度使に遣さるゝを送れる歌なり、取而可來と云ふは討平けて歸來るを云ふなり、捕て率て來るには非ず、(取要)と有るにて、天夷鳥命の御名の取の義に知るに足れりと云ふべし、(然れば荒振神を討ち平げ給へるをも、大己貴神を媚鎮めて國を避奉らしめ給へるをも、合せて取るとは云へるなりけり、又武日照命と申すは、登禮の言を通はして氏理と申せるなれば、照字の義に見ては大に其義理なむ違ふ可き事なりける。)○此亦還順其父遂不報聞は、遷却崇神詞に、次遣者健三熊之命毛隨父事返事不申と有る是なり、天神の御許より御父天穗日命を國體見に遣し給ひけるに、三年になる迄復奏の御事御在し坐さざりしかば、不審し所思して此天夷鳥命を天降し給へるに、御疑などの筋には非ず、其御計の事共如何御在し坐すらむと、思束無く所思し坐すが故なるを、此國に降り著かせ給ひて其天穗日命の大己貴神に媚奉らせ給へるなど、實に止事を得ざる事共にし有りければ、引立て天上へ復奏し給ふ事所に

ては無く、却りて御父神に従ひて事を共々に執行はせ給へるが故に、此に於て御父子二神共に、三年より外に年を超えて復命し給はざりしなりけり、然るは再度には天穗日命は天上に留まり御在し坐して、御子天夷鳥命に經津主、武甕槌二神を副へて天降し遣して荒振神等を撥平け、大國主大神を媚鎮め奉りて、大八島國現事顯事令事避支と神賀詞に見えれば、順其父と云は專其大神を媚鎮むる事に勉めさせ給へるにて、其復奏の後ろ、間に終に天稚彦を降さるゝ事には成りにたれども、天穗日命御父子の國體見の較略をば聞食さよりし以前の事なるが故に、大なる物損とは成れる事其由次に云へるを引合せ見る可し、然るを此御父子二神の大なる御功を覆ひて、終に復奏さずして止みぬる物の如く説成せる共は、甚禍々しき儻言なる者ぞ、勉々惑ふ可からず、(順字を古くより於母禰理氏と訓めるに就ての説なるが、已に口訣に、三熊大人順父孝儀、以不咎三神、貴正理孝道之謂也、と云へるは如何なる言ぞ、若天穗日命不忠の神ならむには、天照太神は御祖に坐し、御兄天忍穗耳尊は申さば君上の如くなるに對ひて、其罪如何計の事なるぞや、然る不孝不忠を兼たる父の惡事に從へるをば争でか孝とは云はむや、是亦不忠にして不孝子と云ふべし、此等は前後の見合も無く首尾の照應も無く、唯古人の此を於母禰理と訓み誤れるに依れるにて、祝詞に隨父事一氏と有るをも等閑に見過したりし僻説なり、又纂疏には順阿順也、非孝順之義、と有るも、右の僻説に就ての御説なれば甘ひ難し、此事に至りては賀茂鈴屋二大人の明解實に千古の卓説有るに起されて、予も如此く明らむる説有りて、其二翁の説にも恃りて又別に一家の説を立つる事を得たり、實に二翁の恩賜此に言擧げ盡す可くも非ず)

故高皇產靈尊更會諸神 問當遣者 僉曰天國玉之子 天稚彦是

壯士也 宜試之 於是高皇產靈尊 賜天稚彦 天鹿兒弓及天羽
 羽矢以遣之 此神亦不忠誠也 來到即娶顯國玉之女子 下照姬
 [亦名高姬、亦名稚國玉] 因留住之曰 吾亦欲馭葦原中國 遂不復
 命

天稚彦の件に至りては、君臣の大義の重く厳しく可畏き道理を見奉り知るべき所なる者なりけり、此の事第一、一書には天穗日命を遣し給へりし事は無くして、直に天照太神勅天稚彦曰、豐葦原中國、是吾兒可王之地也、然慮有殘賊強暴横惡之神者、故汝先往平之、乃賜天鹿兒弓及天眞鹿兒矢遣之、天稚彦受勅來降、則多娶國神女子、經八年無以報命、故天照太神乃召思兼神問其不來之狀、時思兼神思而告曰、宜且遣雉問之、於是從彼神謀、乃使雉往候之(下略)、と所見たり、又古事記には是以高御產巢日神、天照太御神、亦問諸神等、所遣葦原中國之天菩比神、久不復奏、亦使何神之吉、爾思兼神答曰、可遣天津國玉神之子天若日子、故爾以天之麻迦古弓天之波々矢、賜天若日子而遣、於是天若日子降到我國、即娶大國主神之女下照比賣、亦慮獲其國、至三年八年不復奏、又遣曷神、以問天若日子之淹留所由、於是諸神及思兼神答曰、可遣雉名鳴女、時詔之、汝行問天若日子狀者、汝所使葦原中國者、言趣和其國之荒振神等之者也、何至三年八年不復奏と見えて、其狀殊に委しくなむ有りける、故今其傳々共を取合せて説を成すべきなり、大凡此正書の文は事を約めて書されたれば、其限にては濟

されぬ事多きが故に、一書及佗書に校合せて説を成さざれば、其義を難得き事なむ多かりける、漢籍春秋をば左氏公羊穀梁の三傳を以て説に似たり、此に故高皇產靈尊更會諸神云々は、上に天穗日命を比及三年、尙不報聞、次に其子大背三熊之大人を此亦順其父、遂不報聞、と有るを受けて言を起す所にて、古事記に、是以高御產巢日神天照太御神亦問諸神等、所遣葦原中國之天菩比神、久不復奏、亦使何神之吉、爾思金神答曰云々、と有る是以と同じ意味なり、然して此も思兼神の思慮に依らせ給ひながら、其神量の如くは非ずして却りて返矢の御政に及ぶと云ふは、其神量の已に空しく成れるが如しと雖も、其結末に至りて天神の天神たる所以、思兼神の思兼神たる所以、天穗日命の天穗日命たる所以、大國主神の大國主神たる所以なむ、詳に顯はれさせ給へりける、然るは出雲神賀詞に、天穗比命乎國體見爾遺時爾、天能八重雲乎押別臣、天翔國翔臣天下乎見廻臣返事申給久、豐葦原乃水穗國波畫波如五月蠅水沸支、夜波如火瓮、光神在利、石根木立青水沫事問天荒國在利、然毛鎮平天、皇御孫命爾安國止平久所知坐之采平止申臣、已命見天夷鳥命爾布都怒志命乎副天、天降遣天、荒夫雷神等乎撥平氣云々と有りて、此に天稚彦の事無きは、上に注せるが如く、天穗日命御父子の未だ復奏し給はざりし以前に遣されしを、其神は行違ひて復命し給へりければ、全に其御父子共に預らせ給はぬ事なればなりけり、然して彼の螢火光神蠅聲邪神の如き此國に在らゆる荒振神の本説は、其神の復奏し給へるに因りて、天神にも然る細かき事共をば初めて所知看けるにて、此に天稚彦を遣し給へる程は、其荒芒たる消息を未知看ざりし故に、第一一書に天照太神勅天稚彦曰、豐葦原中國、是吾兒可王之地也、然慮有殘賊強暴橫惡之神者、故汝先往平之と有ると推量に詔給へる事、右に然慮と有るを以て知るべし、古事記御天降段、始天穗日命を遣

し給ふとて、神議御在し坐す所なる天神の御言にも、故以下爲於此國道速振荒振國神等之多在、是使何神而將言趣と有る以爲の言も、正しく其荒振神の狀をば見認給へるには非ざる事なるを合せ曉る可し、(然るに此正書には天神の御言に、然彼地多有螢火光神及蠅聲邪神、復有草木成能言語と書されて、天下の本より然巨細に所知食ける趣なるは、簡易に書さるゝとて後の事を前へ及ぼされたるなる可し、其は上に委しく云るが如し、偕此には載せられずと雖も、第一一書及古事記の趣は此謀思兼神の思慮に出でたるなり、然るに平田史徴に、天稚彦の忠ならざりしを思ふに、信に思兼神の思慮には非ざりけむと思ゆと云て、自作の成文にも削れるは淺き心と云ふ者にて、神代の始終を貫徹す見解無き私言と云ふべし、故天神の天稚彦を天降し遣し給へるは、天穗日命御父子を國體見に遣し給へりしが、復奏し給はざるに就ては、此國に殘賊強暴橫惡之神有りて甚く喧響るに沮まれて、二柱神共に遂に復奏申さざるなめりと所思して、右の二神に抱らず征伐の御使として天稚彦を降して、其荒振神等を撥平させ給はむとの御政に御在し坐すが故に、天鹿見弓及天羽々矢を賜へるにて、伊勢風土記に、亦勅詔天日別命曰、國有天津之方、宜乎平其國、即賜標劍と見え、又崇神天皇十年御紀、四道將軍を四方に頒遣さるゝ所に、若有不受教者、乃舉兵伐之、既而共授印綬と有るも、兵器を印綬と爲て賜へるにて、軍防令に凡大將出征皆授節刀と有る類是なり、其由下に云ふべし、然して此に、天稚彦是壯士也、宜試之と有る壯士は、天穗日命の神傑を巡察使に遣はされたるに對へて、此武神を征使と爲て遣はさむと選申されしなり、宜試之と有るは、此國の動靜未だ定まらざるに依て、先づ此神を遣して其所置を見給ひ、其消息に依りて計はせ給ふ可く議白せるにて、先の天穗日命に可レ不試敷と限りて

申せるとは異にて、少々危ぶむ意味無きには非ずなむ有りける、果して此神忠誠ならざりけり、此神亦不忠誠也と有る亦字は、天穗日命に響きて快からず、此神者と有らま欲し、(記傳に天穗日命の事を注して云はく、三年に至るまで待ち給へども還來坐さぬ故に、終に返事申さず止みぬる物の如思はれ奉りしなり云々、其は未だ返事せぬ程は、其志趣知られざれば唯忠ならぬが如く聞えけむ、書紀に天若日子の事を云ふ所に、此神亦不忠誠也と有る亦字は、先づ天穗日命を不忠誠として云へるなり」と云れたるは未だ委しからざる説なり、然れども此天稚彦も諸神の中より選舉られたる神なれば、本より武神なるが上に、其心の汚悪くて降りしには非ざらめども、此國に降り著てより、漸次に清明き意は亡れたりとこそは所見たりけれ、然るに大日貴神を媚和するなどは此神の預らぬ筋にて、唯荒振神を征夷ぐるのみぞ此神の任なりけるを、其事を忘れ果てたる狀にて、吾亦欲馭葦原中國など、負氣無き心の起りしは、實に現心とは見えざりけり、第一一書に多娶國神女子と有るは、其下照姫より外に娶る神こそ多在りけらし、然のみならず此下に、天稚彦親屬妻子と有れば、天上にて已に妻子有る神なりしを、其妻子をさへに忘れにけらし、古事記にも、亦慮獲其國至子八年不復妻と有りて、實に現心有る所行ならざりける、此には殊なる所由なむ有りける、其は傳八及上に注せるが如く、天探女と云ふ鬼物の依託て此神に率こり、諸の悪事を令成て終に斃しつるになむ有ける、然邪神に相率こり相口會て陳ぶる上は、其任に治給ひ難き理の隨に、第一一書に、故天照太神乃召思兼神問其不來之狀、時思兼神思而告曰、宜且遣雉問之と有りて、此に雉を遣はされしは、此天稚彦より勝れたる神ならばこそ有らめ、然るまじき神を見せに遣したらむには、終に其神に如かずして、其可否を正して復命さむ

事は得しも非ざらましと、殊に神ならぬ物を以て令伺むには、天稚彦が本心此に見ゆ可く計濟して遣されたりけるに、天探女が進るに隨ひ、天神の御使を射斃しけるに、其天神の返矢に依りて立所に身死果てなむ有りける、是一時其謀の違へるに出て、天地と共に長く久しく君臣の大義を示し提させ給ふ大御政と成りて、思兼神の思慮の至れる所此に在りて、言に出ても云ひ盡し難き程の御事なるぞかし、(皇祖天神の世中を立て給ふ神隨の御政と申すは、甚奇しく靈しく妙なる者にて、伊弉册尊の言先立し過に依て其志し給へる大八洲國の外に、外蕃萬國の御奴國成りて國に尊卑君臣の差出來り、彼黃泉國の混ひより二柱御祖神の國を特別て所知食す神業定まり、素戔嗚尊の御荒びより天津日嗣は定まらせ給ひ、又石窟隱の御時より世中の事物器械の悉に調ほり、素戔嗚尊の神逐れ坐し、故に國引の御功立ち、大日貴神は八十神に窺められさせ給へるを以て、國土を經營らせ給ふ御任と成らせ給へるなどの如く、凡ての事共、一度は物の差ひめ有りて成來る業なりければ、此も其一に置くべき所かとよ、)○高皇產靈尊更會諸神を、第一一書に天照太神と出でたるは、互に略けるにて、其實は古事記に、是以高御產巢日神天照太御神亦問諸神等と有るが如く、相並び坐して事議らせ給へる由、上に已に注せれば今云ふ限に非らず、諸神は右に依り諸神等と訓み添ふ可く、會は都度閉氏と訓みて、上に召集八十諸神と有る召字を略けるなり、(私記に更會諸神を、左良爾毛呂加美乎津止倍天と有り、其も悪しくは非ねども、猶多知の言を添へて訓む例の多きに從ふ可し、)○當遣者は、上なる誰者を何神と訓むべき例に任せて、此も可遣神と訓むべし、古事記には又使何神之吉と見えたり、者字を神と訓む例は上に出せり、○天國玉は天之と訓むべし、古事記には天津國玉神と書せり、此に神とも命とも無きは、其子天稚彦が

忠誠ならざりしに依れるなる可くや、偕此神はしも、其子の事に依りて尊稱を削る可き神には非らず、天上にては決して功德の大に坐す神と見えたり、先づ國玉と申す玉は借字にて、國魂の義なり、其國魂と申す由は、傳二十七に注せるが如く、其本主と坐す神の有に屬て靈威ヒタフクを从ぶる功用坐す神に申す事、大國主神の荒魂をば大國魂神と稱奉ると等しくなむ御在し坐しける、偕此神はしも傳十七、二十に注せるが如く、正しく天手力雄神にて御在し坐しけり、神名式に、土佐國吾川郡天石門別安國玉主天神社と有る、是其神にて坐すなるに、其土佐郡朝倉神社は、風土記に、土左郡有朝倉郷、郷中有社、神名天津羽々神、天石帆別神、今天石門別神子也と、見えたる其天津羽々神は、味耜高彥根神の後天御梶日女命になむ渡らせ給へりける、此下に先づ是天稚彥在葦原中國也、與味耜高彥根神友善と有るなども、其后神の同胞なりし故に、後に天稚彥が喪をも弔ひ給へりし事と知らるれば、天稚彥が出自是を以て明らかむるに足れり、下に委しく云ふべし、土佐國香美郡の山中乘友村と云ふ僻境有り、其氏神を天稚彥と云ひ傳へたるは、右の謂れに就て由有げなる事共なり、(但天石戸開の時に無比く御功坐し、此神にして、然る忠誠ならざる子を生ま給はむ事は有るまじかりけり、と思ふも然る事なれども、天稚彥初より然る忠誠ならざる神にて在むには、天神の御選に擧られて彼國に使す可きにも非ざりける者をや、其忠誠ならざりける事に至れるは、荒振神に交こられたる故ぞかし)○天稚彥、記傳十三(十八丁)に、「天若し日子は阿米和加比古と訓來れり、若然訓べくは此記に訓天如天と注する例なるに、然も有らぬは阿米能と訓べきにやと思はるれども、姑く舊訓に従ひつ」と有り、古今集序注又狹衣物語には、阿米和加美古と云へり、名義は次なる壯士を盛人サカサキヒトと注せるが如くにて、若く壯盛なる謂なる可し、此神

に限らず、凡て何れの神にも稚某と言の上には置けるは皆右の例に同じ、神名式に、出雲國出雲郡阿須伎神社は味耜高彥根神に坐すなるに、同社天若日子神社同社天若日子神社と同社に二有るは、其友善ウツクしかりし時の靈と身死られし後の靈とを別々に祀れるなめり、偕此神の住はれしは攝津國邊なりしなる可し、神名式に攝津國東生郡比賣許會神社(名神大、月次相嘗新嘗)を、臨時祭式に亦號下照比賣と見えたるに、萬葉三(二十二丁)に、久方乃、天之探女之、石船乃、泊師高津者、淺爾家留香裳、と詠めるなどを思ふに、必其近きに生まれたるならむか、同式河内國若江郡加都良神社、丹比郡阿麻美許會神社(歛靱)と有るは、天稚彥の靈を祀れるならむの考有りて、已に傳二十八に注せる由縁共を以て其然る所以を明らむ可し、(同郡大津神社三座と有るは下照姫なる可く思え、河内郡大津神社梶無神社なども皆由有るを以て已に注せり、右の阿麻美許會は天御子許會にて、下照姫の姫許會に對へる如思ゆ、河内志に、在丹北郡南枯木村南天見丘一名阿麻岐志、今稱天王と云へる天見山、又天岸の名何とかや床しげなり、下照姫命條に見合す可し)神名式に參河國寶飯郡石座神社有る、風土記に、石座神社所祭天稚彥也、大寶二年癸寅九月始奉圭田、行神事と所見たり、石座は天磐船に乗りて天降られたる由なる可し、此に例する時は諸國に在るも皆然り、思ふに傳十七、二十に注せるが如く、彼手力雄神亦名天石門別神と申すを、又伊波久良和氣命とも申せれば、其御父神に就て由有るを、同郡御津神社を同記に、御津神社所祭下照比咩也、天武天皇四年乙亥二月始奉圭田、加神禮と見え、和名抄郷名に御津(美都)と有る是なるを、御津は難波の地名を移せりと聞ゆるも、攝津國其本なる事を知るべし、下に云へり、又三代實錄に、貞觀十三年二月十六日、壬辰授近江國正六位上天若御子神從五位下と有るを、式

社に見合す可きなむ無きを、右の例に據れば滋賀郡石坐神社是なめり、傳教が三津氏と云ふより出でたるも、今坂本の地名を冒せるなるが、其も右の御津の所以に同じからむを、日吉山王中七社の中に聖女宮と有るは、下照姫なるにも思ひ合す可きなり、此石座神社の事實に互りても、天稚彦が父天津國玉神はしも、天手力雄神に坐す由は知らるゝなり、文德天皇實錄に、仁壽元年十月己亥朔乙巳、進參河國石鞍神、授從五位下、三代實錄に、元慶七年十二月二十八日庚申、授參河國從五位下石鞍神從五位上と見え、本國神名帳に、正三位磐座大明神坐設樂郡と有り、民部式首書に、延喜三年八月十三日割寶饌郡置設樂郡と見ゆ、式は延長五年奏進の物なれども、草稿の時は未其郡を置かれざりし以前なりしが故に、寶饌郡には收られたるかと或者も云へり、又從五位上石鞍若御子天神坐同郡と有るは、右の石座社は末社兒御前社はなり、と云へり、然る時は右の石座神社は例の如く御父石門別神なるにて、石鞍若御子天神と云ふは天稚彦に當れるか、然れども風土記の如くは、石座神社御津神社にて夫婦の神なりければ、猶石座神社は天稚彦にて右なるは其兒神なる可し、借此に天稚彦に神とも命とも書されざるは、天神に叛ける故なれば然も有りなむを、其父神に無きは口惜き事なり、古事記に天津國玉神之子天若日子と有ぞ宜なる狀なりける。○是壯士也は、私記に壯士を盛人と注せれども、佐加理毘登とは訓むべからず、舊くより多祁伎比登と訓みたれども、上に謂ゆる天穗日命^{コノコノノヒノミコ}是神^{コノミカミ}之傑也^{コノミカミノトメ}と有る對なれば、多祁伎迦微と訓むべきなり、然して言義は武烈天皇前御紀に、太子曰、天下將亂、非希世之雄^{コノミカミノトメ}、不能濟也、能安之者、其在連乎、即與定謀、と有りて、大伴金村大連を斥して世に希^{コノミカミ}れたる雄^{コノミカミ}と詔へる雄を、多祁伎比登に用たると同じ意なり、萬葉三(三十五丁)に、物部乃、臣之壯士者、大王、

任乃隨意、開跡云物會と有る、此には壯士を多祁袁と訓めり、十九(四十一丁)に、韓國爾、由伎多良波之氏、可敵里許牟麻須良多家乎爾、二十(五十丁)に、波自由美乎、多爾藝利母多之、麻可胡也乎、多波左美蘇倍且、於保久米能、麻須良多祁乎々、佐吉爾多且、由伎登利於保世、山河乎、伊波爾佐久美且、布美等保利、久爾麻藝之都々、知波夜夫流、神乎許等牟氣、麻都呂倍、奴比登乎母波之、波吉伎欲米、都可倍麻都里且と有るなど、多祁袁は勇士を云へり、又其(十八丁)に、伊田牟可比、加弊里見世受且、伊佐美多流、多家吉軍卒等、彌疑多麻比、麻氣乃麻爾々々、と有る軍卒も兵士を云へるにて、其義此の壯士に異ならざるなり、(多祁伎より神とも人とも男とも其人に隨ひて云ふにて、何れも同じ意なるが、其中に軍卒を云ふは、其人がらを指さずして其任と爲る所を以て云るなり) ○宜試之は、試給布倍志登白志伎と訓むべし、上に注せるが如く、天穗日命に可^{コノミカミ}不^{コノミカミ}試^{コノミカミ}敷^{コノミカミ}と有るは、此任に當りては、其神より外に任給ふ可き神無しと限りて申せるなるを、此に宜試之と云ふは、此神より餘に遣す可き神の無きには非ざれども、先づ此神を遣して其消息に就て治め給ふ可しと、少々危ぶむ意を含めり、但然か危ぶむ神をして遣はされむ事を議奏せる事は、如何なる狀には在れども、未天穗日命の復奏し給はざりし以前の事にし有りければ、未此國の消息も詳ならざりし程の事なるが故に、此神を遣はされたる上にて御め給ふ道は有りなむと、謀り豫^{コノミカミ}まして奏せるにて、是思兼神の思慮の始終に宜しきを得る所以になむ有りける、(但天稚彦然る不臣の神ならむには、始より差^{コノミカミ}る可きに非ざるを、此國に降り著きて後に、負氣無き心を起して返矢の御罰を得奉る可き者と知りては、如何でかは遣はされむ、然れども彼忠誠ならざりし事に依りて、天地と常在に君臣の道の定まれば、思兼神は始終の宜しき所を測り知りて奏され

たるなりけり、○天鹿兒弓及羽羽矢は、第一一書には天鹿兒弓及天真鹿兒矢と有り、古事記にも、故爾以天之麻迦古弓天之波波矢賜天若日子而遣と見えて、此と異ならざるが上に、麻の言の副れるを以て、天真鹿兒弓天真鹿兒矢と云べきを知べし、然して下に、即天若日子持天神所賜天之波士弓天之加久矢射殺其雉と有り、此にて弓を天梶弓と云ひ、矢を天羽羽矢と云ふ事も知られたり、此第四一書に、大伴連遠祖天忍日命、(中略)背負天磐靱、臂著稜威高鞞、手捉天梶弓天羽羽矢、及副持八目鳴鏑、又帶頭槌劍而、立天孫之前と見えたる此弓矢を、古事記には取持天之波士弓、手挾天之眞鹿兒矢と見え、萬葉二十(五十丁)に、比左可多能、安麻能刀比良伎、多可知保乃、多氣爾阿毛理之、須賣呂伎能、可未能御代欲利、波士由美乎、多爾藝利母多之、麻可胡也乎、多波左美蘇倍且とも有りて、此二共に天羽羽矢を天真鹿兒矢と云へり、右等の事共を引合せて、記傳十三(十九丁)に、眞鹿兒弓と波士弓として別物に非ず、波々矢と眞鹿兒矢とも一にして別ならず、鹿兒とは鹿兒を射る由にて、弓矢共に其用を云へる名、波士は木名、波々は羽の狀にて、此等は其體を云へる名なり、若て此には麻迦古弓と弓には用の名を云ひ、波々矢と矢には體名を云ひて、下には其を打翻して弓に體の名、矢に用の名を云へる、弓と矢と互に體用の名を差へ舉て、同物なる事を暗に知らせたる古文の巧面白しと云れたるは甚委しき説になむ有りける、(然るを私記に、或説云、採天香山之梶木造弓、故謂之天鹿兒弓と有るは甚心得ぬ事なり、凡て上天にては材木を天香山に採らせ給へれば、此梶木をも天香山に採らるまじきには非ざれども、其に就て天鹿兒弓と號けむは餘なる僂と云ふ者なりけり、記傳にも已に辨へられき、猶天梶弓の事は、第四一書に就て傳三十三卷に委しく注す可し、) 偕此天鹿兒弓と云ふ事は、古事

記平國段に、謂ゆる天迦久神は天鹿神と云ふ説有り、右の續の記傳は、鹿兒とは和名抄に鹿其子曰麕、和名加與と有て鹿の子を云ふなれど、此は唯鹿の事にして其子を云ふには非ず、馬をも常に駒と云ひ、猪をも章能古と云ふと同例なり、應神天皇十三年御紀に、天皇西望之、數十麋鹿浮海來之、便入于播磨鹿子水門云々、是以時人號其著岸之處、曰鹿子水門也、凡水手曰鹿子、蓋始起于此時也と有る、是麋鹿の事に依て其處を鹿子水門と號くと有れば、唯鹿をも鹿兒と云ふ證なり、偕古にも獵に小獸及鳥などを射るには少き弓矢を用ひ、猪鹿など大なる獸には弓も大にして強きを用ひ、矢も長きを用ひけむ故、鹿兒弓鹿兒矢と云ふは大なる弓矢の稱なり、(取要)と云はれたる、是にて鹿兒弓の説を盡されたり、猶播磨風土記にも、楯保郡香山里(本名鹿來墓)土下上、所以號鹿來墓者、伊和大神占國之時、鹿來立於山岑、此忽似墓、故號鹿來墓と有るも、唯の鹿を迦久と云へる一證なり、偕斯る征伐の御使の表に賜へる弓矢なれば、征戰の言を以て號けらる可きに、然らぬは如何と云ふに、常に弓矢を用ふるは、山狩野獵をして猪鹿を取るをば主と爲る事なるにて、征戰は背叛く者の有る時に臨みて用ふる物なるが故に、其の常なる方に依りて其名を定めて、鹿兒弓鹿兒矢とは云へるにぞ有りける、(其は海宮遊行章に、兄火闌降命、自有海幸、弟彥火火出見尊、自有山幸、始兄弟二人相謂曰、試欲易幸、遂相易之、各不得其利、兄悔之、乃還弟弓箭而乞己鈎、と有りて、海幸の鈎に對へて山幸には弓矢を云へるを以て、弓矢の用の常に云ふ時は、猪鹿を射取る爲なる事此を以て知るべし、) ○天羽羽矢は、右に擧げたる如く天鹿兒矢又天真鹿兒矢と云ひて、其説共に同じ、繼體天皇十四年御紀に、獵箭を志々矢と訓めるも、猪鹿を射取る矢の義なるを思ひ合す可し、若て其羽羽矢と云ふは、記傳に、羽

張矢にて、絹布の類も幅を省きて波婆と云ふに同じ例にて、羽の廣く大なるを云ふなる可し」と云はれき、尾張風土記に、種子命以三角石弓及玉太羽矢射殺佩室臣と有る、玉太羽矢と云ふは太羽矢と續けるにて、羽の太きは其幅決めて廣かる可く、其を矢に作らむには、其長決めて長かる可ければ、其弓の大なるに合せて其矢の度を云へれば、此の羽々矢の義に異ならざるなり、楮姓氏錄(左京神別下天神)に、弓削宿禰、高魂命孫天日鷲翔矢命之後也、又(河内國神別天神)弓削宿禰、天高御魂乃命孫天毘和志可氣流夜命之後也、と有るは、傳廿一に注せるが如く、日鷲は光耀有る稱なり、翔矢は矢の捷く翔行を云ふなるが、出雲風土記島根郡蜷蜷島の所に、古老傳云、出雲杵築御埼有蜷蜷、天羽鷲掠持飛來、(下略)と云ふ事の有る、天羽々は右の説の如く天羽張にて、大なる鷲の謂なる可し、然る時は天羽羽矢は鷲羽を以て作れる矢なる事、著明き時なりけり、口訣に、天羽々矢作二羽、矢於神社納二羽矢と云へるは、上代の制然も有るべきが、羽々は二羽に非ざる事、右の天羽々鷲は二羽鷲ならざるを以て其惑を解くべきにこそ、又其鹿兒矢と云ふに就て或説に、鹿兒之角無股、故爲矢、以鐵名之弓矢、云鹿兒弓矢也、魏志倭人傳云、竹箭或鐵鏃或骨鍛云々と云へるは、一應は然る事の如くなれども、綏靖天皇前御紀に、乃使弓部稚彦造弓、倭鍛部天津眞浦造眞磨鏃、矢部作箭と有る眞磨鏃を、麻迦古能夜佐伎と訓めり、即眞鹿兒矢の鏃と云ふ事にて、鐵鏃なる事云ふも更なり、若鹿角を以て鍛と爲るならむには、鍛部を以て作らしめ給ふ可くも非ざりける者なるをや、(又卜家説に「天羽々矢は二羽に作なり」と云へるは、口訣の説に同じければ然も有りなむを、天眞鹿兒矢は根に鷹股を爲たるを云ふ、長二尺五寸、羽は鷄山鷄又鷄にて矢は皮剝が本式なり」と云ひて、羽々矢と鹿兒矢とを別物に爲る事、何れにし

も信しからず、其外も弓の故實とて種々の説を成せるは、中古より出來れる者にして皆右の類なりと知るべし、但口訣に、軍箭入時天鹿兒弓天羽々矢咒三度例也、と云ふ事の有は然も有るべし、此事釋紀に引る天書に、乃授鹿兒羽羽、此弓箭天之秘寶而可隨身、今人軍功對敵、臨戰時、三呼其名而射之、無不當百矣と有る、可隨身之迄は、天神より天稚彦に仰せ給ひし御命にて、今人以下は其書を書けりし頃の云習なり、○賜は、此に天稚彦に天鹿兒弓天羽々矢を賜へるは、上に祖云へるが如く、此時征伐の御使として天降し遣さるゝ表物を授け賜へる也、此符信を以て敵に示して證據と爲る事と所見たり、神武天皇戊午年御紀に、長髓彦乃遣行人言於天皇曰、(中略)夫天神之子、豈有兩種乎、(中略)天皇曰、天神子亦多耳、汝所爲君、是實天神之子者、必有表物、可相示之、長髓彦即取饒速日命之天羽羽矢一隻及步鞞、以奉示天皇、天皇覽之曰、事不虛也、還以所御天羽羽矢一隻及步鞞、賜示於長髓彦々々々、見其天表益懷踧躅と有る文を見るに、饒速日命の表物も天神の授け給へるなるが故に、天皇の見行し御在し坐して、實に天神に坐しけりと所知看し明らかめさせ給ひ、次に天皇の天表を示し給へるは、本より申すべき疑はしき所非ざりければ、此を見奉るに及びて踧躅り奉れりしなり、然れば此に天稚彦に弓矢を賜へりしも、征伐の御使の表物にして、國神をして否み距がしむまじき爲なる事を曉る可し、(記傳にも此事を書されて云く、斯る器なども、天上の朝廷のは其制此國の尋常なるとは遙に勝れて異なる狀にぞ有りけらし」と云はれたるは然る言には有れども、其元は天神より賜へる表物と云ふ事をば思ひ落されたりけり、其は崇神天皇十年御紀に、以大彥命遣北陸、武渟川別遣東海、吉備津彥遣西道、丹波道主命遣丹波、因以詔之曰、若有不受教者、乃舉兵

伐之、既而共授印綬、爲將軍、と有る印綬を志賀斯と訓みて、軍防令に凡大將出征皆授節刀、と有る類なるが、未此時節刀の御制無き以前なりしかば、何なりけむと熟思ふに、此時大彥命と叛人埴安彥と挑河を中に置いて挑戦ふ時に、於是各爭先射、武埴安彥先射、後彥國葦、不_レ得_レ中、後彥國葦射、埴安彥、中_レ智而殺焉と有る、此を以て右に謂ゆる印綬は決く弓矢なりし事明らかなり、且軍と云ふも射合箭の義なれば、此を賜ひて將軍と爲る事理に於て、遁る可からざる事共なり、此後の征使の度毎に、弓矢を賜ひて印綬と爲る事の見えざるは、定まれる儀式なるが故に度毎に注されざるなめり、(但此に天稚彥に弓矢を賜へるは、後に節刀を賜はる例なりと云ふ時は、次に遣さる、經津主神武甕槌神にも然る御事の有るべきに、然らぬは如何ぞと云ふに、上に引ける神賀詞に所見たる如く、天穗日命共に降り給ひて大巳貴神を媚和し給へりし、其御子天夷鳥命を案内として降さる、所なりければ、別に表物を賜はせでも有りぬ可く、其上此二柱神の本分に矛と劍とを以て武勇き御稜威を備へ給ふ神に坐せば、其は格別の事なり、) ○此神亦不_レ忠誠也は、亦字は天穗日命を忠誠ならぬ神として、其神に繼げる義を以て書かれたるなれども、其神の爲に其味氣無き事なる由、上に辨へたるが如し、情忠誠を此には麻米と訓めり、繼體天皇元年御紀に、由_レ是敬憚傾心委命、翼_レ盡_レ忠誠、孝德天皇白雉元年御紀に、公卿百官及諸百姓等、翼_レ盡_レ忠誠、勤_レ將_レ事、持統天皇五年御紀に、以_レ清白忠誠、不_レ敢_レ怠惰、と有るなどは、麻米基許呂と訓みて、下に謂ゆる真心是なり、又忠の一字を訓みたるは、雄略天皇七年御紀に、忠_レ躡_レ白日、節冠_レ青松、繼體天皇元年御紀に、披_レ誠_レ款_レ以_レ國家世々盡_レ忠、持統天皇四年御紀に、尊_レ朝愛_レ國寶_レ已顯_レ忠、など見え、續紀第廿四詔に、無_レ詔_レ敷_レ之心、以_レ忠_レ赤_レ之誠、食_レ國_レ天下_レ之政者、衆助_レ仕_レ奉_レ止

宣、第六十一詔にも、無_レ詔_レ敷_レ之心、以_レ忠_レ明_レ之誠、云々、助仕奉止宣など有る是なり、情御紀に忠字を用ひられたる例、神武天皇戊午年御紀に、勅_レ譽_レ日_レ臣_レ命_レ曰_レ、汝_レ忠_レ而且_レ勇_レ、加_レ能_レ有_レ導_レ之功、是以_レ改_レ汝_レ名_レ爲_レ道_レ臣_レと見え、饒速日命の其衆を帥て歸順ひ給ふ所に、天皇素聞_レ饒速日命是自_レ天_レ降_レ者、而今_レ立_レ忠_レ効、則_レ喪_レ而_レ寵_レ之と有り、又履中天皇前御紀に、翼_レ見_レ得_レ忠_レ直_レ者、欲_レ明_レ臣_レ之_レ不_レ敷、允_レ恭_レ天皇七年御紀に、既_レ拒_レ天皇命、且_レ亡_レ君_レ之_レ忠_レ臣、是_レ亦_レ妾_レ罪、と有るなどは多陀志と訓ませたり、又忠臣の字の訓の據是なり、又應神天皇九年御紀に、武内宿禰敷之曰_レ、吾_レ無_レ貳_レ心、以_レ忠_レ事_レ君、今_レ何_レ禍_レ矣、無_レ罪_レ而_レ死_レ耶、於是_レ有_レ壹_レ伎_レ直_レ眞_レ根_レ子_レ者、(中略)便_レ語_レ武_レ内_レ大_レ臣_レ曰_レ、今_レ大_レ臣_レ以_レ忠_レ事_レ君、既_レ無_レ黑_レ心、天下_レ共_レ知、(中略)故_レ今_レ我_レ代_レ大_レ臣_レ而_レ死_レ之、以_レ明_レ大_レ臣_レ之_レ丹_レ心_レなど有るを、忠字を都登牟と訓めり、又其饒速日命の御事を古語拾遺にも、殺_レ虜_レ帥_レ衆、歸_レ順_レ官_レ軍、忠_レ誠_レ之_レ効、殊_レ蒙_レ褒_レ寵_レと見え、孝德天皇前御紀に中臣鎌子連、懷_レ至_レ忠_レ之_レ誠、據_レ宰_レ臣_レ之_レ勢、處_レ官_レ司_レ之上_レと有るなどは、忠誠又至忠を伊佐衰斯と訓めり、如此く言は所の狀に隨ひて異なる物から、其麻米と云ふ言の活機なるが如き者なりけり、(又續紀第三十四詔に、先爾奈良麻呂等我謀反乃事起天在之時仁方、仲麻呂伊忠臣止之天侍都と有る忠臣を、解に多陀志伎意美と訓まれたるは、右の允恭天皇御紀の意を得て訓まれたるなり、此を字に依りて麻米意美と訓むは誤なり、伊勢物語第二段に麻米袁登古と有るを、眞名本に劍夫と作り、此は次に引ける源氏物語に謂ゆる實人と同じ義なれども、麻米意美と云ふ言は非じかし、) 情此麻米と云ふ言を猶試るに、帯木(十一丁)に、徒_レ事_レにも麻米事にも我心と思得る事無く、又(廿一丁)に、速_レ無_レき徒_レ事_レにも誠_レの大事をも云ひ合せたるに、夕_レ顔_レ(十六丁)に、斯_レる筋_レは實_レ人_レの亂_レ、時_レも有_レるを、甚_レ目_レ易_レく鎮_レめ給_レひて、若_レ紫_レ(十三丁)に、好_レ々_レし

き方には非で、忠やかに開ゆるなりと推量に宣へば、紅葉實(廿一丁)に、「實には亂れ給はぬを、忠やかに寂々しと思ひ聞ゆる人も有り」葵(三十二丁)に、「世中の物語など忠やかなるをも、例の亂がはしきをも聞え給ふ」螢(三三丁)に、「甚く忠立たる心ちし給へど、猶可笑しく愛敬づきたる氣色のみ見え給へば」野分(十丁)に、「今幾干も御在せじ、思やかに仕ら奉り見え奉れ」檣柱(四丁)に、「大將は名に立てる忠人の、年頃少かも亂れたる振まひ無くて」又(三十一丁)、「憤かしき世の僻なりけれど忠立て侍らひ給へば」若菜下(八十八丁)に、「年頃麻米事にも徒事にも召纏はし参馴つる者を」幻(三丁)に、「何どて戯れにても又忠やかに心苦しき事に就ても」椎本(十七丁)に、「泣み笑ひみ戯事も麻米事も同じ心に慰め交して過し給ふ」總角(九十五丁)に、「情深く無計き事にも忠なる方にも想像多かる御志操を」寄生(七丁)に、「此君にこそは澁々なりとも忠かに恨寄らば、終には得辭び竟じ云々、中宮にも忠やかに恨み申す事度重りければ云々、彼大臣の甚忠立ながら此方彼方羨無く持成して物し給はずやは有る、」又(二十二丁)、「何事も疎からず承らむこそ、本意叶ふにては侍らめ、と忠立たる事共を聞え給ふ」又(二十九丁)、「云々などやうなる忠言を宣へば、斯る方にも言宜きは心著無く思へ給へど」又(三十五丁)、「然れども見知らぬやうにて甚忠なり」又(三十九丁)、「陸奥昏に引も繕はず忠立ちて書き給ふ」又(四十一丁)、「忠やかに哀なる御志操の人に似ず物し給ふを云々、心元無く甚遠くも侍る哉、忠やかに聞えさせ承らま欲き世の物語も侍る物と宣へば」浮舟(二丁)に、「人がらの忠やかに愛しうも有りし哉、と徒なる御心には口惜くて止みぬる事と」又(四十五丁)、「忠人は閑かに見給ひつゝ、哀如何に眺むらむと想像て」蜻蛉(四十四丁)に、「忠人の然すがに心留めて物語すること、心ち後れたらむ人は苦しけれ」手習(六十一丁)に、

「然ぞ思すらむと哀なるにも見る詮有るべき御狀と、思はましかばと忠やかに打泣き給ふ」など有る、此等の麻米は強に忠字の義なるのみには非ずして、實字に當れるが多かれども、其本一なるに心を著けて味ふ可きなり、(右の如く阿陀事と麻米事とを相對へて、麻米と誠とを一に並べ、又亂ると忠やかとを相對へ、疎きと忠立とを相對へたる其反を見る可きなり、又麻米を深切なる意に用ひ、又親に仕う奉る事にも用ひたり、神武天皇四年御紀に、大孝を親爾從布と訓みたるは更なり、柏木卷二十四丁に、「親にも仕う奉らずして云々」と有れば、孝字をば親字を本として従ふとも仕奉るとも云ふは然る物から、右の野分卷に依れば、親に仕ふるにも忠の言を以て云ふべし、強て君には麻米と云ひ、親には従ふと云ふに限れる如くなるは、君忠父孝の字に泥める者にして、古意には非ざると見えたり)故其麻米の義を説かむに麻は眞なり、若菜上(十二丁)に、「何事に就ても御後見し給ふ人有るは頼もしげなり、上を置き奉りて、又眞心に思ひ聞え給ふ可き人も無ければ」若菜下(五十丁)に、「女御の御爲の眞心なる餘ぞかしと思すに、甚難有ければ」椎本(九丁)に、「眞心に後見聞えむなど思寄り聞ゆる有るは不知良にて許してむ」東屋(十三丁)に、「是は狀異に思ひ初めたる物に侍り、唯眞心に思し願させ給はば、大臣の位を求願ひて」など有る眞心を、諸注に眞實なる心を云ふと云へり、又誠と云ふは眞事にて、眞實なる事を云ふなどに就て思ふに、麻米は眞群にて歸順は眞列合なるに其意相近きが、其眞は本己が身體を云ふに起りたるにて、麻都呂布は君上に其身體の列合て一に歸く意なる可く、麻米は君上の御許に群纏ふ義にて、君臣一に成る謂より出て、親に云ふも佗に云ふも其意味異ならざる事右に注せるが如く、忠の言より對へては徒とも亂とも疎とも相對へ云ひて其反語なるに心を潜めて思ふ可き者なり、然して其忠字の用法

或は正と訓み或は勤と訓み或は功と訓みて、凡人たる者の行狀に於ては善事美事の至極なるが故に、世に君上より重く嚴しく可畏く至尊き物は御在し坐さざりければ、其に従事するには此忠誠なる行狀を以て仕奉る可き名稱とは、天津神隨にして如此なむ定まれる事なりける、(此事を思はずも長説してける事は、誰しも口には忠々と云ふ事には有れども、唯外見の形を以て従事れる偽忠をのみ知りて、眞實に其心より起りて止むべからざる道知らざるが故に、今如此は云ふなり、其忠誠の止みに至りては、海行かば水漬く屍山行かば草生す屍大君の邊にこそ死ぬ、と身をも家をも願無に至るなむ臣子と有る者の道なりける、猶上に君臣の大義を説注したれば、其所に見合せ曉りて眞實にして正しき忠誠を盡す可し)○顯國玉は、寶劍出現章第六、一書大國主神の御名共を擧げたる中に、亦曰顯國玉神と所見たる是なり、古事記には此を大國主神之女と出でたるを、此は下照姫の亦名稚國玉と有るを載せられたる故に、其に對ふる義を以て此御名を以て書されたるなめり、但此神の御名の次序大國主神と申すは、全體の御名國土を造り固めさせ給ふに依て國作大已貴神と申し、彼八十神の事故に遇ひて御父大神の御許に御在し、程の御名に渡らせ給ひ、八千戈神と申すは、八十神を言向させ給ひて後、引續き葦原中國の邪鬼を撥平させ給へる時の御名なり、顯國玉神と申すは、大國主大神と御在し坐しつゝも、此時已に國土經營の御功業を畢させ御在し坐して、天下蒼生に專恩賴を幸はさせ御在し坐す御名にて、古事記なる御父大神の御言に、意禮爲大國主神、亦爲字都志國玉神と詔給ひ依し給へるは、此御成業の御事を詔給へるなり、天神御子に國土を避奉らせ給へる以前の御名是なり、神名秘抄に引ける神祇譜に、凡此神生子一百八十一神、以予五柱爲珍子而、天下四方國人夫等令感蒙恩賴、此之緣也と見えたる、

此御子等と共に恩賴を幸へ給へりし事、稚國玉神と御子の御名に負坐せるをも思ふ可し、偕其五柱珍子と申せるは、地神本紀に謂ゆる、味耜高彥根神、下照姫命、都味齒八重事代主神、高照光姬大神命、建御名方神五柱に坐す事、傳廿七に注せるが如し、然れば古事記に、大國主神亦名謂大穴牟遲神、亦名謂葦原色許男神、亦名謂八千矛神、亦名謂字都志國玉神と有る次序の妙なりとも妙なる事は、今此を註すに至りて驚く計になむ、(御紀の次序も右に同じきを、大國主神亦名大物主神、亦號國作大已貴命、亦曰葦原醜男、亦曰八千戈神、亦曰大國玉神、亦曰顯國玉神と有りて、大物主神大國玉神は、和魂神荒魂神をば此に括みて亦名の例を擧げられたるには非なれども、其二神を除く時は古事記と少かも異ならず)○下照姫は、古事記に、故此大國主神、娶下坐胸形奥津宮、多紀理毘賣命、生子阿遲鉏高彥根神、次妹高比賣命、亦名下光比賣命と有る是なり、地神本紀に大已貴神、先娶下坐宗像奧都島神田心姬命、生一男一女、兒味鉏高彥根神、妹下照姫命と有るは右に合へるを、又次娶下坐邊津宮、高津姫神、生一男一女、兒都味齒八重事代主神、妹高照光姬大神命と有るは重複なり、其は古事記にも、大國主神亦娶神屋楯比賣命、生子事代主神と別に出でたる事なれども、傳八、十三、廿八に注せるが如く、味耜高彥根神は本體、事代主神は和魂に坐して、同神に渡らせ給へるが上に、高照光姬大神命は、古事記には高比賣命は下光比賣命の本名なり、此には亦名高姬と有りて下照姫命の別稱なり、又賀茂松尾の社傳に據る時は、其味耜高彥根神の別名大山咋神の御祖をば胸形中都大神と申して、市杵島姫命の御事なり、如此く三女神共に御祖に坐すと云ふべき謂は無くして、何れか一方は誤れるならむと思ふに然に非ず、大國主神に合ひ給へるは、三神一體と成りて婚がせ給へるにて、古事記に謂ゆる嫡后須勢理

毘賣命の御事なり、又玉依姬命、玉垂姬命、眞玉著玉之邑日女命、由良比女命、八野若日女命など申すは、其三女神を併せ奉る御名なるを思ふ可し、然れども各其亦名より別神の如く傳はりたる故に、御祖神も御子神も皆別々なるが如く傳はれし者なりけり、楮此の下照姫命の生れ坐しは、決く播磨國なりけり、風土記多可郡條に、黒田里云、袁布山者、昔宗像大神與津島比賣命、妊伊和大神之子到來此山云、我可産之時訖、故曰袁布山と有る、此は傳廿八に注せるが如く、大己貴神を伊和大神と申して、當昔彼國に御在し坐し、程の御事なるが、其味耜高彥根神は出雲國神門郡に生れ坐せりと聞ゆれば、其を除きては此下照姫命一所なむ御在し坐しける、又高姫命と申すも其郡名に由有るが上に、次に云へる伊和志豆神と申すも此神に坐すなるに思ひ合せて知らるゝなり、又云はく、支閭丘者宗形大神云、我可産之月盡、故曰支閭丘とも有り、(即和名抄郷名に多可郡黒田と有る是なり、神名式に同郡大津乃命神社見えたるは、右天稚彦が事に就て云へる如く、御津神社の事に合せて此神を祀れるなる可きに思ひ合す可く、又加都良乃命神社と云ふも有るは、天稚彦を祀れるなる可く思ふ由有りて、已に傳廿八卷に云へり)下照姫と申す名義は允恭天皇七年御紀に、弟姫容姿絶妙無比、其艷色徹衣而昇之、是以時人號曰衣通郎姬也、と有る義にて、艷色の身外に見度れる謂なる可し、萬葉十八(十二丁)に、多知婆奈能、之多泥流爾波爾、等能多且天、佐可彌豆伎伊麻須、和我於保伎美可母、十九(九丁)に、春苑、紅爾保布、桃花、下照道爾、出立嬬嬬など、此は花の氣韻の其蔭に満ちたるを云ふなれども、下照の意は此に同じ、又下照の語を轉して志度理とも申しけるにや、神名帳に謂ゆる伯耆國川村郡倭文神社を一宮記に下照姫命と書せるは、中世に推當てたる者なる可く思ひしかども然に非ず、大同類聚方に、倭

利樂、伯耆國川村郡倭文神社之主の家方、原者下照姫神方也と有るを以て、其偽ならざる事知られたり、然れば三代實錄に、元慶七年十二月廿八日庚申、授伯耆國正六位上天照高日女神從五位下、と有る天照は下照の義にて、久米郡倭文神社のみ神階に漏れたるは、其社の御事なる可き由傳廿八にも已に注せるが如く、氏理と登理と通ふ由は、右に注せる武日照命武夷鳥命の例に思合す可し、又倭文を志豆とも云ふ事常なるに就て又思ふに、神名式に、攝津國武庫郡伊和志豆神社(大、月次新嘗)と有るも、伊和は右に云へる伊和大神にて、御父太己貴神の御事なり、志豆は倭文にて右の例なる可きに、因幡國高草郡伊和神社倭文神社相並べる如く、此も御父子相並ばせ給へるが一神の御名の狀に見ゆるなる可き事、其も傳廿八に云へり、右等の倭文も志豆も下照の轉語なるにて、此下に謂ゆる倭文神建葉槌命の倭文は後取の義なるにて等しからざれば、其と此とを混同に思ひ混ふ可からず、(記傳十一卷五十八丁に、下照は鄙照の類の稱名か、又容貞の美麗しきを云か云々)と云はれたり、第一書下照媛の歌に、阿磨佐箇屢避奈菟謎能は天放有鄙女之にて、鄙女は已命の事を詠み給ひしにて、御祖神の事を天在也弟棚機之と謠ひ給へるに對へて、國神の女なる由を宣へるなれば、下照を鄙照とも難云き様なり、故今は容貞の美麗しきを云ふと有る方に依て説を成しつ、實に鈴屋大人の賜物なり)○亦名高姫、古事記には高比賣命亦名下光比賣命と有りて御本名なり、然して此の所を娶大國主神之女下照比賣と有りて、其下なる阿治志貴高日子根神に對へたる所に、其伊呂妹高比賣命と有り、楮傳十三に注せるが如く、出雲風土記に、神門郡多伎郷、郡家南西廿里、所造天下大神之御子阿陀加夜努志多伎吉比賣命坐之故、云多吉(神龜三年改字多岐)と有る、此神を内山眞龍説に、下照姫命と定めたるは然る言にて、阿陀加夜努志

は大高屋主にて、天下作し、大神の公主に坐すが故に、御舎を高知せる事は申すも更なり、高樓を作り御在し坐す義なる可く、多伎吉は高城にて其外郭を云ふなり、下照姫と申し高照光姫命と申す御名の出づる所に在るべきなり、出雲神賀詞に謂ゆる賀夜奈流美命と申すも此神にて、高屋在女命と申す由なり、傳廿七飛鳥神社の所に注せるが如し、傳神名式に神門郡多伎藝神社と有るは、其姫神に御在し坐すなる可く、又多伎神社同社大穴持神社と有る、此三社を合せて今多岐村三社大明神と申すと云へり、其多伎神社は御祖高津姫命に渡らせ給ふ可き事申すも更なり、(又御祖を神屋楯比賣命と申すは、神屋建姫命と申す事なるが、同記に、神門郡高岸郷云々、所造天下大神御子阿遲須積高日子命、甚晝夜哭坐、仍其處高屋造而坐之、即建高椅而登降養奉、故云高岸、と有る高屋も右の阿陀迦夜に由有り、考合す可し) 傳此高姫命と申すは、御兄味耜高彥根神を、出雲風土記に阿遲須積高日子命と有る、高日子命に對へたる御名にて、天下造らし、大神の珍御子にて御在し坐す謂なる者なりけり、又右に注せる如く、地神本紀に高照光姫大神命と申す大神は例に違へれば、姑く此を符として、高照光は多迦氏流と訓べくして、下照姫命と申すに異ならざる事右に云へる如く、下照は上より下を照らす意、高照は高きより低きを照らす意なるを合せ思ふ可きなり、又天照高日女神と申すも、天照皇太神に由有る神等には、天照御魂神天照御門神など上に冠して申す例なれども、其とは別にて、此は高日女神の上に右の高照の言を冠すべき所なるを、高照高姫神とは重複て云はれざる故に、天照と置けるにて、天上を照らす義に非ず、其御光の麗しきが虚空に曜よひ給ふ義なる可く所思えたり、因云、地神本紀下照姫命の下に、坐倭國葛上郡雲櫛社と有るは、神名式に大倉比賣神社(一名雲櫛社)と有る是なるが、此神名の大倉は古語

拾遺朝倉朝段に、諸國貢調、年々盈溢、更立大藏と有るに等しく、所造天下大神の御舎を主らせ給へる謂なる可き由、傳廿八に云へるが如し、又高照光姫大神命の下に坐倭國葛上郡御歲神社と有るは、神名式に葛木御歲神社(名神大、月次新嘗)の是なり、但主神は傳二十四に注せるが如く、大年神の御子御年神に渡らせ給へるが、農作の事に御力を合せ給ふ由有りて、其從祀と成らせ御在し坐せるなりけり、下に飛驒國水無神社の所に委しく云ふ可し、(然して此神をしも次に注せるが如く、飯豐命とも飯豐比賣神とも申せるは、食物の事に幸へ給へる由なるをも合せて、其御歲神社に御在し坐す所以をも曉る可きなり、若て其大倉比賣神と申すも愈大に所以有る事、右に注せる事共を合せ考ふ可き事なりかし) ○亦名稚國玉は、上野國神名帳に、碓氷郡從四位上若國玉明神、勢多郡正四位下若國玉明神と見えたるのみにて、佗書に見當らず、傳御父大神の顯國玉に對へて稚國玉と申せるは、國土に甚じき御功坐せる神なりけり、右に引ける神祇譜に、凡此神生子一百八十一神、以于五柱爲珍子而、天下四方國人夫等令威蒙恩賴、此之緣也と有る、其五柱珍子の中に御在し坐して、御兄味耜高彥根神に並ばして高姫命と御名に負し給へるなり、實に少縁の神にては御在し坐さざりけり、(記傳十三卷二十三丁に、抑下照比賣は、父神の御名の大國魂に對へて稚國玉てふ名をしも負たるは、女神ながら父神を輔けて國經營に大なる功ぞ有りけむ、然れば當時威勢も有りけむ故に、今天若日子此國を得むと欲ふ心から、此神をも娶けらし)と云はれしは然る言なり、其事は次に云ふべし、○下照姫命の事跡は、傳二十八卷大己貴神及御子神等共に國土を巡造らせる因に云へるを、今其神を祀れる社々を又も注す可し、神名式に、大和國高市郡飛鳥坐神社(並名神大、月次新嘗)と有る此社は、傳二十八に注せるが如く事代主神を祀

れるなるを、出雲神賀詞に、賀夜奈流美命能御魂乎飛鳥乃神奈備坐天と有て、御父大神の國避の御時に、皇御孫尊の近守神と鎮め置聞えさせ給へるなるが、此神を下照姫命ならむと云ふは、社説に、四座事代主命、建御名方命、高照姫命、下照姫命と傳へて、此一神の御名を二柱に稱別けて、高照姫命下照姫命と並べ祀れるなり、若て賀夜奈流美命は貞觀十六年格に賀夜鳴比女と有て、美は女神の謂なり、然れば賀夜奈流は、右に云へる阿陀加夜努志多伎吉比賣命の御名の略にて、高屋在の義なる可く、但高の多を省く例無しと訝かる人も有らむか、若然らば御祖神屋楯比賣命の御名は、神屋を建てさせ給ふ義なれば、此は其神屋に住み給ふ謂なるを以て神屋在女命と見ても、其大高屋主の事に於て少かも違はざるなりけり、又同郡加夜奈留美命神社と有るは、同じ御魂を其別社に祀れるなり、此並に飛鳥川上坐宇須多伎比賣命神社と有るは、其御祖高津姫命に渡らせ給ふ事、傳二十七に注せるが如し、右に引ける格文に、飛鳥神之裔天太玉白瀧加夜鳴比女云々と有る裔は、子孫の義には非ず、別宮小社の謂なる者なり、三代實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉授大和國從五位下賀夜奈流美神正四位下と見えたり、(大和志に、在栢森村、今稱葛神と有り、已先年に詣で奉りけるに、御社甚く衰微させ給ひて、或寺の傍に小祠有るを、其葛神なりと祀れるを見奉れり、甚淺ましなども云へば更なり、白瀧社は其より一二丁上方に立たせ御在し坐して、今宇佐宮とは申せり、此の森も木深くして神進たる御社になむ有りける)河内國河内郡大津神社、丹比郡大津神社三座(整觀)と有るは傳二十八に注せる如く、播磨國多可郡加都良乃命神社大津乃命神社と並び坐せるは、天稚彦と此神となる可く思ゆ、其大津は難波の御津を以て神名には負せるなめり、然して若江郡加津良神社丹比郡阿麻許會神社(整觀)見えたるも由有る事、上に

天稚彦の條に注せる事共を思ひ合す可し、(其河内郡大津神社を、河内志に在舊水走村と云へり、又津原神社志に、在市場村津原池側、今稱玉串明神、有古歌と云ひ、梶無神社を志に、在六萬寺梶井邑、今稱船上明神、社北有地名梶無と有る、此二社も由有りけり、其丹比郡大津神社は、志に在丹下宮邑、今稱大宮と云へり、)攝津國東生郡比賣許會神社(名神大、月次相嘗新嘗)臨時祭式には比賣許會神社一座(亦號下照比賣)と見え、頭注にも比賣許會下照姫と有り、當郡難波坐國魂神社二座(並名神大、月次相嘗新嘗)は御父大神に渡らせ給ひ、阿遲速雄神社、今味原郷有は風土記に謂ゆる味鋸山にて、味鋸高彦根神の古趾なるに、頭注にも高鴨明神也、味鋸高彦命と有り、御兄神なり、又萬葉三(二十二丁)に、久方乃、天之探女之、石船乃、泊師高津者、淺爾家留香聞と有りて、天稚彦にも由有る地なる事、上に注せるが如くなれば、下照姫命を祀れるは此に勝れる社なむ無かりける、垂仁天皇二年御紀に謂ゆる比賣許會社とは同名にして別なり、混ふ可からず、神階は三代實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉授攝津國從五位下照比賣神從四位下と所見たり、又同社の社説に、雀宮神社、祭神二座別雷命飯豐命(下照媛別稱也)勸請與州白河郡仙谷郷一矣と有るは、右の比賣許會神社の別社なるが、別雷命と申すは味鋸高彦根神にて御在し坐す由、傳廿四に注せるを、神名式の陸奥國白河郡都々古和氣神社(名神大)も其神にて渡らせ給ひ、飯豐命は同郡飯豐比賣神社有る是なり、下に注す可し、即下照姫命の別稱なる時は、右に注せる大倉比賣神と申し、又御歳神の從祀と成らせ御在し坐す事、克く合へりと云ふべし、又東生郡豐津稻生の社傳に、往古下照媛命倉稻魂命を上社とし、其後二社を造營して稚日女尊月讀尊とを中社とし、軻遇突智命を下社として三社と齋祀ると云へるも下照姫命を本と爲るなるが、

御歲神に由有る事此にても思ひ合す可し、右に注せる武庫郡伊和志豆神社(大、月次新嘗)と有るも此神に坐すらむを三代實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉_レ授_ニ攝津國從五位下伊和志豆神從五位上_一と見えたり、(垂仁天皇御紀に見えたるは此と同じからざる由は、古事記には、此者坐_ニ難波之比賣葺會社_一謂_ニ阿加流比賣神_一者也と見えたるにて、式に謂ゆる住吉郡赤留比賣命神社是なり、比賣許會と云ふは姫社と云ふ事にて、姫神の住ませ給ふ社の謂なり、神名には非ず)伊賀國山田郡鳥坂神社は鳥坂を誤れるなる可し、伊賀國名寄と云ふ物に、「山田郡鳥坂明神は鳥坂の里に坐す」と云ひ、伊水溫故と云ふ物にも、「鳥坂神社、延喜式伊賀二十五座の内下照姫命なり」と云ひ、又或説にも、「鳥坂神社今阿拜郡鳥坂村に在り、昭子内親王歌に、祈りても詮こそ無けれ獨子を、何時も宇佐加の神垣の内、と詠み給ひし是なり」と云へり、右の如く諸説合へる上は、鳥を宇の假字に用ひたる例は佗に見當らざれども、猶宇佐加と云ふべきなりけり、次に云ふ越中國新川郡鵜坂神社の所に云ふ事有るを見合す可きなり、又風土記に、山田郡山田山(中略)有_レ神曰_ニ事代主命_一(亦曰_ニ河田明神_一)磯城津彦玉手看天皇御宇之時、奉_レ崇_ニ之國郡皆傲_レ之と有る、此は式外なれども御兄に坐すを、式に、同郡阿波神社坐すは其后神阿波咩命に坐して、謂ゆる天津羽羽神の御事なり、此を伊賀考に在_ニ下阿波_一杉生大明神と云へり、右の越中國に、杉原神社鵜坂神社相並び給へる以て思ふに、杉原は杉生と訓むべきにや、和名抄郷名攝津國東生郡味原を、萬葉六(十四丁)に味經と作る例も有れば、其も阿波神なる可くして、由有りげなる事共なり、(味耜高彥根神事代主神は本より一神にて御在し坐せるが、其阿波神は天石帆別神の御女天津羽々神にして、天稚彦の兄弟なり、下見合す可し)參河國寶飯郡御津神社、風土記に御津神社所_レ祭下照比咩也、天武天皇

四年乙亥二月、始奉_ニ圭田_一、加_ニ神禮_一也と見え、和名抄郷名に御津(美都)と有るは、難波の御津の地名を移せる事決きを、同郡石座神社は天稚彦を祀れる事上に注せれば、其所以有るを思ふ可し、文德天皇實錄に、仁壽元年十月己亥朔乙巳、參河國御津神授_ニ從五位下_一と見えたり、本國神名帳には正三位御津大明神坐_ニ寶飯郡_一と有り、大同類聚方十に、母良世藥、參河國寶飯郡御津神傳方、御之里村瀬貫名之家之藥也と有るは、御津神社御津之里と有りけむを、二共に津字を漏らせるなり、御父大神は醫藥神に坐々せるから、此神にも然る御功坐せるなりけり、此社今御油驛の東南國府の南三津村に在りて舟洲明神と申すと云へり、(三津をば美登と今唱ふるは、和名抄に美都と有るを訓誤りたるよりの事なめり、同國吉田人羽田野敬雄と云ふ人の説に、今御津莊廣石村に在りて御津大明神と云ふ、其御津と云ふは廣石茂松森下西方平野大草赤根七村の惣號にして御津七郷と稱す、然れど佗よりは廣石を指して御津と呼馴來れり)と云へり、三川國二葉松と云ふ物に、御津湊始孝元天皇行幸當國之日、奉_レ寄_ニ鶴首於此津_一、因此號_ニ御津湊_一と有り、古風土記などの逸文にや、伊豆國賀茂郡大津往神社は、右に注せるが如く播磨國多可郡大津乃命神社と有ると同じ書體にて、往は伊奴の略訓奴なるを轉じて、能の假字に用ひたるにや、伊豆志に、「當郡手石村に坐す云々、玉子宮とも云ふ、三島の森と相對す、三島神の御子ならむ」と云へり、其三島大社は傳廿七に注せるが如く、事代主神にて渡らせ給へれば、其近きに御在し坐す事實に所以有りとこそ思ゆれ、(又同郡伊波久良和氣命神社、伊波氏別命神社、穗都佐氣命神社、田方郡引手力命神社、劔刀石床別命神社は天稚彦の父神に坐し、那賀郡石倉命神社は、右に謂ゆる參河國石座神社の例に依れば天稚彦なめり、又田方郡倭文神社も、伯耆國の例を以て下照姫命と定む可き狀なり)飛驒

國大野郡水無神社を、一宮記に大己貴命兒御歲神と有り、然れども御歲神は大己貴命の御兒には坐さず、大歲神の御兒に坐す事傳廿四に注せるが如し、頭注に、水無大己貴命女高照光姫命、母高降姫、大和國葛上郡御歲神社同之と有るは、右に引る地神本紀の信にて信しからず思ふ人も有りなめども、已に大同類聚方に、飛太藥、天野郡水無神社御歲祝之傳方云々、大己貴命所授也、と有など殊に古き事なるは、御歲神と共に農作を弘め給ふ御功坐すが故に、何方にても御歲神と下照姫命とは一に御在し坐せるなりけり、渚水無は實成にて、稻敷を作り給ふ由なるが、三代實錄に、貞觀十二年二月八日乙酉、勅分飛驒國大野郡爲兩郡と有るを、大八洲記に引て延喜式舊本首書云、割大野郡置益田郡と有るが、和名抄郷名に、當郡益田(萬之田)秋秀(阿伎比天)と有る、一は稻敷を殖る地を以て名とし、一は其田地に熟る所の垂穎を以て名と爲るなど、古に此神の農作を弘め給へりし地なる證是なり、然して荒城郡大津神社荒城神社見えたるは、三代實錄に、貞觀九年十月五日授飛驒國從五位下大津神、荒城神、並從五位上と有り、若て大津神社は右に往々注せるが如く、下照姫命に渡らせ給ひ、荒城神社は、和名抄郡名に荒城(阿良木)、郷名に荒城と有るに坐す神と聞ゆるが、飛驒志に里民の説に、「古昔荒城郷の主たる人、城荒ると云ふ字を忌みて吉城と改めたり」と云ひて、今唱ふる所に荒城郡の名は無くして、吉城郡なるに就て説有り、天稚彦の殞歟の所を御紀に天と爲るは誤なるにて、古事記の如く此國に在りと爲る時は、其殞歟の地なる事決き狀なり、萬葉三(五十丁)に、左大臣長屋王賜死之後、倉橋部女王作歌一首、太皇之、命恐、大荒城乃、時爾波不有跡、雲隱座、と有る荒城是なり、同志に、荒城神社在吉城郡宮地村、今は荒城宮河伯大明神と稱す、里人云はく、「此山澗に船が尾と云ふ所有り、古河

伯神出現の地なり」と云へる飛驒は、山中にして舟の往來ふ地に非ず、船が尾の地名岩船などの丘と成れる者と見ゆ、但河伯神と云ふは、後世の俗稱にて取るに足らずと雖も、下に注せるが如く彼の石河片瀨と詠るは、此を指したりと見れば、其荒城神社を河伯大明神と申すも由有り、又和名抄郷名に當郡名張遊部(阿會布)有る、其名張は伊賀國郡名にも有るを、天武天皇御紀に隱字を用ひられたる其意にて、天神に憚り奉れる謂なる可く、遊部は喪葬令に謂ゆる遊部なるを、釋に、遊部隔幽顯境、鎮凶癘魂之氏也、と有るは後に職名と爲れるを云ふなれども、已にも八日八夜悲歌と有れば、此に起れりし作法なるにも思ひ合せられ、其味耜高彥根神の喪屋を斫して懸離遺給ひし喪山は、南に隔れる美濃國なり、其劍を神度劍と云ふは、神名式に越中國新川郡神度神社思めかしきを、其は北に接ける國なるを思ひ合せらるゝに就て、荒城の古名を忌みて吉城と改めたる所以は、古くより殞歟の事の快からざりし故に、何の世誰が成せるとは無く、吉城郡の名とは定まれるにぞ有るべかりける、其由下に注す可きなり、(又天探女の事にも耳寄りて聞ゆる事有り、飛驒志に、森八幡宮在益田郡下呂郷森村、里人云、當社八幡宮は古昔同郷湯島村に在りしを、後世此地に遷す、此を田神祭と稱して本土古來の祭祀なり、和漢三才圖會三曰、飛驒國志也具之明神社、在益田郡松森村、俗云志也具之乃宮、道祖神也と云へり、按るに本土に於て今松森村并に志也具之乃宮と稱する神號無し、疑らくは此祠なる可きか、八幡遷宮に先立ちて志也具之乃宮有りしに併祭りしを、後世に至りて志也具之乃神の號は廢して、田神祭と稱する神祭ばかり傳來れる者か、或曰、志也具之乃宮は道祖神道守神幸神岐神とも云ふ、各同神にして猿田彦命なりと云へり、又此祭禮と云ふは、正月十日氏子の村童十二三歳なるを集め、神前に於て鬮を取らしめ十人

の敷を撰出て此役に充つ、其中より一人を抽て禰宜と號け、折鳥帽子直垂を著し當日の祭主とし、古より行の詞と云ふ有りて祭主此を神前に於て唱へ、細き竹を長二尺一寸に切て携持ちて、已以波之と云ふ行終りて、群集の中へ投出す、拾ひ得る者は此を喜瑞とす、其餘の九男は舞踊を役とす、踊歌の章句有り、其の裝束、茜染の木綿を著して帶一筋を肩に掛け、脇下に結び下げて筋と爲るを禰と云ふ、花笠とて赤白黄色の紙にて拈る、是稻を束ねたる狀と云ひ、又笠の縁に三色の紙を切割き下るを稻穂の狀と云へり、此笠を被り竹篋を摺り歌を誦ひ踊れり、唯ず者は笛太鼓なり、凡て此神事に預る輩は甚清淨を第一として、國中の民每歲此を缺かさず、當日の神具七品神輿一輛木獅子一頭旗八本劍一振弓二張鋒二本鳥毛鎗一本也と云ふ事有る、志也具之乃神は探女神を訛れると見えたり、其道祖神と云ふは、傳十卷に注せるが如く、然る鬼物は岐神の御制を仰ぎ奉り居る者なれば、其神に屬て祀れ享くる事にて、右の祭祀の狀も田神祭と爲るは却りて後にて、全くは御靈會などの類なり、其中に束稻を用ふるは、大殿祭詞に謂ゆる束稻にて鬼魅を逐ふ上古の狀なり、又八幡宮と申すも八衢神より起れるなる可ければ、志也具之宮の一名とも云ふべし、上野國神名帳に、碓氷郡從四位上若國玉明神、勢多郡正四位下若國玉明神は、已に注せるが如く、此に下照姫命の亦名高姫亦名稚國玉と有れば、疑ふ所無く其神に坐す事申すも更なり、下野國河内郡二荒山神社(名神大)は、一宮記に味耜高彥根命と有る即宇都宮是なり、此同社二荒山に御在し坐して三社なり、本宮をば與宇都宮一體、味耜高彥根命、新宮大己貴命、瀧尾下照姫命と傳へて、俗に謂ゆる日光三社はなり、(此を宇都宮と申すは、大己貴神の珍子の宮と云ふ意にて申傳へたる可き事、右の顯國玉神の所に引ける神祇譜に依りて明らかし、又同郡雀宮驛に雀宮大明神と申す

が名高きも、攝津國雀宮と其所祀等しかる可くこそ、陸奥國白河郡飯豐比賣神社は、右に引ける比賣許會社記に下照姫命の別稱を飯豐命と申して、當郡仙谷郷より攝津國雀宮へ勸請れる趣なるを以て其本社たる事知らる、此社今も飯豐村に坐すと云へり、又加美郡飯豐神社、觀跡聞老志に、石神社在小野田本郷、有巨石、長五尺濶四尺方三間、郷人誤爲飯鳥屋神社と有る、石神は石船の類と聞えたり、又安積郡飯豐和氣神社紀略に、寬平九年九月七日己卯、授陸奥國坐正六位上飯豐別神正五位上と見ゆ、土人今飯盛山妙見社と云へり、但此は其夫天稚彦なるにも有るべし、傳廿八に云へり、又和名抄宇都郡飯豐郷有り、會津郡に飯豐山と云ふ有るも、決く此下照姫命に由有る地と思えたり、偕飯豐と云ふは字の如き意にて、食物を多く積蓄させ給ふ謂にて、右に注せる亦名大倉比賣神と申すと同義なる事云ふも更なり、又名取郡佐具神社は天探女なる可く思えたり、風土記には高皇產靈尊と出でたるが、此下に注す可し、然して其並に、玉島圭田五十九束三字田、所祭下照比咩也、天武天皇三年甲戌三月、始奉圭田、行神禮と有れば、此は式外にて舊社なり、偕傳十、廿八に引ける出羽國最上郡の古老の傳に、古出雲國に阿古夜と申せる姫君有り、陸奥國に藤と云ふ男有りと聞く、其こそ吾妹と定む可きなれとて來給ひしが、置賜村山の邊に川有り、歩渡り爲給ふとて裾を高く褰げければ、其脛白く水に移れるを里人の見て笑ひければ、恥ぢ給へるより恥川と云ふ名遺れり、若て室澤と云ふ山内にて終に其藤と夫婦と成りて、或時二人下江と云ふ所へ出でけるに、大水溜有りと雖も、連山相重りて下に流る事能はず、此に於て人夫を促がし其山を切流せりしが、水勢甚卑くして悉く流れ落ちて、唯最上の内に長泥泥澤蟹澤と云ふ所のみ水残りて、太抵は平地と成れり、其地今最上郡と云へる是なり、其水の流は謂ゆる最上川

是なり、其山を崩し入れたる土砂も亦國と成る、今莊内の地是なり」と有る、阿古夜は、右に注せる阿陀加夜努志多伎吉比賣命の御名に似著かしければ、其藤と云ふは天稚彦の事を誤り傳へたるにや、然して其置賜郡と會津郡と越後國蒲原郡とに跨れる飯豊山は、此下照姬命の御名を負るなど、必神世の古跡甚著き者になむ有りける、(但右の如くは天稚彦も國作の事に功用有る状なるなり、其は古事記に、於是天若日子降_リ到_リ其國、即娶_リ大國主神之女下照比賣、亦慮_レ獲_レ其國、至_リ于八年、不_レ復奏_レと有る其開の事なめり、本より此國を獲むと思ふ心有りしから、國神と共に其功業を輔け成せりけむ事云ふも更なりかし、)故其下照姬命を飯豊命と申奉る事、右の如くなるが、皇極天皇三年御紀に、休留(休留茅鷓也)産_リ于_リ於_リ豊浦大臣大津宅倉と有る茅鷓は、和名抄鵲鷓の下に、漢語抄云、以_レ比止與と有る是なり、通證に、言響之義、其鳴聲似_レ人語、今所謂布久呂布也と有りて、言響の義として何の事も無けれど、若くは此神の令_レ使給ふ鳥なるから其御名を負るならじか、其に就て一の臆説なむ出來れる、陸奥國の渡島はしも此神の開かせ給ふには非ざるか、其鳥は傳五に注せる八洲起元章に謂ゆる蛭兒是なるが、其古傳に、古昔此世は大なる海原なりしが、其氣凝りて清き物上りて青空と成り、重く穢き物漸凝りて一鳥と成る、其鳥日に増し大きく成りて山の狀と成る、是今の志理倍都山の峯なり、其所へ造鳥神と云ひて一神出來り、此山に住み給ふ時に、青空より一神五色の雲に乗り降り來て、其青雲を山に蒔て草木と化し、黒雲を海に投げ入れて巖と成し、其開合に黄雲を投げ込みて土と爲し廣げて國と成し給ひ、其赤雲を此國に蒔散らし金銀珠玉珍寶と成れと祈給ひ、白雲を蒔きて鳥獸虫魚等生有る物と成れと海に投込みて、殘の雲に乗りて人間地の神の在る所へ行きて二人共に神と成り給ふ、其神は空をも飛行し給ふ事自由なるが故、空中を照して歩かせ給ふ、云々」と云へるは、二柱御祖神の古説なり、又云はく、其後此國草木も木も有り鳥獸魚も有りしかども、人種未_レ有りける時、京都より一人の官女種々の手箱を空船に積みて佐留と云ふ海岸へ流れ著き其窟に入りて居給ひしが、行器耳盥具桶等を入れて來給ひしが、食物を盡して飢に及ぶ時、山より犬一疋來り、種種の食物を與へ養ひ奉りしが、後其姬懷妊して子十二人を生み給へる、是鳥人の始なり、然るに其子供は誰を夫とし誰を妻と爲と云ふ事も無くして在る間に、雌雄の鷓飛來て交合の事を成しけるを見て交合の道を得て、其出來る子供四方の場所を開き漁を業と爲る事を得たり、所以に鷓をば迦牟伊知迦布と云ひて、鳥人此を見る時は甚く尊敬へり云云」と云へる、官女と云ふは、此姬神に御在し坐し傳を亡ひて人間の狀に云へるなる可く、犬は其使はせ給へる畜なる可きを、鳥人の祖先の如く傳へ訛りたるなる可し、然して右の鷓を神鳥として敬ひ畏るゝは、此鳥を經營給へる鳥人に人倫の道を教へ給へりし飯豊命の御名を負る鳥なるが故なる可くとぞ思はるゝ、島中所々に辨天社とて多き由なるは、其神を祀れるならむを、此方の人の女神と云ふを聞て然稱たりけるにこそ、(又一傳には其造鳥神其山を始作り給へる時、何國とも無く雌雄の鷓飛來りて、二神の御前にて交合の事を成しけるを見行して、夫婦の御契り出來れり、所以に迦牟伊は神と云ふ事、知迦布は鳥と云ふ事にて、造鳥神の御代より此島に住める鳥なりければ、夫婦の道を教へし鳥として、鳥人此鳥を見る時は甚く尊敬ふ云々と云へり、此は八洲起元章第五一書に、遂將_レ合交_レ而不_レ知其術、時有_レ鵲鷓飛來_レ搖_レ其首尾、二神見而學_レ之、即得_レ交道_レと有る傳と、後の鷓とを一に訛り傳へたりし者なる可し、右の志理倍都山は、齊明天皇五年御紀に謂ゆる後方羊蹄岳なる、後方邊と云ふ事にて、皇國の後方なる邊僻の

日本書紀傳 二十九之卷 天孫降臨章

極なる謂なる可し、若狹國遠敷郡石椛比古神社、國帳に從四位石椛彥明神と有り、又一正五位石椛彥明神と云ふも有り、上に注せる參河國石座神社の例に依る時は、天稚彥を祀れるなめり、然れば其に並べる石椛比賣神社は下照姬命なる可し、國帳には正五位石椛姬明神と出でたり、當郡彌和神社阿奈志神社は大物主神大國魂神に坐せれば、此女神に由る事論を待たず、越前國敦賀郡大椛神社、右に注せる大倉比賣神に思ひ合す可し、三代實錄に、元慶四年九月十七日戊辰、授_三越前國從四位上大椛神正四位下と見えたり、當郡伊部磐座神社、大野郡磐座神社高於磐座など、皆所以有るなり、能登國鳳至郡石倉比古神社有るは更なり、傳二十八に注せるが如く、大巳貴神以下の社々多く坐すに、此神の御在し坐さざる事やは有るべきと、今此を探索るに、羽咋郡椎葉圓比咩神社見えたる、椎葉は圓と云ふべき發語にて、圓比咩神と申すは攝津國西成郡圓江の地にて、後世津村と云へる是なり、此神の本所は難波なるを以て、御津神社大津神社など申す例なるに合せて今試に云ふなり、(然るやと思しき所以は、同郡氣多神社名神は傳二十八卷に注せるが如く、御父大巳貴神に渡らせ給へるを、同國名勝志を見るに、氣多大神の大祭は二月初午日なり、能登生國玉比古神社へ神幸成りて、二夜有りて還らせ給ふ云々、昔は宿女村なる椎葉圓比咩神社にて宿らせ給へり、此神體、石動山天漢石三の其一にて同神にて御在す也云々)と云へり、其天漢石は、御祖命の天安河の誓約に生坐せる由を以て其神體に號けたるか、但能登郡伊須流支比古神社、今は石動山天平勝寶寺と云へる其寺説に、南閻浮提、各有_三護命、其護命者石也、名_三朝字動字竹字、是日月星之三精、生_三萬物種子云々、と云る是なる可し、所_レ祀第一大宮伊弉諾尊、第二客人伊弉册尊、第三火宮藏王大物主命、第四梅宮鎮定天目一箇命、第五劍降魔市杵島姬命と云へる中に、

藏王は少彥名命なるを、然云へるは其大火宮は大巳貴神少彥名神を一所に祀れるなる可し、市杵島姬命は下照姬命の御祖に坐すを以て、圓比咩神と同神と云ふなめり、越中國婦負郡鵜坂神社は、右に注せる伊賀國山田郡烏坂神社は下照姬命に坐すと同體なる可くや、萬葉十七(四十九丁)婦負郡渡_三鵜坂河邊_一作歌一首、宇佐可河泊、和多流瀨於保美、許乃安我馬乃、安我枳乃美豆爾、伎奴々禮爾家里、と有て名高き地なり、今も鵜坂神社鵜坂村に坐すと云へり、神階は續後紀に、承和十二年九月乙巳朔、奉_レ授_三越中國婦負郡從五位下鵜坂神從五位上_一、三代實錄に、貞觀二年五月廿九日戊寅、進_三越中國鵜均神階_一加_三從四位下_一、同四年十月九日甲辰、越中國從四位下鵜坂神授_三從四位上_一、同九年二月廿七日丁酉、授_三越中國從四位上鵜坂神從三位_一と所見たり、神名帳考證には、同四年十月九日、越中國正六位上鵜坂姊比咩神、鵜坂妻比咩神、並授_三從五位下_一と有るは、今本には無けれども床しき事なり、七月廿三日鵜坂杖と云ひて鵜坂神の祭日なり、夫木集廿二に、「如何に爲む鵜坂の森に見は爲とも、君が苔の數ならぬ身は」と云ふ歌有るを載せて俊賴抄に、「是は越中國鵜坂明神の祭の日、龍眼木の苔にて女の男したる數に隨ひて女を撃つなり、其時は禰宜に_レ幣を任せて黙す、禰宜苔を持ちて數を問ふ、多かる女恥ぢて隠せば忽神罰を蒙るとかや、彼祭をば杖立の祭となむ云傳へたる、但古歌の見えねば自の歌を書きて侍るなり云々、又八雲御抄にも載せさせ給へる大抵同じ意なり、右に注せる伊賀國烏坂神社にも昭子内親王、「祈りても詮こそ無けれ獨子を、何時も烏坂の神垣の内」と詠ませ給へるなどを思ふに、夫婦の中間を守らせ給ふ神と所見たり、右の鵜坂杖は、男多く爲る事を罰め恥しめ給め神事なるに就て思ふに、古事記須勢理毘賣命の大國主神へ進らせ給へる御歌に、阿波母與、賣邇斯阿禮婆、那遠岐氏、袁波那志、那遠岐

氏、都麻波那斯と、見るを見奉れば、然る徒事を深く悪ませ給ふなりけり、凡ての狀筑摩祭に彷彿たり、斯れば鶉坂は地名にも非ず、坂に因れるにも非ず、鳥坂鶉坂共に借字にて宇佐神の謂ならむか、然見ても下照姫命は其御女にて御在し坐せば、共に鎮り坐すと思はむに違ふ事非じかし、此御事已に傳廿八に注せりき、(此鶉坂神社に並びて杉原神社有るは、伊賀國鳥坂神社阿波神社と並べる其社を杉生大明神と申すにも合ひ、又新川郡神度神社は古事記に、阿遲志貴高日子根神の天若日子が喪屋を切伏給ふ所に、其持所切大刀名曰大量、亦名謂神度劍、と有るに思合せらるる由有りて、右飛驒國の所に已に注せるが如し、)右は下照姫命を齋祀れる神社の太抵なり、其外諸國にも猶多しと雖も、傳廿八に古事記を引て、高比賣命亦名下光比賣命と有る文を注して其所に云へれば、此に引合せ讀みて委しく明らかむ可き者なりかし、○娶は、此も古事記にも其妻と爲るは下照姫命のみ有るを、第一一書には多娶國神女、と有るからは、猶佗神の女をも多く娶りたりしなりけり、○留住は、第一一書に經八年無以報命、古事記にも至乎八年不復奏と有るが如く、顯國の年の來經を八年に及ぶまで、天神の勅旨を空しく爲て徒に過しなるが、留住と云ふは、佗より行到て其地に落著く事を云ふなり、例は此下にも故皇孫就而留住と見え、又第四一書に故天孫留佳彼處と有るなどは、天上より降り給ひて此處を住所と定めさせ給へるを云ひ、海宮遊行章に、彥火々出見尊因娶海神女豐玉姬、仍留住海宮、已經三年と有るは、本より還り坐さざる御心なるには非ざれとも、其豐玉姬命と夫婦の御語らひ御在し坐し、かば、其が爲に海宮の君主の如くして御在し坐し、を云ふなり、此も其如くにて、下照姫命と夫婦と成れりし隨に、其本土を忘れて全く此國神の如く成れりしを云ふなり、但此は其下照姫命の許に住著かれしなる

にて、昔は女を娶るには、男の方より女の許に往通ひて交會を爲る故に、其を住むと云へり、記傳廿三(四十八丁)に「共婚供住之間は、六字を引合せて須米流本杼爾と云へり、萬葉四(十五丁)に、君家爾、吾住坂乃、家道乎毛と訓めるも、通ひ住む事を墨坂に云係けたるなり、古今戀四典侍藤原因香朝臣の歌の詞書に、右大臣住ますなりにければ云云、又戀五に、業平朝臣紀有常が女に住みけるを、恨みる事有りて、暫の閒晝は來て夕ざりは還りのみしければ云々、拾遺物名に、年を経て君をのみこそ寢住つれ、異腹にやは子をば生べき、此は婚する事を寢住と詠めり、鼠を隠せる詞なり、此外歌物語などに常多く云へる事なり、(撮要)と有れば、上の娶字に引合せて此意をも加へ見る可くなむ有りける、(其は次なる吾亦欲馭葦原中國と有るは、其下照姫命は稚國玉神とも申して、御勢の盛大に御在し坐す許に留り住みしかば、其任に此神の上に立て國を御むと、負氣無き心の起りし狀なるに合せて説く事なり、)○吾亦欲馭葦原中國と有る亦字は、何れに對へて云ふなるらむと考ふるに、上に此神亦不忠誠也と有るは、天穗日命を不忠誠として其神に繼ぐ義なるを、此は其神に係て云べき所ならず、上章第六一書大已貴神の興言に、夫葦原中國、本自荒世、至及磐石草木、成能強暴、然吾已摧伏、莫不和順、遂因言、今理此國、唯吾一身而已、其可與吾共理天下者、蓋有之乎と有が如く、其大神の天下を總持たせ御在し坐し、かば、其神の馭め給ふ國を吾亦馭めむと云へるにて、天神の御爲にも國神の爲にも甚忠誠ならざる心を起しつるなりけり、古事記には慮獲其國と見えたれば、其舅と有る大已貴神をば嫌し拵へむとてこそ、其御婿には成りたりけらし、是天神の御命を過てるなりけり、然云ふ所以は上に注せる如く、天神には素より大已貴神の御上に於ては、少かも疎み給ふ大御心の御在し坐さざるを、天穗

日命を國體見に遣し給へるが、其復奏の遲きに依りて國神の荒び共有らむかと所思して、此に天稚彦を征伐として天降し給へるなり、然して大巳貴神の御許にては、天神に背き奉る御心御在し坐さざるが故に、征伐の御使をば受けさせ給ふ御心御在し坐さざる事、第二書經津主神武甕槌神の行向ひ給ひし所に、疑汝二神非_ニ是吾處來者_一と申給へるを以て知られたり、然して天稚彦が御許に近著く事は、上に注せる如く、味耜高彥根神の后天捩日女命の御兄弟に坐すを以てなり、(谷重遠説に、天稚彦既與_ニ敵國_一結婚と云へれども、大巳貴神の國土を造り固めさせ御在し坐して、大國主神と成らせ給へるは、私の御事にては且ても御在し坐さざりければ、天神の御爲に御敵と申さむ事は甚じき強説なるを、古より人皆得曉らざるが故に、其論悉く妄なるに過ぎず) 惟天稚彦はしも終に忠誠ならざるが故に、畏矢の御罰を得奉るに至られしかども、始より然る惡神ならむには、思兼神も此神と議奏されまじく、將天神よりも征伐の御使の重任をば授けさせ給ふまじかりければ、大巳貴神の御婿と成し給へるも、下照姫命の其妻と成り給へるも、此所に於て更に罪有るまじき事なりけり、然るに天稚彦此に其下照姫の夫と爲ては、大巳貴神の公主を娶れる光にて、在らゆる國神の崇敬は更にも云はず、威福共に盛に成れりしかば、荒振神をば討平ぐる思は絶えて、終には其大巳貴神の主領き御在し坐す此國土を馭めむと思成しかば、其心傲の萌しける初より、疎び荒ぶる邪鬼の依託けるに終に相交りし事は、此に吾亦欲_レ馭_レ葦原中國_一と云ふ心行に成れるにて知られ、其相口會りし事は、次に天探女が言進むるに隨て、天神の御使を射斃したるにて知られたり、終に返矢の御罰を得奉りしは、全く殘賊強暴横惡之神の爲に忠誠ならざる神としも成果られしは、甚淺ましなども云へば更なり、猶次條に委しく注す可し、(其妖氣の甚しき時は猶

有る事にて、第六一書に、天稚彦が久しく復奏さざるに就て、乃遣_ニ無名雄雉_一往候之、此雉飛來、因見_ニ粟田豆田_一、則留而不_レ返、此世所謂雉頓使之緣也、と見えたる此雉も、天神の御命を奉て降れるなれば、其始は此國に來到て天稚彦が消息を見、且大命の何方迄も宜べくして降りし事、今云ふ迄も非ざる事なり、然るに粟田豆田を見ては返るを忘れ果て、終に雉の頓使と云はるゝ事と成りしも、此等は卑しき者なる故に不忠誠の名を以て攻めざれども天稚彦の事は一なり、其志す所有りて成す事業の中休にして折け止むと云ふは、其本心にも決くは有るまじかりけれども、物の爲に心を奪はるゝなるが、其即荒振る邪鬼の依託るを以てなり、○遂不_ニ報命_一、第一書に經_ニ八年_一無_ニ以報命_一と見え、古事記に至_ニ于八年_一不_ニ復奏_一と有るを、此は其歷年の事を云はずして、終に復命すして止みぬる事のみ書されたる者から、右等の委しきには如かさりけり、

是時高皇產靈尊 怪其久不來報 乃遣無名雄雉伺之 其雉飛降
 止於天稚彦門前所植 植此云多底婁 湯津杜木之杪 杜木此云可豆選 時
 天探女 天探女、此云阿麻能佐愚謎 見而謂天稚彦曰 奇鳥來居杜杪 天
 稚彦乃取高皇產靈尊所賜 天鹿兒弓天羽羽矢 射雉斃之 其矢洞
 達雉胸而 至高皇產靈尊之座前也

天稚彦が此國に留て忠誠ならざりし事件に於ては異説無しと雖も、其然る所以迄に力を入るゝ人古より今に至る迄

一人として未嘗て非ざるが故に、其事實に於て盡せりと申しき説なき無かりける故に、其傳傳の精粗を校訂さずしては其説を得べからざるなり、此に時高皇產靈尊惟其久不來報、乃遣無名雉一伺之、と有るよりは、第一一書に、故天照太神、乃召思兼神、問其不來狀時、思兼神思而告曰、宜且遣雉問之、於是從彼神謀、乃使雉往候之、と有る方委しきを、猶其よりは古事記に、故爾天照太御神高御產巢日神亦問諸神等、天若日子久不復奏、又遣曷神、以問天若日子之淹留所由、於是諸神及思金神答曰、可遣雉名鳴女、時詔之、汝行問天若日子狀者、汝所以使葦原中國者、言趣和其國之荒振神等之者也、何至于八年不復奏、と有りて、殊に詳なるが上に、天稚彦に傳へ給ふ大命をさへに書されたるは、大なる賜物なり、故に今條々に此を注せむに、先づ此の大命をば第六一書にも、高皇產靈尊の御名のみを擧げられたれども、上に注せるが如く、例の皇天二祖にて神議らせ御在し坐しける事申すも更なるが、其返矢の御政に至りては、故有りて高皇產靈尊のみ政ごたせ給へるに依りて、此には凡てを其大神に係て傳へられたりし者なり、次に乃遣無名雉一伺之と有るをば、第六一書には時高皇產靈尊勅曰、昔遣天稚彦於葦原中國、至今所以久不來者、蓋是國神有強禦之者、乃遣無名雉往候之、此雉降來、因見粟田豆田則留而不返、此世所謂雉頓使之緣也、故復遣無名雌雉、(下略)と有て、二度降させ給へる趣なり、右に蓋是國神有強禦之者と有るは、此の下文に、血染其矢、蓋與國神相戰而然歟、と有て照應ふ文なり、必此に無くては有るべからざるを、右に惟其久不來報の語を以て書されたり、此は天穗日命の如く敵地を巡察爲しめ給ふには非ずして、天稚彦が葦原中國に留住る消息を令伺給へる間諜者に遣し給へるなりけり、(神武天皇戊午年御紀に、皇師大舉、將攻磯城彦、云々、

更遣頭八咫鳥召之、時鳥到其營而鳴之曰、天神子召汝、怡非過々々々、兄磯城忿之曰、云々、彎弓射之、鳥即避去、と有るは敵營を候はしむるなれども、此に事狀等しく有るべし、古事記には、於是兄宇迦斯以鳴鏑待射返其使と有るも、己が弓にて射るには有れども全く此の返矢の狀に同じければ此を合せ説くべきなり、又其雉飛降、止於天稚彦門前所植湯津杜木之杪をば、第一一書には其雉飛下、居于天稚彦門前湯津杜樹之杪而鳴之曰、天稚彦何故八年之間未復命と見えたる、天稚彦何故云々は、右に擧げたる古事記に、汝所以使葦原中國者、言趣和其國之荒振神等之者也、何至于八年不復奏と有る是にて、其負持て罷向ひたる詔命をば此に宜れるなり、其下に故爾鳴女自天降列居天若日子之門湯津楓上而、言委曲如天神之詔命と有る是なり、次に時天探女見而謂天稚彦曰、奇鳥來居杜杪と有るは、簡易に過ぎて天稚彦が其雉を射べき所以詳ならざるを、第一一書には、時有國神、號天探女、見其雉曰、鳴聲惡鳥在此樹上、可射之と有る、鳴聲惡鳥と云ふは其天神の詔命を宣て、人語を爲すを以て此に奇鳥と云へる趣にして、彼神武天皇御紀、頭八咫鳥の皇命を宣る時に、兄磯城忿之曰、聞天壓神至而吾爲慨憤時、奈何鳥鳥、若此惡鳴耶と有ると其趣の相同じき所なるを合せ考ふ可し、右の傳にて天探女は天とは冠云へれども、天稚彦が從神なるが故に然云ふにて、其實は國神なる事も知らるゝは、大に其一書の賜物なりけり、此を古事記には、爾天佐具賣聞此鳥言而、語天若日子言、此鳥者其鳴音甚惡、故可射殺云進と有る云進の字は、此に眼目と有る所にて、荒振國神の中より天探女と云ふ妖物と成出て、天稚彦が從婢と爲て傍に侍り、其天稚彦が心を蕩かし、其忠誠なりし本心を亡はしめ、天神の天譴を得奉らしめて己等が其征伐れむと爲る眼前の害を一時

遁れむと巧みたりし者なり、此は人世と雖も間有る事にて、名君賢將は素よりの事にて、忠義の士志操の人と雖も佞人の讒言を信とし、婦人の内奏に惑ひては、道の大本天下の大義を誤る類少からざるは、皆荒振神の所を得て荒振るが爲なる事、予已に大殿祭御門祭道餐祭等詞に就て、古人の未發さざる所の説有りて、已に祝詞講義に委しく注したりき、天稚彦は思兼神の思慮に依りて天神に選舉られ奉り、大己貴神にも御婿に取られ奉ると云ふは、其始は忠誠なる神なる事は云ふも更なるを、天探女が云進めたる此一事を以ても、萬事に通はして彼吾亦欲取葦原中國と云ふ如き負氣無き心は起れりし者にて、果して天神の御罰を得奉りて、天地と共に盡る世無く其罪去所無き不忠誠の名を傳へし事は、天稚彦が爲に甚心苦しき事なり、然れども我皇御孫尊の御爲には天下後世に傳へて、君上に背き奉る者には、然る返矢の長き事を示す誠と成る事はしも、初より然不忠誠を働く者とは、思兼神と雖も争でかは思ひ得給はむ、然れども其結末に至りては、天威の可長き事を萬世に今知る御政としも成れる、是なむ思兼神の思測らし、智の至及ぶ所には有りける、然して婦言を用ひて城を傾るの類は西蕃などに多き事にて、史籍に載る所、今更に云ひ盡す可くも非ざるを、今一例を云ひてむには、昔物部守屋大連と云ふ大忠臣御在し坐しけり、當時大臣なる人にて蘇我馬子と云ふ者有りけり、此は甚しき國家の爲に忠ならざる佞者にて有りけるが、此者妄に佛と云ふ鬼物を尊ぶ事、父稻目大臣より傳へて、其家の私物にて限無く心なむ惑ひたりけるを、共に朝廷に立て無上き位を究め、世の覺えも共に甚しかりつるを、如何にしてか其大連を斥けて己一人世中を恣に政ごたむと思ひ居り、終に謀を構へて其大連を討取りてけり、崇峻天皇前御紀に、時人相謂曰、蘇我大臣之妻、是物部守屋大連之妹也、大臣妄用妻計而殺大連矣と有る

を見れば、馬子に然る悪しき心起れるに乗じて、其妻より種々の讒言をば入れけらし、馬子本より佛に佞る程の痴者なりければ、其を押ふる力無くして、終には其婦兄なる大連公を斃すに至れりしにて、是守屋大連に然る魔魅の依託て、其祀を令亡たるにて、此なる天探女に事は違へど、粗似たりける事なりかし、次には此に、天稚彦乃取高皇產靈尊所賜天鹿兒弓天羽羽矢、射雉斃之、其矢洞達雉胸而、至高皇產靈尊之座前也と有るに、第一一書には、天稚彦乃取天神所賜天鹿兒弓天眞鹿兒矢、便射之則、矢達雉胸、遂至天神所處と見えたり、此天神は其始には二所共に天照太神の大御名を擧げたるを、此は其を承けて天神と書されたるかと思ふに然に非ずして、謂ゆる皇天二祖に係れる故に唯に天神とは有るなりけり、其は古事記に、即ち天若日子持天神所賜天之波士弓天之加久矢、射殺其雉、爾其矢自雉胸通而、逆射上達天安河之河原、天照大御神高木神之御所と有るにて知られたり、借天安河之河原はしも、皇祖天神の思兼神及八百萬神等を會へさせ御在し坐して、萬機を神議らせ給ふ場なりけるが、時しも有れ其時節にしも至れる事、天津神隨の奇異なる事此に在る事なり、但皇天二祖とは申せども、實は天照太神と神漏岐の高皇產靈尊、神漏美の神皇產靈尊と三前大神等常に相並ばし御在し坐せるを、此は其高皇產靈尊の御前を指して、其矢の行至れりし者ところは所思えけれ、借其下に亦其稚不還、故於今諺曰雉之頓使、本是也と有るは、右の傳傳にては、雉胸より洞達たる矢のみ天神御所に返り至り、其雉返らざるに依りて雉之頓使と云ふ由なれども、第六一書を見れば、乃遣無名雄雉往候之、此雉降來、因見粟田豆田則留而不返、此世所謂雉頓使之緣也、故復遣無名雌雉、此鳥降來、爲天稚彦所射、中其矢而上報云々と有て、其頓使と成れるは無名雄雉の事なるを、外には此

傳無き故に、其差す所に違有る事なれども、下に注せるが如く、右の傳に其無名雌雄を、中其矢_二而上報と云ふ事なむ甚床しかりける、其逆に射上げられたりし矢先、其返矢の御政竟させ給へる時過して後に上報すと見て、何でふ事かは有らむ、(然見る時は本文に少かも障無くして、頓使の所由委しく聞ゆるなり、神武天皇御紀の頭八咫鳥をば、乃彎_レ矢射之、即鳥避去と有るは、其の鳥の自知りて避たるなれども、此は其射中られたる任に天_二上に上報したるは、其矢には後れたる状なる事、其血を怪しませ給へる以て著明き者なり、)○怪_三其久不_二來報_一の久不_二來報_一は、第一書に經_三八年無_二以報命_一と有る是なり、古事記には、亦慮_レ獲_三其國_一、至于八年不_二復奏_一と有るが如く、此國を獲て馭めむと思ふ下情漸に定まるが故に、其復奏の事をも何も心とは爲ざりし故に、然年月を重ねたるなりけり、怪は第六一書に、高皇產靈尊勅曰、昔遣_三天稚彥於葦原中國_一、至今所_二以久不_一來者、蓋是國神有_三強禦之者_一、と見えたる、蓋し以下の御言に當れるなり、此時漸に天神の疑ひ所思す御心の起らし御在し坐しけるなりけり、此時は上に注せるが如く、天穗日命父子の神等、已に國體見して復命し給へる間なりければ、大已貴神の世に比類無き功神にて渡らせ給ふ事をば聞食させ給ふ上は、其神の強禦はせ給はむと云ふ事は、思ほしも寄らせ給はぬ筋にて、此初に謂ゆる、螢火光神蠅聲邪神の類の荒振神等が天稚彥に強禦ふに依りて、然なむ復命の遅引_レなれる者かと所思したりけらし、右の蓋是國神有_三強禦之者_一の勅言は、次に、血_二染其矢_一、蓋與_三國神_一相戰而然歟と詔給へる所に相照應ふ所にて、即其天稚彥を怪しませ給ふ大命なる者なり、返矢の天上に届る所以は此に在る者ぞ、忽卒に見る事勿れ、天神本紀には右文を取りて、天照太御神高皇產靈尊勅問_三諸神等_一曰、昔遣_三天稚彥於葦原中國_一、至今所_二以久不_一來者、

蓋是國神有_三強禦之者_一云々と書せるは然る言なり、)○無名雉は、私記に奈々之乃岐之と有れども、乃を讀むべからず、又岐之と云ふも和名抄に、雉、廣雅云雉(音智、上聲之重、和名木々須、一名木之)野雞也、と有る事乍ら、古くは伎藝斯となむ云ひける、傳廿八に已に注せる古事記八千矛神御歌に、佐怒都登理、岐藝斯波登與牟、繼體天皇七年御紀に、奴都等喇、枳蟻矢播等余武、皇極天皇三年御紀に、烏智可拖能、阿婆努能枳々始と有るが如し、伎藝須と云ひ伎斯と云ふは後の事なり、然れば此は那那志伎藝斯と訓むべきなり、古事記には雉名鳴女と有るを、記傳に名鳴を那那伎と訓まれたれども、其國生段畫成の下に、訓_レ鳴云_三那志_一と有るに従ひて、此も同じく雉那那志賣と訓むべきなり、借無名と云ふに古來種々の説有りとも雖も、一として取るべき者無しとこそ所思えられ、無名と云ふは、天日鷲と云ひ金色鷲と云ひ頭八咫鳥と云ふなどは、各形狀に別なる號く可き所有るを、此は然る目立つ者にては宜しからざるを以て、然まで人の異しむまじき爲に、唯尋常の雉を遣はされし事と聞ゆめり、(記傳に二の考有り、云はく一には、伎藝斯と云ふ名は其鳴聲を以て負_レたる者なれば、己が名を呼びて鳴く意にて名鳴女とは云ふなり、云々、二には、書紀の無名を正字として、此記の名鳴をも那々志と訓むべし、云々、書紀に遣_三無名雉_一伺之、又一書に使_レ雉往候など有る伺字候、字を思ふに、御使には名有る神をば遣はさずて、故に雉鳥をしも擇びて遣はすは、天若日子が狀を伺ひ視しめむが爲なる故に、然る微賤者を遣すと云ふ意にて無名女とは云ふか云々、と有れども、名鳴無名二共に其意を得られず、又釋に引ける天書に、報命不_レ得、又無_二功名_一、故云_三無名雉_一と有るは如何、已に古事記に、諸神及思金神答曰、可_レ遣_三雉名鳴女_一と有るを、始より然る功名無かる可き者を差せ遣給ふと云はむか、甚だ幼稚き説になむ、)借此無名

雉を二度遣はされしと見ゆ、第六一書に、乃遣無名雄雉往候之、此雉飛來、因見粟田豆田、則、留而不返、此世所謂雉頓使之緣也、故復遣無名雌雉、此鳥降來云々と有る是なり、先に降されし無名雄雉は、此國に在る所の粟田豆田を見て、其に求食する事として終に復奏さざりし故に、復重ねて無名雄雉を遣はされたるにて、其無名雌雉ぞ此御紀の無名雉、古事記に謂ゆる雉名鳴女には當れるを、其末に亦其雉不還、故於今諺曰雉之頓使、本是也と有れども、右の一書には、其先に遣はされし無名雄雉の方に、此世所謂雉頓使之緣也と有りて、頓使の係る所に大に差有るを、今何れに依らむと云はゞ、予は其一書を取るべくぞ所思えたる、其は古事記には其雌雉の傳のみ有しかども、世諺に、雉之頓使と云ふは天稚彦が爲に死して歸らざりければ、其に引附たるにて却ては誤傳なる可くぞ思えたる、楮頓使と云ふ事は、使したる任に一向に歸來ざる謂なり、記傳十三(四十二丁)に、頓を比多と訓む事は、書紀に頓丘此云毘陀鳥と有る此正しき據なり、垂仁天皇七年御紀に、不期死生頓得爭力焉、履中天皇三年御紀に、自是後頓絶以不黷飼部、推古天皇三十一年御紀に、頓失是縣、云々、是後葉之惡名則不聽なども有り、抑比多と云ふ言は比多須良比多毛能など云ひて、純一向に片寄りて佗を雜へぬ意なれば、本は一なる可し(下略)と云はれき、熱田縁起倭武尊御歌に、奈留美良乎、美也禮波止保志、比多加知爾、已乃由不志保爾、和多良部牟加毛、と有る三句も直歩なり、萬葉五(三十丁)に、直土爾、葦解敷而、九(三十四丁)に、直佐麻乎、裳者織服而、十三(二十丁)に、當土、足迹貫、十八(二十八丁)に、多知波奈能、成流其實者、比太照爾など見え、源氏摠角(三十六丁)に、比多夜隱りて得止むまじきを、手習(二十七丁)に、比多道にこそ睦まじく思ひ聞ゆれ、又(四十六丁)に、争でかは比多道に然は思

し立たむ云々、と有るも一向に佗を雜へぬを云ふなり、此に因りて記傳に、頓使は副使も從者も無くて唯獨なるを云ふなる可し、欽明天皇十五年御紀に單使とも有り、其も比多豆加比と訓みて宜しかる可し、(下略)と云はれたれども然らず、天稚彦が消息を竊に令伺給へる使に、副使從者迄を添へらる可きに非ず、雉も唯尋常なる無名雉を遣さるゝ程の御事なるに非ずや、此に云へる頓使は比多夫流豆加比の義にて、寶鏡開始章第三一書、素戔鳴尊の日神の御許にて奏給へる辭見の御詞に、自此永歸根國矣と有るも、古事記訶志比宮段に、神より天皇に汝者向道と有るなども、一向に歸らぬ方に向はせ給ふ意なれば、此も一向に往きて還來ぬ使をば、諺に頓使とは云ひけるなりけり、其一書に、因見粟田豆田、則留而不返と云ひ、古事記にも、亦其雉不還と云ふを承けて、雉頓使と書されたるを以て曉る可くなむ有りける、(即行きて還らぬも右の萬葉に直某と云ひて、佗物を雜へず一向なる意に云へると、其義終に一向に歸べき者なり、記傳に、凡て大事の使を遣るに、副使從者なども無くて獨なるをば頓使と云ひて、忌む事に爲しなり)と云はれたるは、右の單使と一に見られたる強事なり、諺に云傳へたるは、行きて返事爲ぬ使を雉頓使に比らへて卑しめたる者にて、忌む事の例には非ず、又口訣に頓使者急使也と云ひ、纂疏に卒然差使之謂也と有などは、記傳にも云はれたるが如く、頓字の義にのみ抱はりたる説共にて、云ふにも足らずなむ、故其第六一書の傳を天神本紀には、思兼神諸神答曰、可遣無名雉亦鳩、因遣無名雉鳩而往就之、此雉鳩亦降來、見粟田豆田、則留而不返、是所謂雉頓使、亦豆見落鳩是其緣矣と有りて、無名雉に鳩をも副へて降し給へる趣にて、謂ゆる雉頓使と云ふ諺の有るより、外に豆見て落る鳩と云ふ諺も有りしなりけり、楮天書に無名雉者天之後園神也云々と有るは、實に在りし

事か然らぬか今知るべからずと雖も、口訣にも無名雉者神所變乎と云ふ疑有り、故思ふに右の雄雉と鳩とは然には非ざる可し、粟田豆田を見て留りて復命を忘ると云ふは、眞の雉眞の鳩にて、神所變と云ふ物にては無かる可き事云ふも更なり、次なる無名雌雉は、先の雄雉の留れるをも伺ふ爲にとて遣はされたるにて、其任良重き状と見えて、此は神所變とも云ふべき事有り、度會元長神祇百首に「雁を名無雉の習も知らで天津雁、今年も來ぬる聲の聞ゆる」と有りて、詞に、私云無名雉の神名を彦國見賀岐建與東見命と申奉る、天稚彦但馬國上部宮と申す、下照姬肥前國階武宮と申す云々と有る、今助けて云はむには、上代本紀に、彦國見賀岐建與東命、號度會國見神社也と見え、神名祕書に、度會國見社、天日別命子彦國見賀岐建與東命、在沼木郷山田村と云へり、然れども天日別命は神武天皇の東征に仕奉て、宅地を大倭耳梨之邑に賜ふ由、伊勢風土記に見えれば、其子ならむ人の此時に在りて仕奉る可き由無しと雖も、彼の頭八咫鳥などの如く、何れの神か然る無名雉に化て仕奉られし事の有る傳説に依りて、我方へ引附て然る妄言は云ひしならめど、其妄説ぞ即神所變と云ふ傳有りといふ事の證文とも成るべきか、(此文世に傳はる上は、又其説を立て云ふ人の有りなむかと、今引て吾が見を云ふ者なり、勉々惑ふ事勿れ、又但馬國上部宮と云ふ事心得ず、東大寺正税帳に粟鹿神戸と云ふ有りし様に思ゆ、朝來郡倭文神社、例の如く下照姬命ならむには由有りといふべくや、肥前國階武宮は、肥前風土記に基肆郡姬社郷有るを云ふが今詳ならず、又天書に、無名雉者天之後園神也、爲人清潔少好云々と有などは甚しき妄言と見ゆ、通證に、曲禮凡贊大夫雁士雉注取其性耿介也、韻瑞雉生耿介、被人所獲、必自屈折而死と有るを取りて、雉の性能く物を耿介する者なるを取りて遣はされたる趣に云はれたるは然

る言ながら、天神の御心は唯目立しからざる者を使として、其油斷を鑿しめむにも有るべくや、○伺之は、美世多麻布と訓む、第一一書に、乃使雉往候之と有る候之をば美志牟と訓み、其を金澤本には、美世志牟、又宇迦賀波志牟と訓みたり、傳卅見るべし、即神武天皇戊午年御紀に、天皇即遣道臣命察其逆狀、又は乃出女軍以臨之など有る察をも臨をも、美世多麻布と訓るに等しく、令見給ふ義なり、然して天稚彦赤心有りて荒振神を征平るか、黒心を以て其國に留住めるか、其消息を令伺給はむ爲に無名雉と云ひて、何の事も無き常の雉をば其傍に遣はされて、其情態を見届けしめ給へるなり、右の宇迦賀波志牟と有る訓に就て又云むには、推古天皇九年御紀に、新羅之間諜者迦摩多對馬、則捕以貢之、又孝德天皇二年御紀に、初修京師置畿內國司郡司關塞斥候防人驛馬傳馬、又天武天皇元年御紀に、自近江京至倭京處々置候と有りて、間諜をも斥候をも候を宇迦美と訓めるは、萬葉八(四十二丁)に、此丘爾、小牡鹿履起、宇迦遲良比云々、と有るは伺狙にて、是伺を宇迦と云例なり、今此章に就て云ふ時に、天穗日命をば巡察使に充つべく、天稚彦をば征夷使に充つべく、無名雉をば間諜者に充て心得むに、違ふ事非じかし、(通證に、間諜出吳子、通鑑注、間諜間視也、今謂細作、蓋俗言走報軍情、飛泄密事之人也と有り、職員令大國守の下に、斥候を遠見と訓みて其義解に、謂斥逐也、言候逐於非常也と有るなど、一應此に心得見るべし、)○其雉飛降、第二一書には飛下に作れり、古事記には故爾鳴女自天降到と有り、但鳴女の上に名字脱たる可し、神武天皇戊午年御紀に、果有頭八咫鳥、自空翔降と有るも、右に同じく訓みたりき、○天稚彦門前、第一一書にも出たり、私記に門前を加止と有れども、字の如く訓むべし、即敏達天皇十二年御紀に門底下、用明天皇元年御紀に門底と有る

共を、加度能母登と訓めると同じ意味なり、古事記天若日子之門と有る、傳十三(二十七丁)に、「門は此國に淹留りて住居る家の名なり、此家は何國なりけむ知り難し、出雲國にや有らむ」と云はれたれども、出雲國には神名式に、阿須伎神社の次に、同社天若日子神社同社天若日子神社と二有るは、味耜高彥根神の善しき友なりし時の靈と罷られし後の靈を分ち祀れる者と所思しければ、其を以ても定め難く、又風土記神門郡多伎郷の下に謂ゆる、阿陀加夜努志多伎吉比賣命は、上に注せるが如く下照姫命に坐せば、共に住み給へるかと思ふに其も常所なるには非ざるにや、又其喪屋を造れる所は決く飛驒國と思しきを、萬葉歌にも、天探女が磐船の泊たりしは高津なる由云へれば、彼比賣許會社は其妻神と共に住はれたりし間の事なるにこそ、(此は餘りなる推量の如くには在れども、此攝津國東生郡はしも、生島高神之地と云ひて、御父大己貴神御在し坐し、神跡なるは然る物にて、御兄味耜高彥根神は味原の地に住ませ給へるなどの事共、已に傳廿八卷に注せる如くなれば、若し下照姫命の許に住まれたらむには其國を除て外は非じとぞ思ふ)門は通證に金門の略なる由云れたり、安康天皇前御紀に、穴穗皇子聞則圍之、大前宿禰出門迎之と有る、其時皇子の御歌に、於朋摩弊鳥、摩弊輪區餓、訶那杜如礙、訶區多智豫羅涅、阿梅多知夜梅牟と有る、此訶那杜加礙を釋に、金戸蔭也、私記曰、師說古以_ニ金鎖_一天門戸乎久佐禮利、故曰_ニ訶那杜加礙_一、謂_ニ門戸之蔭_一也と注せる是也、萬葉四(四十九丁)に小金門爾、物悲良爾、九(十八丁)に金門爾之、人乃來立者、十四(二十九丁)に見等家可奈、門欲由可久之要思毛、又(三十三丁)可奈刀田乎、安良我伎麻由美、又(三十四丁)可奈刀氏爾、手婆奈禮乎思美など有り、和名抄に、門(門舍附)四聲字苑云、門(和名加度)所以通_ニ出入_一也、唐令云門舍(和名加度夜)六品以下及庶人、不得_レ過_ニ

一門兩下と所見たり、又思ふに、王公の御門は金鎖を以て固も爲べけれども、古ならむからに、士庶の門に至ては然る固をば並て物爲と云ふ事は必有まじきなり、同抄に戸、野王案、在_ニ城郭_一曰_ニ門_一、在_ニ屋堂_一曰_ニ戸_一と有りて、戸は物の往來出入する所の稱なり、其次に窻、和名末度と有るは間門なり、又日本紀私記云、水門美止と有るは、字の如く水の流れ出づる門なり、俗に屋前を加度と云ふに對へて、屋後を世度と云ふは、壘囊抄に謂ゆる背戸是なり、然る時は加度の加を金の略とは難_レ云かり、然れば加那斗は處之門にて在_ニ處住處直處_一などの處にて、屋堂には唯に戸と云るを、其外郭なる故に處之門とは云へるなり、(然れば私記の説は金鎖を以て、戸を鎖り固むる方に眼を著けて、門と云ふ事の全體を思はざる説なりけり、但右に引ける文に、古以_ニ金鎖_一天子門戸乎云々と有る、一本、子字無に依れり、通證にも其説を承け且右に引ける如く萬葉に金門小金門有るに依て、其義ならむと思はれたる説なめり) ○所植の下に、植此云_ニ多底婁_一と有るは、即生立てる事を云ふなり、仁德天皇前御紀歌に智破椰臂等、于泥能和多利珥、和多利涅珥、多氏屢阿豆佐由彌摩由彌と有るは、弓の事なれども、其梓木檀木の生立つる事に係けたるなり、皇極天皇三年御紀歌に、武舸都烏爾、陀底屢制羅我、彌古彌舉會、と有るは、於_ニ向峯_一立有木之柔根と云ふ事なるにて、制羅は木名なりと云へり、萬葉一(二十一丁)に、眞木立、荒山道乎、二(三十四丁)に眞木立、石破山越而、三(十三丁)に眞木之、立荒山中爾、海成可聞、六(十一丁)に三芳野之、眞木立山湯、十三(十九丁)に三芳野之、眞木立山爾、と有るなども、眞木の生立つるを云へり、七(三十五丁)に向峯爾、立有桃樹、十五(七丁)に波奈禮蘇爾、多氏流牟漏能木、十七(四十二丁)に可牟佐備底、多底流都賀能奇、十九(三十三丁)に雪島、巖爾殖有、奈泥之故波と見え、古今春上詞

書に、初瀬に詣づる毎に宿りける人の家に、久しく宿らで、程経て後に到れりければ、彼家の主人、如此詳サツカになむ宿りは有ると云出して侍りければ、其所に立てりけり梅花を折りて詠める、秋上に女郎花憂しと見つゝぞ行過ぐる、男山にし立てりと思へば」などの歌にも多く詠めり、(又大殿祭詞に、今奥山乃大峽小峽爾立留木乎、齋部能齋斧乎以伐探氏、木末乎山神爾祭氏、中間乎持出來氏と有るを、其祈年山口祭詞には、遠山近山爾生立留、大木小木乎本末打切氏、持參來氏と有り、一には立留とのみ云ひ、一には生立留と云ひて、如此く委しくも略ても云ふ事常なり、其の由祝詞講義に注せる事なれども、今少か云ふなり)○湯津杜木は、下に杜木此云可豆遷也と注されたり、第一書には湯津杜樹と作き、古事記には湯津楓と書されたり、海宮遊行章にも、湯津杜樹、其の第二第三、一書に杜樹、第四一書に、百枝杜樹と有に、古事記には湯津香木と作て、下に訓香木云加都良木と注され、山城風土記には、月讀尊受天照太神勅、降于豐葦原中國、到于保食神許時、有二湯津桂樹、月讀尊乃倚其樹立之、其樹所レ有今號三桂里と見え、萬葉七(三十五丁)に向岡之、若楓木、下枝取、花時伊間爾、嘆鶴鴨、十四(三十五丁)に安之比奇能、夜麻可都良加氣、麻之波爾母、衣可多伎可氣乎、於吉夜可良佐武、十八(三十一丁)に、加都良賀氣、香具波之君乎など、花を詠み香を詠たり、又漢籍に謂ゆる月桂を詠めるは、四(三十六丁)に、月内之、楓如妹乎、奈何責、十(四十六丁)に、月人、楓枝乃、色付見者、又(四十八丁)天海、月船浮、桂梶、懸而榜所見とも有りて、右件杜木をも香木をも楓をも桂をも訓みたり、又新撰字鏡に桂を加豆良と有るは、記傳に云はれたるが如く香木を一に爲たる字なり、又山王耀天記と云ふ中昔の書には、稿をも加都良に用ひたり、其事共は次に注す可し、先づ湯津の事を云ふべし、記傳十

三(二十七丁)に湯津は五百箇にて、此は枝の繁きを云ふ、石屋戸段に、五百箇眞賢木、朝倉宮段に百枝楓、又書紀に百枝杜樹、仲哀天皇八年御卷に五百枝賢木など有る類なり、萬葉三(二十九丁)に五百枝刺、繁生有、都賀乃樹乃など詠めるをも思ふ可し、又湯小竹など有る湯も同じく五百にて繁きを云へり」と云はれたる是なり、海宮遊行章に有「湯津杜樹」と有るに續きて、枝葉扶疏シホシホと書されたる、是其湯津の語を注されたるに異ならず、猶五百箇の説は傳十七、十九に已に注せりき、(扶疏は漢籍に枝葉四布貌と注して有ければ、枝の繁き事を五百箇又は湯津と云ふに克合へり、湯津石村と云ふ時は、磐石の多く群がるなり、湯津爪櫛と云ふは、櫛齒の繁く密やかなるなり、中臣壽詞に由都五百篁と云へる由都は、枝葉の多きを云ひ、五百は篁の繁きを云ふなど何れも皆同意なり)右の字共の中に楓は和名抄に謂ゆる牡桂なり、桂は牝桂なる趣なるに、爾雅及び本草に依る時は桂をば牡桂と云ふべく、其に對へては桂をば牝桂と云ふべき状なりけり、先づ楓は本草和名に楓香脂、一名白膠香、(五月斫樹爲坎、十一月採脂)楓樹一名攝、一名格柜(音矩、已上出兼名苑)和名加都良と有るを、醫心方に和名加都良乃安不良と有は、其木を指さずして脂を云ふ稱なり、和名抄に、楓兼名苑云、楓一名攝(風攝二音、和名乎加豆良)爾雅云、有脂而香、謂之楓と有るを引て、記傳十三(廿八丁)に、楓は爾雅郭璞注に樹似白楊葉圓岐、有脂而香、今之香楓是也と云ひ、又佗の漢籍共に能く紅葉する物と云へり、貝原氏云、楓は其葉信ハコトヤギに白楊に似て兩々相對フタツツふ、賀茂祭に用る加都良是なり、筑紫にても加都良木と云ふ、其葉楓より大にて、花は大角豆の花くにて、三四月に開く、形狀は漢土の楓に似たれども、紅葉せず香も無しと云へり、今考ふるに賀茂祭に葵と共に用ふる加都良は信に香も無く紅葉せず、漢の楓には當らず」と云はれた

るが如く、楓字には克も當らずとも、乎加豆良と云ふ物は、賀茂祭の加都良是にて、右の萬葉歌に花を詠み香を詠める者是なり、又其葉の能く繁る物なるが故に、蔭をも賞たるなり、又記傳に源氏花散里(二丁)に、大なる加都良の木の追風に、祭の頃思し出られて云々、此は楓と思しきに香も有げに聞ゆ、處女(二丁)に、前齋院は徒然と眺め給ふ、御前なる加都良の下風馴々しきに就ても、若き人々は思出づる事共有るを云々、此も楓と聞えたり、或説に、此文の意は桂は然しも覆ばしき物には非ねど、新葉の頃は少か薫り有りと云へば、祭の頃の風情を云はむとて然章なしたる文なる可し」と云へるは然る言なり、(賀茂祭の歌に、貫之集、人も皆加都良挿頭して千早ぶる、神の御阿禮に葵なりけり、堀河後百首に、神山の加都良を折ば月の内に、我思ふ事の成らざめやは、新撰六帖、又夫木集に、葵刈る頃にし成れば神山の、本荒の桂隱處も無し」など有るも此の楓なり、予常に詣て見奉るに、花山院家の宗像大神の杜に楓の大木二三株有り、秋に成れば黄ばみて散る事、自餘の紅葉する木の如し、説文に楓を厚葉弱枝善搖、漢宮殿中多植之、至霜後葉丹可愛と云へる、其葉丹は然る説なれども、厚葉とは云へからず、至極薄葉なる者なり、然れば此は皇國一種の木にて全に楓とも定め難くや)桂は本章和名に牡桂一名木桂(出陶景注)、一名桂枝、一名桂心(出蘇敬注)、一名板桂(出稽疑)、一名木玉(出太清經)、一名青桂、一名山桂(已上出雜要訣)桂小桂(葉小)、一名丹桂(陶景注云、詩人呼丹桂、正謂皮赤耳)、一名上唾(出養性要集)、一名百藥王(出神仙服餌方)、一名棧(音寢)、一名招搖(已上二名、出兼名苑)と見え、和名抄に桂、兼名苑云、桂一名棧(計寢二音、和名女加豆良)と有りて、此には牝桂の稱有り、然るに爾雅に榎木桂と有る注に、今南人呼桂厚皮者爲木槿、々樹葉似枇杷而大、白華之而

不著實、叢生巖嶺、枝葉冬夏常青、間無雜木(疏本草謂之牡桂者是也)と有り、又本草に時珍云、牡桂葉長如比巴、葉堅硬有毛及鋸齒、其花白色、其皮多脂、齒桂葉如柳葉而尖狹、光淨有三縱文、而無鋸齒、其花有黃有白、其皮薄而卷(今所用此二種)、半卷及板者爲牡桂、即明白也、(同范成云、凡木藥心皆一縱理、獨桂有二道、如圭形、故字從圭)此即肉桂也と見えれば、漢土にては牡桂と云ふ物にして男加都良なるを、如何にしてか此は女加豆良とは云ふらむ、其上右の楓は葉なども嫩なりければ牝の字を用ひて然る可きを、桂は幹の状も強々しく葉も厚く堅かりければ牡の字實に當れる状なるを、和名の互に異れるは、其抄を書さるゝ時に配損はれしなる可きこそ、記傳に云はく、今昔物語に、天曆御時、唐土より參來ける長秀と云へる僧有りけり、五條西洞院なる所に桂宮と申すは、其門前に大なる桂木有りける故になむ名けし、彼長秀醫師なりけるが、其木を見て桂心は此國にも候らひけりとして、其枝を伐取らせ、桂心を取りて藥に用ひけるに、唐土のには勝りけりと有り、此桂今も有りて今漢籍に云へるに同じ、即肉桂と呼ぶなり、但其桂は皇國には稀らにこそ有りけれ、古書には加都良と云へる趣は、何處にも々々々偏く有りし物とぞ聞ゆる、故今世に多夫と云ふ木有り、何處にも多き物にて其状見分け難きまで桂に似たり、斯れば古に加都良と云ひしは、並ては此多夫木にて、其中には適彼桂宮に在りしが如き眞の桂の交りけむをも一に呼びしなる可し、處に依り陀母とも陀麻とも藪肉桂とも云ふ、貝原氏云はく、多夫の木桂の類にて二種有り、一種は白多夫と云ふ、葉は桂に似て香少し、冬赤實生る、一種は久須多夫と云ふ、葉白多夫の如くにて殊に能く桂に似たり、此葉も桂葉の如く本より分れたる縦理三條有り、實は冬熟して黒し、香も桂に良似て味も辛し、右二種共に大木有り

と云へり(取意)と有るは信に然とぞ所思ゆる、然れば賀茂祭に用ふる楓は、姑く此に牝桂と心得べし、右の桂宮の桂又漢籍に謂ゆる月桂などの類をば、牡桂と當て甚能く合へるを、和名抄に楓を乎加豆良に、桂を女加豆良に當られたるは、當昔然る事を誤る可きに非ざるを、類聚名義抄に、桂を賣加都良又加都良と訓みたれば、其よりは古き誤なるにこそ、(記傳に、楓と桂とは近き類の木には非ず、甚異なるを、和名抄に同類の如く牝牡に分て出せるは、元より同類には非ざれども名の同じく混らはしき故に、中昔に假に牝牡と分ちしなる可し、然れども其は殊に分ちて云ふ時の事にこそ有れ、常には唯加都良とのみぞ云ひけむ、故和名抄の外には牝牡の名見えたる事無し」と云はれたるは、甚委しき考なり、然れども牝桂、牡桂の差異有る事をば思ひ漏らされたりと見ゆ)然して右の楓桂共に牝牡の言を去る時は、唯加都良なり、然計り種類の異なる物に何を以て同名を負せたるらむと考ふるに、此にも海宮にも杜木をしも門前に所植る木の状なりければ、古には必人家の遣入の門外に此二樹を左右に並植るなどの所由有るが故に、牝桂牡桂などの稱を別てゐて、其木名にも門面の言を以て呼びし者には非ざるか、古に殖木を以て家の標と爲し事は、右に謂ゆる桂宮なるも門前に大なる桂木の有るに依れるは云ふも更なり、處女卷に、御前なる桂の下風など有るも、門外を云ふなる可く、然らぬも萬葉三(廿五丁)詠東市之樹作歌に、東市殖木乃、木足左右と詠みたるは、市の標に木を殖たるなり、又古今雜に、「我庵は三輪の山本戀しくは、訪らひ來坐せ杉立てる門」後撰春上に、「妹が家の遣入に立てる青柳に、今や鳴くらむ響の聲」、又赤染衛門集に、「石山に詣しに云々、過て幾ら計か過て行く、遍き門の標なるらむ」と有るなどは、桂ならねども門前に木を植えて標と爲る名殘は有りし者なり、故古事記に楓と有るは、右に云

へる牝桂なり、香木と有るは牡桂なるを、取交へて其二共に門前に並立てる加都良なる事を明されたる者と所見たり、然して此に杜木又杜樹と作れたるは、記傳に、字鏡に杜毛利、又佐加木と有る思ふに、彼今云ふ多夫の木は殊に瑞瑞しく甚能く榮ゆる木なれば、上代に此をも榮樹と用ひ、又神社などにも殊に多く有りけむ、故に即毛利にも此字を用ひしなる可し、萬葉十(五十九丁)に志良加志にも白杜材と作るは加志をも古は榮と用ひたり、此彼合せて思ふに杜木と書るも桂の方なりけり」と云はれたる如く、一方に就て書されたるか、又は推古天皇六年御紀に難波杜、天武天皇元年御紀に高市杜、と有るなどは森と訓むなるを、説文に森木多貌と有る義に取て、楓に在れ桂に在れ枝葉の扶疏す方に用ひられたるにて、牝桂の加都良を並植る義を思はれたりし者とこそは所思えたりけれ、(新撰萬葉集下卷戀に、戀佗沼、景緒谷不見之、玉桂、殊者根佐倍丹、掘手捐店と有るも、家側の桂なり、又後遂丹、何爲與砥敷、玉桂、戀爲留屋門爾、生増留監、と有るも、右に同じきは門外に桂を植うる證とも云べくや、舊私記に案杜與桂相近、可爲誤也、加之杜の字都無加津良之訓也、と有は、却に僻事なる事右に云るを見て知るべし、又杜を和字なり、と云ふ説など皆淺はかなり)○抄は良海本に、抄此云須惠の訓注有り、私記にも須惠と有る、即第一一書に樹上と書され又古事記に湯津楓上と有るも同じ意にて、和名抄に樹梢、唐韻云梢(所交反、和名古須惠)枝梢也と見えたる是なり、傳廿八見るべし、○止は袁理と訓めり、私記に乎留と注して一本に乎里と有る趣なり、次なる天探女が言に奇鳥來居杜抄と有り、第一一書に鳴聲惡鳥在此樹上と有などの居又在字をも袁理と訓める古言なり、斯る語末に然云ふ例は、神武天皇戊午年御紀に比苦瑳破而、異離鳥利苦毛、比苦瑳破而、枳伊離鳥利苦毛、古事記には比登佐波爾、岐伊

理袁理、比登佐波兩伊理袁理登母、高津宮段に、久毛婆那禮、會岐袁理登母、記傳十四(二十八丁)に引かれたる萬葉十六(廿四丁)に、臉腫而、幡幢爾居、古今俳借、人に遇はむ月の無きには思起て、胸走火に心焼け居り、土佐日記に黒鳥と云ふ鳥、岩の上に聚まり居り、竹取物語に、傾き居り又點頭き居り又眠り居り、伊勢物語に、男弓箭を負て戸口に居り、然りともと云々思ひ居り、又云々と云て眺め居り、又有にも非ぬ身を知らずしてと思ひ居り、夕顔(九丁)に、人の承引かぬ程にてだに猶然りぬ可き邊の事は好ましく思ゆる物をと思ひ居り、玉葛(廿四丁)に、額に手を當て念じ居り、又更に手を放たず拜み入て居り、など多き辭なり、(記傳に、居は此は語の終なれば袁流とこそ訓べきに、袁理と訓むは如何と後世の心には思はる可けれど、居は有と同じ格に活用く言にて、語の終にも袁理と云ふなり」と云れき)○古事記には、此所に言委曲如天神之詔命と有は、殊に委しき者なり、其天神と申すは、天照太神高皇產靈尊に渡らせ給ふ事申すも更なり、其詔命と申すは前文雉名鳴女を遣さるる所に、汝行問天若日子狀者、汝所_レ以使_レ葦原中國_レ者、言_レ趣_レ和國之荒振神等_レ之者也、何至_レ于八年_レ不_レ復奏_レ、と有る此事を委曲に宣聞かせたるなり、第一一書にも其雉飛降、居于天稚彥門前湯杜樹之杪而鳴之曰、天稚彥何故八年之間未_レ有_レ復命、と見えたる、其鳴を古事記には、右の如く言と云ひ、其次に聞_レ此鳥言_レと有れば、人の言語ふが如く宣たりし事云も更なり、彼神武天皇戊午年御紀に、皇師大舉將_レ攻_レ磯城彥、(中略)更遣_レ頭八咫鳥_レ召_レ之、時鳥到_レ其營_レ而鳴_レ之曰、天神子召_レ汝怡非過々々々、兄磯城忿之曰(中略)鳥即避去、次到_レ弟磯城宅_レ而鳴_レ之曰、天神子召_レ汝怡非過々々々、時弟磯城慄然改_レ容曰(中略)因以隨_レ鳥詣到と有る、此は建角身命の鳥に化給へるなるが故に、人の言語を以て宣給へるにて此の無名雉に同じ、

已に古事記に、稻羽之素菟の言語有りし事は更なり、猶又海宮遊行章には、魚及鱒の言語せる事見え、古事記には天宇受賣命の、乃悉追_レ聚_レ諸廣物_レ諸狹物_レ以問言、汝者天神御子奉耶、諸魚皆仕奉白之、中海鼠不_レ白、爾天宇受賣命謂_レ海鼠云、此口乎不_レ答之口而、以_レ紐小刀_レ拆_レ其口_レと云ふ事も見えたり、又人世と成りても猶斯る事有り、雄略天皇五年御紀に、天皇按_レ獵于葛城山、靈鳥忽來、其大如_レ雀、尾長曳_レ地、而且鳴曰努力努力、俄而見_レ逐、嗔猪從_レ草中暴出逐_レ人、と云ふ事有るも鳥にして人語を成したるなり、又推古天皇三十五年御紀に、陸奥國有_レ貉、比_レ人以歌之、又皇極天皇三年御紀に志紀上郡言、有_レ人於_レ三輪山_レ見_レ猿晝睡、竊執_レ其臂_レ不_レ害_レ其身、猿猶合_レ眼歌曰、武舸都烏爾、陀底屢制羅我、儂古禰舉會、倭我底鳴騰羅每、拖我佐基泥、基佐泥會母野、倭我泥騰羅須謀野、其人驚_レ惟猿歌_レ於捨而去、此是經_レ歷數年、上宮王等爲_レ蘇我鞍作_レ圍_レ於膽駒山之兆也、と有るは、猿にして人語を成し歌へりし者なり、靈異記僧道昭が唐國へ渡て云々の所に、虎聚之中有_レ人以_レ倭語_レ舉_レ問也と云へるも虎の人語を成せる謂なりと見ゆ、纂疏に鳥而人語、如_レ禮記曰鸚鵡能言、不_レ離_レ飛鳥、猩々能言、不_レ離_レ禽獸、及華表白鶴之類、或亦有_レ如_レ妖言_レ者、陳後主欲_レ滅之時、蔣山衆鳥鼓_レ兩翼_レ以拊_レ膺曰、奈何帝、如是類多見_レ傳記_レ矣と注させ給へるは、實に然る御説なりかし、(西蕃に謂ゆる公治長と云ふが鳥語を聞くなど云へるは、其言語有るに非ず、其轉を以て言語に聞分くるなれば此の比例に非ず、又雀語、猪語などを聞知ると云ふも右に等し、又狐狸などの如く自言語を成す事能はざる者は、人に憑て言語を爲す事有るも此とは別なり、又延佳説に耿介の賤士を雉に比へて云ひたるは例の曲言の文にや」としも云ふなどは取にも足らず)○天探女、此云_レ阿麻能佐愚謎_レは、古事記には天佐具賣と作り、和名抄鬼魅類に「日本紀

云、天探女(和名阿萬佐久女)、一云(安萬乃佐久米)、私記にも天探女(阿萬乃佐久女)と有り、萬葉三(二十二丁)に、久方乃、天之探女之、石船乃、泊師高津者、淺爾家留香裳と見え、津國風土記に、天探女乘_ニ磐船_一到_ニ于此_一以_ニ天磐船_一泊、故號_ニ高津_一云々と有り、然るに代匠記に引ける風土記には、難波高津は天稚彦が天降りし時屬て下れる神天探女磐舟に乗りて此に至る、天磐舟の泊る故に高津と號く云々と云へり、右の如くは天上より降れる神なりと雖も、第一一書に時有_ニ國神_一號_ニ天探女_一と有れば、天上の神には非ず、本より國神にて在りしが天上より降れる稚彦に従ひ居たりし故に、天の言を冠て天探女とは云へるなり、右の歌にも、記にも、尋常の船の泊るが如く云成せるを見れば、天上より降りとも定めては難云きを、其上天神より天稚彦に弓矢を賜ひて、征伐の御使として降さるゝに女神の隨はむ事は似氣無きを以て、予は國神と有る傳を以て正しとは取るなり、或説に大和本記曰、攝州西生郡天探女神社を下照姬命の比賣許會神社の御事と爲るは如何、或書に朝野群載曰、攝津國東方於_ニ味原_一有_ニ石船_一、往年下照姬垂跡云々と見えたるを、今有る本に見えずと雖も、天稚彦が從神なれば其姫神にも屬居たりけむ事云ふも更なり、味原は昔味鉏山と云ふ地にて、御兄味耜高彥根神の御在し坐し、地なる事、傳廿八に注せる如くなれば由有る地なる者也、今小橋村の西南田圃の中に一堆の丘有り、下至_ニ土野原_一と云ひ、俗に磐船山と云ふ、社記に其磐舟長四十尋餘、亘二十尋餘、石中有_ニ凹凸_一、置_ニ中央寶珠一顆_一、名曰_ニ如意珠_一、其船向_ニ東北_一、待_ニ智者_一動搖、其上有_ニ祠_一、祭祀_ニ石靈_一云々と見えたり、(但置_ニ中央寶珠一顆_一と云ふは然る事も有なれども、待_ニ智者_一動搖など云ふは其事を神に爲る説なる可し、又八雲御抄にも天の磐舟の泊る所を高津と云ふと書させ給へり、難波古圖を見るに、小橋村を東にして中は味原村なり、

西は高津に當れ、ば、今高津と云ふよりは少く東に寄れる地な_ニめり_一、天探女と云ふ名義は佐具は離_レり、又_レ疎_レなり又_レ讒_レなり、又_レ鷲_レなり、又_レ悖_レなり、如此く教義に互る如しと雖も、其本は離の一義に出でたり、其は傳八に注せるが如く、天照太神の荒御魂の御名を神功皇后元年御紀に、撞賢木殿之御魂天疎向津媛命と申奉れるは、天疎を一傳に、向匱男聞襲大歷五御魂速狹騰尊と有りて、其には速狹騰と有て其意は下文に、我之荒魂不_レ可_レ近_ニ皇后_一、當_レ居_ニ御心廣田國_一と誨_レ給へるが如く、御軍の時は先鋒に疎り進ませ給へれども、其御政を畢させ給ひては御許を放らせ給ひ、御心廣田國より守らせ給へり、又四神出生章第十一書に、伊弉諾尊の黄泉より返らせ給ふ所に、盟之曰、族_レ離_レ、又曰不_レ負_ニ於族_一(中略)次掃之神號_ニ泉津事解之男_一と有る、族離は彼建_ニ絶妻之誓_一と云ふ事にて、其生坐せる神名をも泉津事解之男と申すは其國と顯國の界を分て疎る義なり、其時の掃ひに成出づる神に、奥疎神邊疎神と云へる古事記に所見たり、其は御門祭詞に、四方四角與_ニ利疎備荒備來武_一、天能麻我都比登云神乃言_ニ武惡事_一、相麻自許相口會事無_ニ久云_一、道饗祭詞に、根國底國與_ニ里能備疎備來物_一、相率相口會事無_ニ云々_一、と有る邪神の類にて、祈年祭詞に謂ゆる疎夫留物是なり、天探女と云ふ佐具も、右の離と同じくして疎ぶる謂有る由、右等の證共を照して察らむ可し、(但天照太神の荒魂なるをば邪神の例に引奉るには非ざれども、實には天疎向津媛命と申奉るは、枉津日神と申奉りて天下の邪正善惡を糺して政ごたせ御在し坐すが故に、大御許を放らして天疎り向はせ給ふ謂なる事、傳八卷に委しく説奉れるが如し、又泉津解之男神の事は十一卷に注せりき)記傳十三(三十一丁)に「口訣に天探女者從神讒言也と云ひ、纂疏に稚彦之侍婢也と有るなど、然も有りぬべし、名義は或人の探女者探_ニ佗心_一多_ニ邪思_一也と云へる此意なる可し、落窪物

語一下(廿二丁)に、勿佐久自理を云々、阿古岐と云ふ佐久自理居て早う取隠してけり云々、と有る阿古岐は女名なり、其女を指して佐久自理と云るなり、源氏摠角(三十丁)に、宮に預け奉り後安けれど、甚佐久自理老すげたる人立交りて、自然氣近きも敢無き程になむ云々、と有る是等の佐久自理と云ふ事佐具賣の名義に叶へり(補意)、と有る佐久自理は、細流に賢しく指過したる心なり」と注させ給へり、又花鳥餘情に、鵲の字を佐久自理と訓り、角にて爲たる雖なり、物の結ばほれたるを此雖にて解く物なり、禮記内則篇に童子の父母に仕奉る時に具する物の一なり、と有るは、内側に謂ゆる大鵲小鵲是なり、和名抄刻鏤具小鵲、唐韻云鵲(許規反、和名玖之利)角雖、童子佩鵲、說文云、角銳競可_ニ以解_レ結者也、と有れども、右は佐久自理と云ひし物と見ゆ、又或説に、詩經に童子佩鵲と云ふは、童子の出過ぎて賢だてを爲るを誇りたる詩なり、此も其を下心に持ちて年少なる人の小賢く過ぎたるを云り」と注せるなども、能く其語意を得たりし説共なり、若て記傳に、今世の諺に天之佐古と云は此名なり、其も左右に人に悖ひて心悪き者をなむ云ふめる」と云はれしは然る説にて、人の是と云へば我は非と云ひ、人の此と云へば我は彼と云ひて悖り戻る者を、世に天之佐古と云ひて悪むめるは、實に天探女の諺の遺れる者になむ有りける、(和訓栞に、天之佐古は神代紀に所見たる天探女の事を如_レ此云へり、其を轉じて兩金剛の蹈へたる小惡鬼を繆り呼ぶなり、と梅村載筆に見ゆ、然れば天之邪鬼の轉ぜる語なりとも云へり、毘沙門にも云は陀羅尼集に、毘沙門天像、令_下身被_ニ金甲_一而足踏_レ女人肩_ハ、或云乃其母也と見えたり」と有り、佛書に謂ゆる烏摩妃と云ふ物を天之佐古と云めるも、同じく天之邪鬼の義に取成て其徒にて定たる訓ならめども、其元は此天探女より出でたる者なる事云も更なり、因云、此事を書し居るに

弟子川口固成語りけらくは、出羽國秋田邊にて小兒など多く群寄りて、山に向て大に叫ぶ時は其聲に應ふる、此を山彦と云ひ、井を巡りて天之佐久々々々々と聲を立て呼ぶ時は其響有りて應ふるが如し、其を天之佐久と云と云へり、此は其在所能代と云ふ地にて在る事にて、自も幼稚なる程は爲し事とぞ、其井底の響を天之佐久と云ふは、予が説の如く根國に屬る鬼類なる傳の田舎には遺て有し故に然る遊戯は古より出來りし者かと思ゆる)又口訣に、天探女は從神にして讒言する者なり、と注せるも此の狀に能く合へり、次に注せる古事記に、爾天佐具賣聞_ニ此鳥言_一而語_ニ天若日子_一言、此鳥者其鳴音甚惡、故可_ニ射殺_一云進と有る、此云進と云ふ事はしも謂ゆる讒言なり、萬葉三(三十一丁)に、痛醜、賢良乎爲跡、酒不飲、人乎熟見者、猿二鴨似、又(三十三丁)默然居而、賢良爲者、飲酒而、醉泣爲爾、尙不如來、十六(二十五丁)に王之、不遺爾、情進爾、行之荒雄良、奧爾袖振、又官許會、指見毛遺米、情出爾、行之荒雄良、波爾袖振、など、賢良をも精進をも情出をも訓めり、右等は何れも賢しふる義なりければ、右等の字共に能く合へり、又古今俳借に、佐加斯良に夏は人眞似笹の葉の、喧く霜夜は我獨寐る」と有るも、人眞似するは賢しふる由なり、曲禮に長者不_レ及母_ニ儂言_一と有る儂言を、佐加斯良と訓む事なるを、注に儂皆色參錯不_レ齊之貌、長者言事求_レ竟、未_レ及_ニ其他_一、少者不_レ可_下舉_ニ佗事_一爲_レ言、暫然錯_レ雜長者之説_ハ、と有るも此の意に能く叶ひて、指過ぐして賢し立を爲るを云ふ由なり、和玉篇に儂を佐加斯良と訓めるは、易林本節用集に讒利をも和讒をも訓み、合類節用集に讒言を訓て、媒孽又奇詆又點約をも同じき由云へり、荀子に傷_レ良曰_レ讒と云ひ、莊子に好言_ニ人之惡_一謂_ニ之_レ讒_一など出たるなども照し辨ふ可し、然して天探女と云ふ讒女の義有りと云ふは、此意を照して云ふ所なり、(大凡は右に謂ゆる佐

久自理と同義に歸る事、此を以て見る可きなり、此も小賢しき、又賢しめく、又賢しぶる、又賢し立など、凡て指過ぐして物爲る様の事に云ふ事常なり、中古の諺に、人の中放る神と云ふ有り、天探女が天稚彦に云進めたる讒言に依りて、終に忠誠ならざる神と成竟しなり、萬葉二(二十二丁)に、大伴宿禰嫂三巨勢郎女、時歌に、玉葛、實不成樹爾波、千磐破、神會著常云、不成樹別爾、と有るは、上に注せるが如く、花咲て實の生るは草木の常なるを、然らぬと云ふは、荒振神の依託る爲なる事云ふも更なり、其巨勢郎女報贈歌に玉葛、花耳開而、不成有者、誰戀爾有目、吾孤悲念乎、と有るに依れば、男女の中の合ふも離るゝも、然る神の依託が故なりけり、古今戀四に、天原踏轟かし鳴神も、思ふ中をば割くる物かは」と詠めるも、然る事の有るに依りて詠めるなり、源氏摠角(二十八丁)に、中君は何方にぞ御在し坐すらむ(中略)何どて甚持離れては聞き給ふらむ、何か是は世人の云ふめる恐しき神ぞ託奉りつらむと、齒は打透て愛敬無げに云成す女有り、甚切^{アチ}枉々し、何ぞの物か託せ給はむ(下略)と有るを、細流に世俗の諺に嫁す可き時過ぎぬれば神の託なり」と有りて、右の萬葉歌を引かせ給へり、咲花に女の嫁す可き時分過ぎぬれば、鬼魅などの領じて事を妨る事有り」とも注し、能因歌枕に、人の中放る神をば荒御前又荒御影と云ふ惡神なり」と云へるなど、彼此思ひ合せて云ふなり、已に傳八、奥跡神邊跡神の事を注す因に、天探女の事を云へると、此の事實を合讀みて曉りてよ、但歌に多く佐久佐賣能刀自と詠めるは天探女とは別なり、混同に思ふ事勿れ、(其は後撰集に、今來むと云ひし計を契にて、待に消ぬ可き佐久佐賣能刀自、山家集に、水尾淀む天の川霧浪掛て、月をば見るや佐久佐美能神」と有るを、詞林採要抄に、昔簸河上手摩乳脚摩乳夫婦神女稻田姫佐久佐賣の杜と申す所に、祀ひ奉る社なども無く、八重垣

とて八所に引離々々有之、佐久佐賣の明神と申すなり、大社の御歌とて、日も暮れぬ佐久佐賣の刀自早く出よ、心の暗に我迷はすな云々」と有て、右の後撰集の歌を引けり、此事傳廿一卷に注せり、言の近きを以て天探女に混ふ可からず)右等の由を以て、天探女と云は彼の殘賊強暴橫惡之神の類なりしを、天稚彦が天神の天命を奉て、征伐の御使として降れるを忌憚りて、美女と化て其從婢と成り、左右に侍りて其心を蕩かし、征伐の大任を怠らしめ不忠誠の神と成して愈其惡を進め、其天神の御罰を得て、返矢の御罪に依て身死れる後は、何方共無く逃放りし者と所見たり、是即其跡ぶる者の謂なる事、後世に至る迄人に悖ひ戻る者を、天之佐古と云ふ諺の亡びざるを以て其甚じき狂神なりけむ事を察らむ可くなむ有りける、道饗祭詞に、根國底國^{根國}與^與皇^皇備^備跡^跡備^備來^來物^物爾、相^相率^率相^相口^口會^會事^事無^無氏^氏、下^下行^行者^者下^下守^守理^理、上^上往^往者^者上^上守^守理^理、夜^夜之^之守^守日^日之^之守^守爾^爾守^守齋^齋奉^奉禮^禮止^止と有るは、即ち此防禦を爲を云ふなり、其鹿^鹿備^備跡^跡備^備來^來物^物と云ふは、此にては天探女に當り、相率相口會と云ふは、彼が從婢と爲て云進る其讒言^{サカシ}に従ひ、天神の天命に悖ひ、大義を失ひたる是なり、右の萬葉歌風土記等に、天磐船に乗りて泊し事を云へるは、斯る鬼物と雖も、神なるが故に空中をも飛行き、地下にも潜入り、隱顯出沒共に自在なる者にし在れば、右の上往者云々、下行者云々の語に合へる者なりけり、此神の靈を祀れりと思しきは、右に引ける大和本記に、攝州西生郡天探女神社有りと云ひ、又上に注せる和漢三才圖會に飛驒國志也具之明神社、在益田郡松森村、俗云志也具之乃宮、道祖神也、と有るは、然る鬼物は道祖神に従ひ奉り、其御趣けを奉れる者なる由は、神祇令道饗祭義解に、言欲令鬼魅自^自外來者、不^不敢入^入京師、故預^預迎^迎於^於路、而饗^饗遠也と有りて、道祖神と共に饗し祝らせ給ふを以て曉る可し、又上に粗云へる神名式陸奥國名取郡佐具叡神社を、風土記

に所_レ祭高皇產靈尊也、孝德天皇一年丙午三月、始奉_三圭田、行_三神禮、有_三神家巫戸等、と有れば、混_レ方無く高皇產靈尊を祀れるなり、然るに字鏡集に繪を佐久延氏と訓みて嘈も同と云ひ、無味也と注せるは、右件注せる天探女の釋言共に克く合へるが上に、此佐久叡神社をば名高き笠島道祖神なりと云へれば、若くは中古に道祖神を高祖神と云ひ誤れるより、終に高皇產靈尊を祀れる社の如くには成れりけむとこそ所思えたれ、(觀跡聞老志に、「多加又佐具叡神社、兩社今失_三其地、焉、元祿元年戊辰、依_レ命巡_三行于名取郡、而問_三勝迹、笠島村中有_三民家、曰_三之北野宅、有_三小祠、曰_三實方墓、或曰_三作衛臣、是乃往時佐具叡神社也、郷人誤_三其音、且以爲_三昔人墓也、今荒廢、州人渾無_三知之者、と云へる是なり)○奇鳥、私記に安也之支止利と有るに據りて訓むべし、官本に奇の字を米豆良志と訓みたれども、此雉は古事記八千矛神の御歌にも、佐怒都登理、岐藝斯波登與牟と詠ませ給ひて、此國に本より在る物なりければ、其を希見_レと云ふには非ず、彼人語を以て、天神の詔命を委曲に宣れるを怪しと爲るなり、例ば雄略天皇五年御紀に、天皇按_レ獵于葛城山、靈鳥忽來、其大如雀、尾長曳地、而且鳴曰、努力努力、俄而見_レ逐、嗔猪從_三草中暴出逐_レ人、獨徒緣_レ樹大懼(中略)天皇用_レ弓刺止、舉_レ脚踏殺と有るも、努力努力の語を成して、嗔猪の逐來れるを知らせたる其事を以て、靈鳥とは云へるにて、此の奇鳥の趣に同じ、其阿夜志と云ふ語の事は、傳廿一に已に注せり、(奇字をば靈異記に、米豆良志久、又阿夜志伎とも訓めれば、官本の訓も然る事には在れども、神功皇后三年御紀に、希見_レ此云_三梅豆遷志、又履中天皇三年御紀に希有をも訓みたる、共に物に愛づる義有りて云ふ特の事なれば此に叶はず、字書に非常曰_レ奇と見ゆ)○居_三杜抄、私記に加津良乃須惠爾乎留(一本作_レ里)と有り、第一一書に在_三此樹上と有るに同じ、傳

卅に注す可し、○古事記には此を、爾天佐具賣聞_三此鳥言_二而語_三天若日子言、此鳥者其鳴音甚惡、故可_三射殺_二云進と有り、第一一書にも天探女見_三其雉_二曰、嗚聲惡鳥在_三此樹上、可_レ射_レ之と有て、同意なる中に古事記の勝れる所有り、此鳥言と云ふは謂ゆる天神の詔命を委曲に述ぶるを以て此に鳴とは云はず、是其詔命の事を聞くに就て云ふなり、次に、天稚彦に語る時には、此鳥者其鳴音甚惡と云ふは、其奇鳥の消息を以て、如此く云分てりと見ゆ、故可_三射殺_二云進は、其鳥言は天稚彦も共に承りつらむを、天稚彦は其征伐の御使の大命を受けて來れる者にし在りければ、直に其非を改め、速に復命すと云ふ心こそは非ざりけれ、然すがに射殺と云ふ心までに及ばずして、其詔勅を聞きて猶豫_レ居たりけむを、何をがな天稚彦に惡事を爲させて亡はむと伺ひ居たりしに、斯る大命に依て其心を翻へしたらむには、忽に己等に害有らむ事を推量りて負氣無き心を起さしめたる事、右の云進の義を説きて知られたり、右に注せる如く天探女從神_三讒言也と有る是なり、記傳十三(三十二丁)に云進は、云は云々言ひて上へ屬り、進は勸むるにて屬まし進_レのかすなり」と云はれたる如く、云屬と云ふに近く聞ゆ、源氏帶木(十五丁)に、惡げなる事共を云屬まし侍るに、若菜上(九十八丁)に、常に此小侍と云ふ御乳主をも云屬まして」など有り、(進のかすは桐壺十五丁に、參給はむ事を進のかし聞ゆれど、夕貌十一丁に、霧の甚深き且甚う進のかされ給ひて、末摘花五丁に、甚うも進のかさで歸りたれば、又十六丁、左右進のかされで幽かに搔鳴し給ふ」など、中昔の物語書に甚多く有る、皆人を進め屬す語なるをも合思ふ可し)○乃取_三高皇產靈尊所_レ賜天鹿兒弓天羽羽矢、第一一書には、乃取_三天神所_レ賜天鹿兒弓天眞鹿兒矢古事記にも、持_三天神所_レ賜天之波士弓天之加久矢と有に、此に其所賜りし天神の御事を如_レ此しも云は、上に注せるが

如く、此天稚彥を征伐の御使として天降し、遣はさるゝ符信と爲て賜へりし物にし在りければ、其殘賊強暴横惡之神をこそは射て取るべきに、此雉の爲に此弓矢を始めて用ふと云ふは、其天降り著きしより以降、少かも其御使の事を仕奉らずして、國神の首渠と成りて此國を馭めむと爲る方をのみ勤めて、其怠惰れし狀を細かく云はずして聞しめ、其天神の賜へりし弓矢を用ひたるが爲に、其矢の天上に至れる事、次に注せる如き所以有る事を知らしむる所なりけるが故なりけり、若て此物を取持ちて、天神の御使を射ると云ふは、實に不忠誠なる所作にして、天神の御罰を得奉り遁る可からざる所以是に在り、且天上に其矢の至れる所以正に此に在り、心を潜めて思ふ可くこそ、(其事次に云ふべし、此に天神の賜へりし弓矢なる事を重復て書されしには、然る見所有る事共なるに、世人の思ふ所此に至らずして其矢の遠く天上に到れる事を恠しむは笑ふに堪へざる事共なり) ○射雉斃之、私記に、岐之乎以天已呂之津と有るは俗びたり、古事記に、射殺其雉と有に同じく、雉袁射許呂斯都と訓むべきなり、第一一書にも、便射之を射殺志都と訓める事なれども、此に一の異見有りけり、第六一書に、先に無名雄雉を遣はし給へるに、則留而不返、此世所謂雉頓使之縁也と有に續て、故復遣無名雌雉、此鳥下來、爲天稚彥所射、中其矢而上報と有るは、已に注せるが如く、甚正しき傳記なりとこそ所思えたれ、中其矢而上報と有るは、此に其矢洞達雉胸と有るが如く、其矢は雉の胸より貫徹りて直に天上に到りける故に、天神其矢を見行はし御在し坐し、其矢の血染たるを以て國神と相戰ひて然るか否らざるかを御疑御在し坐すが故に、返矢の御政をば行はせ給へりしなり、然して雉の飛上れるは、其矢の疾行には如何に及ぶ可からむ、其御政畢させ給へりし後にぞ、天稚彥が消息を候ひ見し由を上報しカヘリトナラフ聞えけむか

ら、其留りて返らざる無名雄雉の方に、雉頓使之謬は遣れるなる可からむを、其矢雉胸を洞達して 其雉に活くべき理無き事なる故に、雉は射斃されたる者として古事記などにも、亦其雉不還、故於今諺曰雉之頓使一本是也と云ふ文を以て結びたれども、雉の雌雄を云はざる傳には何れも誤なるにて、第六一書の傳のみ獨抽出て勝れたる傳なりけりと所思ゆるはや、(如此く條理を分て見る時は、少かも混らはしき所無くして、雉頓使と云ふ事の由も著明き者なるをや、予は此を立て説を成すを、唯後人の定めなむ床しき事なりける) ○洞達雉胸は、私記に雉乃牟禰與利止保利且と有り、右に注せるが如く、矢の行と雉の上ると同時ならざる事此を以て知らる、彼神武天皇戊午年御紀に謂ゆる頭八咫鳥は、兄磯城が彎弓射之、鳥即避と有りて、此は能其矢先を避けたれども、此は得避けざりし故に、胸より通りて、其矢は天上に到れりしかども、其雉は疵は癒て天上に上報せりし事、右に引ける第六一書の文に證して知るべきなり、古事記には、此を爾其矢自雉胸通而逆射上云々と有り、此より後の事ながら、神武天皇戊午年御紀の天命に、我是日神子孫而、向日征虜、此逆天道也と有るが如く、天神御子と申せども天を可畏ませ給へるなるに、況て天神の御命を蒙ふり、征伐の御使と爲て天降れる見にて在りながら、天に向ひて矢を放ち、剩へに天神の御使を射たりける、此天道に逆へる事の甚しきなりければ、其天譴必今此に報來る事影の形に隨ふが如し、如何は其響應の無からざる可き(記傳に云はく、逆射上とは樹上に居る物を下より射る矢なる故に上へ射上らるゝなり、上字は被上と訓べし、矢の上より云ふ所なればなり、逆とは上へ射上ぐる時は羽の方の下に成りて行く故に云へり)と云はれたりき) ○高皇產靈尊之座前の座は、官本には麻斯麻須と訓みたれども、金澤本に美麻斯と有るに據る可し、遷却崇神祭

詞に、御坐所令御坐給止と有るは、天皇の御座の御事を申すなり、又建曆御記に主上御座又は夜御殿御座など見え、源氏物語にも御座と云ふ事所々に見えたり、前は身方と云ふ事にて、其御在し坐す邊を云ふより出でたり、古事記國作段に、是時有三光海依來之神、其神言、能治我前者云々と有りて、下に此者坐御諸山上神也と有る、是其神の御座所を御前と申すに當れり、其記傳十二(十九丁)に、御天降段天照太御神の詔に、此之鏡者如拜我前伊都岐奉、又思金神者取持前事爲政、水垣宮段に、大物主神の令祭我御前者神氣不起(中略)於御諸山拜祭意富美和之大神前と見え、風神祭詞に、龍田能立野小野、吾宮被定奉、吾前乎稱辭竟奉者など見ゆ、此中に事も無く其神の御前と心得て有べきも有れども、又常に云ふ前の意にては少々通え難きも有り、故思ふに前は座と同じくして、本其神の御座位を指して云ふなり、偕御座位を指して云ふが、即其神を指して云ふなり、又墨江之三前大神伊豆志之八前大神など有るも三座八座と同じくして、座とは其神の御座位を以て其神の員を申すなり、其は神のみにも非ず、孝徳天皇大化三年の詔に神名王名、逐自心之所歸、妄付前々處々こと有りて、注に前々猶謂人々也と有れば、人にも云ひしなり、中昔の言にも貴人を指して意麻閉と云へり、今世に御前と云ふ是に同じ、又貴人をば一人二人と云はずして一所二所と云ふも同意なり、稱徳天皇御紀詔に、二所乃天皇なども有り(採要)と云れたるは甚委しき説なり、然れば此の座前をば御座之御前と訓みて、御座は其御所を指し、御前は御前を指し奉ると心得て有りなむかし、(又源氏物語などに、右に云はれし如く御前と云ふ事は多かりけるに、浮舟卷七丁に、大き御前の御覽せざらむ程に御覽せさせ給へとなむ)と有るは、勝れて敬ひたるにて、常に御前と云ふを勝れて尊む時は大前と云ひ、大御前と云ふに同

じ、又遊仙窟に渠と云ふ字を美麻比登許呂とも伎美とも意母登とも訓めり、即ち御前所又君又御許と云ふ義なるをも及ぼし考ふ可くこそ)又第一書には、此所を遂至天神所處と見え、其委しきは古事記に、逮下坐天安河之河原天照大御神高木神之御所と見えたり、其天安河の河原はしも、皇天二祖の宮都には非ず、上に注せるが如く、此は八百萬神等を神集へさせ御在し坐して、神議の御政を執行はせ給ふ場所なり、今此に天神の又更に神議の爲に諸神を召集へさせ御在し坐して、其御僉議の御事御在し坐せる時しも有りけれ、其矢の天上に到りける事は、次に云ふ如く神隨にして、逃る可からざる道有るを以てなりけり、若て此の天神は、例の天照太御神、高皇產靈尊、神皇產靈尊と三前大神の相並ばせ御在し坐しける中に、其高皇產靈尊の御座の御前に至りけるなり、是亦深き所以有る御事なれども、其事長ければ次に注し奉る可きなり、偕右の所處、御所共に美母登と訓むべきが、母登は身所と云ふ事にて右の座前に其義異ならずと知るべきなり、寶劍出現章第三一書には、許の字を訓み、此第二一書又文章第八一書には處字を訓めり、皇極天皇四年御紀には、御座と作れたりき、又其より轉りて人を指て御許と云へり、新猿樂記に四御許、七御許、八御許、十四御許など云ひて、君又は主又は真人などに雜へ用ひたる事、右に注せる御前の用法に同じ、又源氏空蟬(十丁)に、「渡殿の口に隠れさせ給へば、此御許差寄りて御許は今宵にや侍らひ給ひつる、夕貌(十一丁)中將の御許、御格子一間開て見奉り送り給へど、又(十四丁)物など云ふ若き御許の侍るを、空潮れしとなむ」など有るは、中昔より女を某御前と云ふに似たり、(但新猿樂記に、四御者現女也云々、七御許者食飲愛酒女也云々、八御許夫飛驒國人也、位大夫云々、十四御許夫者云々と、云々女をのみ云て男には云はぬ定まりの如しと雖も、古くは然らず、

右にも引ける遊仙窟に渠字を意母登と訓めるは女を指すなれども、其に限れる言に非ざる事本よりの事なり、但此は序に云ふのみ。○至也は、伊理多伎と訓べし、實に其矢の天上に至れるなり、楮此許り世に疑はしき事は非ざりけるを、誰しも其疑ひを啓かさりけるこそ甚心得ぬ事なりけれ、今例を立て云はむに、右にも注せる神武天皇戊午年御紀頭八咫鳥の事を乃彎弓射之、鳥即避去と有るを、古事記には故爾於宇陀有兄弟迦斯弟宇迦斯二人、故先遣八咫鳥、問一人曰、今天神御子幸行、汝等仕奉乎、於是宇迦斯以鳴鏑待射返其使、故其鳴鏑所落之地、謂加夫羅前也と見えたり、其頭八咫鳥を射るも其矢を逆狀に射上つらむを、其加夫羅前の地今考ふ可からずと雖も、決めて其遠からぬ境とは通えたり、神代は姑く措て人世に弓射るは如何なる強弓の人と雖も、弦を放れて的に至る間合は僅なる事にて、其間數に限有りければ、神代と雖も筑紫にて射る矢の、遠く陸奥に至る可からず、上に向ひ逆に射上げたらむにも、雲を貫く事難かる可し、其上神代に天と云ふは天日の御國なり、日神の御生坐し、程などこそ、天地相去未遠と云へ、已に天地位を定めたる上は、今日の天も神代の天も別なる事無くなむ有るべかりける、然るを此大地より天上に到れらむには、飛矢の如く疾走るとも數十年を経に非ざれば至る可からざる許り、天地の相去れる事遠在るに、其矢の至るを云ふさへ有るに、剩に其胸を洞達りし雉の時の矢に染たる任にして到れるを以て云ふ時は、此に謂ゆる天神の座前と云ふは、甚容易き天にて謂ゆる冷際と云ふ邊にも過ぎざる狀に聞ゆるを、古より人の疑はざりける故に其疑を啓きて、眞を得ざりける者なりけり、但天照太神の宮都を大和國と爲る如き僻者の爲に云ふに非ず、吾輩皇大御學に仕奉る等に對ひて云ふ言ぞ、(或天文書に云はく、太陽の地を距る事三千二百六十二萬五千里なり、此を

人間の動脈十二萬九千六百度に合せ、其一脉の間に砲丸の飛ぶ事凡一町なるを計へて積る時は、凡三十七年を経て大陽に到る事を得べしと云へり、此を矢の行く間數に合せて積るとも、太抵三十年餘をば經べき算數なり) 故に其矢の直に射放てる、即天上に到れる事はしも、天稚彦が彎ふ強きに依りて然るには非ず、其弓矢はしも右に注せる如く、此に天稚彦乃取高皇產靈尊所賜天鹿兒弓天羽羽矢云々、と有るは此に應^こ所にて、其天神の賜へりし矢なるが故に、時刻を移さず速に天上には到れるにて、其射手の力にては無く、其の矢に靈有るが爲め然有りし者なりけり、此は天神より殘賊強暴横惡之神をしも討平させ給はむとて、賜はせたる弓矢なりければ、天神の荒魂必しも副御在し坐すを以て斯る信驗は有りけるにて、此とは事異れども、彼日本武尊の賊の爲に野火以て焼かれむと爲給ひし時、御佩せる御劔自抽て傍草を薙攘へるが爲に、却りては賊を焚滅し給へるなど、神物の威靈はしも斯る所に在る者になむ、已に傳廿四に注せる事なるが、古事記に、大山咋神亦名山末之大主神、此神者坐近淡海國之日枝山、亦坐葛野之松尾、用鳴鏑神者也、と有る鳴鏑は、山城風土記に謂ゆる丹塗矢なるを、大山咋神は何の御心も坐さで射給へりし矢なるを、其矢は火雷神の御靈の共へる物なりしかば、玉依比咩の手に拾はれ、終に美男と化て御子令生給へりしも、射放てりし神には素より知り給はざる事なるを、其矢に託給へる神有りて右の如き奇異しき事の有りけるなどを合せて此事を思へらば、天地の相去て遠き此許にて天稚彦が射たりし矢の、忽に天上に至れりし事を何かは疑はむ、其の上此に蓋與國神相戰而然歟と云ふ御言有り、古事記にも、或天若日子不誤命、爲射惡神矢之至者云々など有るは、本より天神の初其矢を賜へる時より御靈を副させ給へるならずは、國神と戰へる矢の如何ぞ天に到る事有む、下なる

返矢の所に中矢立死と書され、遷却崇神祭詞にも、又遺志天若彥毛返言不申氏、高津鳥殃爾依氏立處爾身亡支、と有を以て、矢の往來はしも甚々急劇しき事なりしを正に知るべくなむ有りける、(其天上より投下し給へるも、右の如く數十年を経ざれば届くまじきを、右の如く速なるは、彼神武天皇戊午年御紀に、天皇熊野の荒坂津に於て、丹敷戸畔と云ふ者を誅ひ給へる其毒氣に瘞させ御在し坐けるに、天照太神より武甕槌神をして詔靈を令降給へるも僅に一夜に在りけるなど、此の狀に甚速なりしなるに同じ、下に云ふべし)

時高皇產靈尊見其矢曰。是矢則昔我賜天稚彥之矢也。血染其矢。蓋與國神相戰而然歟。於是取矢還投下之。其矢落下。則中天稚彥之胸上。于時天稚彥新嘗。休臥之時也。中矢立死。此世人所謂反矢可畏之緣也。

此反矢の大御政はしも、萬世に到る迄不臣の者を律させ給ふ皇憲にして、法家の起る基本にて律令の定まる所以此に在り、皇祖天神の皇御孫尊を天降し奉らせ給ふ際に當りて、此大御政を示し掟させ給ふ可き運に至れる事、思兼神の思慮の到れる所にして、天統の貴く可畏き事、天地と共に蔑如し違犯す可からざる道、此に成れりし事不幸の幸とは云ふべからず、實に幸中の大幸なる者になむ有りける、楮此所の大御政はしも、專高皇產靈尊の主として事謀らせ給へる趣なるなむ、大に謂れ有る御事と所思ゆなる、其は古事記に其矢の事を、逮下座天安河之河原、天照太御神高木

神之御所、是高木神者高御產巢日神之別名、故高木神取其矢、見者云々と有りて、此より以下は、高木神の御名を以て書し奉れるに、其高木と申すは其明宮段なる妃高木之入日賣命を、御紀には高城入姫と作れたる其高城の義にて、此より御名の更たまれるは其高皇產靈尊と申奉れる皇產靈の御靈を以て、天地神人萬物を造化らせ給ふ御本名にて渡らせ給へるに、此に至りて御名を然改まり傳はりたるは、已に傳八に注せるが如く、此高皇產靈尊は荒魂神に御在し坐せるを以て、其平國の大御政は、多くは此大神の御心に由て、荒振神に言向しめ給ひ、國を安國と爲て皇御孫尊を天降し奉らせ給ふ御功成れりしかば、其大御稜威を稱へ畏みて、高城神とは稱奉れる者と所見たり、故此御名を亦名とは申さず、別名と書されたるは、此程より然稱奉り初めたる事を徴されたりし者になむ、崇神天皇四十八年御紀に兄豐城命以夢辭奏于天皇曰、自登御諸山、向東而八廻弄槍八廻擊刀と有る事に依りて、兄則一片向東當治東國と有る、是豐城命と御名に負せる所以なるを以て、此に高城神と稱奉る義をも見奉り知るべきなり、(記傳、十三卷卅五丁に云く、高木神の木は具比の切りたるにて、即產巢日と申すと同意なり、其故は上の角杙神、活杙神の杙は具美と通ひて、具牟とも活く言なり、然れば角杙は角具牟と同意なり、葦などに角具牟と云るも、角の形して生初むるを云ひ、又竝て木草の生初むるを芽具牟と云ひ、涙の出初るを涙具牟と云ひて、具牟は凡て物の初まり芽すを云ふ辭なれば、產靈と同意とは云ふなり、云々と云れしは然る事ながら、此に高木神と申すは國土に在らゆる荒振神を攘平しめて、天下を平定させ給ふ大御政に抱はる所なれば、御本名の產靈とは、義を恫に素む可き所なり) 楮天御中主尊を本體として、高皇產靈尊はしも其荒魂神にて渡らせ給ふが如く、神皇產靈尊はしも其和魂神にて御在し座す狀

なるが、又天照太神を本體として、其荒魂は枉津日神にて御在し座すなるに、高皇產靈尊より應へ、其和魂は直日神にて座すなるに、神皇產靈尊と相牽くと思しき由有りて傳八に委しく注し奉るが如く、此國平の御事に於ては、等しく神漏岐神漏美と申奉る中に、此二大神の持別させ給ふ所なむ別々に御在し座す状なりける、乞神皇產靈の御事より先づ注し奉る可し、其は此第二一書に、時高皇產靈尊乃還遣二神、勅大己貴神曰(中略)又汝應住天日隅宮者、今當供造云々、と有る御命はしも、高皇產靈尊に出でたれども、其御計ひの御事はしも、神皇產靈尊が行はせ御在し坐しけると見えたり、出雲風土記に、所以號楯縫者、神魂命詔、五十足天日栖宮之縱橫御量千尋梯繩持而、百結八十結下而、此天御量持而、所造天下大神之宮造奉詔而、御子天御鳥命楯縫部爲而天降下給之(下略)と有る是なり、又古事記に、於出雲國之多藝志之小濱造天之御舍而、水戸神之孫櫛八玉神爲膳夫獻天御饗之時、禱白而、櫛八玉神化鶴入海底、昨出底之波適、作天八十毘良迦而、鎌海布之柄、昨燧白、以海尊之柄、作燧杵而鑽出火云、是我之所燧火者、於高天原者神產巢日御祖命之登陀流、天之新巢之凝烟之八拳垂摩氏燒舉、地下者於底津石根燒凝而(中略)獻天之眞魚昨也と有る、天御饗と云ふは、天上の狀に料理れる御饗を始めて奉るを云ひ、天之御舍とは天上の御厨を摸せる御厨なるが故に、神產巢日御祖命の天之新巢に比へて禱白せるにて、是即神皇產靈尊に出たる御政なるが故なめり、然れば國平の事件は征伐の御事より始め、凡て高皇產靈尊に專係れるを、其治め給ふ道は主と神皇產靈尊の主とらせ給へりし御事となむ所見たりける、(神功皇后元年御紀征韓の御事を云ふ所に、既而神有誨曰、和魂服主身而守壽命、荒魂爲先鋒而導師船、即得神教拜禮之と有る荒魂と、和魂とを、姑く此二神

に配て見てむには大に得る所有らむ者ぞ、凡て軍政と云へば皆征伐ふ事とのみ思ふは大なる非事にて、不順る者をば誅戮し歸順ふ者をば褒美る事にて、荒魂和魂を相用ひて治る道有る事如此くなむ有りける)然して高皇產靈尊の御事はしも、右に於是高皇產靈尊、賜天稚彦鹿兒弓及天羽羽矢以遣之と有るは、專征伐の御使の事をば此大神の殊に抽出て行はせ給へるが故なり、然して此に其矢洞達雉胸而至高皇產靈尊之座前也と有るは、其大神より賜へる弓矢なりし故に其御所に還上れるなり、次に取矢還投下之、其矢落下則中天稚彦之胸上(中略)中矢立死と有るは、其天稚彦が不臣を罪して反矢を以て令亡給へるにて、悉く荒魂めかしき御政共なるを、第一一書に時天神見其矢曰、此昔我賜天稚彦之矢也、今何故來乃取矢而咒之曰、若以惡心射者則、天稚彦必當遭害、若以平心射者則、當無恙、因還投之と有る、此天神は例の如く皇天二祖に係れる事なれども、主と高皇產靈尊の預らせ給ふ由は、古事記に故高木神取其矢見者、血著其矢羽、於是高木神告云、此矢者所賜天若日子之矢、即示諸神等詔者、或天若日子不誤命爲射惡神之矢之至者、不中天若日子、或有邪心者、天若日子於此矢麻賀禮云而、取其矢自其矢穴衝返下者、中下天若日子變胡床之高胸坂以死、と有るを以て著明き者なりけり、右に當遭害又は麻賀禮と詔給へりし御言の御在し坐すを以て、枉津日神と相應ふる所を見奉り知るべきなり、此御言の趣は、尤恭天皇四年御紀、盟神探湯の所に、則於味樞丘之辭禍戶岬、坐探湯登而、引諸人令赴曰、得實則全、僞者必害、と有る誓言に彷彿たるをも傍考ふ可くなむ有りける、此時の御政畢させ御在し坐して、後にも古事記白樺原宮段に、天照太神高木神二柱神之命、以召建御雷神而詔、葦原中國者伊多玖佐夜藝帝阿理祁理、我之御子等不平坐良志、其葦原中國者專汝

所_レ言向_レ之國、故汝建御雷神可_レ降と有りて、詔靈を天降させ給へる御事を、御紀に天照太神一所の御名のみを擧げられたるは漏らされたるなり、又次に、於是亦高木大神之命以覺白之、天神御子自_レ此於_レ奥方_レ莫_レ使_レ入幸、荒神甚多、今自_レ天遣_レ八咫鳥、故其八咫鳥引_レ道從_レ其立後_レ應_レ幸行と有るをも、御紀には天照太神訓_レ于天皇_レ曰云々と有り、然れども其下に、時勅_レ道臣命、今以_レ高皇產靈尊、朕親作_レ顯齋、用汝爲_レ祭主と有りて、此大神を主と祭らせ給へるを思へば、右等の事共も高皇產靈尊の專行はせ給へるを以てなる事、克_レ前後を照し應せて知るべきなり、如此く軍事に預りては此大神の主と所知し食すと云ふは、右に注せる如く、高城神と御在し坐すを以てなる事、鏡に係けて見奉るに異ならずなむ有りける、(下に云ふべきが、經津主神の亦名を、第二_レ一書に是時齋主神號_レ齋之大人と有る其齋主と云は、大將軍に當る名の如し、先づ征戰に出行としては、忌登を居て軍神を祭る事なるが、右の顯齋の例を以て、高皇產靈尊を祭る事を知るべきなり、其道臣命を祭主と爲させ給へる、其即齋主の義なる者なるぞかし) ○時高皇產靈尊見_レ其矢_レ曰は、第一_レ一書には時天神見_レ其矢_レ曰と見えたれども、古事記に、故高木神取_レ其矢_レ見者と有るに依りて、高皇產靈尊の見行はしし御事覆ふ可からずなむ有りける、見字美會那波須と訓めり、四神出生章第十一書に、看之又見字を訓み、寶鏡開始章及び其第三_レ一書に、窺之、其第一_レ一書に見之と有るを始めとして、紀中多き語なり、仲哀天皇八年御紀に、分明看_レ行山川海原と有るを、古事記には日代宮段に、於是看_レ行其神_レ入_レ坐其野、高津宮段に欲_レ見行、朝倉宮段に看行、續紀第六詔に所見行歡賜嘉賜_レ、第十詔に今日行賜_レ態乎見行_レ、鎮火祭詞に、隱坐事奇止_レ見所行須時など有るを引て、記傳二十七(五十三丁)に、風神祭詞に思_レ行波須乎と有る例を思へば、古書に所念行、

又所知行又所聞行などの行も、皆於許那波須と云ひし故に行字は書けるを、然云ふも意は賣須と云々同じき故に、通はして賣すと云へるにも行字をも書習へるなる可し、然れば美會那波須波も美志於許那波須波の約まりたる言なり、今京になりて、假字書に古今集序に、今も見そなはし、後世にも傳はれとてなりと有り(取意)、と云れたるは甚委しき説なる者なり、(又云はく、榮花物語本の零卷に、田舎の人々甚じき公の責をも捨て、萬の事を書て皆上り込て、此度の事は見そなはむとすと云思へり) 有るは、賤しき者の己が事に云へるは用ひ様違へり、如何、と云はれき、右に云はれたる如く、見行はむとすと云ふ意ならむには、自の事に云ひて叶へるにこそ) ○昔は、第一_レ一書第六_レ一書なる共に伊牟佐伎と訓めり、口訣に往先也と注せり、蘭を良爾、紫苑を志袁爾と云ふを、良牟と云ひ、志袁牟と云ひ訛る例を以て見れば、伊邇佐伎と云ひて古は往_レ方なると並ぶ語なる可し、和訓栞に伊牟佐伎、神代紀に昔字を訓み、皇代紀に會をも訓めり、往し前の義なりと云へりと見ゆ、但金澤本には右の二所共に、牟迦志と訓めり、寶劍出現章第三_レ一書に昔在_レ素戔嗚尊許、今在_レ於尾張國也、とも有て近しと雖も、此言を失はむ事の惜らしくて舊訓に従ふ者なり、(雄略天皇前御紀に、以_レ會善_レ三輪君身狹、顯宗天皇二年御紀に又天皇與_レ億計、會不_レ蒙_レ遇_レ白髮天皇厚寵殊恩、豈臨_レ寶位と有るなど會字を訓めり、論語に告_レ諸往_レ而知_レ來者、又不_レ保_レ其往_レ也、と有る往を伊牟自と訓み、史記倉公傳に、君有_レ病、往四五日、而君要_レ病日痛、不可_レ俛仰、と有る往を、伊袁佐伎と訓めるは伊奴佐伎の誤なり、和玉篇にも往を伊奴佐伎と有り) ○我賜_レ天稚彥_レ之矢也、第一_レ一書も同文なるが、此我は高皇產靈尊御自の御事を詔給へるなり、古事記には於是高木神告之、此矢者所_レ賜_レ天若日子と有て、我と云ふ御言の無きは其御名を上置き

たればなり、記傳十三(三十七丁)に、上に或は天照太御神と此神と二柱を並擧げ、或は此神をば略きもしたるは異なる事無きを、此に天照太御神をば申さず、此高木神のみ擧げたるは右の例には異なり、此は二柱神並坐す御所ながら、只實に此神一柱の詔にして天照太御神は關り給はず、其故は次に取其矢云々など有る二柱に互る事に非ざればなり」と云はれたるは然る事なり、次に抑此矢の事は、御子命を天降し奉り給ふ可き事の中ながらも、枝事なる故に天照太御神は關り給はぬなる可し」と云はれたるは諸ひ難し、抑、此に皇御孫尊に天下國土を事依し授け奉らせ給へる大命を初め奉り、其御天降の時に、天璽を授け奉らせ給ふなど、天統の御事に係りたる凡ては、天照太神の大御政なりと雖も、其御天降の御事に就て荒振神等を言向させ給ふ御政と、大己貴神に國土を避奉らしめ給ひ、又其神の上に掟させ給ふ御事共は、專高皇產靈尊の所知看べき所以有る由、右に云へる事共を讀み度して知るべし、所以に先に天稚彦が天降れる始に弓矢を賜はせたるも此大神よりなり、此に就て其御使を射たりし矢の至れるも、此大神の御座の御前なり、又其に依りて其矢を返し下し給ふも、其神の御手よりなり、此を以て國土征伐の御政の出づる所此に在れば、争でか此を枝事などと僥略には見らる可き、(君臣の大義の立つ所、律令の起る所にして、御天降以前の事に於て荒振神の上は更に云ふ限に非ず、天稚彦はしも其征伐の御使の任に在りながら、然る不臣の擧動を成せる、此を正し罰め給ふ御政はしも重々の重事たるに非ずや)○血染其矢は、染字官本に奴禮多理、金澤本に奴禮理と訓みたるは宜しきを、血其矢爾染と訓むは漢文の體なり、古事記に血著其矢羽と有るを、記傳に血著を續け訓まれたる例の任に、血染と訓を定めつ、神武天皇戊午年御紀に、不血刃と云ふ事の有るを、刃爾血奴良佐受と訓める是其證なり、偕右

の如く、古事記には其矢羽と有りて委しき様なる物から、此に唯其矢と云ふは全體に血染たる義なればなりけり、即染字を書れたる物から濡字の如く心得べきなり、○蓋與國神相戰而然歟は、其矢の血染たる由を疑はせ給ふ御言なり、古事記なる其高木神の御言に、或天若日子不誤命爲射惡神之矢之至者と有る御疑も、此に等しきは所以有る事なりけり、然るは天稚彦が國土にて荒振神と如何に戰ひたらむにも、其矢の天上に届ると云事は決めて有るまじき事なるに、然詔給へるは上に注せるが如く、初天稚彦に弓矢を賜はれる時よりして、其大神の御靈を託させ給ひ、若射向ふ敵の有らむには、此弓矢に副給へる神威を以て功成しつ可く神量り置かしし故に、此弓矢に就ての擧動はしも必する事に掟させ給へりけむ御心を過たずして、其矢の此に至れるなりければ、先づ其に就て此御疑は御在し坐し初めさせ給へるなりけり、同じ條理の事ながら、第六一書に時高皇產靈尊勅曰、昔遣天稚彦於葦原中國、至今所_コ以久不來者、蓋是國神有強禦之者と有るは、其便を得ずして疑はせ給へるなるを、此は其物を見て其成行きを推量り疑はせ給へるにて、實には國神と相戰はずして此に其矢の反り來る事を諸神に示し詔給へる者にて、謂ゆる反語なるなりけり、偕右の強禦に射向にて防拒む者の有る謂なるが、其矢を射合すを軍と云ひ、互に立合を戰と云へり、即此に相戰ふと云ふ義是なり、神武天皇戊午年御紀に、咿々奈梅且、伊那瑤能椰摩能、虛能莽由毛、易喻耆摩毛羅毗、多々介陪磨、竹取物語に、香具夜姫を得戰ひ留めず成ぬるを細々と奏す、廬主に楯が崎と云ふ所有り、神の戰したる所とて楯を突きたるやうなる巖ども有り、夫木廿六に「打浪に滿來る汐の戰ふを、楯が崎とは云ふにぞ有りける」など立合ふと云ふ義にて、俗に物を挑む事をば立突と云ふも此類なり、(先には戰を叩合ならむと思ひしは至らざりけり、

共に負けじと我を立合ふが即戦と云ふ者にて在りけり、又軍を射合箭と云ふ義は、鈴屋翁の説なるが、強禦を射向と云ふも俗に弓を引くと云ふに同じく、何れも其由る所は異ならざるなり。○取矢還投下、之は謂ゆる反矢の由なるが、取矢と還投下との間に加て聞く可き文有り、第一書に取矢兎之曰、若以惡心射者則、天稚彦必當遭害、若以平心射者則、當無恙、因還投之と有る是なり、古事記にも於是高木神告之、此矢者所賜天若日子之矢、即示諸神等詔者、或天若日子不誤命、爲射惡神之矢之至者、不中_レ天若日子、或有邪心者、天若日子於此矢、麻賀禮云而、取其矢、自其穴、衝返下者、云々と有りて、右の文共此に無くしては反矢の御政の所由甚分明しからざるなり、故其書は次卷に注す可ければ今は古事記に依りて説を成す可くなむ有りける、即示諸神等詔者は、此件に於て殊に眼目と爲べき所なり、示は此には志米須と訓むべし、即此にて兎の御言を詔給ひて、諸神を誡め給ふ所是なり、萬葉三(廿丁)に、吾妹兒二、猪名野者令見都、名次山、角松原、何時可將示、又(三十三丁)鹽干去者、玉藻刈藏、家妹之、濱裏乞者、何矣示、四(五十丁)に二寶鳥乃、潛池水、情有者、君爾吾戀、情示左禰、五(十三丁)鎮懷石哥に、多良志比咩、可尾能彌許等、可良久爾遠、武氣多比良宜且、彌許々呂遠、斯豆迷多麻布等、伊刀良斯且、伊波比多麻比斯、麻多麻奈須、布多都能伊斯乎、世人爾、斯咩斯多麻氏、余呂豆余爾、伊比都具可禰等、九(二十二丁)に筑波嶺乎、清照、言借石、國之眞保良乎、委曲爾、示賜者、など用ひたる示にて、人の心に其事情を占さるを云ふ言なり、若く此は天稚彦の天神の御爲に忠誠ならざるを罪し給ふ所なる故に、其天安河の河原に會へる八百萬神に其天威を畏み奉らざる天譴正に如此しと示し給ひて、此後にも征伐の御使を降さるゝに就て、其鑑戒と成し捷させ給ふ

所なるなり、(記傳には賀茂翁の美世氏と訓れたるに従れつれども、只何と無き時に人に見するをこそ然は云ひけれ、示すと云ふは其見する意を人に令知る所に云ふ語なれば、其訓に依て大に意に異有るなり、字書に以事告人曰示など有るにて此訓義を思可し)、或天若日子不誤命の不誤命は、命袁阿夜麻多受と訓むべし、祈年祭詞月次祭詞の辭別に、仕奉_禮幣帛乎、神主祝部等受賜_禮、事不過捧持奉_禮宣、と有る事不過は、其神社へ祈り給ふ由有て捧げさせ給ふ幣帛を、神主祝部に授けさせ給ふ由を令せて、其仰事の品目を違へずして仕奉れとなり、其を平野祭詞には墮事無奉_禮宣、大嘗祭詞には事不落捧持奉_禮宣と有る、此は其品目を漏さずと云ふ事にて少か同じからずと雖も、其事を落さざるが事を過たぬにて、終に同義に歸り、(記傳には不誤を多賀閑受と訓むべし、と云はれつるも然る事なれども、今は誤字の訓を立て云ひ説くなり、然のみ義理に違はぬ事を尤むる如く聞ゆる物から、然りとて思ひ得たる事を云ざる由無くて爲射惡神之矢之至者と云ふ惡神をば、記傳に阿良夫流神と訓まれたるに従ふ可し、即此始に、謂ゆる螢火光神、蠅聲惡神等を、古事記に道速振荒振國神と云ひ、第一書に殘賊強暴橫惡之神と有る是なり、偕次に不中_レ此矢、記傳に不中は阿多良邪禮と師の訓まれつるに従ふ可し」と有り、此は即第一書に若以平心射者則當無恙と有るに當れる所なるにて、平心をば清心と訓みて、其天神より賜ひし所の弓矢を以て其大命を誤たず、殘賊強暴橫惡之神を射殺したらむには、實に清心なりければ其矢の落下りて天稚彦に中らざれと詔給へるにて、右に謂ゆる當無恙と云へる是なり、佐伎久とは命の全き事を云ふ也、其説は傳廿に當平安の下に云へり、(下に邪心の事を云へれば、此にも清心の語を置かる可きなるに、其天若日子云々の事にて其義を含ませ、不中_レ其矢と云ふを以て命の幸

かる由を知らせたる文の巧究めて妙なり)或有邪心者は第一一書に若以惡心射者と有るに訓意共に同じ、傳卅見
るべし、記傳に、「邪心は伎多那伎心と訓むべし、此の邪心は、天神の命に背き奉りて賊害ふ心を云へり、御所へ射上
げたればなり、又血著其矢羽と有るを此へも係けて見れば、有邪心とは御使の雉を射たるかと思なして詔給ふと
爲べし、當時葦原中國に佗に天神の御方として天若日子に敵なふ可き神は無ければなり、然れど此は只御所へ矢を射
上げたるに就ての事とのみ見るぞ安らかなる」と見えたり、此時其矢羽に著たるをば見行し給ひて、人の血と鳥の血
とは争でかは見混させ給ふ事の御在し坐さむ、此は諸神に示し給ふ所なる故に、平心と邪心との事を詔給へれども、
其雉の矢に中りながら上報申すより以前に、已に其事を所知食し御在し坐して、天稚彦は其御命を過てる者として投
下させ給へる者と見る可し、(然らざる時は夫上に空しく矢を射る可き理無く、假令其雉は射るとも其矢の天上に届る
可き事は無き事なるに、已にも云へるが如く、其矢は夫神の神物なりければ其血に就て思ひ定めさせ給ふ事の御在し
坐さざるとは難云し)夫若日子於此矢一麻賀禮云而は、第一一書に當遭害と有る節此麻賀禮の語に當れるが、右の不
中此矢と有るに對ひて可レ中此矢と云ふ意に異らず、記傳に先づ萬の吉善を直と云ふに對ひて萬の凶惡を禍と云
へり、諸其は體言なるを用言にして麻賀流と云ふ、物の形の枉曲も其中の一なり、然れば麻賀禮と云ふ言は凶く成れ
と云ふ言にて、意は即死ねと詔ふなり、死るは即惡く成るなれば麻賀流と云ふなり、諸然死む殃はひなれば彼の禍字
を書けると能く合へり、遷却崇神祭詞に、又遺詔天若彦返言不申臣、高津鳥殃爾依臣、立處爾身亡支、と有るをも
ふ可し、傳書紀に當遭害を麻自許禮那牟と訓めるは、御門祭詞に天能麻我都比登云神乃、云武惡事爾、相麻自許利相

口會事無久、道饗祭詞に、根國底國與里鹿備踈爾來物爾、相率相口會事無久と有る麻自許利に同じ、然れば右に當遭害
と書かれたる字は、此の麻賀禮に允當れり(取要)と云はれたるにて麻賀禮の言義を説盡されたり、但麻自許流は、傳
二十七禁厭の所、又大同類聚方の萬自故俚の事に合せて已に注せり、(其を麻自許禮那牟と訓める、麻自許禮は此に謂
ゆる麻賀禮にて、共に令する辭なり、那牟は辭なるが、其並べる當無恙を佐伎久阿良牟に對へるなれば、麻自許良那
牟ならでは格に違ふめり、故に思ふに其二共に令する所なりければ、當遭害をば麻自許禮と訓み、當無恙をは佐伎加
禮と割て當る所なる可し、委しくは傳卅卷に注してむかし、)取其矢而自其矢穴一衝返下者と有る、其矢穴を記傳に、
矢穴は下國より天上へ射徹たる孔なり」と云はれき、然れども此時の事は、其上文に爾其矢自雉胸一通而、逆射上逮
坐天安河之河原天照大御神、高木神之御所と有りて、天安河邊に諸神を會へ御在し坐しける場に至れるなりけれ
ば、其地盤を射貫て至れりと爲むか、又其天安河はしも此大地に正對ふ所ならむには、其御座の御前を指して直に至
れるなり、然る時は其矢穴をば其御所の外郭を射徹したりと爲むか、此に於て實に其説究るが如し、此に於て服部中
庸と云ふ人、三大考を著して云へらく、「此大地に在る國は皆地の外表方に屬するを、天に在る國は内裏方に屬たる
と思はる、其故は記に天若日子が雉を射上たりし矢の高高原に坐す高木神の御許に到れるを、始に射上つる矢の穴よ
り衝返し下し給ふと有ればなり、内裏方に國有る事此大地なる例に泥みて疑ふ可きに非ず」と云へり、此説初て出で
より、天下の學者其矢穴を疑はざるに至れり、然れば高高原と云ふは大巖洞の巨塊なる者の如く所見たり、然る時は
天孫降臨の御道は申すも更なり、大同本記に謂ゆる大橋小橋の如きも、此穴を指して云ふなる可きか、然れども矢穴

と云ふは矢を以て射貫たる道こそ云へ、本より有る天國の外表方の穴ならむには其矢の往來ひし穴なる由を云はでは事足らず、(出雲風土記に、島根郡加賀神埼云々、所謂佐太大神之所產生處也、所產生一臨時弓箭亡坐云々、又金弓箭流出來、即待取之坐而、闇齋齋詔而射通坐云々、と有るなどの類をこそ、矢穴とは云ふべかりけれ、又後の物ながら、若狭國國稅所今富名領主代々次第と云ふ物に、明德四年五月十八日將軍家太政大臣丹後久世戸へ御參詣の御序に當國へ御成、木津莊高濱の矢穴御一見云々と有りて、又應永二年九月、同九年五月、同十四年五月と三度に更に矢穴見物の事を載せり、其矢穴と云ふも矢に就て開たりし穴と聞ゆるをも思ふ可し) 衝返下は、今も俗に向より來る物を此方に寄せずして却し遣を突返すと云ふも此と同じ言なるが、此の衝字は其天稚彥が矢を以て射徹せりし穴を衝指入れさせ給へる由なり、此を以ても矢穴と云ふは其矢の爲に穴なるにて、縱令高天原は此に謂ゆる黃泉國の地胎に在るが如くして其内裏方に在る國なるにも在れ、其外表方に開たる穴を以て矢穴とは云ふべきに非ず、又衝返と云ふも其矢の往來ふのみの事にして然計り大なる穴ならざる事を知るべし、然れば天上の地盤を射貫たるにも非ず、其天の外表方の穴より入りしと云ふにも非ず、其高木大神の御在し坐す謂ゆる高城の外部を貫きて御座の御前に至れりけむを、其矢穴を易へずして其入來る所より刺て突返し下させ給へる故に、透さずして其射向ひ奉りたる天稚彥が高胸坂に中りて立處に身亡けるにて、其迅速なる事實に髮を容るの間も非ざりし事を見奉り知るべくなむ有りける、然意を得て見る時は此に還投下之と有るも投還志下給布と訓むべく、第一一書に還投之は、投還給比伎と訓べきなり、若て還投下は、記に逆射上と有るに對ふ所なり、萬葉十三(三十四丁)に、葦邊往、鴈之翅乎、見別、公之佩具之、投箭之

所思、十九(十四丁)に、梓弓、須惠布理於許之、投矢毛知、千尋射和多之と見え、發語には十三(三十丁)に投左乃、遠離居而と有りて、遠放るへ續けたり、和名抄射藝類に遠射、淮南子云、越人學遠射、參天而發、漢語抄云、射遠(和名登保奈介、今按、云射遠即遠射也)と有る、此等の例共を引て冠辭考に射遣る事を投ぐると云ひしなりけりと云はれたるにて此の投をも心得べし、但此は記に衝返下と有りて、御手して投げさせ給へるには在れども、其矢の指して至る事弓を以て射させ給ふに異無きが故に、還投下之とは云なりけり、(右の投左は廿卷四十丁に、阿良之乎乃伊乎佐太波佐美にて、袁は保に通はせたるにて五百箭手狹なり、綏靖天皇前御紀に、掣取其所持弓矢而、射手研耳命、一發中智、再發中背、遂殺之、天武天皇元年御紀に時百足下馬遲之使取其襟、以引墮、射中一箭、因拔刀、斬而殺之と有て、箭の事を佐と云へるなり、又太平記に土矢間と云ふ事有り、城の狭間も此に同じく矢を射出す間の事なり、又箭眼とも作るを、字彙に櫛止開設之、所以以窺望城下也と注せれども、此には矢を射る爲の穴を云ふなり、此に就ても上に注せるが如く、高城神の御名御在し坐せば、其高城の外郭を破て天稚彥が矢を射入れたりしにて、古事記に謂ゆる矢穴は天の外表方に開たる洞穴ならざる事愈以て著明し) ○其矢落下は、第一一書にも出たり其矢を還投下し給へるが直に落下れるにて、其逆に射上つる天稚彥が許に至る由なり、此とは事も異なれども、神武天皇戊午年御紀天照太神の平國之劍を令降給へる所に、時武甕雷神登謂高倉曰、予劍曰御靈、今當置汝庫裏、宜取而獻之天孫、高倉曰、唯々而寤之、明且依夢中教、開庫視之、果有落劍、倒立於庫底板、即取以進之と見えたる、此御事古事記にも見えて、故神倭伊波禮昆古命、從其地廻幸到熊野村之時、大熊鬚鬣出入、即失、爾神

倭伊波禮毘古命倏忽爲遠延、及御軍皆遠延而伏、此時熊野之高倉下、齋一橫刀、到於天神御子之伏地而獻之時、天神御子即寤起、詔長寢乎、故受其橫刀之時、其熊野山之荒神、自皆爲切仆、爾其惑伏御軍、悉寤起(下略)と有るが如く、天神御子の其毒氣に瘁させ御在し坐す由を天神の所知食て、直に武甕雷神をして其部靈を令降給へるが、其時刻を移さずして其御在し坐す所に降り著て、荒振神を斬戮して救ひ奉らせ給へるを以て、此にも其矢の上れる即取て落下し給へるが、天稚彦に時日を延す直に中れるにて、其は神威の畏きと神物の貴きとに依れる事にて、言にも演べ難き程の奇異なる御事に御在し坐すをなむ明らめ奉る可き者也ける、(纂疏に射雉達胸而亦中稚彦之胸、蓋出乎爾者、返乎爾也と注させ給へるは宜しと雖も、取矢投下者、射天之箭力盡自墮之謂也と注し給へるは何事ぞや、然る時は此なる天上の事共を皆がらに寓言と爲らるゝにや、又通證に、今按、逆天而逆射、其自速禍、亦唾天之類也と云はれつる如きも、天上に正しく至れるを射返し給ふとは見られざる説にて大なる僻事なり、何ぞ天に唾きて爾を汚すの類とは云ふべき)○胸上、第一一書に高胸と有るをも共に官本、多迦牟那佐伎爾と訓るは、高胸前の義なる可けれども、古事記に中天若日子寢胡床之高胸坂以死と見え、私記に胸上太加牟奈佐可爾と有るに訓を求む可し、借高胸坂は先づ人身を山に形容て云ふ事多し、頭上を頂と云ふに山頂をも巔と云ひ、鼻は岬なり、腹は原なり、勝の久良は谷なり、此に依りて胸を坂と云ふかと思ひしかども、胸と云はず唯に坂とのみ云ひては胸の稱とは成らざるなり、故、記傳十三(四十丁)に高胸坂は仰に臥たる狀の坂如して高きを云ふなり」と云はれたるに據る外無きを、猶落著かぬ心ちす、故其記に寢胡床と有るに取りて説を成す可きなり、其胡床は大嘗宮に謂ゆる神座なるにて

大嘗祭儀大嘗宮條に、正殿一字、構以黒木、葺以青草(中略)鋪地以東草(所謂阿都加草)以播磨簀加其上、簀上加席、既而掃部察以白短御疊加席上以坂枕施疊上、内藏寮以布幌懸戸(下略)と有りて、式の趣も此に同じきが、其席と有るぞ古の胡床なりける、其白短御疊は掃部寮式に、酉刻官人以上ト食人十人、持御座等物、自大嘗宮北門入、鋪白短御帖十一枚布端、御坂枕一枚、於悠紀正殿中央打掃布一條(納柳筥)と有りて、其委しき狀は、建武年中行事神今食條に、掃部頭参りて神座を敷く、南枕に敷く、先づ一丈二尺の疊四帖、枕の方二帖は裏有り、其上に九尺の疊七帖、其上に八重疊敷く、九尺の中一帖を少々引出て打掃の筥を置く、坂枕八重疊の下に枕に敷く、内侍参りて御衾を八重疊の上に奉る、御櫛御扇側に置く、御沓後に置なり、内侍退きて神殿に入御有り、神座の東に異向に半帖を敷て御座とす、主上御面筋を正しくして著せ給ふ、揖有り、(此揖は人知らぬ事なり)と書させ給へる如く、此御床の帖に坂枕を敷て御頭方を高くし、御後方を低くして、此神座即大嘗を供りて神を臥させ奉らせ給ふ料なり(其席と云ふは、次なる豊樂院御座の主人の御料に御床子と有る是なり、掃部寮式に、白端狭帖長九尺、廣四尺五寸、端料暴布二條、長各九尺五寸、廣六寸云々と見えたり、其八重疊と云ふは、兵範記仁安三年記に、八重疊一枚、長八尺弘四尺、蓮一枚薦七枚重差也と有り、又同式に御坂枕一枚、長三尺廣四尺、料編薦一枚、織席一枚云々と有りて謂ゆる薦枕なり、坂枕をば或抄に神に奉る枕なり、古哥に、深ぬとて今ぞ備ふる坂枕神も寝る夜の明や待つらむと有り)と云へり、此等の事共已く中臣壽詞考に注せりき)然して其大嘗にて十一月卯日天照太神を請奉らせ給ひて、當年の新穀を初て奉らせ給ふ、大御祭に御在し坐して、其翌辰日豊樂院にて聞食させ給ふ新嘗にて渡らせ給へるが、

其にも坂枕等の御事御在し坐しき、儀式裝飾豐樂院御座條に、御床子一脚(長八尺、廣五尺、高一尺二寸云々)、錦端龍鬘御帖二枚(長八尺、廣五尺)下敷御疊十五枚(長各八尺、廣各四尺云々)云々、御坂枕二枚、綵色羅編云々と見えたるを思ふに、古は主上の御も御坂枕に臥させ給へるなりけり、何を以て此御床子を古の胡床に當るぞならば、綏靖天皇前御紀に、會下有手研耳命於片丘大嘗中獨臥于大牀と有るは、其大嘗を行れし時なるに、次に時神淳名川耳尊擊取其兄所持弓矢而射手研耳命、一發中胸、再發中背と有るも、其大牀の上に坂枕の有て、謂ゆる高胸坂と云ふ狀なるが故に、一發は仰臥たる任に射られ、二發は其逃ぐる所を後より射られ奉りし者と所見たり、偕胡床は古くは揚座アゲクラの義にて、中古より一種の器と成れるも其中の一にて、座るにも臥すにも家の板敷より高く上て造れる座を云ふなれば、其制狀々に在と心得べし、天稚彦が此の事も新嘗休臥之時也と云へれば、其床上に頭を高くし後を低くして其坂枕に休臥たりけむが謂ゆる高胸坂なりしにて、即其的と成りて天神の投還下し給へる御矢の爲に亡はれ奉りし者なりけり、(和名抄に、胡床、風俗通云、靈帝好胡服、京皆作胡床、此間名阿久良と有るも、中世に一樣に定まれる如くには非ずして品々有りしと見ゆ、今世の胡床の如くは、休臥など爲らる可き物に非ず、僅に腰を掛くる許の器なり、此を以て古に阿具良と云へるは此に謂ゆる牀なりし事を知るべき者なり、但播磨風土記に、讃容郡釜戸大神、從出雲國來時、以島村岡爲吳床坐而筌置於此川、故號釜戸也と有に、爲吳床坐と云ふは、大神大已貴命の御宿所と爲させ給へるなりければ、猶此の如く臥房の具なる事云ふも更なり、此物の事は、雄略天皇御紀大御歌に、阿娑羅彌陀々伺と有る下に注すを待つべし)○中を、此には多知奴と訓めり、金澤本には阿多流と有り、偕此に其反

矢の天稚彦が胸上を徹し給へるを始として、右に引ける綏靖天皇前御紀手研耳命を射給へる所に、一發中胸、再發中背、遂殺之と見え、崇神天皇十年御紀に、於是各爭先射、武埴安彦先射、彦國葦不_レ得_レ中、彦國葦射、埴安彦、中胸而殺焉など見えたり、(口訣に其矢中胸而死者、罪射其弓也と注されたり、此狀實に然る言なりかし)○新嘗は此に爾波那比志氏と訓めり、私記に爾比奈比之且と有るぞ宜しき、偕此新嘗と云ふ事はしも、傳十七に注せるが如く古は天皇尊は更にも申さず、新穀の出來れる其初穂を食始むる時に當りては、天下悉く高きも卑きも隨分物爲つる事なり、然るに此に殊更に如此書されたるを思へば、天稚彦已に此國の君王の擬びを成して偕上しき禮事を行へりしなりけり、然るは上文に、吾亦欲馭葦原中國と云へる語有り、又古事記に、亦慮獲其國と云ふ事有るを以て思ふに、天上の大禮を僭めたりし者とより外は見えざりけり、抑新嘗の大御政と申すは、保食神に資て稻種の始めて成れりし時、高天原に召上させ御在し坐して天邑君を定め、天狹田及長田に令殖給ひて、其秋垂穎の八握に實れるを齋庭に聞食させ御在し坐しける大御政に起て、天忍穗耳尊をしも天津日嗣と定め奉らせ給へる上は、其御天降の以前より、高天原にして天津日嗣所知食させ御在し坐しける御事、傳十六、廿七に注し奉るが如し、此に天稚彦が新嘗も其儀を擬びて、其馭めむと爲る國神に令せて年の貢を輸さしめ、初めて己が領地の稻を以て新嘗の禮事をば行へりして尋常の狀なるとは異なる可く所思ゆるはや、(記傳八卷に、書紀に天稚彦新嘗休臥と有るも、上下並て爲る事なるが故なるを、此神僭朝家之儀など云ふ説の有るは古に味き者なり、皇極天皇御紀に、天皇御新嘗是日皇太子大臣各自新嘗と有るを見よ)と云はれたるは然る事ながら、事にもこそ依れ此天稚彦が始末を考へては、僭禮ならざる事を

得ざるなり、然れば此は通證に是暫_ニ朝家也と有るに従ふ可し。○休臥之時也、私記に禰布世留止支奈里と有り、但金澤本には休臥を布世留とのみ訓めり、右にも引ける綏靖天皇前御紀に、會下有_ニ手研耳命於_ニ片丘大牀中、獨臥_ニ于大牀と有るも、此月は冬十一月なり、其始に于時也大歲己卯と有て、其元年にも是年也大歲庚辰と、同じ御紀に二所有は、手研耳命も大嘗を行はせたりしが其大牀に臥れしなりけり、偕大嘗の時は卯日の祭儀にも辰日の宴會にも御床子を構へ、八重帖を敷き坂枕を置き御衾を覆奉りて、神をも臥させ奉り天皇も臥させ給ふが禮儀にて御在し坐す事、右に注せる事共を見合せて曉る可し、右の臥_ニ于大牀_ノ臥をも禰布須と訓む事此に習ひしなり、(通證に、休臥之時、縱逸無_ニ忌憚_ニ也と云れしは、右の事に思はれざる説にて此に叶はず、今も我が淡路國などにて、大禮有る時は饗應の事畢れば客に枕を與へて姑く眠に就かしむ、其を食休と云ひて古き人は必爲る事なるを、若き人々は世と共に事の約しくなれるにや、次第に其事を爲す成行くめり) ○立死は、立處爾身麻加理伎と訓むべし、即遷却崇神祭詞に、又遣_ニ天稚彥_ニ返言不申_ニ、高津鳥殃爾依_ニ、立處爾身亡_ニ支と有る所に當れるなり、立處は忽_ニと云ふに近き語にて、忽は立て待つ間にと云ふ事にて少く緩きを、立處は立て居る間も非せずと云ふ事にて、頻に急速き義なり、續古今序に、立處に相並て各記し入れ奉る事は、宇治拾遺三(二十五丁)に、立處に罪爲させ御在し座しければ、など見ゆ、死字此に美麻加理伎と訓る事は右に注せるが如く、此第一一書に若_ニ以_ニ惡心_ニ射者、則天稚彥必當遭害と有る所を、古事記には、天若日子於_ニ此矢_ニ麻賀禮と見えたり、此に清濁の差有りと雖も禍るは即死るなり、死るは即禍るなり、其本同じく思ゆるを、天神の麻賀禮と詔給ひし任に、矢に中りて忽に麻賀禮れば、此をば麻賀流と訓まむ事、實に其首尾相應へる心

ちす、偕天探女が云進る任に其雉を射上たりしを、天神の御許より返下し給ふ其間、僅に新嘗して休臥る事なりければ、此間合實に暫時の程なるを以て、立處にとは傳はりたるなり、天神の御罰の迅速なる御事、可畏しとも何とも譬ふるに言無き者なり、此末代迄も我天皇に射向ひ奉る不臣の輩はしも、永く威福を盛大に爲る事を得ずして、國を亡なひ家を亡なひ身を亡なふに至る誠と爲す可き事なり、豈少縁の事ならめやも、(律條に謂ゆる八虐罪の中なる、一曰謀反、謂_ニ謀_ニ危_ニ國家_ニに當れるを、賊盜律に謀反大逆者皆斬と有り、又六曰大不敬と云ふに、對_ニ梓詔使_ニ而無_ニ人臣之禮_ニ者絞と有るなどは、殊に此に克く當れる所なり、世に謂ゆる律令家と云ふ輩など神代に斯る典刑の定れる事を知らず、隋唐の制度にのみ本就く者とのみ思ひて、古を信む心無きこそ憐む可く且惡む可き事なりけれ、次に引ける、保元物語鎌田正清が其主爲朝に向ひて云ふ詞に、本は一家の主君なれども今は八虐の兇徒なり、違勅の人々討取て高名せよや云々、と有て朝敵の重き事神代より然り) ○反矢可_レ畏之縁也は古事記にも此還矢可_レ恐之本也と見えたり、私記に、加倍志也以_ニ牟倍之止_ニ不與_ニ只奈利_ニと有れ共諾ひ難し、第一一書にも同文有るを、可畏を於會流倍志と有は、記に可_レ恐と有るにも合へるを、畏字を伊牟と訓む事は甚有るまじくこそ所思ゆれ、欽明天皇九年御紀に、可畏天皇と云ふ事二所出でたるに、可畏を加志古伎と訓みたり、故是を以て予は、可_レ畏之縁也を、加志古志登、伊布許登能母登那里と訓むべくぞ思成りぬる、然るは此反矢の事を、口訣に反矢可_レ畏之縁也者、軍箭入時、敵射_ニ反其矢_ニ則失_ニ利、作_ニ山鳥鷓鴣蜂熊_ニ箭以爲_ニ密之舊例也と云へり、此説に依りて通證に、野必大日本邦自古以_ニ鷓鴣_ニ爲_ニ箭羽、凡_ニ讓_ニ産屋及病家、以_ニ墓目_ニ射_ニ邪鬼_ニ之法、必用_ニ鷓鴣尾箭_ニ、或_ニ武官箭錄表指箭_ニ、鷓鴣尾交_ニ鷹鷲羽_ニ、是取_ニ鷓鴣性_ニ殺而耿介、鬪不_ニ知_ニ

死、能驅邪氣也、今按蜂鸚亦取其雄武、鷄神武天皇弭見瑞、鷲日本武尊化白鳥、皆見本紀、初學記鷲羽射鷹之箭也と注されたる、其も然る事には在れど予が見る所とは大に異なり、然るは右に注せるが如く、古事記此反矢の御政を行はせ御在し坐す所に、示諸神と有るは、後來君上に向ひ奉り、不忠を働き不敬を爲む者の誠を示し掟させ給へるに考へ合する時は、軍陣の矢入の時に、敵の矢を取りて射返す時は其利を失ひも爲べしと雖も、此よりも射返さば彼よりも射返す可し、其反矢を爲むが爲に、手を徒しくして敵の矢入を待たむ事は、然計り前後を争競ふ戰場に然迂遠なる事の有べくも非ざるを、正通士清の人々は我道の先生たりと雖も斯る所に至ては猶一書生たる事を脱かれざるなむ、甚詮無き事なりける、古事記に、此還矢可恐之本也と有るも甚愛たき事にて在るを、記傳十三(四十丁)に、此註八字は後人の日本紀を以て添へたるならむ、と師の云はれつる信に然なり(下略)と云れて、其註をだに下されざるこそ遺憾しき事なりけれ、萬世に我皇學の師と仰ぐ縣居、鈴屋二翁すら然り、況て其末輩に於ては今更に云ふ限には非ざりけり、(右に引けるは、口訣の今本なり、通證に擧げられたるは、山鷄鷄蜂鷄鷄羽と作り、然らざる時は熊は獸なり、蜂は虫なり、何を用ひてか矢には作べき、蜂鸚と云ふは、和名抄に角鷹、辨色立成六角鷹久萬太加、今按所出未詳、但角者毛角之義歟と云へる是なるを、波知久萬と云ふは其角の字の義にして、喙の尖利にして克く物を刺すを以て云ひ、久萬は其爪を以て能く物を搦むを以て號くる所なる可ければ、通證に引れたる本を以て正しと爲べきなり) 借返矢可畏と云は、此時の雉頓使と並べて古より遍く世人の諺に云來れる事、此世人所謂と有るを以て著明きが、此に掛まくも甚も可畏き天皇に射向ひ奉る時は其反矢の御刑戮有りて、立處に家を亡なひ身を滅ぼすと云ふ皇

祖天神の御定制御在し坐すを以て、世人其反矢を可畏と云傳へて、天皇朝廷の威神き大御稜威を凌犯す可からざる諺と爲つる者なりけり、平家物語奈須與市扇的條に、高倉院嚴島御幸の時、三十本切立明神へ神納有りし紅に日の丸の扇なり、平家都を落ちし時神主佐伯景弘此扇を取出し、此は帝の御施入明神の御秘藏なり、且は故院の御情帝業の御守たる可し、此扇を持たせ給ひたらば敵の矢は却りて其身に中り候ふべしとて祝言し進らせける云々、と有るは、當昔猶返矢可畏と云ふ諺を世の人口に云ふ事なりし故に取立て申せりし者と見えたり、然れば此天稚彦が逆事せし此の反矢を本として、何れの兵器を以ても天皇に敵對し奉れる者の報正に、如く此有る皇祖天神の御定是に在る可き御掟なる者なりけり、壓乞御紀に書させ給へる御事跡の一二を擧て、萬世に至る迄然る負氣無き心を懷き、朝家を蔑如し奉る僻者の鑑誠とす、先づ天皇の御事を天壓神と稱奉る御事より證し申す可し、傳廿に粗注し奉るが如く、神武天皇戊午御紀、頭八咫鳥を大御使に立てさせ御在し坐して虜を徵させ給ふ所に、鳥到其營而鳴之曰、天神子召汝、怡非過々々々、兄磯城忿之曰、聞天壓神至而吾爲之慨憤時、奈何鳥鳥、若此惡鳴耶(中略)次到弟磯城宅而鳴之曰、天神子召汝、怡非過々々々、時弟磯城慄然改容曰、臣聞天壓神至、且夕畏懼、善乎鳥、汝鳴之若此者歟、即作葉盤八枚盛食饗之と見えて、此方よりは天神子と名乗らせるに御敵方よりは天壓神と稱奉れる事にて、畏懼れ奉る謂なるなり、借天壓神と聞えさする御名義は、此より以前に我是日神子孫、而向日征虜、此逆天道也、不若退還示弱、禮祭神祇、背負日神之威、隨影壓躡、如此則會不血刃、虜必敗矣、と有る大御詔の如く、日神の威を負持たし御在し坐して、影の隨に壓ひ躡せ御在し坐す義を以て天壓神と稱奉れるなり、然して後に今以高皇產靈尊、朕親

作顯齋と云ふ事御在し坐して、其四年御紀詔に、我皇祖之靈也、自天降鑿、光助朕躬、今諸虜已平、海内無事と有る如く、皇祖天神の大御靈を仰戴き御在し坐すが故に、其兵威の強く盛に御在し坐す御事、顯身の爲得べき御有狀にて御在し坐さざりければ、天壓神と稱奉る事實に良はしき大御名なり、但此は其天皇一所に限り奉る可きに非ず、天神御子と御在し坐して、天統を受繼せさせ御在し坐す上は、千萬世の後と雖も等しく天壓神にて渡らせ給へる御事申奉るも更なりかし、先づ此天壓神の御事より委曲しく明らかめ奉り知るに非ずしては、此に謂ゆる反矢可畏しと云ふ事の本も何も詳かに知られ難き御事なるが故に云ふなり、贅言と思ひて徒に見過す事勿れ、故事談に伊周公の花山法皇を射奉る條に、兩三人相具して法皇自鷹司殿騎馬令伺給ふを奉射の間、御袖より通りにけり云々、又奉咒誣女院云々、依此等事左遷云々と有るは、公家より現に御罰ひ御在し坐しけるなれば格別の事にして、又同書に宇治左府奉咒誣近衛院云々、仍天皇崩給畢、然而左府下不經幾程、中矢、薨、云々と有る左府は、賴長公の事なり、保元の亂に流矢に中りて薨られしは返矢の例に充べし、天矢とは流矢の事と聞ゆ、偕此天壓神に敵向ひ奉り逆狀なる企を爲す者には、立處に反矢の御罰なひ御在し坐す事定まれる御制なるにて、其御紀に、天皇使徵兄猾及弟猾者、(中略)時兄猾不來、弟猾即詣至、因拜軍門而告之曰、臣兄兄猾之爲逆狀也、聞天孫且到、即起兵將襲、望見皇師之威、懼不敢敵、乃潛伏其兵、權作新營而、殿內施機、欲因請饗以作難、願知此詐、善爲之備、天皇即遣道臣命、察其逆狀、時道臣命、審知有賊害之心而大怒、詰責之曰、虜爾所造屋、爾自居之、因按劍彎弓、逼令催入、兄猾獲罪於天、事無所辭、乃自蹈機而壓死、と有るは、天皇を亡ひ奉らむが爲に設置る機が即其身を

亡ふ器と成れるにて、忽に反矢の御事有りしなりけり、又其頭八咫鳥を遣して、兄磯城、弟磯城を徵給ふ所に、時弟磯城(中略)因以隨鳥詣到而告之曰、吾兄兄磯城聞天神子來、則聚八十梟帥、具兵甲、將與決戰、可早圖之、天皇乃會諸將、問之曰、今兄磯城果有逆賊之心、召亦不來、(中略)乃使弟磯城開示利害、而兄磯城等猶守愚謀、不肯伏(中略)越墨坂、自後夾擊破之、斬其梟帥兄磯城等と有るも、先到大御使を遣させ給へる所に、乃彎弓、射之鳥即避去と見えれば、此も反矢にて死れりし例とは爲べきなり、若て後に皇師遂擊長髓彦、連戰不能取勝、時忽然天陰而雨氷、乃有金色靈鷲、飛來止于皇弓弭、其鸞光曜煥狀如流電、由是長髓彦軍卒皆迷眩、不復力戰と有りて、此より皇軍の御勢加はらせ御在し坐して、終に凶徒天誅に伏て噤類無きに至れる、即天壓神の天壓神たる所以にして其御勢自然に反矢の御旨に合へる者なり、甚可畏しなども云むは中々に尋常なる御事にこそ、(其將獨此天皇の御上のみには非ず、後世天皇に於ても少か違はせ給ふ所無き事本よりなり、尾張風土記に、神日本磐余彦天皇東征の時、討伏湯貴首人、歸化之場、海部佩室臣奉射天皇、天種子命以三角石弓及玉太羽矢、射殺佩室臣、討終於海部氏姓と有るなども右の列に計へつ可くや)崇神天皇十年御紀に、童女の謠へる事有るを大彥命此を奏されけるに、倭迹々日百襲姫命の乃知此惟、言于天皇、是武埴安彥將謀反之表者也、吾聞、武埴安之妻吾田媛、密來之取倭香山土、累領巾頭曰、是倭國之物實反之(物實此云望能志呂)是以知有此事焉、非早圖、必後之と奏し給へるは、其童謡を以て謀反之者有る由を告知らせ奉れるを然判らせ奉り給へるにて、共に神の御諭なる事申すも更なり、次に未幾時、武埴安彥與妻吾田媛謀反逆、興師忽至、各分道而、夫從山背、婦自大坂、共入欲襲帝京、時

天皇遣五十狹芹彥命、擊吾田媛之師、即遮大坂、皆大破之、殺吾田媛、悉斬其軍卒、と有るは、其妻の大坂口より入るを道に遮りて悉くに打滅し給へるなり、次に復遣大彥與和珥穴遠祖彥國葺、向山背、擊埴安彥、爰以忌瓮鎮坐於和珥武鏝坂上、則、率精兵進登那羅山、而軍之と有る、忌瓮は神武天皇戊午年御紀に天皇大喜、乃拔取丹生川上之五百箇眞坂樹、以祭諸神、自此始有嚴瓮之置也と有る是にて、皇祖天神を祭りて軍の勝利を祈る事なり、其始經津主神の平國の時に起れる由下に注す可し、次に更避那羅山、而進到輪韓河、埴安彥挾河屯之、各相挑焉(中略)埴安彥望之、問彥國葺曰、何由矣汝興軍來耶、對曰、汝逆天無道、欲傾王室、故舉義兵、欲討汝逆、是天皇之令也と有るは、彼退き我進みて天兵の神威賊軍を襲ふなり、於是各爭先射武埴安彥、先射彥國葺、不能中、後彥國葺射埴安彥、中胸而殺焉(下略)と所見たる、此事を古事記には、爾日子國夫玖命、乞云其廂人先忌矢可彈、爾其建波爾安王雖射不得中、於是國夫玖命彈矢者、即射建波爾安王而死と有りて、此矢合せの時始て用ふる矢を忌矢と云ふは右の忌瓮を居て祭れる弓矢と聞ゆるが、此に彥國葺命より乞て、其武埴安彥に乞て先づ忌矢を彈たしむるは、天皇の御楯と仕奉る將軍なるが故に、彼無道の矢の中ると云ふ事は決に無き事と思定めて疑無き心より云はせられし者なり、果して其矢中る事を得ずして彥國葺命の射給ひし矢の外さず、一發にして射殺し申されし、是正しく神代に謂ゆる反矢の御事を擬び行はれし者と所見たり、(其先に申されし言に、汝逆天無道云々の言はしも、高木大神の天稚彥が悪心を以て射つるならば、此矢に麻賀禮と咒給ひしに事の狀は同じからざれども、大に似たる所有る者なり、且彥國葺命の敵の矢を物とも爲すして受けられしは、天皇の大命を以て謀反する敵の無道なる

矢は、天兵を犯す事能はざる由に思はれたる者にて、將帥の任を辱く爲る者の心掟と爲す可き事共なるにこそ、後の物ながら、保元物語白河殿攻落條に鎮西八郎云々、下野守の郎等に相摸國住人鎌田次郎正清と名乗りければ、偕は一家の郎從御坐なれ、大將軍の矢面をば引退けと宣へば、本は一家の主君なれども、今は八逆の凶徒なり、違勅の人々討取て高名せよや者共と云も果てず發つ矢が、御曹子の半頭に加良理と申りて兜の志古呂に射附たり」と有りて、違勅の人を討つには私の主從の義を用ひず、君臣の大義に本著く御定なる者なり)景行天皇四十年御紀に、冬十月壬子朔癸丑、日本武尊發路之、戊午枉道拜伊勢神宮、仍辭于倭姬命曰、今被天皇之命而東征、將誅諸叛者、故辭之、於是倭姬命取草薙劍授日本武尊、初至駿河、其義賊陽從之、欺曰、此野也麋鹿甚多、氣如朝霧、足如茂林、臨而應狩、日本武尊信其言、入野中而覓獸、賊有殺王之情、(王謂日本武尊也)放火燒其野、王知被欺、則以燧出火、向燒而得免、(一云、王所佩劍叢雲、自抽而薙攘王之傍草、因是得免、故號其劍曰草薙也、叢雲此云茂羅玖毛)王曰殆被欺、則悉焚其賊衆而滅之、故號其處曰燒津、と有るは、當昔東國の夷人皇化に順はず正朔を奉ざる者共多在りしかば、皇子を以て言向させ御在し坐しけるに、賊此を欺き奉りて野中に入れ奉り、火を放ちて其野を燒巡らして皇子を殺し奉らむと爲しなり、此御事古事記にも見えたれども、殊に委しきは熱田緣起に倭武尊忽被誑誤、計略難施、其所帶神劍、自然抽出、薙四面之草、又開所持囊、中有火打一枚、驚喜敲火、向燒得免と有て、此に向火を著て燒かせ給へるは御自行はせ給へるなり、御劍の自抽出て草を薙攘らせ給へるは神助有るなり、如此く自佗共に打合ひて案外に賊を塵にし給へる事、是亦反矢の御政の御旨に合はせ給へる事、妙に奇

異しき者なりけり、偕如此東國へ入立させ御在し坐す初に然る神威の御在し坐しければ、語繼ぎ言傳へて然計り廣く大なる山東の國々より蝦夷島に至る迄も行渡らせ御在し坐して、年も有らせず、其國々を事も無く向平げさせ御在し坐して尾張國まで歸著かせ御在し坐しける御事、一時駿河國にて賊難に罹らせ給へる御幸に依れる事申すも更なり、(古事記には於是先以其御刀ヲ撥草と有れども、其にては日本武尊の御自爲させ給ふ御事と成て、草薙劍と云ふ名義に叶難し、又云はく、以其火打而打出火、著向火而燒退還出、皆切滅其國造等、即著火燒と有る向火は、火を以て燒退させ給ふ御事にて反矢の狀に異ならず、若て其神劍の熱田宮に鎮り御在し坐して末代迄東夷の防禦を爲給へる御旨有る事、已に傳廿四卷に注し奉れ、ば合せて讀みて曉る可し) 其より後世々に少かの事は有りしかども、天神御子の朝廷を傾奉らむと爲る類に非ざれば、掩て天地の初より未だ聞ざる暴逆の者有り、武烈天皇前御紀に、大臣平群鳥臣、專擅國政、欲王日本、陽爲太子、營宮了、即自居觸事、驕慢都無臣節と有て、大王の王宮を我有と爲て、朝廷を傾け奉らむとす、武内宿禰の流にして逆賊と爲る者は是なり、此賊其子の鮪共到大伴金村大連に誅せられて、忽に反矢の御報有りて終に事濟さりけり、次にも同じ武内宿禰の裔にして蘇我馬子はなり、崇峻天皇五年御紀に、冬十月癸酉朔丙子、有獻山猪、天皇指猪詔曰、何時如斷此猪之頸、斷朕所嫌之人、多設兵仗、有異於常と有るを、通證に以此詔考之、馬子既有弑逆之幾也、然則前年出諸將於筑紫、亦是馬子空内以逞惡之陰謀耳、と有るは實に見抜かれたる説なりけり、次に壬午蘇我馬子宿禰、聞天皇所詔、恐嫌於已、招聚儻者、謀弑天皇と有て、積年の謀反を漸に其賊黨に吐露すに至れりし者也、若て十一月癸卯朔乙巳、馬子宿禰詐於群臣曰、

今日進東國之調、乃使東漢直駒殺于天皇、是日葬倉梯岡陵と有りて、已に葬し奉れるを思へば、豫め聖德太子などと謀し合せて御葬具までも已に調へ置て亡ひ奉れりしなり、當時此賊は佛に依りて物部大連を滅し、天下を暗まして佛法を弘むる奴なるに、東漢直は下に注せるが如く、阿知使主と云ふが末にして儒道の家なり、儒佛の徒の君臣の大義に疎くして、世教に大害多き事此一大事を以て知るべし、天皇然る御言を詔給はず御在し坐す密に謀らせ給へらむには、彼賊を思はず任に討たせ給ふめりしを、上に聖德太子其方人と有けむからは御力にも及ばせ給ひ難くて、然る御言舉をば爲させ給へりけむが、此賊を當時誅ひて天皇の御忿を和め奉れる人の無きこそ口惜しき事なりけれ、然れども天下後世に至りて、此が爲に筆誅する人の多きなむ、反矢の心計りは有るなりける、(林道春が説に厩戸親見馬子之弑殺、而因循以從、則馬子之罪、亦有所分邪、於戲厩子無孔子沐浴之告、而有歸生不武之名、今按、嘗聞之也、上官太子弑崇峻天皇、是則孔子論趙盾者也、豈唯馬子之罪有所分而已哉、首惡之名乃在太子、と云へるは然る言なり) 然して舒明天皇前御紀に、當是時蘇我蝦夷臣爲大臣と有り、是馬子が子なり、此を豐浦大臣と云ふ、其七年に、大派王謂豐浦大臣曰、群卿及百寮朝參已懈、自今以後、卯始朝之、已後退之、因以鐘爲節、然大臣不從と有る、此一事を以て此奴朝憲を蔑如し、私威を縦に爲りし事想像る可し、其皇極天皇御紀元年に、以蘇我臣蝦夷爲大臣如故、大臣見入鹿(更名鞍作)自執國政、威勝於父と有りて、父子權威を盛大に爲る趣にて、是歲蘇我大臣蝦夷立已祖廟於葛城高宮、而爲八佾之儔(中略)又盡發舉國之民並百八十部曲、預造雙墓今未、一曰大陵爲大臣墓、一曰小陵爲入鹿臣墓と有る、高宮は葛城の地名なり、此より先に推古天皇三十一年御紀に、馬子

が天皇に令_レ奏_レて葛城縣を以て欲_レ爲_レ臣之封縣と請ひ申けるに、天皇詔曰、今當_レ朕之世、頓失_レ是縣、後君曰、愚痴婦人臨_レ天下、以頓亡_レ其縣、豈獨朕不_レ賢耶、大臣亦不_レ忠、是後葉之惡名則不_レ聽と有るも、此を以て見れば其勢已に我有と爲つるなりけり、右の基を作る續の文に、更悉聚_レ上宮乳部之民、役_レ使營兆所、於是上宮大娘姬王、發憤而歎曰、蘇我臣專擅_レ國政、多行_レ無禮、天無_レ二日、國無_レ二王、何由任_レ意悉役_レ封民、自茲結_レ恨、遂取_レ俱亡と見えたり、上宮太子と賊馬子と同意の人なり、此時蘇我氏累世の叛逆の志を漸成すの際に及びては、其上宮太子の御子等を斥けむの心有り、所以に其封民を役使ひて斷たむと爲る情を呈すに至れり、自_レ茲結_レ恨と有るを以て、其より以前には連和_レしかりし事を知るべし、其二年に、冬十月丁未朔己酉、饗_レ賜群臣伴造於朝堂庭、而議_レ授_レ位之事云々、と有て王子蘇我大臣蝦夷縁_レ病不_レ朝、私授_レ紫冠於子入鹿、擬_レ大臣、復呼_レ其弟曰_レ物部大臣と見えたり、冠位は朝廷の授けさせ給ふ所、天下名分の立つ所是なるを、君上を蔑如し天下を愚弄_レかす事、其罪此に至りて愈大に成れり、足利尊氏朝廷に背き奉り、兇賊と成れる始、自征夷大將軍と稱り、天下の賊黨の首渠者と爲れる時の狀に異ならず、其次に戊午蘇我臣入鹿、獨謀_レ將_レ廢上宮王子等、而立_レ古人大兄爲_レ天皇と有るは、賊尊氏が護良親王の威名を惡み讒を構へて貶し奉れるに似たり、其時童謡有りて、下に蘇我臣入鹿深忌_レ上宮王等威名振_レ於天下、獨謀_レ營立と有るを見れば、古人大兄皇子を立てむと云ふも其名を借りて人口を塞ぐ術にして、實は僞なる事上下に照し應て知られたり、此に於て上宮王等子を悉くに亡ぼし奉り、此時に至て馬子以下三代の積惡究まれりと云ふべし、然るに未反矢の應徵非ざるは賊首馬子が崇峻天皇を弑奉れるに、上宮太子君父の爲共に戴く可からざる天を共にして、其賊を好はしく爲給へる

御報此に來りて其祀を斷たれさせ給へるなりけり、(其下に、蘇我大臣蝦夷聞_レ山背大兄王等摠被_レ亡_レ於入鹿而嘯罵曰、噫入鹿極甚愚痴、專行_レ暴惡、爾之身命不_レ亦殆_レ乎、と云る遁辭なり、軍衆を起して上宮を圍む計の大事を父の聞知らざる事やは有るべき、其王子等には天下に心を寄する人も有けむから、其責を塞ぎ其心をも慰めむと爲し奸術なり、已に父子の陵を築きて大陵小陵の名を設け、八倍の儻を成し我子に冠位を私に授けたるなどを以て、其蝦夷は謀主なる可く思えたり) 其三年に、冬十一月蘇我大臣蝦夷兒入鹿臣、雙_レ起家於甘檮岡、稱_レ大臣家、曰_レ宮門、入鹿家曰_レ谷宮門、稱_レ男女曰_レ王子、家外作_レ城柵、門傍作_レ兵庫、每_レ門置_レ盛_レ水舟一木鈎數十、以備_レ火災、恒使_レ力人持_レ兵守_レ家、大臣使_レ長直於大丹穗山造_レ梓削寺、更起_レ家於畝火山東、穿_レ池爲_レ城、起_レ庫儲_レ箭、恒以_レ五十兵士繞_レ身出入、名_レ健人、曰_レ東方僨從者、氏々人等入侍_レ其門、名曰_レ祖子孺者、漢直等全侍_レ二門と見えたり、已に其男女子に玉號を僭_レむる上は、二賊は大君の號を用ひたりし事知らる、此より以前夏六月の下に、是月國內巫覡等、折_レ取枝葉、懸_レ掛木綿、伺_レ大臣度_レ橋之時、爭_レ陳_レ神語入微之說、其巫甚多、不_レ可_レ具聽、老人等曰_レ移_レ風之兆也と有る、此神語はしも、續紀神護景雲三年に、初大宰主神習宜阿會麻呂、希_レ旨媚_レ事道鏡、因_レ矯_レ八幡神教_レ言、令_レ道鏡即_レ皇位、天下太平、道鏡聞_レ之、深喜自負と有る如き妖言なるを、天下蘇我氏有るを知て上に天皇の御事を知らざる世なるから、憚る所無く然る逆事を并めし故に、心を定めて天皇の御儀を擬び行へりし者なる事決し、其四年六月丁酉朔戊申、天皇御_レ大極殿と有て、中大兄尊其賊入鹿を令_レ斬給へるに、入鹿轉_レ就御座叩頭曰、當_レ居_レ嗣位_レ天之子也、臣不_レ知_レ罪、乞_レ垂_レ審察、と有る、此時に中大兄伏_レ地奏曰、鞍作盡滅_レ天宗、將_レ傾_レ日位、豈以_レ天孫_レ代_レ鞍作_レ耶と見えたり、是已

に彼が篡逆の企有るを見明めさせ給へる由の奏言なり、次に使人賜鞍作臣屍於大臣蝦夷、於是漢直等摠集眷屬、擯甲持兵、助大臣、設軍陣、中大兄使將軍巨勢德陀臣、以天地開闢君臣始有說賊黨、令知所起と有るは、彼資人は漢直にして蕃種の者なる故に、皇基の起る所を知らずして、漫に其逆事に與しければ、我が君臣の義の重き所以を示諭させ給へるなり、其君臣の論は古の御言を引て上に注し奉れるが如し、次に己酉蘇我臣蝦夷等臨誅云々と有りて、其父馬子が掛まくも甚も可畏き天神御子を弑奉り、女主を立て無道を行ひけるに、幸にして天年を終へ、其子蝦夷其孫入鹿父子も亦女帝の時に乘て太宗を滅し日位を傾けむと爲つるに、果して其天誅を受け奉る事速なりと雖も、其逆弑の事有りし崇峻天皇五年壬子より此皇極天皇四年乙丑迄凡五十四年、蘇我氏の爲に反矢の御責至らざりけるこそ天下の義人をして憤悶らしむる事なりけれ、思ふに、右の三賊の氏と爲る蘇我は、武内宿禰命の子石川宿禰の後なるが、其裔稻目大臣に至りて朝政に仕奉る大臣と成れり、佛法の渡來れるを信受て其家に傳ふ、其子馬子此を受けて天下に弘め行はむとす、天皇固より受けさせ給はず、天下悉く疑ふ、此を以て其愚俗を誘入れて佛法の大なる由を勸む、此に依て黨類廣く盛に成れるが故に、物部大連と共に朝廷に立並ぶ事を忌みて終に打亡ぼすに至れり、此に依りて其黨倍大に成れるが故に、天皇を弑奉ると雖も人亦此を逆しまなりとは爲す、此威に乗て又倍其黨の大に成れる者にて、蘇我氏の大に成れるは佛法の爲に成る所なり、然して其法は棄恩入無爲と云て、君父をも屑と爲ざる事なるに合せて、其資人は一族を置ては多くは漢直にて漢主靈帝が遠裔なり、放伐を事とし無道とは知らざる國より歸化れる者共にし在りければ、固より我國家の開闢以來君臣の定まりて有る事を知らざるが故に、其所を見濟し語らはれて馬

子が爲に天皇を弑奉れるなり、蘇我氏我皇國の故事を知らざる者には有るまじかりけれども、其佛の爲儒生の爲に八唐の大罪を究めたりし者なりけり、其居宅を王宮に擬作り稱呼を皇家に摸擬へるなどは、漢直以下賊黨の勸むる所も少く有りつらむと、右に令知所起と有は君臣の義を知らしむるに思合す可し、此と同じ意味なる御言は、右に引ける續紀大宰主神習宜阿會麻呂が神託を矯れる續きに、天皇の和氣清麻呂主を宇佐宮へ遣はして神命を請はしめ給へる條に、清麻呂行詣神宮、大神託宣曰、我國家開闢以來、君臣定矣、以臣爲君未之有也、天之日嗣、必立皇緒、無道之人、宜早掃除、清麻呂來歸、奏如神教と有て、此時中大兄尊と後に八幡大神の託宣へる御言と少か異なる所無くなむ有りける、仰ぐ可し、尊ぶ可し、此より後に朝廷を擬作れる者は承平の將門なり、其者の天誅を得て忽に亡びし事は人皆知る所なれば今注すに及ばず、人の知らずして暗に天皇の事を爲し密に朝廷の儀を行ひつる逆臣は、鎌倉の頼朝なむ其巨魁なりける、安德天皇の天下所知食す大御世に當て、平家の氏門甚廣く盛なるが上に御外戚の威權恣に在りしかば、之を惡ませ御在し坐して以仁親王の令旨を以て伊豆國の流人源頼朝をして兵を令起給ひけるに、東國の家人を募りて日有らずして其兵威大に成れり、此に於て府を鎌倉に居て、阪東八州をば公私を云はず攻取りて己が有と爲り、是叛逆の志意を逞しう爲る始なり、其後源義仲は西上して平氏を斥くと雖も、頼朝は東陸を取を事とす其後義仲京畿を擾ると聞て、弟範頼義經二人を遣はして令討む、實に頼朝が待つ所此に在て、其圖る所時を得たりと云ふべき狀なり、然して二弟義仲に克ち續きて平家を西海に逐ふ、終に主上を海上に廢らし奉り、神劍を海底に失はしめ奉り、皇太后を生捕り平氏を殺戮す、此賞に依りて威福恣なり、其頭後鳥羽天皇立たせ御在し坐すと申せども

幼帝にて渡らせ給ひ、法皇はしも老衰させ御在し朝廷の空しきが如き時に乗り、其所を得たりと平家を討たる、其年文治元年十一月大江廣元と議りて、朝廷より置せ給ふ國司王卿の莊園に置るる領家の外に、守護地頭を置て專天下を制めむとす、北條時政を以て令請奉れるに、其勢にや迫らせ御在し坐しけむ、終に許可させ給ひけり、増鏡に、此時ぞ諸國摠追捕使と云ふ事承りて地頭職に我家の兵共成し集めける、此日本國の衰ふる始は是よりなる可し」と有は然る言にて、此より定まれる租税の外に別に兵糧を倍さしむ、國司領家此を以て日々に衰へ、守護地頭の勢は年月に増り以て、恰も天に二日無くして國に二王有が如し、勢位に佞り、權家に媚るは俗人の常なり、天下の百姓、守護地頭有るを知りて國司領家有るを知らざるに至る、其大にして鎌倉有るを知て皇都御在し坐す事を知らざるに至れり、此を古の蘇我氏に比ぶるに、其陰惡大なる事幾層と云ふ數を知らず、其皇令を用ひずして驕傲の甚しかりし證は、鎮守府將軍藤原泰衡を討たむ事を申請ふと雖も、天下に罪無き者にし在りければ勅許の御事御在し坐さざりけるに、大庭景能と云ふ者の云ひけらくは、泰衡が父祖代々源氏に隸ぬ、今家人を討つに何ぞ皇命を待たむと云進る任に、終に軍を向て討滅し陸奥出羽の二國を我有と成したりけり、是其叛心に非ずは何か云ひてまし、承久を待ちて、東征の御政御在し坐す事後れさせ給へりところは所思えたり、(國史略に、西尾言忠と云ふ人の論を載せて云はく、我邦古來向朝彎弓者、稱曰朝敵、々々即逆賊之謂也、凡爲朝敵者、未會有全其終者也、當時源氏西討、雖假名王師、其實私戰耳、非爲朝廷也、要之、平氏有罪則可伐、有讎則可復、唯此安德天皇、雖謂故相國平公之外孫、身擁三器、位居萬乘、儼然我臣民之主也、豈可下向帝舟發一矢乎、先是一谷八島之戰、平氏族屬殆盡、及

逃壇浦、諸壯士存者無幾、其亡可計日待也、方是時、義經宜命軍士不用急擊、千思百計、奉迎天皇而後討平氏、殲之、縱使上皇詔義經有前帝亦可害之言、至尊不可害焉、況上皇命西討、非與前帝之事、而義經不學無術、不思此義、唯以奮擊爲快、遂逼帝沒海、而不知身爲朝敵、云々、是故六十六州無地容身、奔走潛匿、生涯辛苦、遂爲人所害、豈非神明罰朝敵乎、安德帝在天之靈、復現于東國、使鎌倉右大將、恐懼墜馬而死、所謂天定勝人者、善惡報施、昭々明于世、苟志于道者、唯當思此義、謾貶亡者、專褒興者、淺之丈夫也哉、と云るは、實に予が心を得たる説なる者なり、賴朝が事は次に云ふべし、若て賴朝征夷大將軍に補せられたりと雖も、其名目を冒すのみにして其實は諸事凡て乘輿に擬たり、霸業を定め職に在る事二十年、土御門天皇正治元年正月薨ぜらる、世に傳ふる所は是月相摸川の橋成りて供養に赴きし時、義經行家の靈を八的原に現はし、又安德天皇の神靈を稻村崎にて見奉り恐驚き馬より墜て死けりと云と雖も、其實は北條時政が手に殺されたりと云へり、薩州家藏東鑑に其一枚傳れりとて或人の語りけらくは、其婦翁時政賴朝に密に云ふやう、秩父重忠夫人政子に密に通ふめり、君不知やと云ひけるも不知と答へたり、如何にしてか其是非を見顯はさましと問ひけるに、主は今夕佗に物し給ふ持成して、忍びて重忠が如く裝ひて其夫人の内房に入りて試みらる可しと云ひければ、婦翁の言を信み乞其奸父を見顯さむと夜深人鎮りて其内寢を叩きけるに、主は居ざりける事を知れ、ば重忠なる由を云ひて艶言をや云ひたりけむ、政子怒りて其奸夫なりと思ひて長刀を抜て切付たりけるに、其實の夫を終に打殺してけりとぞ、是時政が奸計を以て其婿を殺し、幼主を立て、其權を恣に爲む謀なり、安德天皇在天の神靈手を政子に借りて、其朝敵を亡ぼし

給ふにぞ有るべかりける、又天子を浪士の如くし己王者の如くして、天下後世に禍する曲士なりければ、皇祖天神の天誅も御在し坐し加はらせ給ふ可き御事申すも更なりかし、若て其子頼家立て將軍と爲りけるに、時政其主を廢らし世子一幡を殺して弟實朝を立てしむ、又時政漸害せむの心有りと雖も果さず、此より義時執權なり、其後久しく有りて實朝公内大臣に成上り直に右大臣に轉られ、其拜賀の式をば鶴岡八幡宮にて仕奉らむとて詣られたりけるに、故頼家の子公曉に討たれにけり、實は義時が令討たりしなりとぞ聞えし、此大臣山は裂け海は淺なむ世なりとも、君に二心我が有らめやも」と詠れしには、似氣無くも有りける哉、抑官位を天朝より戴き奉らるゝには、自京に上りて禁中の大庭に蹲踞りて拜賀の式を行ひ、天恩の辱き由を謝し奉らる可きに、大饗の尊者を始め公卿殿上人を多く招下されたるこそ、天下後世の爲に淺ましき逆狀なる例を遺されたりけれ、是將暗に天朝を蔑如し皇家を輕賤め奉る驕傲の極なる者をや、皇祖天神其无禮を怒らせ御在し坐しけむ故に、時しめ有けれ其拜賀の事をも仕奉られずして罷り給へり、嗚呼、増鏡に、「此内大臣又右大臣に上りて大饗など珍らしく東にて行ふ、京より尊者を始め上達部殿上人多く訪らひ在しけり、偕鎌倉に移し奉る八幡の御社に神拜に詣る、甚嚴めしき響きなれば國々の武士は更にも云はず都の人々も扈從しけり、云々」と有り、是拜賀と大饗とを共に居ながら行はれむと爲られしなり、然れば公事にも非ず、私の祝びに大宮人を招下すなど云ふは、甚だ无禮き事を始められしなりけり、大臣ならむからに天皇の御爲には臣下なり、何ぞ恣に驕傲る事を得てむ、後鳥羽天皇未だ幼主に御在し坐しける時、頼朝關東に覇を定てより朝威漸次に衰へさせ御在し坐しけるさへ有るに、實朝大臣薨ぜられし後は、北條氏几下の陪臣に在りながら、天下の大權を握り朝

廷を制するに世運究まれり、承久三年と云ひけるに忍びて思食し立たせ給ふ御事有りけり、賊將義時傳へ漏聞きて弟時房と子泰時と二人を首として軍共を從へ都方に出立たせ遣したりけり、増鏡に云はく、「翌日思も係けぬに泰時鞭を上げて走來たり、父胸打騒ぎて如何にと問ふに、軍の有るべきやう大方の掟などは仰の如く其心得侍りぬ、若道の邊に計らざるに辱く鳳輦を先立て御幡を上られ向の嚴重なる事も侍らむに參り逢らば、其時の進退如何侍る可からむ、此一事を尋ね申さむとて獨走侍りきと云ふ、義時左計り打按じて賢くも問る男かな、逆に君の御輿に向ひて弓を引く事は如何有らむ、然計の時は甲を脱ぎ弓絃を切て偏に畏まりを申して身を任せ奉る可し、然は非で君は都に御在し坐しながら軍兵を賜はせば、千人が一人に成るまでも戦ふ可し、と云ひも果ぬに出にけり云々」と有は、然すがに其言のみは宜かりけり、玉勝間思草卷に、「九條廢帝と申奉るは順德天皇の第一の皇子にて云々、承久三年四月廿日に御年四にて受禪有り、然る所に東の賊北條義時甚く荒びて忌々しき世の亂起りて、彼族泰時時房など云ふ賊共押上り、同き六月に京に亂入りて甚も可畏く三所の天皇等を遠所に遷し奉り、此新帝をも下し奉りぬるは淺ましき事なりける、をこそ云へ、云はむ方無き逆事の禍事にぞ有りける云々」と云はれしが如く、髮逆立計りぞ憤ほろしき事なりける、偕彼賊將時房泰時二人都に亂入りしかば、驚かせ御在し坐して反矢を一發だに射させ給はず叡山に御幸御在し坐しけるが故に、賊の爲に後鳥羽天皇は隱岐島に、土御門天皇は土佐國に、順德天皇は佐渡島に移されさせ御在し坐し當代の主上をば廢帝と成し奉られさせ給へり、悔て復らぬ事とは申しながら、此に上皇にも新院にも御過御在し坐さずとは恐れれども申す可からず、神代の故事に、高木大神此反矢の御政を行はせ御在し坐しけるは、此世人所謂反矢可

畏之縁也とも世諺にも傳へて、天神御子不臣の者は誅はせ給ふ道なり、又右にも注せるが如く、我天皇は天神御子に御在し坐せば、日に向て戦せ給はむ事こそ良はしからね、其御影を負ひ御在し坐して壓ひ躡せ御在し坐して、此時に天壓神と申す大神稜威を振はし御在し坐せらむには、賊黨自碎け兇賊此に滅びなむ事、掌を指すが如くなるに、卒忽に逃遁させ御在し坐して、然計り女々しく振舞はせ給へらむには、皇祖天神天の龜戸押張り見行し御在し坐すとも、争でか救ひ奉らせ給ふ所を得てまじや、是彼魁賊共幸にして反矢の天譴を速に得奉らざる所以なり、此承久三年辛巳より四年有りて、元仁元年甲申夏賊臣義時近侍の爲に殺さるとも又は暴死すとも云へり、然れども四年の壽を借し給へる事、不審しき事なりけり、天下の大君と御在し坐して、天下の逆賊を平治させ御在し坐さむに、何の憚る所か御在し坐さむ、後來聖主の御心と爲させ給ふ可き御事なるにこそ、(新井君美が讀史餘論を竊まひて、平田篤胤が玉禰と云ふ物に云ひけらくは、泰時或僧に世の功德とも成るべき事を問ひけるに、佛刹を建てたる可き由を云ひけるに、其言を斥けて鎌倉を逐出したりけり)とて、兩人共に佛を惡む心から泰時は善行有りし人なりとて譽むる事なれども、此魁賊は父の義時なる事は論無し、泰時其命を承けて行ひたる者なれば、其罪父に在りて渠に無しとも、云はば云はる可けれど、京に上りて計らふ方も有りなむを、増鏡に東より云遣する任に保元の例にや、院の上都の外に遷し奉る可しと聞ゆれば云々」と有る、其は當今と新院との御戦なれば快からぬ事ながら然も有るべし、是は人臣と云ふ中にも陪臣の身として朝憲を弄し聞ゆるを憤らせ御在し坐して、御征伐の御事に及ばせ給へるなれば、其罪關東に在る事固より也、何ぞ保元の例を取立て云ふべき所ならむや、又三帝を鳥々に流し奉る事に至ては、賊將二人の計らひなり、

義時が命なりとて親しく行はる可き事に非ず、是泰時に逆賊の心有るに非ずして何ぞ、然れば彼小民を愛し私惠を施し一時天下に善行の名を得たりと云ふとも、天地の初より以來立定まる所の君臣の大義に背き奉り八虐の大罪を犯せる上は、子々孫々千萬世に至迄如何なる善行を積み美德を重ねと云ふとも、此大罪を贖ふに足らざる事、苟くも道に志す者誰かは是を知らざらむ、然るを然る愚説を吐かむ爲に、鈴屋翁の説をさへに破て泰時が善行を張行したるは、其下心時世に阿諛のみならず、天下の愚民を其徒に引入れむと爲る奸策に過ぎざるなり、先輩の事を如此淺ましき迄云ふを訝かる人も有るなめども、然る逆賊の方人たる者を争でか見遁す事を得むや、古今著聞集に、誰と聞侍りしやらむ名をば忘れにけり、其人八幡に参りて通夜したりける夢に、御殿の御戸を押開かせ給ひて、誠に氣高き御聲にて武内と召しければ、申して参らせ給ふ云々、世中亂れなむとす、姑く時政が子に成て世をば治む可し、と仰出されければ、唯稱して御在し坐すと思ふ程に夢悟にけり、此事を思ふに然れば義時朝臣は御後身にや、其子泰時までも只人には非ざりけり云々と有り、其頃京にも然る夢想を云ふ曲士の有しなりけり、八幡大神君に賊する逆臣を世に出し給ひて天下を亂らし給はむ、彼賊に與せる西園寺方の人の君に不忠を働く遁辭に作れる者なる可し(荒振神所を得て荒ぶる世は悲しき者か、其時關東の計らひとして、高倉天皇の皇孫にて後堀河天皇を大御位に即け奉れるより、例として皇統の進退をば彼が心に物爲る事と成れり、其皇子四條天皇にて盡させ御在し坐ければ、武家の計らひと爲て阿波院の皇子にて後嵯峨天皇を大御位に定奉れり、平戸記に、仁治三年正月十六日云々、凡空位及數日、偏是關東所爲也、十七日云々、阿波院宮依武士縁一定御出立之由、世以風聞、便縁者前内府(定通公)妻泰時、重時等姉妹也、

如レ此之間、私差遣使者於關東、有啓勅之旨云、十九日云々々々、巷説云、關東飛脚此申尅許者武家云、以此此由一且申一條殿云、依レ是京中物念云、抑此事關東計申之條、雖知未世之至極、可レ悲々々、十善帝位之運、更非凡夫愚賤之所思、而依下令順時儀給敷、一旦雖被仰合、怒以凡卑之下愚、計立帝位之條、未會有事也、我朝者神國也、不似異域之風、自茲天地開之後、國常立尊以降、皆先主令計立給、至不慮之事者、非此限、至光仁光孝二代、群臣議定敷、然而其趣偏爲安天下也、今非群議、以異域蠻類之身、計申此事之條、宗廟之冥慮如何、尤可恐云々と見えたる、實其時世に遇へらむ人の發憤は然る事なりかし、是泰時が關東の執權たりし時なり、次に後深草天皇と聞えさするは先帝の皇子に渡らせ給へり、御子御在し坐せども、上皇の御心として皇太弟龜山天皇に大御位を讓聞えさせ給ふ、是帝王の二所に別れさせ給ふ始にて、實は北條時宗と云ふが後嵯峨天皇の遺詔と矯はりて後深草、龜山二天皇の皇子皇孫更々天統を所知食べき由に拵へたりし者なり、此より以前に攝籙の御家をも五派に別ちて其權勢を已に挫きつるを、今將天胤を二流に立て皇威を折かむと爲る、姦謀經時、時頼、時宗の三賊の手に成れり、此時の狀を考ふるに、禁中は無主の空宮にして、唯高御座にのみ天津日嗣の所在にして、天皇は持明院殿、龜山殿の御流より分番當直するのみ在りて、壇場と云ふ所にのみぞ天皇の尊き御事をば見奉る可く、天胤の大御身には却りて天皇の御威は御在し坐さざりけらし、源松苗が國史略に、二帝之孫可互嗣位の事を書して、若據此説、則北條氏世々姦計陰惡、不可勝計矣、鎌倉亡後、皇統分爲北朝南朝者、凡五十年、蓋是其前兆、北條氏之病天下也、遺毒亦甚矣と云へるは、實に然る事なりけり、右に云へる如く承久の亂を醸成せる者は頼朝に兆して、義時泰時

の二兇を待ちて成れり、又經時、時頼、時宗等の皇統を二流に分ち奉れる病は、尊氏直義の二賊の手に甚しく成れり、鬼か魔か、人か賊か、實に惡む可き賊なりけれども、小民を撫育ひ私惠を授與へたりしに、眼暗みて、人皆其の大逆の賊とも知らざるこそ心憂く有りけれ、玉禰と云ふ物に、天下は天下と申さむも強事に非ず」と云へり、外説の是非は姑措く、我が皇典の罪人にして天壤無窮の神勅に戻る者なり、天津日嗣の御蔭に隱るゝ者の忘れても云はる可き事なる可しやは、下に孟子の説を辨へたと共に合せて見る可し、北條の巨賊其主と爲る將軍をば木偶人の如くして天下の政柄を掌り、天皇を戸位にして朝憲を弄じ、惡を積み罪を重ねつゝも世を経る間に、京にも代々北條の賊と親しき族にて、西園寺家と云ふ相位の賊臣此に應へしかば、其姦謀隱惡長く行はるゝ事を得たりしに、高時と云ふ狂豎に至りて愈其罪惡をなむ究めたりける、後醍醐天皇大御位に即かせ御在し坐す始、皇子護良親王を以て東宮に立聞えさせ給はむと爲しかども、高時詔を奉らず、此に於て初て逆鱗の御事御在し坐しけり、若て増鏡に法皇良も爲れば大覺寺殿にのみ籠らせ御在し坐す、人々世中の事共奏しに參集ふ、今は一筋に御行ひにのみ御心入れ給へるに、甚煩さく思せば、其夏頃定房の大納言東へ被遣る、御門に天下の事輒り申さむの御消息なる可し、大方は甚淺ましう成果たる世にこそ有めれ、斯計の事は父御門の御心に甚安く任せぬ可き者とぞ目覺し、然れど昨日今日に始りたるにも非ず、承久より以來は如此のみ成以て來にければなめり云々、此事争で東より許し申す事もなと祈などをさへぞ爲給ひける、若て大納言程無く歸上りぬ、御心の任なる可く奏したりとて院の文殿儀定所に移さる、評定衆など少々替るも有り云々と云へり、承久より以來天子は唯名のみにして萬に御心に任せ給はざりし事淺ましなど云へば更な

り、斯る逆事の積りをや得忍ばせ給ひ難く思食し成りけむ、天皇大御心を定めさせ御在し坐して、正中元年東夷を征伐せ給はむと爲させ給ひしかども、其謀泄れて事成らざりけり、北條九代記に元享元年京都に於て改元有りしかども關東此を用ひすと云へり、普天の下に住みて正朔を奉ぜず、反賊の徴此に出でたりと云ふべし、同年八月賊高時使を京に上せて、天皇及護良親王を海島に移ろはし御在し坐さむ事を請ひ奉れりしかば、天皇賊兵を避けて笠置山を以て行在所に定めさせ御在し坐しけるに、賊兵此を襲ひ奉り、已に逼り奉りて神器を新帝光嚴天皇に傳へさせ奉り、翌正慶元年三月終に隱岐島に遷し奉れり、是より先に、楠正成主義兵を河内國に擧げて御方の忠臣と成りて賊軍を摧伏らるゝ事頻なり、然して其親王は所々に潜行て賊を討つ事を謀らせ給へるに、二年三月天皇潛に伯耆國に渡らせ御在し坐して名和長年を徵し、船上山を行在所と成し、諸國の軍將を招かせ給ひけるに、王師大に振ひ官軍勢を加へて、恰も天壓神の如く向ふ所敵有る事無きに至れり、還幸の御稜威甚盛なる任に、賊將足利尊氏も姑く歸順ひ奉り、兩六波羅の賊仲時益二人を誅せるに合せて、新田義貞はしも親王の令旨を奉て鎌倉に攻入り、賊の首渠者平高時を始として其賊黨を悉に殺し天誅を行ひしは、皇祖天神皇基を護持せ給ひ、今茲に至りて反矢の神罰を行はせ給ふ所にして、天下の人望に協ひ、永く太平を致す可き狀なりけらし、源賴朝覇を鎌倉に發き、天下の政柄を執りてより、關東將軍九世、執權北條氏九世、凡百五十年にして亡び、天下の大政天朝に復る事實に此時なりければ、安德天皇以下皇祖天皇等の忿魂を慰め奉らせ給ふ御政、千載の後萬世の末に至る迄誰かは此を仰ぎ感け奉らざる可き、(其皇祖天神の神助御在し坐しける御事は伯耆卷に、)事有りて後醍醐天皇隱岐國に遷幸坐しけるが、元弘三年の春忍びて伯耆國に行幸

し、村上又太郎源長高に仰付て船上山へ行幸の御事を記して云はく、君の御供申したりと思しくて、天にも地にも鳥幾千萬とも知らず幾多かりけり、其中に七八尺許なる鳥一有り、實に奇代の事共なり云々」と見えたるは、神武天皇戊午御紀に謂はゆる頭八咫鳥の事に思合され、又新田氏の高時を攻に向はれし時、稻村崎に至り望まれけるに賊軍海陸に充滿て通ふ可からず、此に義貞主佩刀を奉り海神に祈られるに、其夕海潮大に退き、賊舟遠く散去しかば、道を、鎌倉に至り城を焼けるに、會大風吹起りて易々と賊臣を亡ぼされたるなど、悉く神助有りし者とこそ、元享三年六月、後醍醐天皇還幸の御事御在し坐せる翌年、御世號を建武と改めさせ給ひ、農桑を勸め天下を安く爲させ御在し坐さむと爲るに、大なる枉事こそは出來れにけれ、其故は護良親王威名天下に照耀させ御在し坐すを妬忌て、頻に后妃に賄賂して御父子の御中を避奉らむと爲るに、其謀終に成りて龍眼初て闇まされさせ御在し坐しけるぞ淺ましき、同年七月親王を鎌倉に流し奉らせ給ひけるに直義此を獄中に弒奉る、實は尊氏の命なりと云へり、尊氏東國に下り、自征夷大將軍と稱りて賊と成れりければ、新田義貞をして二兇を令伐給へり、此より世の亂再發れり、三年正月二兇京に入り大に禁闕を犯し奉る、五月人をして後伏見上皇の詔を請ひ奉らしめて已に反臣の名を得たるを遁れむとす、橘朝臣湊河にて戦死し給ひ、新田氏の軍利非ざるに乗じて、新帝光明天皇を立て神器を傳へ奉らしめ羈府を鞏下に固く、先帝は眞の神器を供奉りて吉野に入らせ給ひ、皇居を其地に定めさせ給ふ、北朝南朝と世に聞えさする是なり、此に於て一統の天下二に分れ、二日天上に出で天下其光を惟しむ、北朝の主は尊氏覇業を成す爲に立るにて北條の將軍に於ける狀に異ならず、皇太子恒良親王を弒し奉れり、又成良親王をも弒奉りて天皇の皇子三柱を失ひ奉り、惡逆

無道北條に超え、姦謀邪術古にも未有らざる所なり、南朝には橘朝臣正行正儀以下の忠臣皇居を守衛奉れ、尊氏の威大なりと雖も犯し奉る事を得ざるは快しと雖も、終に聖運を開かせ御在し坐さず、然れども神器の傳はる所、是真天子にて御在し坐せば、此時に當りて同じ日神の御末とは申せども、御裳裾河の御派清濁有るが如し、然れども甚恐ければ、君上の御上をば論らひ奉る可きに非ず、今は唯君臣の間に就きたる事をのみ云ふ所なればなり、此反賊の爲に反矢は何ぞ、其晩年に至りて男直冬父に叛く爲に行きて此を討ち、弟直義兄に叛く故に攻て此を殺す、是れ皇天の神誅恐しなど云はむも愚なる事にこそ、其北朝を立つると云ふ名のみを假りて、眞に順ひ奉らざりし證は、其家人に土岐頼遠と云ふ者有りけり、光嚴天皇伏見宮に御幸御在し坐して夜に入りて還らせ御在し坐すに、東洞院にて行遇奉りけるに頼遠馬より下らず、前驅の人々の制叱せられけるを怒りて車駕に向ひて射奉れり、凡下卑賤の者の射奉る矢争でかも玉體を損傷け奉らむ、幸に何の御恙も御在し坐さずと雖も、當昔天下の武士將軍有るを知りて、上に君王の御在し坐す事を知らざるが爲なり、頼遠此に依りて足利の手に誅はれたりと雖も、其平素足利の資人諷に朝廷を蔑如し奉れる状態像られたり、直日靈に、中頃の世の亂に、此道に背きて長くも大朝廷に射向ひて、天皇尊を惱まし奉れりし北條義時、泰時、又足利尊氏などが如きは、阿那可畏天津日太御神の大御蔭をも思測らざる穢惡き賊奴共なり云々、と云はれしは然る事にこそ、賊尊氏の孫義滿の惡其父祖に超越たり、應永元年の事なりき、徳大寺實時公太政大臣を辭し申されけるに、義滿奏し請ひて此に代らむと申けるに、平清盛公より以降武將に任ぜらるゝ例無きを、今此を望申す事驕僭の至りなりとて勅許御在し坐さざりければ、怒りて帝位を奪ひ、己が家人をして攝家清華に准せし

めむと強なる逆言を奏しけるに、上驚かせ御在し坐して終に任されにけり、抑帝王の御位と申すは歴々の天神の御子相傳へさせ御在し坐せば、縦や皇胤ならむからに姓を賜ひて已に人臣と成れる上は、神人共に許さざる所なるに、帝位を思掛くる者は古の蘇我氏と此賊の二人のみ有りけり、尊氏が自征夷大將軍と成れると、蝦夷が其子入鹿に紫冠を授け其弟を呼びて大臣と云ふに似たり、又其皇胤なるを以て帝位を奪はむと云ふ事も、蘇我氏の陰謀に似たり、邸を室町に攝へ此を花御所と稱して僭立つ事は彼が宮門、谷宮門に似たり、古の蘇我氏は今の足利氏なる事誰かは此を惡まざらむ、然して朝家の禮典を羨みて武家の禮式を定めしむ、謂ゆる武家故實是なり、予常に云へらく、武家の禮式は天下の悖禮なり、如何と成れば將軍を以て天子に擬し、王臣以下天下の武士名族を來らしめ自南面して其禮を受け臣従せしむるの式にして、將軍北面して天皇に仕へ奉り、人臣の禮を盡して公正の禮式を天下に示すに非ず、私曲の瀆禮にして、其不遜驕敖云ふべからざるの非禮無作法なり、天下因准して公武禮を殊に爲る者と思へるは、愚夫愚婦の心と云ふ者なり、漢人も云はずや、天子の職は禮より大なるは莫し、禮は分より大なるは莫し、分は名より大なるは莫しと云へるに、自名を犯し分を亂りて何をかは禮とは云はむ、淺ましなども云へば更なり、然るに朝廷を輕蔑しめ、王卿を謾り天下を吞噬する大志有るには似合しからず、私に使を遣して貢賦を明主に致し、明主より日本國王に封せられたるを和なひ、掛まくも恐き皇大御國を穢し奉れるは世と共に遁る可からざる、大逆罪なり、思ふに帝位を奪ひ奉らむ事は、天下の承引くまじき事なるを憚りて、彼より日本國王に封ぜられて足れりと爲る意ならむか、名義に暗き事言に絶えたる愚將にて在りける、然る愚將ながら、天下に對ひて征夷大將軍なり、實に危き世なりけむとこ

そ今を以ても想像るゝ事なりけれ、明德三年南北御和睦の御事御在し坐して、後龜山天皇より三種神器を後小松天皇へ傳進らせられ、天下一統の御世と成れりと雖も、將軍の儀凡て乘輿に等しくして、天下の人民天津日嗣の大御光を仰瞻奉るに至らず、熒惑の妖光國土に耀き、天下の起伏唯室町に有るぞ轉有ける、賊首尊氏を定めてより十三代、弑殺を免れ其終を善爲たる者僅に數人、世二百三十年餘義昭に至りて亡ぶる迄只年代を経るのみ一日として安き日無かりけるこそ、皇祖天神より反矢の御罰御在し坐しけるなりけらし、(義滿男二人有り、兄を義持と云ひ、弟を義嗣と云へるが、應永廿三年兄の職を奪はむとして其謀泄れたるが故に兄の爲に殺さる、は一なり、永享七年鎌倉の持氏罪有り、義教此を誅して其爪牙を斷つ、是二なり、嘉吉元年將軍義教其家人赤松滿祐に殺さる、是三なり、此賊も私に使を明主に遣して明主宣宗より日本國王と辱められたる奴なり、禮を天朝に闕て異域の酋長を君主の如く崇敬ふ計の曲士なれば、家人の手を假て天誅此に至れるなり、其子義勝將軍に任せ奉りけるに馬より落ちて没る、僅に十歳なり、是四なり、寶徳三年將軍義成も亦書を明主に致せり、後に義政と云へる是なり、其子義尙親佐々木六角高頼を征に近江に行て軍中に死る、是年僅に廿五、是五なり、義政子無きが故に、弟義視の子義材を養ひて義尙の跡を繼がしむ、畠山政長に逐はれて越中に走り所々に漂泊してけるに、人の爲に立てられて再將軍と成り名を義稯と改む、細川高國に逐出されて阿波に走れり、是其六なり、次に將軍義高後に義澄と改む、後義尹に逐はれて漂泊の身と成れる、是其七なり、義澄の子義晴將軍と成る、京を出奔す、常居有る事無く穴太山に死る、是其八なり、其子義輝將軍に任さる後松永久秀に弑せらる、是其九なり、其子義昭將軍と成りてより無道なり、闇愚にして天下を治むる器に非ず、終

に織田公の爲に逐はれて其祀を斷つ、是其十なり、如此く賊祖尊氏より以來掛まくも恐き天皇を大君と爲て畏み敬ひ奉らざる故に、其反矢の報忽に子孫に及びて其九族陸じからず、親子兄弟の争ひ時として絶ゆる事無し、天譴永く子孫を苦しむる事妙に奇しき者なりけり、楮右の賊臣にも在れ、朝廷より征夷大將軍に任じ給ひ、假にも官階有る人なるを、如此無禮しげに云はむ事は朝命を輕しむるに似たりと雖も、此は不臣の者を筆誅して君臣の大義を明らかに爲る所にて、其人の官爵に抱る所ならず、其天朝に仕奉らるゝ所の可否を云ふなれば、賊臣をば賊臣とし叛臣をば叛臣として名を正すに、何ぞ恭敬の言を以て文筆をば穢す可き)織田、豊臣の二公足利の衰亂を治めて天朝に仕奉らるゝ忠實なりし事は世傳て人知るが如し、殊に聚樂第にて豊臣公の諸大名と共に盟を奉りしなどこそ、人臣の道を此に盡されたりと云ふべし、斯る愛たき時運の至れるにや有りけむ、上に正親町天皇、後陽成天皇、後水尾天皇など御在し坐して天下に照臨ませ御在し坐す故に、臣下にも忠良の人追繼ひ出來りて常夜行ける世中の形を易て、天日再雲上に明らか也、後水尾院年中行事の御序を恐み々々も見奉るに、世降り時移りて廻り應仁の亂より諸國の武士已々の力を争ひて、社領寺領公私の所領を押領する事計ふるに違有らず、是より以降宮中日々に零落して悉く保元建武の昔には似る可くも非ず、時有て内大臣信長公天下を掌にしてより漸朝廷を經營する事には成りぬ、就中東照宮叛逆の凶徒を平らげ、四の海浪風を靜め、絶えたるを繼ぎ廢れたるを起し、上を尊敬下を憐愍せらるゝ志深かりしかば、金闕再光を輝かす、相繼で台徳院大相國今の征夷大將軍左府に至りて忠節を盡し、殊に百敷の古き軒端を改めて玉を琢き成せる功侘日に倍せり、云々」と記させ給へるを以て其御忠誠深かりしを見るべし、其初東照宮遠江國小國神社に奉り

給へる御願文の有るを得て見参らするに、夫以、當社小國大明神者、欽明天皇十六年春二月、出_レ現于這所_一以來、累代聖主寶祚朝廷鎮護靈神也、爲_レ守_レ國家永久_一、垂_レ跡於東海之邊域_一也、然則今當_レ於人皇百有七代御宇、世既_レ單_レ澆渚、瑞鳳不_レ到、祥麟不_レ出、人心不_レ淳、姦邪並起、四夷舉_レ兵革、八荒動_レ干戈、更不_レ聽_レ理世安民之政_一矣、家康苟爲_レ八幡太郎義家瓜_レ、受_レ生於弓馬家_一、僅繼_レ箕裘之業_一以來、遠悔_レ先祖斷絶、近憂_レ近世擾亂、願欲_レ與_レ帝都之衰微_一、重治_レ國家之擾亂_一、致_レ君於堯舜_一、救_レ民於塗炭_一之外非_レ素懷_一歟、故不_レ置_レ心於一日片時泰安_一、造次於_レ是、顛沛亦_レ之焉、爾今于茲、武田晴信起_レ甲州郡内_一、振_レ威於隣國_一、犯_レ近里遠境_一、破_レ却神社_一、燒_レ散民屋_一、任_レ吾意_一而不_レ敬_レ敬慮_一、不_レ用_レ武命_一、妖孽居_レ諸盛也、葛藟相連無_レ奈之何者_一也、兩葉不_レ去、却用_レ斧柯_一、今既及_レ強大_一畢、彼多勢而將_レ駿甲信上之兵_一、予無勢而司_レ遠三_レ國之士_一、寔以_レ寡對_レ衆_一、以_レ弱向_レ強_一、敢非_レ憑_レ當社之神力_一、爭得_レ勝_レ之乎、仰冀_レ神力垂_レ納受於駿甲之間_一、速誅_レ戮_レ凶徒於目擊之裏_一矣、故捧_レ一腰之吹毛_一、以類_レ漢皇之利劍_一也、今此舉_レ義兵_一、全非_レ所_レ致_レ私用_一、繼_レ絶世_一、爲_レ興_レ廢民_一也、於_レ于_レ茲_レ玄鑑莫_レ誤_一、仍願書如_レ件_一、元龜三壬申稔九月廿二日、源家康敬白と見えたる、此小國大明神と聞えさするは神名式に謂ゆる遠江國周知郡小國神社の御事にて、一宮記に大巳貴命と書し奉れる是なり、當時濱松城に住せられしかば、其國の一宮に御在し坐すを以て如此く御願を籠めさせられしなりけり、是より後此の神御基業の御志御在し坐し、かども、亂世の習として武士の暴戾なるを忌嫌はせ給ひ、何れの時も私戰を興し給ふ事無く、悉く公戰に非ざれば軍し給ふ事御在し坐す、帝都の衰廢を起し、國家の擾亂を治め給ふより外に御心御在し坐ざりしかば、此故を以て天下の大小名悉く靡從ひ参らせたりしかば、凶徒瓦の如く碎けて、太平を致すに

至らせ給ひけり、此故を以て征夷大將軍の職に拜し給ひ、右大臣の官を授けさせ御在し坐き、其御遺訓に、元和二年三月十七日京都より臨時の爲勅使廣橋大納言兼勝卿、三條大納言實條卿参向之子細は、前將軍太政大臣の極官に可_レ被_レ任との宣旨を相述云々、公御息を繼がせ給ひ、無_レ勿體_一此度蒙_レ勅使_一しは冥加の程も恐憚有り云々、文官は相國を限とし武官は近衛左右の大將を前途と爲り、太閤秀吉愚昧にして我儘に募り、押て關白職に補せられし事前代未聞なり、武家に三公九卿の拜任有る事、皇統の御威光是より衰微するに至るなり、家康江府の將任さへ憚有れども敬慮默止難く、其上今更大相國の宣旨病中と云ひ御請す可き様無し、草創の前年より奢侈を自制し質素を旨と爲るなり、無_レ勿體_一々々々々と見えて、太政大臣の宣告をさへに辭退申されたる事、右に謂ゆる足利義滿とは萬に反對なる御事共也、(其起立の初より右の御願文に在るが如く、朝廷の御事を御心に掛奉せて、武田信玄が敬慮を敬ひ奉ざる事を憤らせ給へるは、此公然る亂世の中に長らせ給へれども、名分大義をば克知り給へるなりけり、今幕府の士人謾に王室を蔑如するを以て美事と爲る如きは、公の爲に罪人たる者なり)東照宮幕府を江戸に開き給ひ、征夷大將軍を任と爲て天下を守護り、掛まくも可畏き天皇の御楯と仕奉り、人臣の道を盡させ給ふ御心なる事、今更に申までも非ざる事なり、然は有れども世々を経る中には、少々驕僭に過ぎさせ給へる如く見ゆる事共有り、佛と儒との爲に東照宮の光を覆ふ事共多かり、其大なる者は、伊勢神宮に齋内親王をだに奉らせ給はざる事、恰も亂世の如くなるに、東照宮の神廟には大君の金枝玉葉にて渡らせ給ふ親王を以て傳に供せらるゝ事、實に君臣倒反せると云ふ者なり、頃日水戸殿の明訓一班抄を見るに、神君薨御の節、御遺言にて神道に可_レ奉_レ祭の仰に付、吉田の庶流にて宗源の唯一神道にて、

久能山へ御葬式に相成たるを、唯一にては僧侶共抱る事不相成る故、其儀を残念に思ひ、其後天海坊主が邪智を以て台徳公を欺き奉り、宮家の御方を我弟子と爲て關東へ下向致し置く時は、萬一奸賊の爲至尊を奪取られたる時は、此方へ下向致し置く所の宮家を以て至尊と爲る時は朝敵と不相成との義を主張し、夫に就ても色々の説を云て終に神君の尊意は山王の神道にて兩部の思食なりとて託づけたり、第一には神君の御遺言に背かれ、次には宮家を下向せしめ此末萬々一至尊を奪はれたらむ時は我弟子の宮を至尊と爲れば、自分は開山の事故至尊の御先祖同様に尊まれむと深遠の巧を爲る者なり、何様奸賊の爲に至尊を奪はれ、日本開闢より皇統綿々たるを萬一絶えなむと爲る事を愁へ給はば、宮家を御二人も御三人も御手厚に御下向に被遊候事不相成譯も無之、至尊の御血統の絶えなむ事を重じ給ひて被遊候事ならば、何ぞや於ニ京地ニも彼是の思食も有るべきなり、夫が爲に御主人家を天海坊主の弟子に爲し堂守と爲し給ふ事、神君にも太政大臣を御辭退被遊、又は御廟を結構に不致様にとの尊意には叶ひ申すまじく、全く天海坊主の邪智より出でたる事なり、譬へば御譜代大名の中にも神君の御爲に命を捨て忠を盡したる人も數多有る所、是皆神君の馭し給ふに有益の人々なりとも、其者の爲に三家三卿御家門の人々の庶子娘等僧にして堂守に爲むとならば、許容爲まじきなり、然れば大に相違は有ども、理に於て主君家の人を坊主と爲し堂守に爲と云ふは有るまじき事なり、神君御初御代々御庶子姫君を僧とし給はぬ故を思へば、僧に爲給ふ事は好み給はぬ事なれば、御自身好まぬ事は天下の人民迄も押及ぼし給ふが天下を知食るゝ方の御役なり、況や御自分にて好ませられざる事を、御主君家を異端の僧と爲て御堂守に被遊る事神君の尊意に可應事に非ず、長き中には有志の御方有之時は天下亂の基なり、云々」と書

して公に獻り給へるは、流石に東照宮の御子孫程有て、至誠の忠言を盡し給へる者なり、(此書一卷有り、前中納言齊昭卿の御作なり、今世に傳ふる本共誤脱有れば、數本を校合せて引けり、右の堂守を一本には堂主と作るも有り、其奥書云、此一巻は弘化二年乙巳八月廿日、關老伊勢守阿部正弘が物せしに、熟讀して誠忠の程感伏すとて、序文の趣は有れども、大樹公へ參らせ侍る由申遣せし云々と書させ給へれば、公にも實に良はしく思食けめども、未其時の至らざりし故に其事行はれで止ぬるなめり、或云はく、僧正天海は足利義政の弟義視の庶子なり、義視一妾有り、亂世漂泊の間此を置く事能はず妊身と成りぬるを、陸奥の葦名家に下しつるが、其家に生れたるが故に足利を名乗らずと雖も、實は義視が密子なりと云へり、然る時は賊將尊氏の子孫にて如此き姦計を企て將軍家を欺き奉り、天下に惡毒を流す事、一念の邪惡子孫に至る迄滅びず、其の子孫を假りて令遂る者か)又儒流の害亦大にして御爲にも宜しからざる事共なむ有りける、寛文中、林道春の手にて本朝通鑑を編みて奉る、其旨趣は我朝廷は皇統一系天地開闢以來君臣定まりて、君臣の義の重き事天下萬國に冠たるを思みて、恐くも我皇統をば西戎に謂ゆる吳太伯の裔と云ふ妄説に附會て、暗に君臣の大義を軽くし武威を張らむと爲る書成て出たりけるに依りて、其狂妄の説止みたりと雖も、猶儒の二部を著して天朝に獻り、府朝に進せられ、天下にも弘めさせ給へるに依りて、水戸家にて大日本史、禮儀類典の輩私に其説を守れるも有りとか、又私に上様と云ふ上は、古より和漢共に天子の稱なるに、新井君美より始めて王號を以て僭す、其餘の諸儒今に至る迄改むる事無し、抑王は大君と訓て上に注せるが如く、天皇を始め奉り皇親の御方々に限り奉る御事にして、人臣此を用ふる時は僭號ならざる事を得ず、東照宮の若寶祚を輕むじて其愼に懈り、

失_レ神國之本、漲_レ私欲之源_一は、其事不_レ軌必蒙_レ天誅_一と宣ひ、又御自身を禁裏警衛の將軍職たりと掟させ給ひて、何方迄も人臣の道を陷行はせ給へる御旨に違へれば、右等の輩は將軍家をして逆賊に落し入る罪人と云べきなり、狹生茂卿は天皇の御事を共主と書き奉れり、此は西戎戰國の時、列國の人共周王を輕侮して云へる稱なるを用ふる事不當の至なり、大宰純は山城天皇と申せり、闇に關東天皇に對へたり、古例に依て東の遠朝廷など_一は申す可し、然るに伴信友が櫻雲記に、江戸の大朝廷にて天下所知食すと云ひ、平田篤胤が靈眞柱に東の府と云ひ、又其私に用ふる祝詞に、東乃遠朝廷_一爾坐_レ天下所知食須征夷大將軍云々と云るは何事ぞや、天下を所知食と云ふは天皇の御事なり、古事記明宮段に大雀命執_レ食國之政_一白賜と見え、萬葉二(三十五丁)に、吾大王之、天下申賜者と有るは、皇子に坐せども天統を繼がせ給はざるには天下申し給ふと云ふに非ずや、此等は名分の亂大なる者なり、室直清が文に文昭王昇遐と有り、何れの時か幕府に王位をば纂はせ給へる、其主君をして反賊に貶す者と云ふべし、服部元喬が文に、勝國又國初と書けり、皇朝寶祚を無究に傳へさせ給ひて革命の御事御在し坐す、如何なる書體なり、又中井積善は東照宮の御事を大君と書せり、大君は此の訓は本より、皇親に限り奉れる事なるが、西蕃にも易に出て天子を云ふ稱なるを混らしき事共なり、又東照宮を世俗神祖と申せり、此は孝德天皇大化三年御紀に出で、皇祖の御事を申奉りて謂ゆる神漏岐なれば僭稱たらざる事を得ず、其外柳營の御事に就て、鳳聲鸞輿又は丹鳳城玉池などの字を用ふる事にて在れども、皆西蕃にて天子に稱ふ所なるを謾りに犯す事は有るまじきなり、然るに朝廷を輕侮しめ奉り、時世に阿諛りて然る僭稱を以て徳川の御家を虚飾り聞ゆる事は、東照宮より以降朝廷を崇重め奉り、官職を朝廷より戴き奉り給ひて、人臣

の禮を以て仕奉り給ふ御本意に背き奉る事なるを、天下に主張りて官は大臣にて坐せば、天皇の御前に侍らひて食國天下の大御政を執申し給ふ官なり、征夷大將軍と聞ゆるは天皇の正朔を奉らずして皇憲に背き奉る者をば、四夷八蠻の末迄も致て事向らる可き御職に坐すが故に、天下の人民の仰從ふ所此に在り、儒流の輩其辨へも無く名稱を亂るさへ有るに、帝室を貶し奉らせむと爲ては、彼に謂ふ天下者天下而非一人之天下と云ふ事を先に立て、孟軻が民爲_レ貴、社稷次_レ之、君爲_レ輕と云を立て、民をだに善く治れば天朝を輕しめ奉るとして罪無からじなども、其惡言を以て誣ふる者有り、已に昔神の宣給はずや、凡神國一世無窮之玄妙者、不可_レ敢而窺知_一、雖_レ學漢土三代周孔之聖經、革命之國風、深可_レ加_レ思慮_一也と有るを如何に聞く、むかし世人天朝の御爲府朝の罪、名を亂るの罪叛逆に勝れるを知らざるこそ心憂き事なりけれ、養老の律に謀_レ背_レ國從_レ僞を謀叛と云ひ、指_レ斥乘輿_一情理切害を大不敬と云て、共に八虐の罪なる者をや、右に擧たる東照宮の御願文にも、武田信玄が不_レ敬_レ敬慮_一を神に訴へ奉らせ給ひて憤らせ給へり、其神の御心にも背くとは知らずや、反矢の御恐を豫め示し給へる者なるを、如何は可畏き御事ならざらむ、(因に云ふ、通證にも引ける漢籍五雜俎と云ふ物に、倭國亦重_レ儒書_一、凡中國經書、皆以_レ重價_一購_レ之、獨無_レ孟子_一、云有_レ攜_レ其書_一往者、舟輒覆溺、此亦一奇事也と有るは、彼が惡言は人臣の心を驕傲らしめ君上の威を貶しむるの媒と成て、往亂を生ず可き種はひなりとて、皇神等の惡ませ給ふなりけり、其は此方にては人知らぬ事なるを、彼より持渡る者の其異驗を恐れたる事萬國に比無き美事と云ふべし、玉勝間に、孟子終篇には親に孝なる可き事のみを數へ云ひて、君に忠なる可き事を一も云へる事無し」と云はれたる如く、神明の惡ませ給ふ所正に此に在るめり、又武備志日本國

嗜好部にも五經則重書禮、而忽易詩春秋、四書則重論語學庸、而惡孟子云々と見えたり、谷川翁云はく、西土既有刺孟疑孟等之作、本邦蓋亦有其人、也、夫當孟子時、周尙爲天下共主、然數說放伐、以動齊梁君、此所以我神人不嫌聞之也、と云れしは然る説なるを、此孟子を讀耽て八虐の罪を起し天下に毒し人に禍する者の多かりけるは如何にぞや、上に注し奉れるが如く、我國家はしも天地開闢以來君臣初て立て其義の重き事天地と共に其位を易ふ可からざるなり、又此天稚彥が僭立て君臣の義を錯り天使を射徹したる其矢天上に至れるを以て、天神反矢の御刑罰を行はせ給へるより、反矢可畏しと云ふ事本一度立て萬世に動くべからざる律是なり、但此は獨皇國の臣民のみ然るに非ず、國土にも君臣の分已に二柱御祖神より定りて、大八洲瑞穂國は大君にして、彼蛭兒淡洲の成れる外國はしも御子の例に入らずと詔給へるは、下して臣下と成し給へるなり、蕃國を御奴國と訓む事、亦其君臣の義を取れるなり、然れば萬國の大なるも我天神の御奴たらざる事無きは固よりの事なり、所以に諸蕃の國々より負氣無き心を起して我皇大御國を犯來る者、一と爲て反矢の神罰を免れ奉る者有る事無し、其一二を試に云むには、弘安四年蒙古襲來の事を漢籍五雜俎に、元之盛時、外夷朝貢者千餘國、可謂窮天極地罔不賓服、而唯日本岷強不臣、阿刺罕等率師十萬往征、得返者三人耳と見えたる、此時の神風人の遍く知る所なれば注すに及ばず、又後崇光院御紀、應永廿六年六月二十五日條云、抑大唐蜂起事、有其沙汰、云々、出雲大社震動流血云々、又西宮荒夷宮震動、又軍兵數十騎廣田社より出て西方へ行く、其中に女騎之武者一人如大將云々、神人奉見之、其後狂氣云々、自社家注進伯二位馳下尋實否云々、異國襲來勿論歟、同八月十一日條に、合戰難澁の時節何方よりとは知らず、大船四艘錦の

旗三流指したるが大將と思しきは女人なり、其力量る可からず、蒙古が船に乘移りて軍兵三百四人手取にして海中に投入、大將蒙古が弟其外以下の者廿八人は即時に斬棄、相殘七人は上意に依りて上す可し、云々と有るなど、兩度共に神威の加はらせ御在し坐して強敵を塵と爲給へるは、謂ゆる反矢の御例にて御在し坐す御事申すも更なり、此を以て我天神御子の御上に於ては天壓神と御在し坐す大御稜威を振はせ御在し坐して、萬國の兵を併せて寇し來る事有りとも少かも退かせ給ふまじき御事なり、殊更に征夷大將軍と聞ゆるは天皇に背く者を討平げ給ふ御職に坐せば、天壓神の大御勢を戴持奉らせ給ひ、其外寇をして一寸の地をも醜虜の爲に犯さしめ給ふまじき御事かとよ、然るに此間傳へ聞くに、近年醜類の神國に來り犯す事を安からず所思して、朝廷に於ては彼を討退けさせ御在し坐して其勅命を下さるゝを、東武の俗吏は一家の富を欲する心から、天下の太義を愆りて和親交易を事とす、皇天此が爲に赫怒らせ給ひて三月三日紅雪の恠を示し給ふと雖も、王安石と云ふ嗚呼の者の云へる如く、天變畏るゝに足らずとや思ふらむ、祖宗の法に復す事能はず、空しく手を束ねて國の亡ぶるを待つのみ、然るに此頃便有りて聞けりとか、其本國阿米利加と云ふに國の亂出來て已に滅びにきと云へり、此反矢の御罰其に出來初めては猶諸國にも互ららむと今より神の御計を待つのみ、右件は此に此世人所謂反矢可畏之縁也と云ふ事の實驗を擧げて、後來君臣の大義をして亂れざらしめむとて如此は長説して有るなり、偕我天神御は子しも此卷首に注し奉る如く天下萬國の天皇にて渡らせ給へれば時として強臣の有りと、何ぞ無道を誅する事を憚らせ給ふ可き、然るは神武天皇の御時天壓神と稱奉りて不臣背叛の者を平させ給ふ事掌中の物を取るが如く御在し坐しけるは、日神の御子と爲て影の隨に壓躡むと爲させ御在し坐し

けるは、此時皇國の内にも未王澤に霑はざる所も有りて、方境廣からずと雖も、外に蕃國の有りに歸化せずと所聞食たらむには、此御勢にては萬國の全をも討て歸順させ給ふ可き御有狀なり、然れば此天皇より開化天皇に至る迄の御政は八洲の外に及ばせ給はずながら、萬國を統御させ御在し坐す御意味にて渡らせ給ふが故に、天下に照臨ませ給ふ御上に於て少か疑がはせ給ふ所なむ御在し坐さざりける、所以に崇神天皇御世の末に至りて任那國より朝貢を入れ、垂仁天皇御世の始に新羅王子天日槍歸化と雖も、當然の事と爲て其來由を更に疑はせ給ふ御事御在し坐さざりき、仲哀天皇御世に海表の國を神託に依て授からせ給ひしかば、神功皇后御親征の御事御在し坐して其韓蕃の酋長を従させ給へり、此時漢蕃の外に在る事を未所知食せ給はざるが故に三韓にて止み給ひしかども、在とだに所知食せ給へらむには、漢蕃をば道口と爲て萬國をも討て取らせ給ふ御心御在し坐せる事、其御軍政の御消息を以て想像り奉らるゝ御事なり、然るに應神天皇十五年御紀に、百濟王遣阿直岐(中略)於是天皇問阿直岐曰、如勝汝博士亦有耶、對曰有王仁者、是秀也(中略)仍徵王仁也と有りて、十六年春二月王仁來之、則太子菟道稚郎子師之、習諸典籍藉於王仁、莫不通達と見えたる、此程より漢蕃に聖人と云ふ者有て、其經籍と云ふ者は天下を經綸る道なりと、所聞食て頻に慕しく成らせ御在し坐して王仁を徵給へるなり、太子も能く其道に通達爲させ給へりと思しくて、天皇崩御の後に父天皇の大命に背き奉りて帝位を兄王に譲り聞えさせ給へるは、其典籍に通達し給ひて伯夷叔齊に習はせ給へるが令然るなり、此事書畢たりし頃土佐國人松下弘蔭と云ふが云ひ遣せけちくは、佛法の始て渡りし時は諫奏の議論も有りしを、漢籍の渡來りて世の害と成し事を云はざるなり、菟道皇子より大雀天皇へ御位を譲り奉るとて、自菟給へるは餘

なる御事なり、彼の夷齊が事迹に習はせ給ひて、一偏に兄弟の義を立て給ひし御事思ひ奉られて甚も々々忌々しく、漢籍學の天下の害と成る始とこそは思はるれと云ひは甚々云れたる説なりけり、若し仁德天皇四年御紀に、詔曰、自今之後至于三載、悉除課役(中略)是以、宮垣崩而不造、茅茨壞而不葺(下略)と有るも、書の堯典を擬はせ給へるなり、是を以て見れば西方に聖人の國と云ふ物有りと所思して、其頃の御心には彼と我と敵體の國と云ふ程の御事なりしなる可し、此に於て我先王の道に參へて堯舜の道をも用ひらるゝ御事と成りて、我古を疑はせ給ふ狀に成りて皇威次々に衰へさせ御在し坐して、其甚しきに至りては推古天皇十五年御紀に、小野臣妹子遣於大唐、以鞍作福利、爲通事と見えたる、此時皇朝より賜はる所の御書を日出處天子致書日沒處天子、無恙、帝覽不悅と有るを以て見れば、天神の御子と御在し坐しながら蠻夷の酋長に書を賜ふに、如此く敵體なるは勿體無き御事にて、内外を取失はせ給へりと申さむも強事ならず、其時上は女帝にて御在し坐せれば申し奉るも恐有り、攝政は聖德太子に在し、大臣は蘇我馬子、其が資人は漢直の輩なるにて、世事を搔亂す頃間にて、殊に其求め給ふ事有りての事とは云ひながら、天地の初より未曾て有らざる君臣の國體を失はせ給へる事云に絶えたる大禍事なり、是全く漢蕃の書典の世に弘れるが故に出來る殃にて、天壓神の大御稜威を貶しめ奉れる事共なり、(其漢博士の世に害を成す證は、右に注せるが如く崇峻天皇五年御紀に、十一月癸卯朔乙巳、馬子宿禰詐於群臣曰、今日進東國之調、乃使東漢直駒殺于天皇と有る東漢直は、天武天皇十四年御紀に謂ゆる、文忌寸元有二家、東文稱直、西文號首と有て、代々儒業を以て仕奉れる氏人也、其賊首馬子に何を以て語らはれしと云ふに、皇國の神民には固有の和魂有が故に、然る纂弒の事を云ひて

も誰かは承引かむ、儒生の常に湯武の放伐を以て口實と爲る者にし在りければ、其を道として惟しむ者ならざるを以て、然る逆事に使はれたりし者なりけり、又皇極天皇四年御紀逆賊入鹿を誅せしめ給ふ所に、於是漢直等、摠ト集眷屬、環ト甲持ト兵、助ト大臣、設ト軍陳トと有りて、賊蝦夷を助けて朝敵を己に爲むと爲しにて、又博士の大義に踈き事此を以て見つ可し、其時に中大兄使ト將軍巨勢德陀君、以ト天地開闢君臣始有ト一說ト賊黨、令ト知ト所起ト、と有る賊黨は漢直なり、皇朝に參來居しかども皇憲を知らざりし者なる故に、君臣の起る所を令ト知トて漸に解しめ給へるなり、是を以て應神天皇以來漢直の者共彼を引て我先王の大道を愆トせたる事、云も數へも盡し難き者なる可し、然れば右の隋主へ賜らはせたる御書も漢直が説く所に隨て敵體の書法には物爲つるなめり、右の如く神代より以降我天皇一統の天下と所思食し究めさせ御在し坐しけるに、應神天皇御世より我に等同じき者有かとの御疑の出來起りしは、全く書生の言に出て、終に漢蕃をば諸蕃の上に置かせ給へるは然る事ながら、後には敵體の國と思誤らせ給ふに至れるなり、若て欽明天皇十三年御紀、百濟王聖明が佛像經卷を貢奉る表文に、是法於ト諸法中ト是爲ト殊勝ト、難ト解難ト入ト、周公孔子尙不能ト知云々、夫遠自ト天竺ト、爰洎ト三韓ト、依ト教奉持無ト不ト尊敬云々と奏し聞えたるに、天皇驚かせ御在し坐して、群臣に歷問はせ給へる、蘇我大臣稻目宿禰奏曰、西蕃諸國一皆禮ト之ト、豊秋日本豈獨背也、と奏せる、此時忠臣の議論も有し事なれども、其は措て我皇神の上に佛と云ふ尊き者有り、我皇國の外に天竺と云ふ貴國有り、上下の人々然る僻説に惑へるから、國力倍に衰微へ、皇威日に弱らき給ひ、終には聖武天皇の如きは東大寺の大佛を頂禮して、三寶乃ト奴止仕奉ト天皇ト我命ト、廬舍那像ト大前ト仁奏賜ト部止奏久など、假にも天神御子の宣ひ出づまじき御事を天下

に表トして詔給へるに至れるなり、今京と成ては天皇の大御心にも任せ給はざる者にして、一向に山法師と云へば恐れさせ給ひて、命を奉らざるも暴惡を恣トに爲るをも許して朝野に横行せしめ、天下の財を盡して寺塔を建てさせ御在し坐す事と成りて、惡逆の徒と雖も僧法師と成れば刑を加へさせ給はず、無賴の僧有りて天下の皇憲を犯すと雖も掩給ふに至れる故に、皇威と國威と合せて今の如く成以て行きて、佛乘に對ひては天壓神の大御稜威も何も御在し坐さざるなむ皇祖天神に對ひ奉らせ給ひては甚だ可恐き御事なるにこそ、然して其佛法を信用ひて稻目大臣は天下に惡毒を流せるのみならず、其子馬子は法の爲に忠臣守屋大連公を滅すさへ有るに、天皇を弑奉りて逆賊と成れども、法の爲に聖德太子も此を誅はれざるは更なり、其子孫に至りては負氣無き心を起して帝位を奪はむとさへ爲しぞかし、佛法の君臣を亂り大義を失はしむる事故擧すべからざるぞかし、若て又近世に西洋諸蕃の國との往來有るに隨ひて、奇器淫巧を渡して俗人の眼を暗ましめ、天主耶穌の邪教を説きて人心を惑はしむる事盛に成れるより、其徒の多く成れるを見濟し、此時に當りて四夷八荒より船艦を渡し交易を乞ひ通信を謀る、其无禮非法、天下悉に此を怒る所なり、然れども東武の俗吏儒に非ざれば佛の人なり、儒佛に非ざれば洋教の輩なり、虜の美を説て内を弱らしめ、彼が大を述べて我小を卑しむ、航海の醜類は拒ぎも爲べし、内地の賊徒は終に制む可からず、是を以て和親悉に調ひ交易倍繁し、天下の武備此が爲に解け、國土の財寶其が爲に亡び、年有らずして國家の困窮更に名く可からざるに至れり、今茲天下の中に華夷を分ち、内外を混らぬ者獨皇家のみぞ御在し坐しける、斯る非常の時の故にこそ有りけり、天神御子神武に御在し坐して外夷の所置を背はせ給はず、恰も天壓神の天降らせ御在し坐すが如くして武士の惰れるを勧め給ひ、

兵卒の怯きを起し給ふ大御御在し坐せば、此方より退給はずとも、今日迄武士の恐るゝに心を得て彼より國を弱しと見慢りて近きに軍兵を帥て向來べきなり、彼大炮小銃は得たる所とし射向ひ奉るとも、天神の御定の任に反矢を射放しめ給へらむには、一發を以て彼が千箭に勝る可し、且夷虜は邪法を行ひて人を瘞しむる事有る、其時に臨みても道无からじやは、神武天皇戊午御紀に丹敷戸畔と云ふ者を誅はせ給へるに、時神吐毒氣、人物咸瘞、由是皇軍不能復振、と有りて、時彼處有る人、號曰熊野高倉下、忽夜夢、天照太神謂武甕雷神曰、夫葦原中國猶闇喧擾之響焉、宜汝更往而征之、武甕雷神對曰、雖予不行而、下予平國之劍、則、將自平之矣、天照太神曰、諾、時武甕雷神登謂高倉曰、予劍號曰龍靈、今當置汝庫裏、宜取而獻之天孫、高倉曰唯々而寤之、明且依夢中教、開庫視之、果有落劍、倒立於庫底板、即取以進之と有りて、此御事を古事記には、天照太神高木神二柱神之命以と見えて、故受取其横刀之時、其熊野山荒神自皆爲切仆と有りて、戰盡して天神御子の危き境に至れらむには、天神天上より見行し御在し坐して然助け奉らせ給ふ可き御事、今更に申す迄も非ざる御事なれば、天壓神の御勢を押張らせ御在し坐して、四夷八蕃の酋長共を交々召し給ひて御馬飼部に使はし給ふ可く、八十船の貢を召さむ事は八十網打掛て引寄せる事の如く御在し坐して、國を富まし兵を強く爲させ給ふ可く、萬國の軍卒を會め、四海の軍艦の數を盡して打向ひたらむにも、神代の古傳を立て疑ふ所だに御在し坐すは、臣下として君上に向ひ奉り弓を引き炮を發つ者の爲に、世人の謂ゆる反矢可畏と云ふ事の徵信は天地の共易らせ給ふまじき御事になむ御在し坐しける、上件反矢の例を擧げ不臣の者を此に筆誅して、掛まくも恐き天神の御子の御爲に弓弭の貢を仕奉る志操を述ぶる者なり、

楮此天稚彦の事に就ては淺ましき迄に其神の不忠誠に依て、反矢の御罰有る例を述ぶる事は其神の爲に甚心苦しき事なりと雖も、其神の初天神の御命を負持ちて降り給ひし時より已に然る心やは有るべき、此國に降り著て後に、天探女らが爲に然る負け無き志の出來れるに依りてこそ身をば亡なひつれ、然れども其靈をして天地の外に行かしむべくも非らず、同じ此天地の内に在り、故に前非を悔いて天神御子をしも守護奉る心の有るなればこそ、諸國の官社にも此神を祀る社の此彼と有るには在りけれ、然れば此神を祖として不臣の者を筆誅するや、此神の罪を贖はする義に叶ふ可からむとこそ、(御紀を記させ給へりし當昔には、反矢可畏と云ふ事を天下押並て人口に唱へたりしが故に此世人所謂とは有るを、御世々々を経る中には其謬の薄らぎたりし故に人皆知らず成りぬるより、中古の學者漢に非されば佛を以て注す事なるが故に、引當つべき事無きが故に種々との説の起れるにて、終に知られず成れるから可畏を伊牟倍伎など、訓誤る事には至れり、實に此一事に於ては天下萬國共に例無き事なれば、此に求めて義を得べきなり)

天稚彦之妻、下照姬哭泣悲哀聲達于天、是時天國玉、聞其哭聲、
 則知夫天稚彦已死、乃遣疾風、舉尸致天、便造喪屋而殮之、即以
 川鴈爲持傾頭者及持帚者、(一云、以鷄爲持傾頭者、以川鴈爲持帚者、)又以雀爲
 春女、(一云、乃以三川鴈爲持傾頭者、亦爲持帚者、以鷄爲三尸者、以雀爲春女、以鷄爲三哭者、
 以鷄爲三造綿者、以鳥爲三穴人者、凡以衆鳥任事、)而八日八夜啼哭悲歌。

天稚彥が喪屋を定めたりし所、此傳には乃遣疾風一舉尸致天、便造喪屋而殯之と見え、第一一書にも時天稚彥之妻子、從天降來、將柩上去而、於天作喪屋、殯哭之と所見たれば、混ぶ方無く天上にて在りし狀なりけり、然るに古事記には、故天若日子之妻下照比賣之哭聲與風響致天、於是在天天若日子之父天津國玉神及其妻子聞而降來哭悲、乃於其處作喪屋と有るのみぞ右の二傳には別なりける、故今事の狀を思ふに其傳の方や勝りたり可き、如何にとなれば、天稚彥は不忠誠る由有りて罪を天神に得奉れる神なり、其死れるを聞て天津國玉神以下其妻子共は降りも來つ可し、天稚彥に限ては生ても天上に歸る可からず、死ても其尸を舉む事は、天神の御國にては甚可畏き御事なる可し、其上天上はしも皇祖天神の御在し坐て、産靈の御靈を以て世中に在らゆる萬物を造化らせ御在し坐す本域にし在りければ、古より今に至る迄草木の榮枯有るより外は、神等の御上に罷ると云ふ事の有るべくも非ず、故同じ天神御子と申せども、天忍穗耳尊は天降り御在し坐ざるが故に崩御し御事を聞ざるを、瓊々杵尊に至りては此國土に御在し坐けるが故に、久しく高千穗に御在し坐て後に崩御らせ給へり、其崩御ると云ふは形體の數の此に盡きて其神靈の天上に還上らせ給へるなり、然して皇祖天神の生を悉くに悦ばせ御在し坐て死を強なる迄惡ませ給へるも、天上にては死と云ふ事の無きが爲なり、然る時は此時に其尸を天に致すと云ふは、下なる喪山の成れる始彼石戸開の時の戸隱山の例の如く、天より下れる者と古人の思誤てより、此御紀の狀には文を改られたりしなりけり、(但四神出生章第六一書に、伊弉册尊の當繼殺汝所治國民日將千頭と申し給ひ、其に對へて伊弉諾尊の愛也吾妹言如此者、吾則當産日將千五百頭と見え、此事を古事記には是以一日必千人死、一日必千五百人生也と有て、已に生死有り

雖も、其は顯國の事にして、天上は其靈の歸行く域なり、所以に天皇の崩坐す御事を神上と申し、凡人にも葬事を上りすなど云へる是なり、又寶鏡開始章第一一書に、稚日女尊の神退矣と有るは、其所を外に避給ふ事なるを、古事記には天衣織女云々而死と有り、此も佗に物爲る事を麻加流と云るに、死をも然云へる故に終に亡たる事に混へたりし者なる事、傳十八卷に委しく辨へたるが如し、紀記共に其正し迄は無く、顯國の死生を以て天上の事を同狀に書されたり)然して天國玉神と申すは傳十七、廿に明らめ書るが如く、天手力雄神にて渡らせ給へるなり、其天降坐しけむと所思ゆるは、尊卑分脈に被收たる紹運錄に、月讀尊の子手力雄命其子生馬武見命と系を立て、其手力雄命の弟島根見命有り、又異本神系圖には、月讀尊其子手力雄命其弟島根見命と有りて、其子生馬武見命と見え、又一本神系圖(與本朝武家大系圖大同少異)には、月弓尊其子島根見命と有り、又神代系圖傳には、月讀尊子島根見命其弟手力雄命と有りて、其手力雄命の子生馬武見命、弟片倉邊命有り、今此を總云はむに、月讀尊より系を係けたるは古書に合はざれば取るべからず、其手力雄命、島根見命をば先づ兄弟と見る可し、然るに生馬武見命の父を其二神に係けたるは、本は其亦名なるを、兄弟二神の如く傳れる故に然る混れは出來れるなり、其手力雄神と申すは御本名なるにて、島根見命と申すぞ天上より御在し坐し著きたる地にて、出雲國島根郡なる可からむと所思えたり、其生馬武見命は其島根見命と聞えさする間に、此國にて生坐る御子と所見たり、其風土記に島根郡生馬郷、郡家西北一十六里二百九步神魂命御子八尋鋒長依日子命詔、吾御子平明不憤詔、故云生馬と有るは、生馬武見命には在るべからず、其父島根見命の御事にぞ御在し坐すべき、其吾御子平明不憤と有は、天稚彥が天神に忠誠ならざりし故に死れりし事勉て憤

ましからずと、其悲哀の御心を押へて公正の道を述べさせ給ひて、其天稚彦が妻子を宥め給へる御言の如くも聞取らるゝなり、又手力雄命を多久豆玉命とも申せるに、同郡未官知に多久社見え、又多久川とも云ふも見え、又楯縫郡神名樋山の下に古老傳云、阿遲須積高日子命之后天御梶日女命、來座多久村産給多伎都比古と有る、其女神は此神の御女に坐すなどを思合するにも、一度は天稚彦の故に天降坐しけむと思ゆるなり、是其喪屋は天上の事ならざる證なる者なり、(此手力雄神を月讀尊の御子と云は、同記に島根郡千酌郷云々、伊佐奈枳命御子都久豆美命此處坐と有る、即其神の亦名なる事、傳六卷に注せるが如く其事より混れたるなり、又手力雄神を思兼神の子と云ふ説も有れども、其等の辨は已に傳廿に注して此に用無ければ云はず)如此して天稚彦の喪屋をしも此國土と見て其所在を求むるに、其味相高彦根神の斫仆し給へりし、即美濃國の喪山是なる時は其近境なる可く思ゆるに就て、已に上に注せるが如く飛驒國なる可くなむ見えたりける、神名式に、荒城郡荒城神社見え、和名抄郡名荒城(阿良衣)郷名、荒城と出たり、飛驒志と云ふ物に、里民の説に古昔荒城郷の主たる人城荒ると云ふ字を忌みて吉城と改たり」と書して、今は吉城郡と云ふめり、其郷主たる人の然る事忌みたりとて郡名の改まらむ事は思も寄らざる事なり、然るは萬葉三(五十丁)に左大臣長屋王賜死之後、倉橋部女王作歌一首、太皇之、命恐、大荒城乃、時爾波不有跡、雲隱坐と有る荒城は、謂ゆる殯斂の屋を云ふ稱にて、忌はしき事なる故にて云換へつるにて、神宮の忌詞に、死を奈保留と云ひ、病を夜須美など云ふは更なり、月蝕を月之映と訓み、葦をば與志とも云ふが如く、誰しも惡む言なるから何時と無く改て、其神社にのみ僅に古名の殘存れるなりけり、(其例は和名抄郡名、周防國佐波、吉敷^{與之}の二郡有が、推古天皇十一年御紀に來

目皇子の薨坐しを仍殯于周芳婆婆と云ふ事の有れば、其荒城を爲し地名を改めて吉敷と換へて、別に一郡を立られたるかの考も有るに依て云ふなり、猶播磨風土記神前郡の下、所^ヨ以號^ニ生野者、昔此處有^ニ荒神、半^ニ殺往來之人、由^レ此號^ニ死野、以後品太天皇勅云、此爲^ニ惡名、改爲^ニ生野と有て、死野を生野と云換へさせ給へる、例など猶諸國にも有る事なり)又和名抄に當郡名張郷遊部郷有る、其名張は伊賀國にも在るを、天武天皇元年御紀に隱^{ナバリクノマヤ}、家^{ナバリクノホリ}隱郡と書され、萬葉一(廿丁)に、吾勢枯波、何所行良武、已津物、隱乃山乎、今日香越等六、又(二十五丁)暮相而、朝面無^{アサカネナシ}美、隱爾加、氣長妹之、^{ケナガキイモガ}、慮利爲里計武と有りて、隱の字を那婆理と訓めるは其字の如き意にて、此時の喪事をば衆鳥を以て任事と有が如く、天神の御咎を得奉れる天稚彦の殯斂の事なりければ、其遠慮無しとは云ふべからざるなり、又其遊部は此時の事を古事記に、如此行定而、日八日夜八夜以遊也と有は更なり、喪葬令に遊部と云ふ有るを、義解に遊部隔^ニ幽顯境、鎮^ニ凶癘魂之氏也と有るにも合へれば、何れも殯斂の事に大に由有るが上に、古事記に拔^下所^ニ御佩^ニ之十掬劍、切^ニ伏其喪屋、以^レ足蹶離遣、此者在^ニ美濃國藍見河之河上^ニ喪山云者也、其持所^レ切大刀名謂^ニ大量、亦名謂^ニ神度劍と有る喪山は、其南に隣れる美濃國なり、其神度劍は神名式に謂ゆる越中國新川郡神度神社なる可くして、其吉城郡とは相接ける地なるに、世に名高き立山と云ふ有けるは、萬葉十七(三十九丁)立山賦に、須賣加未能、字之波伎伊麻須、爾比可波能、會能多知夜麻爾、又(四十丁)に安麻會々理、多可吉多知夜麻と有りて、大刀山と云ふ事なり、今も其頂を劍峯と云ひて、夫木集行遍哥に、山を斫る劍を峯に残し置て、神進にける氣比の古宮」と詠るは、氣比宮を詠むに就て、立山の事を云ふなるが、此の古事に依りて詠めるにや、立山の麓坊舎の有る邊に氣比宮と云ふ小

祠有り云へり、土人説に、立山神本は滑川の西の某村と云ふに賀茂社有り、本其に御在し坐きと云へれば、味耜高彥根神にて御在し坐をも思合す可し、但其麓に氣比宮有る由は、神名式に越前國敦賀郡氣比神社七座(並名神大)見えたるに、天利劍神社坐る、其を續後紀に氣比大神之子と有るは其枝社の謂なるに依りて、立山にて其氣比神社を枝社と爲る者と見えたり、然れば其神度劍に就ては、立山なむ大に由有るを思合するにも、今の吉敷郡は古の殯斂の古跡なる事決ければ、此は古事記に傳はれる如く、此國に在りし事と見るなむ正しかる可かりける、尙又和名抄郷名に、新川郡布留佐味(佐比)など有るも、悉く由有る事下神度劍の所に注す可き者なれかし、(此定説は甚容易き事にては非ず、上に已に注せるが如く、大野郡水無神社は下照姬命、此は御歲神の從祀と成らせ給へる由有り、又荒城郡大津神社も下照姬命にて座し、又式外益田郡下呂郷は古く志也久之乃宮と云へる、其は天探女なる可く思えて上に委しく注せるが如し、又其東に隣れるは信濃國水内郡なり、戸隱神社は式外なれども、古より名高くして天稚彦が父神天國玉神の亦名手力雄命に坐などを明らめて、此説の如此約まる所以を曉り明らむ可し、實に少縁の事には非ず)又此に、遣疾風_一舉_レ戸致_レ天と有り、其に對へて故味耜高彥根神昇_レ天弔_レ喪と有れども、二ながら心得ぬ事こそ有りけれ、其遣疾風_一と云ふ事は、天神本紀にも、天孫本紀にも、饒速日命の此國にて神殞去給ひし所に、高皇產靈尊詔_レ速飄神_一、我神御子饒速日命所_レ使_レ於葦原中國_一而有_レ疑惟思_レ耶、故汝能降_レ可_レ復白_レ、于_レ時速飄命奉_レ勅降來、當見_レ神殞去座_一、即反上復命と見えたる斯る事は有るべし、舉_レ戸致_レ天と云ふ事は、其二紀にも高皇產靈尊以_レ爲_レ哀泣_一即使_レ速飄命_一以_レ命將_レ上於天上、處_レ其神屍骸_一、日七夜七以_レ爲_レ遊樂_一哀泣哭於_レ天上_一歛竟矣、と有れども甚心得ぬ事なり、此の古傳を取

て私に作爲れる者には非じか、己に傳十三に注せるが如し、人の生るゝ始已に皇產靈の御魂を得て有り、人の死る終はしも天上に復命して、其靈は天上に留まると雖も、屍は此に朽る事古より今に至る迄異なる事無し、又此天稚彦の如きは罪を天神に得奉れる者なり、如何ぞ其天上に屍を致して殯斂の事を爲す事を得む、若し寔に然らば其妻下照姫も上れりとし、味耜高彥根神も上り給ひしと爲むかなれ共、右の二柱は大己貴神の珍子神たり、然る時は天稚彦以前に、其神の大己貴神を媚附し給ふと爲ては、亦其珍子神等にも交を厚く爲給ふ可きなり、天上にて殯斂を致す時、其天稚彦が不忠は衆神と共に惡みて爲給ふ可し、然れども大己貴神を媚和して國を避しめ奉らむと爲るには、其二神の天上に昇られしを天穗日命の第一に其所に寄付かで御在し坐すと云ふ事やは有るべき、然るに然る事の少かも據所無きは、是亦天上にての事ならぬ證なり、(此第二一書に、是時歸順之首渠者、大物主神及事代主神、乃合_レ八十萬神於天高市_一、以_レ昇_レ天陳_一其誠歎之至_一と有りて、國神の天上に昇り給へるは、其歸順奉れる後の事なり、然歸順奉らざりし以前に其天神の御國に私に到り給ふ時は、天神を輕蔑し奉るに當りて甚々可畏き御事なるは如何で憚らせ奉らざらむ)若て此に凡以_レ衆鳥_一任事と有て、此葬事に預る衆鳥の任は、雄略天皇九年御紀に謂ゆる視喪者_{ハツツツカ}是なり、然れども此事は人を以こそ任す可かりけれ、鳥を以て其視喪者に充たりし事は甚心行ぬを、纂疏に稚彦有_レ雉禍_一、故以_レ衆鳥_一任_レ葬官_一類之也と注させ給へるにて明らけし、其は遷却崇神祭詞に、又遺_レ天若彦毛_一返言不_レ申_一、高津鳥殃_レ依_レ立處_一身亡_一と有て、其無名雉の爲に殃を受け、天神の御罰に依て死れるなれば、其形を雉に易たりけむから、衆鳥に任事して葬事を令_レ掌るなりけり、其は天稚彦と善はしき由縁を以て味耜高彥根神の弔喪給ふ時に、其容貌の相類たりとは

云ひながら、故天稚彥親屬妻子皆謂「吾君猶在」則攀牽衣帶、且喜且慟と有るは、正しく天稚彥が本身にて在りなむには、其屍の側に居ながら然取違ふる事は有るまじき者なるをや、然れば此に衆鳥を以て任事と云ふは、然爲れば本身に復る事もやとも切ての心を慰めむとて物爲つるにて、其とは事も甚く別なる事なるが、景行天皇四十年御紀、日本武尊の崩給ふ所に、仍葬於伊勢國能褒野陵、時日本武尊化爲白鳥、從陵出之指倭國而飛之(下略)と有る御事の故に依て、仲哀天皇九年御紀に、詔群臣曰、朕未逮于弱冠而父王既崩之、乃神靈化爲白鳥上天、仰望之情一日無息、是以翼獲白鳥養之於陵域之池、因以觀其鳥欲慰願情、則令諸國俾貢白鳥、と有ると、大に其意用ひの狀相類たる者なりけり、此意を得て見ざれば人を以充て便利有る事なるを捨て、鳥を以て事を委ぬと云ふ由終に知られずなむ有るべき、(世に多く有る事にて、病犬に喰れたる者などの死る時には其形を換へずと雖も、犬の擬ひを爲つとも終るなど此類なる可し、天稚彥も其射たりし雉に類かりて、死れる後には其形を換て雉の狀に化れらむも知るべからざるなり)○天稚彥之妻下照姬哭泣悲哀聲は、私記に利哭悲哀と作て、止久奈岐加那之布と訓みたれば、然る本の有りしにて、其天稚彥が死るや否直に聲を立て泣出したる由なり、然れども此は本の任に那岐加那志牟と訓みて其意を存ふ可きなり、古事記にも、故天若日子之妻下照比賣之哭聲と有りて、共に其別れを歎き悲哀しみたるにて、已に傳八に注るが如く、四神出生章第六一書に、至於火神軻遇突智之生也、其母伊弉册尊見焦而化去、于時伊弉諾尊恨曰、唯以一兒替我愛之妹者乎、則匍匐頭邊、匍匐脚邊而哭泣流涕焉、と見えたる化去は、鎮火祭詞に謂ゆる石隱坐にて、顯御身ながら根國の方に御在し坐けるにて、常に云ふ死とは別なれども其御在し坐す成るに至ては、

生別も死別も然して異なる事無きが故に歎かせ給へるにて、古事記には其を愛我那邇妹命乎云々と有りて、乎は歎息の御辭にて其罷らし御在し坐しけるを呼返し聞ゆる意にて、御名を呼奉らせ給へるなり、匍匐頭邊、匍匐脚邊而哭泣流涕焉と有は、其御妻屋にて御在し坐す成りぬる、空しき御床の後と頭との邊を御匍匐ひ歎かせ給へるなるを、此は天稚彥が屍を置て其側にて泣悲しみ給ふにて、其將其名を呼て歎かれし故に其聲の天に達るには及びし者なりけらし、然るに仁德天皇前御紀に、菟道稚子の薨し坐し所に、時大鷦鷯尊(中略)太子薨之、經三日、時大鷦鷯尊標辨叫哭不_レ知_レ所_レ如、乃解髮跨屍以三呼曰、吾弟皇子(下略)と有て、其御名を呼活奉らせ給へりし御事の御在し坐などを思ふ可きなり、(此事、次なる是時天國玉聞其哭聲と有る所に就て委しく云定むるを待て見るべし、人の死れる時は其泣悲しぶ内にも其名を呼て蘇生せしめむと爲る事は、神代も今も常有る事共なり)○達于天は、其聲の響きて至れるなり、古事記には、與風響到天と見えたるは殊に其意を得て妙なり、其與風は記傳十三(四十五丁)に、加是能牟多と訓むべし、萬葉二(十八丁)に浪之共、彼緣此依、玉藻成、依宿之妹乎、又(二十丁)浪之共、彼依此依、玉藻成、靡吾宿之、又(三十四丁)野每、著而有火之、(一云冬木成、春野燒火乃)風之共、靡如久、四(三十四丁)に浪之共、靡珠藻乃、云云、意者不持、十(七丁)に峰上爾、零置雪師、風之共、此間散良思、十二(三十七丁)に國遠見、念勿和備會、風之共、雲之行如、言者將通、十五(十九丁)に可是能牟多、與世久流奈美爾など此餘も多し(補意)、と云れたり、大抵は抱の言に近くして、其物と物と一に成る義なるなり、響而は記傳に、聲の餘の長引をも又聲の遠所へ引行をも云ふ」と云はれたるが如し、神武天皇戊午年御紀大御歌に、宇惠志破餌加彌、句致弭比俱と有るを、契沖は

口響なりと云ひ、佛足石哥に美阿止都久留、伊志乃比鼻伎波とも有りて、比毘久は物に響と云ふ物有り、口を開きて音を出せば阿の聲と成り、口を合せて音を出せば宇の聲と成る、其を引く時は阿阿、字宇などと成る、此を讀と云へる是なり、決めて音聲を高く出す時は其響の遠く應ふる者なるが、其を導き到る者は風なる故に與風響到_レ天とは續けたるなり、風の音を生ず所以は、傳八に已に注せりき、(文選に聲與風翔と有るは此は意味似たる可し、又肝響を比毘伎和多流と訓めるを、注に盛作也と有り、響を字書に聲之外曰響と注せり、右の神武天皇の大御歌の如きは、薑を食ひたる名殘に口内に其餘韻の残り疼らくを云ひ、又源氏物語などに物の榮々しきにも比毘伎と云へり)、偕此達_二于天_一を、私記に阿女爾支已由と有り、雄略天皇二十三年御紀歌に、阿每備舉會、枳舉曳備阿羅每、矩備々播、枳舉曳底那と見ゆ、延喜六年竟宴歌に、唐衣下照姬の妻戀ぞ、天に聞ゆる田鶴ならぬかも」とも有れば、私記の訓甚古かりけり、又古事記に到_レ天と有るは、此も意は同じけれども伊多留と訓むべし、記傳に引れたる佛足石哥に、美阿止都久留、伊志乃比鼻伎波、阿米爾伊多利、都知佐閉由須禮、萬葉十(三十一丁)に、呼音之、不至者疑など有り、偕此に天稚彦の其名を呼て泣悲しましは、其聲を天上に到らしめて、其親族の神などに知らせなど爲る心には在らざらめども、決めて甚しきに及ては其響如此く天上に及べるなり、偕又此聲も天稚彦が射つる矢と一にて、天神の彼の反矢を投下して其應驗を待たせ給ふ所なるが故に、風と共に響きて天上には到れるにて、下照姬の聲に妙有るには非ず、天神の御上に奇異なる所以の有て此には及べきにこそは有りなめ、(通證に達_二于天_一云々、所謂風門也、と注されたるは甚々味氣無し、但博物志寶劍之精達_二于天_一と有るは此の字の出所なる可し、然れども意は同じからず)○是時天國

玉聞_二其哭聲_一の哭聲を、於良夫と訓れども、於良夫許惠と訓むべきなり、私記には、此下に在る啼哭を於良布と訓めり、此は垂仁天皇九十九年御紀に、田道間守到_レ自_二常世國_一(中略)乃向_二天皇之陵_一叫_レ哭而自死之、群臣聞皆流_レ涙也、仁德天皇前御紀に、時大鷦鷯尊、標辨叫_レ哭、不知_レ所_レ如、雄略天皇御紀に、抱_レ屍駭惋不_レ解_レ所_レ由、反倒呼號往_レ還頭脚、清寧天皇元年御紀に、葬_二大泊瀨天皇于丹比高鷲原陵_一、于時隼人晝夜哀_レ號_レ陵側、與_レ食不_レ喫_レ七日而死、孝德天皇大化五年御紀に、仍拔_二大刀_一刺_レ舉其穴、叱_レ啼_レ而始斬之など有り、古事記玉垣宮段に其多遲摩毛理の事を、獻_二置天皇之御陵_一而擊_二其木實_一叫_レ哭以白(中略)遂哭叫死也と見えたるを、記傳廿五(五十九丁)に、叫哭は佐氣備淤良備且と訓べし、萬葉九(三十六丁)に菟原壯士、伊仰天、叫於良妣、蜺地、牙喫建怒而と有るに依れり、淤良夫は大聲を擧げて哭叫ぶなり、哀の甚しき時の態なり」と注されたり、今思ふに佐那夫は裂呼_レにて、人耳の裂く計りに厲まし呼ぶを云ひ、於良夫は大荒呼_レにて大なる聲の限りを盡して呼ぶ事にし在りければ、必哀しきにも限らずと雖も、其哀しき事に當りては大聲を立つる事常なるが故に終に其言とは成れるなり、(今も薩摩國人などは大聲に呼ばる事を於良夫と云ふを予も度々聞きたり、畿内邊などには其を於賀流と云ふは却て訛なれるなめり、又號_レ字を於米久と訓めるを、活法に大聲也と注し、軍物語に於米伊氏又は於米伎佐那比氏と云ふを、字には嘯噴又は談をも叫呼をも訓るも共に相近し)○知_二夫天稚彦已死_一と有るは、天國玉神はしも皇祖天神の御命に依りて、天高市又は天安河之河原に召集へられ奉りて共に神議らせる中の一神に坐すが故に、天稚彦が射る矢の天神の御前に至ると云ひ、高木大神の咒て投下させ給へると云ひ、其等の事に心を著て御在し坐つらむを、果して下照姬の哭聲の風に共ひて天上に響き達えたる

に就て、天稚彦が已に身死りたるを知給へる由なめり、記傳十三(四十五丁)に凡て人の死りぬるを哀しみて哭には、其人の此世に存し程の事なども言續け、又萬葉二(三十七丁)柿本朝臣人麻呂妻死之後泣血哀慟作歌に、爲便乎無見、妹之名喚而、袖會振鶴と詠める如く、其名をも呼ぶ故に、今彼哭聲を聞て天若日子が死りし事を知るなり」と注されたるが如し、(口訣に、天稚彦通達以知天稚彦之死と注したるは、何を以て通達せるにか、纂疏に天國玉聞其哭聲、謂天耳通、又以父子同氣、暗知其死也と注し給へるは何事ぞ、天稚彦こそは不忠誠なる神にて在けれ、其父天國玉神何ぞ不忠を勸て降し給はむ、初は皇祖天神すは是壯士也、と言舉させ給へる程の御事にて渡らせ給へりし、其も同氣とにや)○遣疾風は、私記に疾風波也知と有り、釋に天孫本紀饒速日命の薨給へる所に、高皇產靈尊詔速風命、曰、我神御子饒速日命所使於葦原中國而有疑怪思耶、故汝能降可復白矣、于時速風命奉勅降來、當見神殞去座矣、即反上復命去(下略)と有を引て、兼方案、疾風者速風神也と有は然る事なり、通證に、波夜知猶東風訓古知也、倭名抄暴風、史記云暴風雷雨、漢語鈔云(八夜知又乃和木乃加世)今俗謂之波夜且と有るが如し、海宮遊行章第三一書に、又汝兄涉海時、吾必起迅風洪濤、令其沒溺辛苦矣、枕草紙八(四丁)に、名恐ろしき物波夜知、竹取物語に、迅き風吹き世界暗がりて云々、波夜氏も龍の吹かするなり、夫木十九に、波白む沖の波夜氏や強からし、生田が磯に寄する友舟、など見えたり、借此に舉戸致天とは有れども、速風神を使に立て、天稚彦の實に死れりや否其實を令察たるなり、風を使と爲る事古き諺と見えて、萬葉四(十三丁)額田王思近江天皇歌に、君待登、吾戀居者、我屋戸之、簾動之、秋風吹と有も、其便を得奉れる義なり、又鏡王女作歌に、風乎太爾、戀流波乏之、風小谷、

將來登時待者、何香將喚、と有るも右に同じかる可し、八(三十三丁)七夕歌に、風雲者、二岸爾、可欲倍杼母、吾遠嬌之(一云波之嬌乃)事會不通、十二(三十七丁)に、國遠見、念勿和備會、風之共、雲之行如、言者將通、十九(廿七丁)に、足日木、山河沮、風雲爾、言者雖通、二十(廿三丁)に伊倍加是波、比爾々々布氣等、和伎母古賀、伊倍其登母遲互、久流比等母奈之など見え、中古の歌物語に、風の使又風の便又風の傳など云る是なり、(但萬葉以下なる事古傳に依て其事を取て云るにこそ有けれ、實には然る事有るには非ず、虛詞を設て云へるながら、神代に其事の有りが故に云へるなれば、慥に證として違はざるなり、西蕃にも宋王が風賦に、夫風者天地之氣傳暢而至と見え、河圖帝通記に、風者天地之使也と云へれども、其も古傳の有るには非ず、同じく虛詞なる者なり)故其速風神の名義は、右に謂ゆる疾風の事にて、神功皇后元年御紀に時飄風忽起、御笠墮風、仁德天皇十一年御紀に、於是飄風忽起、引匏浚水など有り、和名抄に鷹文選詩云、回鷹卷高樹、兼名苑云鷹暴風、從下而上也、音焱(和名豆無之加世)と有る是なり、又廻毛、爾雅注云廻毛、一云旋毛(和名都無之)と見ゆ、此に依て通證十四に、毛詩に廻風爲飄と有るを引て、蓋都無之回旋之義也、旋毛云都無之、街衢云豆之、其義同と云はれたるは然る言なり、其引れたる仲正集に、散りぬると佗所へ勿遣そ色々の、木葉回らす谷の豆之風」と有るは、其言を釋せるが如し、神名式に出雲國意宇郡筑陽神社、同社坐波夜都武自和氣神社坐せり、其筑陽神社は、三代實錄に貞觀元年七月十一日甲子、出雲國無位陽坐志去日女命授從五位下と有るを、考證に按神名帳中無此神、疑陽上脫筑字、筑陽地名志去、日女命神名乎、按志、去日女者泉津醜女也、共以黃泉之神、筑陽神社列揖屋神社之列と有るは然る言なり、又其同社坐神は、文德天皇實